

阿 見 町 議 会 会 議 録

平成28年第 3 回定例会

(平成28年 9 月13日～10月 4 日)

阿 見 町 議 会

平成28年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	5 3
◎会期日程	5 4
◎第1号（9月13日）	5 7
○出席、欠席議員	5 7
○出席説明員及び会議書記	5 7
○議事日程第1号	5 9
○開 会	6 1
・会議録署名議員の指名	6 1
・会期の決定	6 1
・諸般の報告	6 2
・議案第82号（上程、説明、質疑、委員会付託）	6 3
・議案第83号（上程、説明、質疑、討論、採決）	6 5
・議案第84号から議案第87号（上程、説明、質疑、委員会付託）	6 7
・議案第88号から議案第92号（上程、説明、質疑、委員会付託）	7 0
・議案第93号から議案第100号（上程、説明、質疑、委員会付託）	7 3
・阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告	8 3
・議案第101号から議案第104号（上程、説明、質疑、委員会付託）	8 4
・議案第105号（上程、説明、採決）	8 5
・請願第3号（上程、委員会付託）	8 6
・請願第4号（上程、委員会付託）	8 6
○散 会	8 7
◎第2号（9月14日）	8 9
○出席、欠席議員	8 9
○出席説明員及び会議書記	8 9
○議事日程第2号	9 1
○一般質問通告事項一覧	9 2
○開 議	9 3
・一般質問	9 3
井田 真一	9 3

樋口 達哉	101
久保谷 充	103
海野 隆	130
野口 雅弘	150
○散 会	154
◎第3号（9月15日）	155
○出席，欠席議員	155
○出席説明員及び会議書記	155
○議事日程第3号	157
○一般質問通告事項一覧	158
○開 議	159
・一般質問	159
川畑 秀慈	159
石引 大介	178
永井 義一	187
吉田 憲市	197
栗原 宜行	206
難波千香子	229
・休会の件	254
○散 会	254
◎第4号（10月4日）	255
○出席，欠席議員	255
○出席説明員及び会議書記	255
○議事日程第4号	257
○開 議	259
・議案第82号（委員長報告，討論，採決）	259
・議案第84号から議案第87号（委員長報告，討論，採決）	263
・議案第88号から議案第92号（委員長報告，討論，採決）	266
・議案第93号から議案第100号（委員長報告，討論，採決）	270
・議案第101号から議案第104号（委員長報告，討論，採決）	277

・請願第 3 号（委員長報告，討論，採決）	2 7 9
・請願第 4 号（委員長報告，討論，採決）	2 8 0
・意見書案第 1 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	2 8 2
・意見書案第 2 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	2 8 4
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	2 8 6
○閉 会	2 8 8

第 3 回 定 例 会

阿見町告示第 2 1 6 号

平成 2 8 年第 3 回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 8 年 9 月 1 日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成 2 8 年 9 月 1 3 日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成28年第3回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第1日	9月13日	(火)	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月14日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	9月15日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第4日	9月16日	(金)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（総務所管分）
第5日	9月17日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	9月18日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	9月19日	(月)	休 会		・議案調査
第8日	9月20日	(火)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（民生教育所管分）
第9日	9月21日	(水)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（産業建設所管分）
第10日	9月22日	(木)	休 会		・議案調査
第11日	9月23日	(金)	午前10時	委員会	・総 務（議案審査）

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第11日	9月23日	(金)	午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第12日	9月24日	(土)	休 会		・議案調査
第13日	9月25日	(日)	休 会		・議案調査
第14日	9月26日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第15日	9月27日	(火)	休 会		・議案調査
第16日	9月28日	(水)	休 会		・議案調査
第17日	9月29日	(木)	休 会		・議案調査
第18日	9月30日	(金)	休 会		・議案調査
第19日	10月1日	(土)	休 会		・議案調査
第20日	10月2日	(日)	休 会		・議案調査
第21日	10月3日	(月)	休 会		・議案調査
第22日	10月4日	(火)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[9 月 13 日]

平成28年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成28年9月13日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教 育 長	菅谷道生君
監 査 委 員	橋本英之君
町長公室長	篠崎慎一君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
管財課長	飯村弘一君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
国保年金課長	柴山義一君
道路公園課長	大塚康夫君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	朝日良一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成28年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成28年9月13日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第82号 阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について

日程第5 議案第83号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第84号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第85号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第86号 阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について

議案第87号 阿見町立公民館条例の一部改正について

日程第7 議案第88号 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第89号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第92号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第93号 平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成27年度阿見町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第97号 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

	議案第 9 8 号	平成 2 7 年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 9 9 号	平成 2 7 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 1 0 0 号	平成 2 7 年度阿見町水道事業会計決算の認定について
日程第 9	議案第 1 0 1 号	国交都再第 5 - 1 号西郷地内排水路整備工事請負契約について
	議案第 1 0 2 号	国補下第 1 - 1 号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
	議案第 1 0 3 号	町道第 4 1 0 5 号線大室地内道路改良工事請負契約について
	議案第 1 0 4 号	大室地内堤脚水路改修工事請負契約について
日程第10	議案第 1 0 5 号	阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	請願第 3 号	教育予算の拡充を求める請願
日程第12	請願第 4 号	茨城県及び県内関係自治体に、「日本原電に対して東海第二原発の運転期間 2 0 年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願

午前１０時００分開会

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年第３回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思います。御了承ください。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第１，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

１６番 吉 田 憲 市 君

１７番 倉 持 松 雄 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第２，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る９月６日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成28年第３回定例会につきまして、去る９月６日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は６名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から10月４日までの22日間で、日程につきましては、本日、本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

２日目，９月14日は午前10時から本会議で一般質問，５名。

３日目，９月15日は午前10時から本会議で一般質問，６名。

4 日目、9 月 16 日は午前 10 時から決算特別委員会。総務常任委員会所管分でございます。

5 日目から 7 日目までは休会で議案調査。

8 日目、9 月 20 日は委員会で、午前 10 時から決算特別委員会。民生教育常任委員会所管分。

9 日目、9 月 21 日は委員会で、午前 10 時から決算特別委員会。産業建設常任委員会所管分。

10 日目は休会で議案調査。

11 日目、9 月 23 日は委員会で、午前 10 時から総務常任委員会。午後 2 時から民生教育常任委員会。

12 日から 13 日までは休会で議案調査。

14 日目、9 月 26 日は委員会で、午前 10 時から産業建設常任委員会。

15 日から 21 日までは休会で議案調査。

22 日目、10 月 4 日は最終日となりますが、午前 10 時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（紙井和美君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から 10 月 4 日までの 22 日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から 10 月 4 日までの 22 日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成 28 年第 3 回定例会招集しましたところ、議員の皆様方にはお忙しい中にもかかわらず、御出席をいただきましてありがとうございます。ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

それでは、早速であります。報告事項を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関

する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告をいたします。当町における平成27年度決算に基づく各比率につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりとなっております。なお、財政状況の黄色信号ともいえる早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準及び経営健全化基準は、お手元の報告書に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成27年度決算に基づく当町の各比率が全て基準以下となっており、健全段階にあると判断されますので、御報告を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第82号から議案第105号のほか、教育予算の拡充を求める請願、茨城県及び県内関係自治体に「日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願、以上26件であります。

次に、本日までに受理した陳情書は平成29年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願いの1件です。

内容は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者はお手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会・協議会等の活動状況はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成28年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月12日付で町長から報告がありました。

内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第82号 阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第82号、阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第82号の阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公共施設の管理運営について、民間の能力を活用しつつ、町民サービスの向上と経費の節減等が図れるものに対し、指定管理者制度が導入できるよう、全ての施設に共通する通則条例を制定するものであります。

制度の導入に当たっては、指定管理者の指定及び運用手続、本通則条例で定めた上で指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、その他必要な事項は施設ごとに個別条例で定めていくこととなります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8 番永井義一君。

○8 番（永井義一君） おはようございます。早速質問をしますけども、この82号のやつですね。指定管理者制度ということで、今回この通則条例と言うんですか。これが出ることによって阿見町の指定管理者制度ができるということなんですけども。今回この道の駅絡みでこれを提出したかと思うんですけども、それ以外にですね、いろいろ町の公共施設でのいろいろありますけども、町としてこの条例が通った後にですね、この指定管理者制度を設けるような予定っていうのはありますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。指定管理者制度につきましては、かつて約10年前にさかのぼるわけなんですけど、美浦村との合併協議が不調に終わった後、平成17年度に一度、指定管理者制度の導入について検討した経緯があります。

その際には、保育所、それから公民館、図書館、この3つの施設について、今後具体的に取組んでいく施設ということで位置づけて、行政改革大綱のほうにも位置づけまして、検討した経緯があります。

で、その後、この3つの施設については、検討したわけなんですけど、施設の老朽化、それから臨時職員が雇用が進んでいるというようなことで、制度の導入に当たってのメリット等が期待できないということで、導入のほうは実現に至っておりませんでした。

今回、道の駅に指定管理者制度を導入するということに当たりまして、通則条例を今回制定するわけですが、これについては、前回の検討から約10年経過しておりますので、改めて町内の施設、公の施設について導入が可能なかどうかについて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） はい、8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 9年、10年前ですか。ちょっと、私も議員になる前なんでね。その辺の流れはちょっとわからないんですけども、今回この指定管理者制度の中に、全協でもらった導入の背景と目的というところで、3つのね、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するとか、あと住民サービスの向上を図る、経費の節減を図る、この3つのね、3点が出てるわけなんですけども、実際、いろいろ見聞きしますと指定管理者制度、やはり公でやるのではなく、やはり個人のところでやるということは、やっぱり利益の追求というのはどうしても大きくなってしまう。そういったところが非常に大きな問題になってくると。後は安全面、やはりこれも利益を優先するために安全面をおろそかにしてしまう。その保育所の問題なんかでも、やっぱりそういったところが多いと思うんですよ。ですから、今、総務部長の話ですと、具体的にはないけども、将来的にはっていう話が今ありました。仮にそういったことがある場合はですね、ぜひともに慎重な検討して、もちろん議会に諮られると思うんですけども、そうしたところをお願いします。これは質問ではなく要請です。

○議長（紙井和美君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上、来る10月4日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第83号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第83号、阿見町医療福祉費支給に関する条例

の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第83号の阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は茨城県の補助事業で実施している医療福祉費支給制度が平成28年10月診療分から妊婦，妊産婦及び小児の所得制限を緩和することに伴い，所要の改正を行うものであります。当町におきましては，小児については，平成25年度から中学生までの所得制限を排して実施しておりますので，妊産婦の所得制限及び文言の整理等の改正を行うものであります。

以上，提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

8 番永井義一君。

○8 番（永井義一君） これは今日採決するやつですよ。だから，委員会付託はなく，今日の中でいいわけですね。じゃあ，質問します。いいですか。

この医療費の支給に関する条例の一部改正ということなんですけども，大丈夫ですか。全協でもらった資料なんかを見ると，茨城県のほうでこれを実施するということで，町のほうもあわしていると。今まで小児の部分での単独事業があった分が，今度は町，町じゃないや，県のほうでもね，なるということで，ここにこの斜線を引いた部分があるわけなんですけども，これによって町の負担分はどのぐらい軽減されるんですか。ちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えいたします。町の負担分，今まで議員おっしゃられたように，町のマル福と県のマル福で若干制度が違うところがございます。で，県のマル福につきましては，小児についてはね，小学校6年生まで，入院外来含めた全部。それから中学生については，入院分について県のマル福の対象ということで，県のほうの補助はこの対象は変わりません。所得制限のほうは，県のほうでは大幅に緩和されたということで，今まで県の対象にならなかった分，町のほうでは現在中学生までを，入院外来全てマル福で見えております。

その分，今度県の所得制限が緩和された分が，県のほうの補助対象に移行いたします。その分で，平成27年度，実績ベースでいきますと，今回，県のほうの補助の対象になれる部分が，年間ベースで1,800万円，補助率が2分の1でございますので，12カ月分ですと，約900万円の

増となります。ただし、今回については、今年度につきましては10月から、10月診療分からということになりますので、10月診療分から医療費のほうは、3－2ベースって言いまして、3月から2月分を年間の医療費でやってるんですね。ですので、今年度は10月診療分から2月診療分までの5カ月分ということになりますので、今年度で約375万円の歳入の増、県の補助金の増ということになります。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号については、会議規則第39条3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、日程第6、――失礼しました。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） それでは、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

議案第83号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第84号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第85号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第86号 阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について

議案第87号 阿見町立公民館条例の一部改正について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第84号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第85号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第86号、阿見町男女共同参画センター条例の一部改正につ

いて、議案第87号、阿見町立公民館条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案84号から議案87号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第84号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町道の駅指定管理者予定者選定委員会につきましては、道の駅について、公の施設の指定管理者制度に係る指定管理予定者の選定に係る審査に関すること等を行うために設置するものであります。

阿見町空き家等対策協議会につきましては、空き家等対策計画の作成に関する協議を行うために設置するものであります。

阿見町地域再生協議会につきましては、地域再生計画の実施に関し、必要な事項等について協議するために設置するものであります。

議案第85号の阿見町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。道の駅指定管理者予定者選定委員会委員、空き家等対策協議会委員及び地域再生協議会委員について、議案第84号による附属機関の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

議案第86号の阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について申し上げます。本案は、阿見町男女共同参画センターを利用者の利便性の向上等を図るため、阿見町立中央公民館内へ移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。

第87号の阿見町立公民館条例の一部改正について申し上げます。本案は、議案第86号の阿見町男女共同参画センターの移転先を阿見町立中央公民館内の談話室とするため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 議案第87号のですね、公民館条例の一部改正について、これについて

ちょっと質問いたします。

この中で全協でも説明があったようにですね、談話室に設置するという項目になっております。この談話室のほうなんですけども、今現在、中央公民館で談話室、私も何回か使ったことがあるんですけども、この談話室をですね、定期的に使っている、または定例的に使っているような団体はございますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を行います。

生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） それでは、私のほうからちょっと現場サイドの細かい部分になると思うんで、お答えしたいと思います。談話室の利用についてですね、主な社会教育団体としましては、手編みの会とか、手芸、あと絵手紙、あとポシェットの会、健康マージャンと、ちょっとした会議に使われているのが実情でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 何点か、会の名前言われましたけども、そこで定例的に使っているところ、定期的に月の第1日曜日だよとか、そういった定例的に使ってるところっていうのはありますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） 予約するのが1カ月前ということになってるんですが、定期的な利用っていうのは、特に聞いてはいません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっと4つの団体が、今の話にもありましたけれども、その定例的ではないということですね。實際上、年間ベースで構わないんですけども、どのぐらい利用されてますか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） それでは、お答えします。公民館の利用なんですけど、この条例に基づくものでございますが、2時間単位で1日使用されてます。9時から21時までなもんですから、6つのコマになりまして、6つのコマが月曜日休みですから、週に6日としまして、1年52週と仮定しますと、1,872コマでございますが、そのうち談話室の利用、年間コマ数は、昨年、中央公民館が耐震補強で8月から12月まで使えなかったんですが、26年のデータから申し上げますと、736コマということで、稼働率としましては約4割程度と

いうことでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） よろしいでしょうか、はい。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号から議案第87号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、民生教育常任委員会では付託案件を審査の上、来る10月4日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第88号	平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第89号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第90号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第91号	平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第92号	平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、議案第88号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第89号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第90号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第92号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第88号から第92号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第88号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に5,067万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ170億7,265万6,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では、交付額の確定により、減収補填特例交付金を増額。

第15款国庫支出金では、総務費国庫補助金で、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金を新規計上するほか、個人番号カード交付事務費補助金を増額。

第16款県支出金では、民生費県補助金で、医療福祉支給制度の改正に伴い医療費補助金を増額。農林水産業費県補助金で町農産物のブランド化等にかかわる産地改革チャレンジ事業費補助金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では、農林水産業費雑入で、農地集積総合支援事業委託金を増額。教育費雑入で、認定こども園に係る過年度施設型給付費返還金を新規計上。

第22款町債では、起債限度額の確定等により、社会資本整備総合交付金事業債及び臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出について主なものを申し上げます。

第2款総務費では、電子計算費で、地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金を活用し、町情報システムの強靱性向上にかかわるシステム改修費を増額。町民活動推進費で、男女共同参画センターの移転にかかわる経費等を新規計上。地域安全対策費で、空き家等対策協議会の設置にかかわる委員報酬を新規計上。道の駅整備推進費で、指定管理者予定選定委員会の設置に係る委員報酬等を新規計上。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、介護保険特別会計の業務量増に伴い、事務費等繰出金を増額。老人福祉費で、制度利用者の増に伴い、外出支援サービス事業補助金を増額。医療福祉費で、平成28年10月から小児及び妊婦等の医療福祉費支給制度の所得制限が緩和されることに伴い、マル福受給者証の再交付等にかかわる経費を増額。

第5款農林水産費では、農業振興費で、茨城県の補助制度を活用し、町農産物のブランド化、六次産業化による付加価値向上と需要開拓に向け、意欲ある経営体の取り組みを支援するための産地改革チャレンジ事業補助金を新規計上。農地費で、農業集落排水事業の経営戦略策定に伴い、同特別会計繰出金を増額。

第6款商工費では、商工振興費で、計画が具体化したヤーコンを活用した漬物の新商品開発を支援するための補助金を増額。

第7款土木費では、街路事業費で、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の交差点協議等に係る設計委託料を増額。

第8款消防費では、常備消防費で、額の確定に伴い、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費分賦金を増額。

第9款教育費では、事務局費で、認定こども園支援事業に係る国庫支出金等返還金を新規計上。文化事業費で、埴不動尊のタブの木の倒木予防に係る経費を新規計上。予科練平和記念館で、故障したプロジェクターの交換に係る備品購入費を増額。

4ページの第2表、地方債補正については、額の確定等により社会資本整備総合交付金事業債及び臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第89号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に75万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ61億8,992万9,000円とするものであります。

その内容としましては、平成30年度の国民健康保険制度改革に向けたシステム改修に係る経費を増額するもので、その財源調整のため、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を新規計上するものであります。

次に、議案第90号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に1,970万を追加。歳入歳出それぞれ22億9,933万9,000円とするものであります。

その内容としましては、下水道事業費で、社会資本整備総合交付金を活用し、荒川本郷地区の管路設計費及び舗装復旧工事費を増額するもので、その財源調整のため、社会資本整備総合交付金前年度繰越金及び公共下水道事業債を増額するものであります。

3ページ、第2表。地方債補正につきましては、公共下水道事業債を増額するものであります。

次に、議案第91の農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に97万2,000円を追加。歳入歳出それぞれ1億7,534万円とするものであります。

その内容としましては、農業集落排水事業の高資本費に対し、普通交付税措置を受けるため、措置基準である経営戦略策定にかかわる業務委託料を新規計上するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものであります。

次に、議案第92号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に164万9,000円を追加。歳入歳出それぞれ30億493万2,000円とするものであります。

その主な内容としましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る業務量の増加に伴い、時間外勤務手当を増額。地域支援事業支援交付金の実績精算に伴い、国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源調整のため、事務費等一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案５件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第88号から議案第92号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月４日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第 9 3 号	平成 2 7 年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 4 号	平成 2 7 年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 5 号	平成 2 7 年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 6 号	平成 2 7 年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 7 号	平成 2 7 年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 8 号	平成 2 7 年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 9 号	平成 2 7 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 1 0 0 号	平成 2 7 年度阿見町水道事業会計決算の認定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第 8，議案第93号，平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について，議案第94号，平成27年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第95号，平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第96号，平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第97号，平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第98号，平成27年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第99号，平成27年度阿見町

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号、平成27年度阿見町水道事業会計決算の認定について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第93号から第99号までの、平成27年度一般会計歳入歳出の決算及び平成27年度国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案いたします。

議案第100号、平成27年度水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案をいたします。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長が御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） それでは、平成27年度阿見町一般会計、特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月22日及び8月4日から8月18日までの間の延べ5日間審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金化不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

平成27年度各会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し、審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、柴原監査委員とともに、決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之と同じく柴原成一。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第93号について説明を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） それでは、主要施策の成果及び予算執行実績報告書を御用意ください。

議案第93号、平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページから3ページになります。なお、括弧書きについては省略させていただきます。

平成27年度一般会計の決算額は、歳入総額158億6,964万8,000円、歳出総額150億1,436万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については2億6,320万3,000円の増、歳出については1億60万5,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は8億5,528万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として1億7,364万2,000円を充てると、実質収支は6億8,164万4,000円となり、前年度と比較し、2億17万円の増となりました。

歳入の増額の主なものについては、町税が決算額74億5,515万3,000円で、2,708万7,000円の増、地方消費税交付金が決算額8億2,157万9,000円で、3億65万円の増、自動車取得税交付金が決算額3,341万6,000円で1,375万3,000円の増、繰入金が決算額7億4,458万4,000円で6億2,293万3,000円の増となりました。

減額の主なものについては、地方交付税が決算額7億7,796万4,000円で3,614万2,000円の減、国庫支出金が決算額16億4,869万5,000円で2億8,956万5,000円の減、繰越金が決算額6億9,268万8,000円で1億3,795万7,000円の減、町債が決算額13億9,470万円で2億6,880万円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容については、まず、町税では、町民税で、法人町民税が1億7,642万4,000円の減となる一方、固定資産税で、企業の設備投資の増に伴う償却資産2億4,202万4,000円の増などにより、増額となりました。

地方消費税交付金では、地方消費税率の引き上げの影響により増額となりました。

地方交付税では、普通交付税2,621万3,000円の減、特別交付税992万9,000円の減により減額となりました。

国庫支出金では、認定こども園の開園に伴う施設型給付費負担金2億1,199万6,000円の皆増、防災行政無線放送施設整備に係る民生安定施設整備事業補助金2億9,974万円の減、学校施設改修等に係る学校施設環境改善交付金1億5,249万3,000円の減、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金6,029万3,000円の皆減などにより、減額となりました。

県支出金では、認定こども園の開園に伴う施設型給付費負担金 1 億3,029万9,000円の皆増、民間保育所整備等に係る安心こども支援事業費補助金 1 億2,594万7,000円の皆減、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金2,463万4,000円の皆減、国勢調査事務委託金1,697万6,000円の皆増などにより、増額となりました。

繰入金では、財政調整基金繰入金 5 億4,856万円の皆増、公共公益施設整備基金繰入金 1 億2,193万2,000円の皆増などにより、増額となりました。

繰越金では、繰越事業費等充当財源繰越額 1 億4,691万7,000円の増、準繰越金 2 億8,487万4,000円の減により、減額となりました。

町債では、防災行政無線整備事業債6,190万円の減、社会資本整備総合交付金事業債 1 億70万円の減、学校施設耐震化事業債 1 億600万円の皆減、臨時財政対策債8,260万円の減などにより、減額となりました。

次に、歳出の目的別決算について、まず議会費では、議員報酬関係経費458万9,000円の増などにより、議会費全体の決算額は 1 億5,247万1,000円で、510万6,000円の増となりました。

総務費では、道の駅整備推進事業4,084万3,000円の皆増、行政情報ネットワーク運営事業3,879万7,000円の減、防犯灯LED化整備事業8,592万1,000円の皆減、防災行政無線放送施設整備事業 3 億5,911万1,000円の減などにより、総務費全体の決算額は19億4,008万5,000円で、3 億1,756万2,000円の減となりました。

民生費では、後期高齢者医療特別会計繰出金4,765万2,000円の増、保育所維持管理費9,976万4,000円の増、保育所整備事業 1 億3,353万4,000円の減、放課後児童施設整備事業6,895万2,000円の増などにより、民生費全体の決算額は48億7,241万5,000円で、3 億830万6,000円の増となりました。

衛生費では、保健衛生事務費 1 億129万8,000円の増、霞クリーンセンター維持管理費2,542万9,000円の増、さくらクリーンセンター維持管理費3,258万4,000円の減、牛久市・阿見町斎場組合負担金2,488万円の増などにより、衛生費全体の決算額は12億1,921万4,000円で、1 億3,084万7,000円の増となりました。

農林水産業費では、被災農業者向け経営体育成支援事業 1 億956万円の皆減、農地集積総合支援事業3,098万7,000円の増、農業集落排水事業特別会計繰出金1,870万8,000円の減などにより、農林水産業費全体の決算額は 2 億7,854万4,000円で、9,385万9,000円の減となりました。

商工費では、商工振興事業4,331万7,000円の増、阿見町東部工業団地阿見吉原地区企業誘致事業 2 億5,277万9,000円の増、湖まちづくり推進事業3,982万円の減などにより、商工費全体の決算額は 5 億3,596万6,000円で、2 億5,368万8,000円の増となりました。

土木費では、道路橋梁維持補修事業6,249万9,000円の増、道路新設改良事業5,116万4,000円

の増、公園緑地整備事業 2 億1,681万7,000円の減、都市排水路整備事業3,742万5,000円の増などにより、土木費全体の決算額は19億2,982万1,000円で、4,896万8,000円の減となりました。

消防費では、消防広域化に伴う職員給与関係経費 5 億238万1,000円の皆減、消防費分賦金に伴う常備消防事業 5 億1,454万4,000円の増などにより、消防費全体の決算額は 6 億4,473万8,000円で、9,779万4,000円の減となりました。

教育費では、認定こども園支援事業 1 億7,419万円の皆増、小学校施設整備事業 2 億6,567万8,000円の減、中学校施設整備事業 2 億3,493万6,000円の増、公民館維持管理費 1 億9,940万円の増などにより、教育費全体の決算額は20億9,831万6,000円で、2 億3,801万円の増となりました。

公債費では、元金償還費1,890万3,000円の増、利子償還費1,472万3,000円の減により、公債費全体の決算額は12億9,638万8,000円で、417万9,000円の増となりました。

諸支出金では、公共公益施設整備基金費 3 億236万8,000円の減などにより、諸支出金全体の決算額は4,640万4,000円で、2 億8,134万8,000円の減となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が63億2,141万3,000円で 1 億6,298万5,000円の減となり、歳出総額の42.1%を占め、その内訳については、人件費が消防広域化に伴う常備消防職員人件費の皆減などにより、4 億7,242万9,000円の減、扶助費が認定こども園の開園に伴う施設型給付費の増などにより、3 億526万5,000円の増、公債費が臨時財政対策債償還元金の増などにより、417万9,000円の増となりました。

物件費については、備品購入費で、防犯灯LED化整備事業に係る機器購入費の皆減などにより、1,356万円の減、委託料で、町営住宅修繕費等委託料の増などにより、2,241万1,000円の増、その他で、仮設校舎借上料の増などにより、3,190万7,000円の増となり、4,131万6,000円の増となりました。

普通建設事業費については、防災行政無線放送施設整備事業 3 億5,911万1,000円の減、公園緑地整備事業 2 億1,776万9,000円の減、小学校施設整備事業 2 億7,848万4,000円の減などにより、5 億7,559万円の減となりました。

維持補修費については、道路橋梁維持補修事業1,217万円の減などにより、2,089万9,000円の減となりました。

補助費等については、阿見東部工業団地阿見吉原地区企業誘致事業 2 億5,264万5,000円の増、消防費分賦金に伴う常備消防事業 5 億3,852万2,000円の増などにより、10億3,285万9,000円の増となりました。

積立金については、公共公益施設整備基金積立金 3 億236万8,000円の減などにより、2 億8,134万8,000円の減となりました。

繰出金については、保険基盤安定繰出金5,304万4,000円の増、療養給付費等負担金繰出金4,492万6,000円の増などにより、6,561万7,000円の増となりました。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。詳細につきましては、主要施策の成果及び予算執行実績報告書の4ページから44ページ及び決算書の8ページから397ページを御参照ください。

以上で終わります。

○議長（紙井和美君） ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議の再開は午前11時10分いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第94号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 続きまして、議案第94号、平成27年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の45ページから48ページを御参照いただきたいと思います。

平成27年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額64億6,858万9,000円、歳出総額59億6,450万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については6億9,407万6,000円の増、歳出については7億9,790万7,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は5億408万5,000円となり、1億383万1,000円の減となりました。

始めに、歳入の主なものについては、国保税が決算額11億9,400万4,000円で、前年度と比較し、4,645万8,000円の減、国庫支出金が決算額11億5,244万1,000円で、1億2,925万6,000円の減、療養給付費等交付金が決算額2億1,279万9,000円で、456万3,000円の増、前期高齢者交付金が決算額13億2,575万7,000円で、2億250万5,000円の増、県支出金が決算額2億8,797万6,000円で、149万3,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額35億716万3,000円で、5,444万4,000円の増、後期高齢者支援金等が決算額7億4,199万3,000円で、1,160万5,000円の増、介護納付金が決算額2億8,035万円で、1,785万8,000円の減、共同事業拠出金が決算額12億5,398万円で、

7億4,552万8,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の399ページから441ページを御参照いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第95号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、私のほうから、まず議案第95号、平成27年度公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明をいたします。主要施策の成果及び予算執行実績報告書の49ページから52ページをごらんください。

平成27年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額25億5,065万6,000円、歳出総額24億9,864万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については2億84万7,000円の減、歳出につきましては1億5,065万1,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は5,201万円で、翌年度へ繰り越すべき財源として、2,800万4,000円を充てると、実質収支額は2,400万6,000円となり、前年度と比較し、6,067万3,000円の減となりました。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金が決算額611万6,000円で、494万9,000円の増、使用料及び手数料が決算額6億7,421万円で、2,656万8,000円の減、国庫支出金が決算額5億7,100万6,000円で、7,721万3,000円の減、県支出金が決算額1億9,554万9,000円で、8,365万4,000円の減、繰入金が決算額5億7,965万9,000円で、1,005万円の減、町債が決算額3億9,710万円で、760万円の減となりました。

歳出の主なものにつきましては、下水道費が環境維持管理費で決算額6,900万9,000円で、1,099万6,000円の増、公共下水道整備事業で決算額12億984万7,000円で、1億6,594万1,000円の減などにより、決算額17億9,308万4,000円で、1億5,978万3,000円の減となりました。

また、公債費につきましては、決算額7億556万2,000円で、913万2,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明をいたしました。詳細につきましては、決算書の442ページから466ページを御参照ください。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第96号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、引き続きまして、議案第96号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計決算の概要について御説明いたします。主要施策の成果及び予算執行実績報告書の53ページから55ページをごらんください。

平成27年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額2,090万、歳出総額1万8,000円

となり、前年度と比較し、歳入については7,515万2,000円の減、歳出については7,649万9,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は2,088万2,000円となり、前年度と比較し、134万7,000円の増となりました。

歳入の主なものにつきましては、財産収入が決算額2,000円で899万円の減、繰越金が決算額1,953万5,000円で、6,573万円の減、諸収入が決算額136万2,000円で、43万2,000円の減となりました。

歳出につきましては、事業費が決算額1万8,000円で、149万9,000円の減、諸支出金が決算額7,500万円の皆減となりました。

以上、決算の概要について御説明をいたしました。詳細につきましては、決算書の468ページから479ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第97号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、引き続きまして。議案第97号、平成27年度農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明をいたします。主要施策の成果及び予算執行実績報告書の57ページから59ページをごらんください。

平成27年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額1億6,539万3,000円、歳出総額1億4,933万8,000円となり、前年度と比較し、歳入については194万4,000円の減、歳出につきましては366万円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は1,605万5,000円となり、前年度と比較し、171万6,000円の増となりました。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金が決算額149万7,000円で、122万3,000円の増、使用料及び手数料が決算額2,458万3,000円で、100万5,000円の増、県支出金が決算額1,153万円で576万3,000円の減、繰入金が決算額9,377万4,000円で、1,526万6,000円の減、諸収入が決算額417万1,000円で、253万6,000円の増、町債が決算額1,550万円の皆増となりました。

歳出の主なものにつきましては、管理費が決算額6,558万円で、140万9,000円の減、公債費が決算額7,275万2,000円で、307万6,000円の増、積立金が決算額1,100万6,000円で、532万7,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明をいたしました。詳細につきましては、決算書の480ページから503ページを御参照ください。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（紙井和美君） 次に、議案98号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第98号、平成27年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。主要施策の成果及び予算執行実績報告書の61ページから65ページを御参照いただきたいと思います。

まず、制度施行から16年目を迎えた平成27年度の施行状況ですが、要介護認定者は制度施行直後の平成12年4月末の491人から平成28年3月末では1,689人と、3.4倍に増加しております。これに伴いまして、サービス利用者数も増加し、保険給付費は前年に比べて3.4%の増となっております。

このような状況を反映し、平成27年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額29億2,874万2,000円、歳出総額28億4,466万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については2億1,355万4,000円の増、歳出については1億7,271万6,000円の増となり、その結果、歳入歳出差し引き額は8,408万円で、前年度と比較し、4,083万8,000円の増となりました。

歳入の主なものについてでございますけれども、保険料が65歳以上の第一号被保険者数の増加及び保険料の改正に伴い、決算額7億5,525万7,000円で、1億4,838万7,000円の増、国庫支出金が介護給付費負担金の増により、決算額5億6,509万円で、4,174万7,000円の増、支払基金交付金が決算額7億4,231万4,000円で、732万8,000円の増、県支出金が決算額4億1,360万1,000円で、2,133万3,000円の増、繰入金が決算額4億554万8,000円で、889万5,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等の伸びにより、決算額26億4,372万1,000円で、8,643万1,000円の増、平成26年度に借り入れた財政安定化基金への償還金として、財政安定化基金拠出金が533万4,000円の皆増、地域支援事業は、権利擁護事業費及び包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の増により、決算額5,334万1,000円で、1,552万8,000円の増、基金積立金は7,636万7,000円を積み立てすることができました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては、決算書の505ページから549ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明は終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第99号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 続いて、議案第99号、平成27年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。主要施策の成果及び予算執行実績報告書の67ページから69ページを御参照いただきたいと思います。

平成27年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額 7 億6,736万3,000円、歳出総額 7 億6,563万円となり、前年度と比較し、歳入については5,657万1,000円の増、歳出については 5,621万1,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は173万3,000円となり、36 万円の増となりました。

歳入の主なものについては、保険料が決算額 3 億419万6,000円で、前年度と比較し、1,185 万7,000円の増、繰入金が決算額 4 億5,367万3,000円で、4,765万2,000円の増となりました。

また、歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が決算額 7 億 3,036万9,000円で、5,796万1,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の551ページから567ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第100号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第100号、平成27年度阿見町水道事業会計決算について御説明をいたします。阿見町歳入歳出決算書の583ページをお開き願います。

よろしいでしょうか。まず、給水件数は、前年度の 1 万5,970件から265件増の 1 万6,235件。

給水人口は、前年度の 4 万679人から23人増の 4 万702人となりました。

年間総配水量は416万5,700立方メートルで、前年度より25万2,304立方メートル減少し、また、普及率は前年度より0.2ポイント増えて、85.8%となりました。

収益的収支は、水道事業収益11億8,807万5,858円に対し、水道事業費用 9 億8,126万324円となり、1 億7,424万6,491円の純利益となりますが、純利益のうち9,683万3,578円につきましては、長期前受金戻入分となりますので、戻入分を除いた7,741万2,913円が積立可能額となります。

事業収益中の主なものは、給水収益の 9 億9,324万3,351円で、全体の83.6%を占めております。

事業費用中の主なものは、受水費の 3 億4,084万3,807円で全体の34.7%を占めております。

次に、資本的収支であります。資本的収入 2 億1,198万7,400円に対し、資本的支出は 4 億 7,738万4,964円となり、資本的支出の主なものは、施工管理及び実施設計委託料6,537万6,012 円、工事請負費 3 億8,090万5,600円、企業債償還金2,803万3,010円であります。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の574ページから599ページを御参照ください。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（紙井和美君） これより質疑を行います。

なお、本案８件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号から議案第100号については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員は、全員協議会室において、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は決算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第再開いたします。

午前１１時３０分休憩

午前１１時４３分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（紙井和美君） 決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（吉田衛君） それでは、御報告いたします。決算特別委員会の委員長は佐藤幸明議員、同じく副委員長は永井義一議員です。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 以上で、決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る10月４日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第101号 国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について
議案第102号 国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
議案第103号 町道第4105号線大室地内道路改良工事請負契約について
議案第104号 大室地内堤脚水路改修工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議案第101号、国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について、議案第102号、国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について、議案第103号、町道第4105号線大室地内道路改良工事請負契約について、議案第104号、大室地内堤脚水路改修工事請負契約について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第101号の国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、西郷地区の排水路整備を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成29年3月31日までであります。工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

議案第102号の国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、荒川本郷地区の調整池整備を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成29年3月31日までであります。工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

議案第103号の町道第4105号線大室地内道路改良工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、大室地区の霞ヶ浦公園に隣接する道路の改良工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成29年3月31日までであります。工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

議案第104号の大室地内堤脚水路改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、大室地区の霞ヶ浦湖岸に隣接する堤脚水路の改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成29年3月31日までであります。工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案4件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第101号から議案第104号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月4日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第105号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第10、議案第105号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第105号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについて提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年9月30日に任期満了となる教育委員会委員の中島雅己氏を再任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。同氏は人格・識見ともにすぐれ、また、地域住民からの信頼も厚く、児童生徒の保護者でもあることから、委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号については、原案どおり同意することに決しました。

請願第3号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（紙井和美君） 次に、日程第11、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月4日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第4号 茨城県及び県内関係自治体に、「日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願

○議長（紙井和美君） 次に、日程第12、請願第4号、茨城県及び県内関係自治体に、「日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月4日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午前 11時53分散会

第 2 号

[9 月 14 日]

平成28年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月14日（第2日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教 育 長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
国体推進室長	建石智久君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
管財課長	飯村弘一君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
交通防災課長	白石幸也君
環境政策課長	柳生典昭君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	石神和喜君
健康づくり課長	篠山勝弘君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	大塚康夫君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成28年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成28年9月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成28年第3回定例会

一般質問1日目（平成28年9月14日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 井田 真一	1. 阿見町プラチナタウン基本構想について	町 長
2. 樋口 達哉	1. 防災専門官（仮称）の配置について	町 長
3. 久保谷 充	1. 防災対策の強化について	町 長
	2. 2019年茨城国体のセーリング競技の準備進捗状況と実行予算について	町 長
	3. 道の駅整備に対する課題はないのか	町 長
4. 海野 隆	1. 本庁舎LED寄贈に係る寄附受入れの条例や取り扱いを定める要綱，基準等を整備する必要があると考えるかどうか	町 長
	2. 原子力災害に伴い発生した指定廃棄物の保管の現状及び保管強化策の必要性について	町 長
	3. 少子化対策としての不妊症治療への助成内容，助成額拡大を図るべきではないか	町 長
	4. 骨髄ドナーの負担軽減を図りドナー登録者の飛躍的拡大を図るべきであると考えているかどうか	町 長
5. 野口 雅弘	1. コミュニティ助成事業について	町 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、3番井田真一君の一般質問を行います。

3番井田真一君の質問を許します。登壇願います。

〔3番井田真一君登壇〕

○3番（井田真一君） 皆さん、おはようございます。

私はさきの3月の町議会議員の選挙で初当選させていただきました。選挙期間中は、若い力・行動力ということを強みに訴えさせていただきましたので、今回当選させていただいて先輩の議員の方たちの経験に学びながら、ともに私の特徴を活かして議会を活性化させていただければと思っております。新人議員ではありますが、町民に付託された議員として精いっぱい頑張っていりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前置きはこれぐらいにいたしまして、通告に従い阿見町プラチナ基本構想について質問させていただきます。

6月の全員協議会において、阿見町プラチナ基本構想の工程が示されました。また、先日新聞報道や協議会でも報告がありましたが、あみプラチナタウン事業が内閣総理大臣より8月30日付で、地域再生法に基づく生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用した初の地域再生計画の認定を受けたということで、我が阿見町が日本版CCRC、アクティブシニアの移住による地域再生のファーストランナーとして進んでいることをとてもうれしく思っています。

先日報告があったので、答弁に重複してしまうところもあるかもしれませんが、幾つかお伺いさせていただきます。

1点目、現在の進捗状況はどうなっていますか。

2点目、当構想の基本軸に東京からのアクティブシニアの移住がありますが、年をとって移住者の方々が要介護状態になったときに、阿見町の財政負担はどのような影響が考えられますか。

3点目、アクティブシニアの移住受け入れは、町の活性化にどうつながるのか。また、これに伴う経済効果はどのように想定されていますか。

4点目、現在保育園の新設計画も進んでいます。このあみプラチナ事業と関連づけることで、子育て支援における他の自治体との差別化、例えば保育士・保護者に加えてさまざまなキャリアを持つアクティブシニアの活用により、より豊かな保育の実現が可能となると思いますが、そのような関係し得る個々の計画を、戦略的に組織横断で行うお考えはありますか。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

井田議員の阿見町プラチナタウン基本構想についての質問にお答えをいたします。

何かファーストランナーという、都民がファーストという、何か今の時流に合った言葉だなというそういう感じをしました。

1点目の、現在の進捗状況はどうなっているのかについてであります。先ほども重複するということですが、重複をお許し願いたいと思います。

あみプラチナタウン事業については、8月30日付で地域再生法に基づく地域再生計画の内閣総理大臣認定を受けることができました。今後のスケジュールは、あみプラチナタウン事業の実施主体となる地域再生推進法人を公募型プロポーザル方式により選定し、地域再生法に基づく指定を行います。町がその地域再生推進法人と連携して、あみプラチナタウン事業の実施計画案の策定に取り組むこととなります。

2点目の、当構想の基本軸に東京からのアクティブシニアの移住がありますが、歳をとって移住者の方々が要介護状態になったときに、阿見町の財政負担はどのような影響が考えられるのかについてであります。

あみプラチナタウン事業で整備予定のサービス付き高齢者向けの住宅は、介護保険制度の住所地特例の対象施設となりますので、65歳以上の高齢者が移住してきた場合には、介護保険並

びに医療保険に係る費用負担は転入前の市区町村が負担することとなります。しかし、65歳未満で移住してきた場合には、その人が後年に要介護状態となった場合には、住所地特例の対象外となり一般住民と同様に町が費用負担をすることになります。

このように、65歳未満の移住者については特例の対象外となってしまいますが、移住してきた中高年齢者が全員が将来要介護状態となるわけではなく、そういったデメリットよりも、アクティブシニアの移住による経済効果や地域づくりに関するメリットのほうが高いと考えております。

3点目の、アクティブシニアの移住受け入れは町の活性化にどうつながるのか、またこれに伴う経済効果はどのように想定されるのかについてであります。

あみプラチナタウン事業では、主に東京圏からのある程度所得の高いアクティブシニアの移住を想定していますので、地域消費の喚起や住民税の収入増が見込まれます。これらによって、経済効果を数値的に算出することはなかなか難しい話となりますが、こういった直接的な収入増の話よりも、あみプラチナタウン事業を実施することは、単に高齢者向け施設の整備を行うということのみならず、移住してきたアクティブシニアが地域社会に溶け込み、地元住民や子供・若者など多世代と交流し社会参加する、これから求められる生涯活躍のまちづくりを推進していくきっかけづくりになるということであります。

あみプラチナタウンへの移住者は、社会参加への意欲の意識が高いアクティブシニアが多いであろうと想定していますし、またそのような方々の移住を期待しております。アクティブシニアが、この地域において仕事や社会活動に積極的に参加し、自らが地域を支える一員として活躍していくことで、この地区に限らず町全体に生涯活躍のまちづくりの機運が高まること期待しております。

4点目についてですが、アクティブシニアはこれまでの仕事や社会活動で豊富なキャリアを活かし、子育てや介護支援などさまざまな分野で、サービスの担い手として社会参加できる分野はいろいろ考えられると思いますが、アクティブシニアの社会活動への参加を促進するためには、活動リーダーの育成、活躍できる場に関する情報の提供や、マッチングの支援を行うことが必要だと考えております。

あみプラチナタウン事業による生涯活躍のまちづくりを進めるためには、関係組織間の連携が必要となりますので、まずは役場内部の組織連携から進めていきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。御答弁ありがとうございました。

それでは、幾つか再質問させていただきます。

1点目ですが、御答弁に地域再生推進法人を指定とありました。以前の全員協議会の報告で

は、地域再生推進法人をこの秋に指定し、官民一体となって当該事業を推進していくことが示されましたが、具体的な今後のスケジュールはどうなっていますか。

また、日本中でも地域再生推進法人に指定されたところは数カ所で、余り事例がないと思いますが、地域再生推進法人の役割はどこまでとお考えですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。まず1点目のスケジュールでございますけれども、運営推進機能を担う地域再生推進法人の、まず募集のスケジュールについてでございますけれども、現時点では、概要としましては10月上旬——来月上旬に公募型のプロポーザル方式による事業者の募集要項を公表を予定をしております。公募型のプロポーザルということで参加者を募りまして、応募の事業者は、町のほうで定めた要件に対しましてですね、締め切り日までに提案をいただきまして、その内容を町のほうで審査いたしまして、総合的に評価をして地域再生法人となる事業者を選定してまいりたいというふうに考えてございます。

その後ですね、事業者の選定が終わった後、地域再生推進法人の指定ができるのは12月ぐらいになるのではないかと。募集要項、公募した後やはり応募者のほうからいろいろ提案を考えていただくのに、ある程度の時間を要すると思いますので。その後、これからスケジュールのほうは、また今後の全員協議会で詳細については御説明をさせていただきたいと思いますが、詳細決まり次第、また全協のほうで御説明いたしますが、ある程度の期間を置いての指定ということになりますので、12月上旬ということになるかと思います。

その後、運営推進法人が指定できたら、運営推進法人も含めた地域再生協議会を開催いたしまして、その提案の内容に基づいていろいろ推進協議会のメンバーの方——いろいろな方面の方から御意見をいただきながら、「生涯活躍のまち」の形成事業計画、これを今年度中に作成をしていくということになります。

それからもう1点ですが、地域再生法人でございますけれども、基本的には地域再生法人は「生涯活躍のまち」、阿見町のプラチナタウンをつくる上において、いわゆるコーディネーター的な役割ということで、一言で言うと運営を推進する法人ということになります。で、こちらが中心となっていていろいろな計画、例えばコミュニティーづくりというようなことで、例えば運営推進法人の中にコーディネーターを設置して、生涯活躍のプログラムをつくっていくとか、そういう、何と申しますか、ハードだけではなくてですね、どちらかというとそういうコミュニティー的なところで中心的な役割を果たしていただく。その運営推進法人と町、それから関係者が連携をしながらよりよいまちづくりをつくっていただくということで、本当に中心的な役割を果たしていただくものと考えております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。本当、日本でも初めての生涯活躍のまち形成事業での認定ということで、新しいことで、これから決めていくことがかなり多いと思いますので、新しい事業を進めていくと何かとスケジュールがおくれることもありますけれども、今聞いたところによるとスケジュールどおりに進んでるということで、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは2点目ですが、サービス付き高齢者住宅でも種類によって住所地特例を使えない場合があるということを聞いておりましたが、今回は適用になるということで、65歳以上であれば町の財政負担ならないということで安心しました。ただ、シニア層の移住ということで、地域住民からは介護保険等の町の財政負担増になるのではないかと不安の声も聞かれます。移住してきた方々がうまく地域社会に溶け込むには、事前に地域住民の理解や受け入れ姿勢が大切になると思いますが、住民への説明・情報発信などはどのように行っていくお考えがありますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。住民の方への説明ということでよろしいですかね。

阿見町のプラチナタウン、いわゆる日本版C C R Cの事業でございますけども、なかなか一般の皆さんには聞きなれない事業ということでございまして、実際に整備される施設とか概要の絵といいますか、計画を見てみないとなかなか事業に対するイメージが湧かないんじゃないかなというふうに考えてございます。

で、先ほど御説明しましたけども、事業者提案に基づいて町のほうで地域「生涯活躍のまち」形成事業計画、これから策定していきますけども、具体的な事業スケジュールそれから整備する施設のイメージ、内容的にはサービス付き高齢者住宅がアクティブシニアの受け入れということになりますけども、その他いろいろなコミュニティー施設ですとか介護関係の施設とかも想定しておりますので、そういうイメージ図などがお示しできる準備が整い次第、地域住民の皆さんに対しても、説明会の開催等について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにせよ「生涯活躍のまち」の基本コンセプトの1つには、地域住民多世代との協働ということが示されております。移り住んだ中高年齢者——アクティブシニアというふうに呼んでございますが、地域社会に溶け込むようなまちづくりを阿見町プラチナタウンでは目指してございます。

で、「生涯活躍のまち」構想ですけれども、入居者の方が地域社会と遊離することなく——その入居者の方だけちょっと別というわけではなく、遊離することなく積極的に地域に溶け込んで、子供たちや若者など多世代と協働ができる、そういうような環境整備を行うことが必要

であるというふうに考えてございます。

「生涯活躍のまち」構想、それと町それから全国でも進めておりますけども、地域ケアシステムの構想に向けた施策がですね、連携してできる、展開されるということになれば、入居者の方とそれから地域の住民の方に対する各種サービスが一体的に提供されまして、それによって入居者と地域社会との交流が一層高まりまして、相互に刺激を与え合い協働する環境づくりがさらに推進していくのではないかとというふうに期待をしているところでありますし、町としてもそこを目指しているところでございます。

○議長（紙井和美君） 3 番井田真一君。

○3 番（井田真一君） はい、ありがとうございます。

入る前に、やはりいろいろな調整っていうのがないと、なかなかもともと住んでらっしゃる方の不安というのが出てくるところもあると思いますので、せっかくのすばらしい試みなので、ちょっとしたね、ボタンのかけ違いでマイナスにとられてしまわないよう、ぜひ住民の理解・協力を得て進めていただければと思います。

続いて、3 点目について再質問させていただきます。

御答弁いただいた内容から、所得のある程度高いアクティブシニア層の移住ということですが、移住した方々がうまく地域社会に取り込むような施策、仕組みをお考えですか。先ほどもちょっと御答弁されたとは思いますが、再度質問させてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。移住された高齢者——アクティブシニアの方が活躍するためには、移住者のスキル——技能ですとか、今まで培われてきた経験に基づく技能とかですね、それからポテンシャル——可能性、これを開かせるような地域資源とマッチングした生涯活躍プラン、こういうのをつくることが重要というふうに考えてございます。

阿見町プラチナタウンの事業主体となる地域再生推進法人にはですね、先ほどもちょっと御説明しましたが、入居者支援のためのコーディネーター、これが配置をされます。このコーディネーターが中心となりまして、入居者の希望に応じた健康づくり、それから就業、生涯学習など、社会的活動への参加によって、健康でアクティブに生活することを目指すための目標志向型の生涯活躍プラン、こういったものを作成をしていくということになります。

この生涯活躍のプランですけれども、入居者のためだけのプランではなくて地域の住民の皆さんが参加して、またできる限り多世代間交流も可能となるような、地域に開かれたようなプランづくりとしていくことが重要ではないかというふうに考えてございます。そのために、生涯活躍プランを推進する際には、町を初めとして関係機関が連携してプランづくりを積極的に支援していく、こういうことが必要であろうというふうに考えてございます。

それから、入居者に限らず地域の住民の皆さんも利用が可能な、例えばレストランですとか集会施設等のコミュニティー施設ですね、の整備も計画をしまいらいますので、そういった場をですね、地域の交流拠点として活用して、入居者の方と地域住民の方が交流できるような、そういったプランづくりも必要ではないかというふうに考えてございます。

で、このプランづくりの際には、地域住民の方もですね、参画できるような仕組みづくりもですね、考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（紙井和美君） 3 番井田真一君。

○3 番（井田真一君） はい。周りの地域の住民も巻き込んでいくということでしたが、本郷地区に隣接する筑見地区では、都内で働いていた方々が住居を構え、現在アクティブシニアとなって活躍し、住民間の相互扶助体制によって福祉活動を充実させ、平成26年に地域づくり総務大臣賞を受賞されました。このことは、移住されたさまざまなキャリアをお持ちの方が、阿見町の地域づくりに大いに貢献したことがわかります。

今回のあみプラチナタウンへの移住者も筑見区……。実は阿見町は筑見区だけじゃなく、町内にもレイクサイド地区やいろいろな活動を積極的に行われています。そのような社会活動を超えて、仕事で賃金をもらうまでというハードルが高くなることも考えられますが、そのようなときに地域通貨を活用したり、何か新しい試みで、生涯仕事で対価を受け取れるような仕組みはお考えですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。現時点で、まだ具体的にそういった共通で——例えば介護ボランティアしたときにその対価として地域で使えるような通貨、そういうところをやっている自治体等もございますけども、現時点ではまだ、そこまで詳細には決まってございません。

ただ、やはり60代それから70代を初めとする高齢者の皆さんの多くはですね、本当にまだ要介護状態とか要支援状態になっておりませんで、やはり地域で社会参加できる機会を増やしていくということは、高齢者の皆さんの生きがいくつくり——人のために何かをするということで、生きがいくつくりにもつながりますし、またそれによって介護予防とか閉じこもり防止にもつながるというふうに考えてございます。

できる限り多くの高齢者の皆さんが、地域で支援を必要とする高齢者の皆さんの支えとなっていくということで、そういうことがうまく回っていけばですね、よりよい地域づくり、本当に「住んでよかった阿見町」につながっていくと思いますので、今御提案いただいたようなことも踏まえまして、今後協議会等の中でも検討をしまいらいたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 3 番井田真一君。

○3 番（井田真一君） はい、ありがとうございます。

本当御答弁にあったように、移住される予定の方々は意識が高い方が多いと思いますので、町としても新しい発想で移住者の活動をサポートしていただければと思います。

4点目ですが、これは質問ではないのですが、答弁のとおり子育てや介護支援などさまざまな分野の現場と連帯するにも、まず役場内部の組織連帯が最初だと思います。まずそこから進めていただければと思います。

どのようにアクティブシニアが社会活動に参加し生涯活躍できるかが、この事業の肝となると思いますので、この4点目の質問に関しては、また事業が進んでいく過程で御質問、進捗の確認をさせてください。

最後に町長にお伺いいたします。

日本でも初めての事業ということで、これからはいろいろな壁にぶつかることが予想されます。ここまで進めてきた感想と今後の意気込みのようなものがあればお聞かせください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。私自身が非常に進めてきたということで、非常に認定をいただいたということは私自身も喜んでおりますし、今後前向きな形でこの事業に取り組めるなどという思いをしております。この間、大勢の皆さんに御協力を得て認定がなされたということ。特に亡くなられた藤平竜也議員においては、何回ものこの一般質問とまたは全協でのやはり問題提起、そういうものを、やっぱりそれもやはり進めていくんだというようなね、そういう意識を持って私たちに提案していただきました。本当にもう、亡くなられて1年がもうすぐということで、非常に墓前にそういうことがお知らせができるということは、非常に私にとっても嬉しいなと、そう思います。

また、今般の本当に認定に当たっては、飯野部長そして高齢福祉課の湯原課長を初め、担当の皆さんが内閣府の皆さんと二十数回、非常に我慢強く交渉というかお話をさせていただいてできたということで、非常に職員もこの事業はいい事業になるじゃないかなという思いでやっております。そういう中で、やはり私たちも議員の皆様にも御理解を得ながら、やはりやらなければいけないんですけど、この事業はただただアクティブシニアを呼び込むだけじゃないんですよ。それに付随して、いろんなものが必ずプラス志向の中で出てくるんじゃないかなと、そういう大いに期待をしてる事業ですので、どうか御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。

以上で私の質問を終わりにさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで3番井田真一君の質問を終わります。

次に、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） 5番樋口達哉です。初質問に当たり御挨拶をさせていただきます。

私は陸上自衛隊に36年間勤務しておりました。主な業務はヘリコプターの操縦士で、御巢鷹山日航機墜落事故、これを初め北海道南西沖地震、東日本大震災、関東・東北豪雨等で行方不明者の捜索・救助等に当たってまいりました。今でも当時の凄惨な光景など生々しい記憶が脳裏をよぎります。

災害は、決して遠い場所で起こる他人ごとではありません。過去の教訓に学び、当事者意識を持って日々備える。これが防災の第一歩だと考えております。明日は我が身、災害は待たなしを肝に銘じ、私はそれらの経験をぜひ故郷・阿見町のために活かしたいと考え、防災や危機管理などを主体に議員活動に取り組みたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い本題に入らせていただきます。

「阿見はよい町、霞ヶ浦を望む明るい平和郷」私の好きな旧阿見音頭の一節でございますが、いつまでも平和郷であってほしい阿見町にも災害の足音が忍び寄っております。

8月22日月曜日午後、台風9号の北上に伴い激しい風雨の影響を受けました。阿見町では大雨洪水暴風警報発令に伴い配備体制に移行、12時30分災害対策本部が設置されましたが、私は災害対策本部活動を見る機会を得ました。本部長の町長を核心として、阿見町地域防災計画等に従い、整斉と対応に当たるスタッフの皆様を目の当たりにいたしまして、自衛隊出身の私でさえも頼もしさを感じました。

さて、身近の大災害といえば、昨年常総市等で大きな被害をもたらしました関東・東北豪雨があります。鬼怒川の堤防が決壊し、濁流が近隣の民家を飲み込み、取り残された住民の方々が自衛隊のヘリコプターで救出される場面を皆様もテレビでごらんになったのではないのでしょうか。8月27日土曜日の読売新聞によりますと、常総市は情報収集や状況分析などに手が回らず、後日検証委員会から災害対策本部の事務局——参謀機能としての役割を十分果たせなかったのではないかと指摘されたそうです。

教訓といたしましては、災害の初動に即応できるよう災害対策本部の機能や組織を充実する必要があるということではないのでしょうか。この教訓から常総市は、本年9月1日防災危機管理室長に陸上自衛隊の元幹部を採用いたしました。採用されたのは、栃木県宇都宮市に所在されます陸上自衛隊航空学校宇都宮校の元総務課長で、ヘリコプター部隊の指揮官等を歴任し防災士の資格を持つM氏、54歳です。危機管理事務の統括や初動対応の指揮監督、情報の一元的把握などを担い、任期は平成31年末までで安全安心課副参事という課長職を兼ねるそうです。

我が阿見町も小規模の災害には、先日のように適切に対応できることでしょう。しかしながら、今後迫り来るメガクライシス——すなわち首都直下地震等の大災害に備え、町民の方々の大切な生命と財産を守るためには常総市等が甚大な被害と引きかえに教えてくれた貴重な教訓を活かすことが重要です。そのためには、既に牛久市、龍ヶ崎市などで採用され、危機管理能力向上を図っている危機管理等の担当者を、我が阿見町にも速やかに配置すべきではないでしょうか。

防災専門官配置の必要性和可能性について、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 樋口議員の防災専門官の配置についての御質問にお答えいたします。

樋口議員の経歴を今聞いたところ、本当に実際に防災に当たられたということ、つらい任務だったんじゃないかなと思います。そういう中で、やはり防災は本当にいつ来るかわからないということが今の現状でありますし、水害にしてもですね、地震にしても、非常に自然災害が非常に多くなっているということ、そういうことを踏まえて答弁をさせていただきます。

各種危機管理を担当する防災の専門職につきましては、町で大規模な災害など緊急事態の発生時に、各防災関係機関との緊密な連携・協力関係を確保しつつ、迅速・的確な意思決定と庁内外の総力を結集した緊急事態への対応を行うため、首長を補佐し、災害応急対策その他緊急対策を総括的につかさどる人材が必要不可欠であることは認識しております。

このような中で、災害時におけるさまざまな知識や多くの経験を有している防災専門官の配置については、町の組織内での位置づけ、そのほか業務内容及び処遇等について、設置を前提に調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 5 番樋口達哉君。

○5 番（樋口達哉君） ありがとうございました。

防災専門官の設置を前提に調査・研究をしていただけるということで、早期の具体化を望みます。

さて、答弁にございました災害発生時首長を補佐し、災害応急対策その他の緊急対策を総括的につかさどる人材について、茨城県内の自治体ではどのような採用状況か、お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。県内の状況ですけれども、大概是危機管理官というような名称を使っているようでございますが、何カ所かあります。で、1 つ

はまず県庁ですね、茨城県の県のほうに1人。それからすぐ隣の牛久市。牛久市の場合には、2人配置になっております。それから龍ケ崎市、下妻市、それぞれ1人です。それから、先ほど樋口議員さんのお話冒頭にありましたけれども、常総市が今月の9月1日付で、それから守谷市も9月1日付で、それぞれ配置をしております。そのほか検討をしているという自治体が県内には10前後あるように私どものほうでは把握をしております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

予想以上に多くの自治体で、採用もしくは検討されていることがわかりました。今後の危機管理体制の強化が期待されます。

それでは、危機管理等の担当者を採用するに当たって、国などからの補助、これは期待できるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。補助ということではないんですけれども、平成27年度から新たな制度ができております。これは、いわゆる交付税措置——特別地方交付税のほうで、そういう危機管理官を配置した場合には、限度があるんですけれども、上限340万円と。これは交付税措置の対象になる経費の2分の1で限度が340万円という制度がございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

防災専門官を採用するに当たり、財政面での裏づけが重要な要因であることは明らかなです。今お聞きした特別交付税措置等を有効活用し、早期の採用配置をお願いいたしまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（紙井和美君） これで5番樋口達哉君の質問を終わります。

次に、9番久保谷充君の一般質問を行います。11番です。失礼しました。

次に、11番久保谷充君の一般質問を行います。

11番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔11番久保谷充君登壇〕

○11番（久保谷充君） 皆さん、おはようございます。

先日は、台風9号そして台風10号が観測史上初めて東北地方の太平洋沿岸に上陸し、岩手県や北海道では高齢者施設への浸水や河川の氾濫で多くの命が失われ、行方不明者も多数出るな

ど大きな被害をもたらしました。

町の報告では、阿見町では幸い人命にかかわる被害はなく、避難所開設も避難者もいませんでした。また、一部地域では停電があったものの小中学校の倒木、雨漏りや物置の屋根の破損、保育所・児童館の雨漏りなど、比較的被害が軽微な被害で済みました。しかしながら、水道事務所では設置された追尾型太陽光発電が1基破損し、8基全ての発電システムを撤去することになりました。多量の雨が長い期間降り続くことによって、地盤が緩み傾斜地等で崖崩れが発生する可能性が高まるなど、今後も厳重な警戒が必要だと思われます。

さて、私の第1の質問は防災対策の強化について伺います。

阿見町の防災計画において定められた土砂災害警戒指定区域との警戒体制。

次に、災害時の際に不可欠な防災ボランティアについて。災害時などの危機に対応する専門職員の配置など、人的な面。地震時など効果的に発揮する木造住宅の耐震化の促進について質問をいたします。

それでは、1点目の崖崩れ箇所、川の氾濫箇所等の対応と整備について。

2点目、防災危機管理官の配置について。これは先ほど樋口議員が質問をいたしております。

3点目の、国の新たな補助増額の更新及び予算化に対応する町の木造住宅の耐震化補助制度創設について伺います。

以上よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、久保谷充議員の質問にお答えいたします。

防災対策の強化についての質問にお答えいたします。

1点目の崖崩れの箇所、川の氾濫箇所等の対応と整備についてであります。急傾斜地の崩壊危険箇所としては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を、県から平成23年3月に、町域で17カ所受けております。土砂災害警戒区域の指定は、土砂災害から町民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域を指定することにより、情報伝達や警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の町民への周知などのソフト対策を推進するものであります。

また、町民に著しい危害が生じるおそれがある区域として、土砂災害特別警戒区域に指定された場合は、特定の開発行為に対して許可が必要となるほか、建築物の構造が規制されます。

土砂災害警戒区域等への町の対応としましては、平成24年3月に阿見町土砂災害ハザードマップを作成し、指定区域内の行政区へ説明会を実施するとともに、ハザードマップを全世帯へ配布しております。平成27年度には、指定区域内の世帯へ避難勧告等の情報伝達手段を確保す

るため、防災行政無線の設置に対する同意を得られた世帯に対し、戸別受信機を設置したところでは。

毎年6月の土砂災害防止月間には、県の竜ヶ崎工事事務所と合同でパトロールを実施し、急傾斜地崩壊危険箇所の点検を実施しているほか、台風や大雨等に警戒が必要な場合には適宜点検を行っております。原則的には、崖の維持・管理は所有者の責任において行うべきものではありますが、大雨等により崖崩れが発生し、二次災害が起こる危険がある場合は町で応急処置を行うこととしております。

なお、今年度は土砂災害警戒区域の指定箇所が多く点在する区域の自主防災組織を対象に、地区防災計画の作成と、自主防災活動の活性化を目的としたワークショップ事業を実施しているところです。この事業を通して、急傾斜地の崩壊危険箇所を含め、地域の危険箇所を町民に再認識していただくとともに、災害発生時の迅速な避難行動の啓発に、今後も努めてまいります。

次に、川の氾濫箇所等の対応と整備についてお答えします。

町における河川は、県が管理する一級河川花室川・清明川・乙戸川と、一級河川と町管理の準用河川に区間が分かれている桂川の4河川があります。このうち、乙戸川では、未改修の区間において、川幅が狭小であることから、台風等の大雨等にたびたび氾濫している状況であります。その影響で町道の冠水や路面等の破損が発生していることから、町では状況に応じて通行どめの措置や緊急工事を実施しております。

また、乙戸川以外の河川につきましては、近年大規模な氾濫等は確認されておりません。乙戸川については、これまでも県に対して早期の改修整備を要望してきましたが、下流側からの整備を進めているため、現段階では町内の区間における改修時期は未定となっております。しかし乙戸川の上流域では、大規模開発等による宅地化が進み、雨水流出量の大幅な増加によって被害の拡大が懸念されることから、早期の改修整備へ向け、上流域である土浦市との連名により、県に要望書を提出していく予定であります。

2点目の、防災・危機管理官の配置については、樋口議員の質問にお答えしたとおりであります。

3点目の、国の新たな耐震化補助増額の方針及び予算化に対応する町の木造住宅の耐震化補助金制度創設についてであります。このたび国の補正予算案により、耐震化改修工事を実施する住宅所有者に対し、現行制度の23%の補助金に加え住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定した地方公共団体に対し、国と地方とで一戸当たり30万を加算する住宅補助の拡充の方針が示されました。

この制度は、地方公共団体が緊急耐震重点区域を設定し各戸訪問を行い、住民の意識啓発の

向上や情報提供を行うことにより耐震化の促進を図るものです。なお、本制度は重点区域を位置づけ、かつ交付対象期間は平成29年度末と時限法となる見込みであります。

次に、町の耐震化補助金制度の考え方についてお答えします。

今年6月の議会答弁のとおり、「建築物に関する防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします」として、阿見町耐震化改修促進計画に位置づけていたことから、耐震改修工事に対する助成制度の運用はありませんでしたが、しかし、さきの熊本地震での被害状況等を鑑み、国及び茨城県においても耐震化率の向上を掲げ支援策を追加し、耐震改修工事は急務であると判断しているところです。これらを踏まえ、町においても国や県の方針にあわせ、耐震改修における支援制度の見直しを検討しなければならないと考えております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それでは、1点目の台風など風水害に備えて関係機関が事前にとるべき対応を時系列で整理したタイムライン——事前防災行動計画を導入する動きが広がり、茨城県では全対象38市町村が作成済みということであります。町のタイムラインの策定期間と策定内容と台風9号、10号のときはどのような対応をしたかについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。今の久保谷議員の御指摘の、町の災害時の活動を時系列に示したタイムラインのことですけれども、国の機関であります国土交通省霞ヶ浦河川事務所のほうで、今、沿岸市町村を集めまして——要は今年の9月の常総市の災害を受けまして、もっと水害に対する自治体の強化ということで、過去数回沿岸市町村を集めまして会議が行われました。その中でも、各自治体においてはそういった水害に対するタイムライン、こういったものを整備してくれという要望が確かにございました。

阿見町のほうでも、水害に対するまず自治体がどのような行動を行うかチェックリスト、こういったものをつくりまして、そのチェックリストに基づいて時系列的なそのタイムライン、こういったときにどういう行動を起こすかというものを、まだ策定という段階ではないんですが、タイムラインとしての書類はつくっております。今度の——今月9月の末にですね、町の防災会議を開きます。そのときに、このタイムラインを防災会議の委員の皆様を示しまして、そこで承認を得た上で、町のタイムラインということで公表はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私はですね、茨城県でね、38市町村が策定済みということで、もともとね、作成しているのかというふうに思ってたんですが、してないということなんですね、そうすると。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい。今現在町の地域防災計画というものがございます。その地域防災計画の中に、明確な位置づけはまだしておりません。ただ、先ほど申し上げたとおり、今月末——30日に開催する町の防災計画において、このタイムラインを示して承認をいただければ、今後地域防災計画の中に取り入れていくということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） いや、だから、つくってないっちゃうことなんでしょう。今後つくる予定ちゃうか、つくる形でやるっていう話ですよ。じゃあ、38ちゃうのは、茨城県でこれ、この前の、これ新聞のね、書いてあった情報なんですけど、そうすると38の中に阿見町は入っていないということと理解してよろしいわけですよ。いいんでしょう。いや、だから……。そうですね、はい。

だからね、まだつくってないならつくってないと話してもらえばいいわけですから。何かね、そういう、あとね、私はもうつくってると思って、これ質問してるわけですから、そうするとね、ちょっといろいろ狂ってしまうんですが……。まあね、つくってないっちゃうことなんでしょう。

それではですね、阿見町ではね、防災……。2番目なんですけど、阿見町では防災面では地域防災計画が作成され、緊急時には国民保護計画があります。それぞれの計画は、どのような事態を対象に計画されているのか。また国の所管はどの省庁なのか伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○11番（久保谷充君） じゃあ、わかんない。はい。じゃあ、いいですよ。あのですね……。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 地域防災計画はですね、これは国の所管は総務省消防庁、国民保護計画は、これは総務省消防庁国民保護室であります。

だからね、要はですね、先ほどね、同僚議員の樋口議員が質問をしておりましたがね、災害対策の専門家として防災官を配置すべきだと質問してましたがね、私も同じような質問しておりますが、設置を前提に調査・研究をすると答弁がありましたが、国の所管からすると消防関連の専門家が相互調整に当たる仕組みになっているのではないかと思います。実際に阿見町で想定される防災関連では風水害や地震、それに伴う災害が一番頻度が高いのではないかと思います。

われます。防災の専門家として、どのような経験・経歴を積んでいる方がふさわしいのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。具体的なその辺に関する絞り込みというのはこれからなんですけれども、どういった方がふさわしいかという点で申し上げますと、先ほど樋口議員さんの質問の答弁のところで、交付税措置があるお話をちょっとさせていただいたんですけれども、その交付税措置を受けるための前提の条件として、地域防災マネジャー制度というのが実はあります。

で、地域防災マネジャーというのは内閣府のほうで証明を出すという——一定の基準を満たした人に対して証明をして、その人を採用した場合に交付税措置が受けられるという仕組みなんですけれども、その中で言っている、その証明を出すための該当する人はこういう人だということで、ちょっと一例がありますので申し上げますと、防災行政に係る一定程度の実務経験を有する人と、それから防災危機管理教育を受けた人。要は実務的な経験があって知識能力がある方ということなんですけれども、そういう意味でいいますと、いろいろな職種の方が考えられるところかとは思います。

お答えになったかどうかあれですが、以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） いろいろな選択肢があるというふうに思いますがね、やはり自衛隊関係とかね、消防庁関係とかいろいろな選択肢の中で、また牛久市もね、2名採用してるということなんで、その辺を含めながらやっぱりいろいろな選択肢の中でやっていただきたいというふうに思います。

それではですね、3番目の、3点目の質問なんですけど……。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

○11番（久保谷充君） はい。

○議長（紙井和美君） 会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番久保谷充君の質問をお願いします。

○11番（久保谷充君） 3点目の質問なんですけど、これはさきの6月の議会で同僚議員の海

野隆議員が、木造住宅の耐震化補助金制度創設について熱心に提言をいたしておりました。その際には、町長は建物に関する防災対策は町耐震改修促進計画で、所有者が自らの責任でその安全性を確保することを原則としており、現時点では助成制度導入は考えておりませんと答弁をしておりました。

今回は、私の答弁では国や県の方針に合わせて支援制度の見直しを検討するとしていますが、早急に制度を創設していかないと、国の補助の受け皿にならないのではないかと思います。

で、29年度までに時限法となっておりますので、具体的にいつ制度を開始するかについて伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。町の木造住宅の耐震制度については、6月に議会で今久保谷議員が説明したとおり答弁をさせていただいております。その後、国の、先ほど答弁した対応の中で、29年度中にアクションプログラムを策定した市町村については、上乗せの30万円を補助金として交付されるというふうな制度ができました。

この30万円については、2分の1が国、地方が2の1というふうなことで、15万円が国それとあとの15万が地方。地方は茨城県と、ここでいうと阿見町というふうな形になりますけれども、現行その30万以外の補助金制度というのは今までもあったわけなんです。23%の助成が受けられるという。国が11.5%、地方が11.5%。ただ現行茨城県のほうでは、その制度を取り扱っていないというふうなことで、町のほうとしても、あくまでも耐震化改修促進計画の中では、所有者の自らの責任の中で対応していただくというふうなことにとどめていたわけでございます。

ただし、そういった国及び県の1つの流れの中で耐震性の必要性があるということで、茨城県としてもその制度を活用する方向で、今県の内部の中で、その調整をしているというふうなことも聞いております。そういったことから鑑みますと、23%の部分についての中での考え方は県のほうの対応がどういうふうになるかですけれども、ある程度やっていかなければならないというふうな方向になったときには、町としてもその制度を活用せざるを得ないのかなというふうには思っております。

ただし、その30万円のアクションプログラムを策定するというふうな部分につきましては、非常に、先ほども言いましたとおり重点区域を設定しなければならない。これは阿見町全域を重点区域に設定することも可能だというふうなことで、最近提示された部分がありますけれども、まだ具体的に国から示されていないところが結構多くございまして、今の段階で他の市町村にも問い合わせたところ——そのアクションプログラムまでやっている、耐震化の補助をやっている市町村に問い合わせをしましたところ、まだちょっと制度的に熟度が足りない部分があ

って、ちょっと時期的にはなかなか難しいだろうというふうなことで、ほかの市町村の対応もされているようです。

ただ、今、町のほうでその制度の見直しの部分については、その国と地方合わせて23%の部分の中でできるのであれば進めざるを得ないのかなというふうには思っています。ただ、これも県のほうとの調整がありますので、そういったことを含めた中で検討をさせていただきたいというふうに思います。

ですので、今いつからやるというふうなことはちょっと申し上げられませんが、そういった国・県の状況をちょっと注視させていただきまして、適切な時期に判断をしていかなければならないのかなというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 先ほどから県の話をよくされますが、これ制度を創設するのは、ね、つくってないとだめなわけだよね。つくってね、問題があるということはないわけだというふうに私は理解してんですが。そしてね、これ全国のね、市町村の大体もう本当にね、2割以外はもうほとんど創設してるってことですよね。

その中で、やはりね、これ耐震診断も含めね、そういう、なかなか耐震診断も、なかなか先に進まないのは、やっぱり先にそういうものがないので私は進んでいかないというふうに思ってますのでね、これはやはりね、国だ、県だという話じゃなくてね、早くね、やっぱり阿見町は阿見町だということで先に進んでいかなければ私はだめだというふうに思いますが、もう一度その辺のところはどうなんですか。よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 今の段階で、来年度からやるとかっていう話は、まだ内部の中で決まっている状況ではございませんので、適切な時期に判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） さっきのタイムラインもそうですが、やはりね、地震とかそういう災害はいつ来るかわからないわけですから、やはり、なる前にね、早期にやはりそういうことはやはりきちんと町は対応していかなくちゃいけないと私は思います。

2問目いいですか。じゃあ、済いません、2問目。これで終わります。

それでは、第2問目に移ります。つくって壊して9億円の陸上自衛隊武器学校内での会場整備から霞ヶ浦高等学校グラウンド計画地に会場を変更することになりました。茨城国体は2019年ですから、本番まであと3年。プレ国体まで2年を切っており早急な整備が必要ですが、さまざまな課題が山積しているのではないかと思います。そこで、2019年茨城国体のセーリン

グ競技の準備状況と進捗状況と実行予算について質問いたします。

1点目の、県・競技団体・漁業組合との打ち合わせ状況について。

2点目、セーリング会場の整備工程について。

3点目、国体セーリング会場の総予算と補助金の内訳について。

4点目、セーリング会場跡地を利活用できるよう検討、関係機関、霞ヶ浦高等学校と協議はしているのかについて質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 2019年茨城国体セーリング競技の準備、進捗状況と実行予算についての質問にお答えいたします。

非常に、つくって壊して9億円がなくなったっていうことで非常に安心して答弁ができかねと、そういう思いしております。

1点目の、県・競技団体・漁業組合との打ち合わせ状況についてであります。

県とは競技施設、競技運営に係る費用や競技会期等調査への回答について、ヒアリングを受けながら協議しております。

競技団体とは、県からの調査もあることから、競技用具の整備や競技役員の人数、競技会期について協議をしております。

漁業協同組合については、準備委員会設立に当たり、霞ヶ浦漁業協同組合長と協議を行い、国体運営への理解をいただいております。また阿見町支部とは、漁業補償の進め方について協議を開始しております。漁業区域と競技区域との調整を行っているところです。

2点目の、セーリング競技会場の整備工程についてであります。

本大会3年前となる28年度は、基本計画と設計業務を行います。基本計画については現在策定中で、9月下旬に完成予定です。2年前の29年度には、湖岸を含む競技会場の土木工事、及び護岸部の浚渫工事を行う予定であります。1年前の30年度には、リハーサル大会競技会場の運営本部プレハブや選手控えテント等のリースを含む建築工事等を行います。本大会実施年度となる31年度には、本大会にあわせた規模のプレハブやテント等のリースを含む建設工事等を行います。

3点目の、国体セーリング競技会場の総予算と補助金の内訳についてであります。

競技会場整備に係る事業については、現在策定途中の基本計画により、概算費用が算出されてますので、今議会終了後の全員協議会までには説明できると考えております。

補助金の内容につきましては、競技施設整備費用に対するものと、競技運営費用に対する補助金があります。競技施設整備費用に関する県補助金につきましては、一般と仮設の区分があり、セーリング競技に関しては仮設が適用されます。なお、仮設補助金補助率は10分の10です。

が、補助限度額は知事が必要と認める額となっており、全額支給されるとは限りません。最大限補助金が適用となるよう、県と調整してまいります。

また、大会運営に要する競技運営費の補助については、先催県の例では、さまざまな条件がつきますが、リハーサル大会及び本大会の開催年度に、補助要項が示される予定となっております。

4点目のセーリング会場、跡地を利活用できるよう、県等関係機関、霞ヶ浦高等学校と協議をしているかについてであります。

まずは、国体の成功に向けた取り組みを進めることが最も重要であり、全町一丸となって英知と情熱を集結し、大会の成功を目指してまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、1点目の漁業組合とは協力をどのように……。いつですね、どのような話し合いに今のところなってるのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。漁業協同組合との調整につきましては、まずもって霞ヶ浦の組合長様のほうに御挨拶に伺いまして、阿見支部の代表の方と2度ほど協議を行っております。現在ですね、霞ヶ浦北浦区漁業権等の漁業図というのをいただきまして、漁業の範囲というものをいただいたところでございます。今、基本計画で会場地それから会場地に出向きます航路ですね、浚渫工事等もいろいろ発生しておりますので、その範囲が確定しましたら具体的な協議に入らせていただくと。

その段取りとしましては、6名の役員会が構成されてるということでございますので、そちらの役員会のほうに赴きまして、その範囲が決まり次第具体的な調整に入ると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私はね、いろいろなところで聞いたところですね、やはり漁業組合ともね、今そういう答弁ですが、何か最近ちゅうか、もう本当にね、前からそういう話をしてたのかなというふうな話じゃなくてね、最近にそういう話を来たとか、そういう話を私は聞くんですよ。やはりそれからするとね、やはりそういうね、漁業組合とはやはり前からね、どこでやろうがね、そういう形で協力をもらわなければならないわけですから、その辺のところ早目にね、していただけたらよかったというふうに私は思ってます。

だから、その辺のところは、やはりね、今以上にね、やっぱり早くね、いろんな情報交換をしながら、やっぱり協力を得てね、やっていただきたいというふうに思います。

あと陸上自衛隊のほうとは、その中で今どのような話になってるのか。また中でやることからね、今度は予定地が変わったわけですから、その辺のところはどのような形で協力体制とか、そういうところはどのような形になってるのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。陸上自衛隊武器学校様との取り扱いにつきましては、今回霞ヶ浦高校のグラウンド建設に会場が移転をするというところで、年度末から年度当初にかけていろいろその経過はございましたけれども、武器学校様のほうには会場が変わりましたというようなところで御挨拶をさせていただいて、新たな会場地で国体の準備は進めてまいりますということで、学校長初め御理解をいただいております。

その後の自衛隊様のほうの支援の体制といいますか、御協力の内容ということで、船艇等を持っているそういう基地等の場合はですね、いろいろその監視艇とか、そういったところで御協力をいただくケースはあるんですけれども、私どものほうのケースで行きますと、そういったものはございませんので、当面は具体的な御協力内容ということの調整はしてございませんが、リハ大会それから本番の大会に向けてですね、全県下で自衛隊様のほうから御協力をいただくケースが示されてまいりますので、その折には具体的な調整に入っていきたいと。そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 霞ヶ浦護岸に整備をするスロープはね、国土交通省所管だと思いますが、競技会場の進捗状況についての中にある「占用申請により整備する」とありますが、これはどのようなことなのかについてちょっと説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。今、今議会のほうでも堤脚水路のほうと町道の拡幅工事が関連工事ということで議案として提出されてるかと思います。堤防の内側ですね、その部分については、道路事業として占用の許可を国交省と今調整をして、了解をいただいて工事に入ると。で、私どもはこの護岸側のほうにスロープ——栈橋を設置をいたします。今の計画で行きますと仮設・本設を1つずつつくった形で整備を進めると。その本設部分ですね、残す部分につきまして河川事務所さん、それからあと独立法人の水資源機構、こちらと今協議を進めて、その内容について整理をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうするとですね、その部分っていうか、スロープの部分含めね、何ですか、国土交通省所管だというふうに思いますが、それは国土交通省のほうで工事をやるんですか。それは阿見町がやるんですか。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。今、そのまさに調整をしております、仮設の場合ですと町が主体となって工事をする形になります。ただ本設部分は国の受託事業と、そのような形で施工するということで、その状況についても今具体的な調整に入ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうすると、そういうことも含め予算が、そうすると、よく全体的な予算が出ないというのもその辺のところがあるということなんですか。お願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。町長の答弁のほうにもありましたとおりですね、今基本計画が今月中旬に全てが出そろって完成をいたします。10月に入りましての最終の全協のときにですね、事業費のほうは御説明する予定でおりますが、今久保谷議員が御指摘がありましたように、そういう受託事業とか、あとはその構造上の問題が幾つか御指摘がございまして、そういったところの調整が完了次第、総額の事業費が御説明できると思います。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） よく私わかんないんで、受託事業というのはどういうことなのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。要は湖岸の中については、国のほうで全て事業はやりますという考え方なんですね。そういうこともございまして、設計も含めて町のほうから国に対して受託をするという考え方で、実行するのは国のほうで設計をして工事をするということになります。町は、ですから受託費ということで国のほうに費用を治めるとそのような考え方が受託事業ということでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） やはりですね、そういうこともつながってくるというふうに思うんですが、やはりね、この基本計画がやはりこれ10月かな、にならないとできてこないというの

も、これね、6月でやはりこっちに移ると。その前からもう大体ね、そういうことは想定されたわけですから、そういうやつをやはり基本計画をきちんとね、やらないで、何ですか、堤脚水路にしてもね、そこまでの125号から道路はね、整備は今度のね、いろいろ入札のあれになっておりますがね、それは違うんだというふうな話かも知れませんが、やはり全体的なね、私たちからすれば予算がよくわからないんですよ。少しずつ進んでって、それでこれっていう話が最後には出てくると、ね。

国体の、はっきり言って、幾ら私たちがかかるのか、まだ全体的にじゃあ幾ら補助金がもらえるのか、いまだわからない。これも私がね、その補助金とかそういうことね、一般質問等で言ってからね、本当に1年以上。これ何回も言ってますからね。だから、そういうやつを早くね、やっぱり町はやはりつくってこなくちゃいけなかったというふうに思います。何でもね、少しずつ言って、そんで後戻りできないような状態になってね。それじゃあ……。やはり最初からね、それなりの数字を示しておいて、その中でやはり判断したり、いろいろな判断材料に私はしてもらえるように早くね、基本計画もしてもらいたいというふうに思っております。

あとですね、いきいき茨城ゆめ国体阿見町開催推進総合計画の中でですね、国民体育大会開催基本要項に規定されている施設基準を尊重し、国体開催後町民の施設利用も視野に入れた整備をすることとありますが、それは施設はどのように利用するのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども答弁しましたよね。跡地利用はどうするのか。堤脚水路ができたり、掛馬下にまた国交省の湖まちづくりで段傾斜ができたり、いろいろなものがあそこにできるということであります。そういう中でやっぱり国体がね、きちんと成功裏におさめて、その後で十分跡地利用を考えるられると私は思っておりますので、そういう意味では、そういう形でやっていきたいと思ってます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 町長はね、総合的につていう話はしておりますが、やはりセーリング競技を、競技会場を跡地で残すつていうことは、やはり堤脚水路とその部分があればいいよという話じゃないんです、やはり。やはり、それなりの管理も必要になってくるというふうに私思います。違いますか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そういうのは誰でもわかりますよ。ただ、やはり今からの計画の中でいろんなことがあるんでしょう。そういう中でね、これもやれあれもやれじゃなくて、まず国体を全町一丸となって成功させるという、それを私たちは、その1番の目的をやっぱり遂行していかなければいけない。その後で十分ね、跡地利用は考えられるわけだから。堤脚水路を

どういうふうに使うんだって、それは今から考えることであって、まだまだ国体を成功裏におさめることが私は一番の真目的であると、そう思ってるんでね、跡地利用はその後で十分だと思ってます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私と町長の考え方は違いますが、私はそれはもう成功におさめるのは当然の話。ね、その中でやはり並行しながらそういうものを考えていかなければだめですよと私は言ってるですよ。ね、やはりこの前堤脚水路と、何だ、今の土手っちゅうか、あその部分は駐車場と、何ですか、船置き場だとかってこの前答弁しておりましたが、実際にじゃあ、スロープの部分とね、今後そこしかなかった場合にはどういうふうに管理していく予定なんですか、それ。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから先ほどから言ってるじゃないですか。要するに、国体終わった後で十分そういう……。どういうふうな形にするか、阿見町でどういうふうに使っていくかもありますし、霞ヶ浦高校でどうの……。そういうのは、その後で十分であるということ言ってるんですよ。並行してやることじゃないし、そして今、十分いろんな問題提起してるじゃないすか。もろもろの問題がいっぱいこんなにあるのにね、推進室は3人で一生懸命やってるわけだから。

また実行委員会ができ、専門委員会が4部門できて、その人たちが今から動き出すわけでしょう。その前にこれもやれあれもやれないじゃなくて、まず国体をどうやって成功裏におさめるか全町一丸となって、特に議員各位にも積極的にやはり協力をしていただくと。このことが肝要だと私は思ってるから今言ってるんですよ。だから、並行的じゃなくて、まず国体をやっぱり成功裏におさめるためにどうやったらいいかっていうことを皆さん考えてください。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私はね、最初からいろいろな部分で、もうずっとね、町長に言われるまでもなく、私はずっといろいろな提言を——これで6回、7回ぐらい、これセーリングについては質問をしています。いろいろな部分で心配してっから私は言ってるですよ、これ。だから、やはりここまで来たのも、やっぱり今までね、そういう形で会場がやはりきちんとね、決まらなかったちゅう状態も含めてあるわけですから、ね、その辺のところを考えていただきたいというふうに私は思います。

またですね、第1回のね、総会のとき宿泊の件でね、質問をしていたというふうに思いますが、その中でね、民泊とかは考えてませんというふうなことがね、多分質問に答えてたというふうに思いますが、その辺のところをちょっともう一度詳しくお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。過日、9月2日の日にですね、実行委員会を開催させていただきました。そのときに、実行委員の委員の方から宿泊に関する御質問をいただきました。現在ですね、全県下の中で考え方が2つございまして、県の宿泊システムという考え方に乗るところと独自で宿泊を考えるというふうに、大きく2つに分かれるんですが、阿見町の場合は県のその宿泊システムに参加をするということで進めてございます。

実行委員会のときにも御説明をさせていただきましたが、12月の中旬に競技の会期が決定されます。今全体会期のほうは既に決定済みなんですけども、各競技、例えば野球ですとかバレーですとか、そういうものがこの会期の中で何日にやるかというものが決定されてまいります。それはなぜかといいますと、今御指摘をいただいたその宿泊地の問題が後ろにはございまして、可能な限り競技をかぶらせないでやることで、その宿泊地を効率的に使いましょうと。そういう考え方がございまして、県のほうで調整を図ってるということでございます。

そうはいいいまして、今月の21ですかね、つくば市・牛久市のこの近隣の担当のですね、宿泊に関するヒアリングが実はございます。その中で、いろいろなその宿泊地の状況などを踏まえて事前の協議を行って、最終的には県の割り振りを示された中で宿泊地を決定していくと。そのような考え方で今現在動いております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 国体そのものはね、期間がですね、決まっております。今言われるようにつくば・牛久・土浦というふうなね、近隣では。そうすると、これはどこでも同じような状況の期間の中でね、開催をされるというふうに思いますのでね、やはり民泊とかね、やはりあと美浦にあったっていう花王石けんの、何ですか、研修所ですか、そういうところもね、含めいろいろ研究しながらね、進んでいただいたら、やはり直前とかそういうふうになんないうちにね、ばたばたっちゅうか、ね、阿見町に多くの方が来ていただいて、そして不快な思いじゃないけど、泊まる場所ないとか、いろいろないようにね、何とかね、成功に本当におさめて、またね、町民の方もそうだし私たちも一生懸命ね、いろんな部分で努力しながら、そしてね、町の活性化とかね、そういうところにやはり1つのつなげていきたいというふうに考えておりますのでね、そういうことをやっぱり早目早目に対応をして、やっぱり交渉したりしていただきたいというふうに思います。

以上でこの質問を終わります。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それでは最後の質問に移ります。

広報あみ9月号には、今回の私の一般質問と同じような項目が並んでおりました。道の駅整備に関する町民の皆さんの期待と関心は高く、私も町民の方々から質問を受けます。

質問の内容は、整備場所の問題、採算を心配するもの、開設時期に関するもの、ほかの道の駅との競争について、道の駅の商品である農産物や特産物についてのもの、運営を誰が行うのかなどについてであります。一方運営面、場所の問題で心配されている町民の方々が多数いることを伝えておきたいというふうに思います。

そこで、最後の質問である道の駅整備に対する課題はないのかについて質問をいたします。

1点目、道の駅で想定する利用客及び集客について。

2、南平台を含め町内近隣に対するマーケティングリサーチはしたのか。

3点目、道の駅整備費用及び補助金の内容について。

4点目、造成費用7億2,000万の内訳、帯水層にかかわる地盤改良費用について。

5点目、運営管理の詳細と業務委託運営会社との委託契約内容、及び公募の条件について。

6点目、圏央道成田まで開通以後125号線の交通量調査及び動向調査を行ったのか、その結果はどうなったのか。

7点目、圏央道の全線開通に伴う125号線の観光バスや観光客の通過は減少すると予測されますが、どのように考えてるのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、道の駅整備に対する課題はないのかについての質問にお答えいたします。

非常に久保谷充議員のところに、町民の皆様がいろんな面で道の駅に対しての心配事、また各議員にもそういう話があると思います。それは非常に町民が道の駅に対しての興味があるということで、非常に私はいいいことだなあと、そう思っております。

1点目の、道の駅で想定する利用客及び集客についてであります。道の駅につきましては、平成26年度に基本計画策定支援業務をコンサルタントに委託しており、その業務においてニーズ、市場の分析を行っております。主要な幹線道路である国道125号バイパス及び県道竜ヶ崎阿見線バイパスの交通量をもとに、国のデータである道の駅の立ち寄り率などからシミュレーションを行いました。その結果、年間の利用者数は約60万人と予測しております。しかし、前面道路の交通量が同規模であっても、利用者数において2倍近く開きがある道の駅も存在することから、最終的には施設内容とサービスを充実させる運営展開が重要と考えております。

2点目の南平台を含め町内、近隣に対するマーケティングリサーチはしたのかについてであります。

先ほど平成26年度の支援業務の中で、実際に道の駅に参画している民間事業所も含め外食産業を展開している企業、直売施設、金融機関等16社からヒアリング調査を行っております。大変貴重な御意見をいただいております。総括すると、町における商圈人口や観光入り込み客数、類似施設の立地状況を踏まえると、第一に地元客、次にアウトレット利用者が望ましいということになります。一般的には道の駅の利用者は、観光客が多いように思われますが、実際には道の駅の運営に携わっている民間企業の視点としては、周辺や近隣市町村の住民、町内の企業への就労者や工業団地の業務関係者など、地元客にリピーターとなっていただくことが経営の安定に結びつくということです。

なお、アウトレット利用者に道の駅へ立ち寄っていただけるようにすることは、当然のことと考えております。

また、地元客の利用に鑑み、日常生活圏人口や商圈人口の調査を行っており、近隣の道の駅との比較も行っております。追原地区の場合、日常生活圏である半径1キロメートル圏には約3,900人が居住しており、商圈人口は半径10キロメートルに想定しますと約23万人が居住しております。一例ではございますが、下妻市の道の駅は、商圈人口が約15万人、観光入り込み客数は約119万人となっております。阿見町における観光入り込み客数は、平成25年度のデータで約336万人です。このようなことから、阿見町における潜在的市場規模は高いと考えております。

3点目の道の駅整備費用及び補助金の内訳についてであります。

7月の全員協議会においてお示しましたが、用地補償費を除き整備費用として約18億2,000万円を見込んでおります。補助金につきましては、農林水産省の交付金事業の活用を想定しており、約4億3,000万円を見込んでおります。その他道路管理者である県に対し、整備費の一部を負担していただくよう協議を進めております。

また、県においても現在県南地区が道の駅の空白地帯となっているため、阿見町の道の駅に対しては、円滑な事業の推進と開業に向け、いろいろと御助言・御指導をいただいております。

4点目の、帯水層に係る地盤改良費用についてであります。

湧き水対策として約3,000万円を見込んでおりますが、現在水位の観測調査を継続しており、その結果を踏まえ平成29年度の実施設設計で精査してまいります。

5点目の、運営管理費の詳細と業務委託運営会社との委託契約内容、及び公募の条件についてであります。

9月5日の全員協議会でも御説明申し上げましたが、運営管理の形態としては指定管理者制度の活用を考えております。公益施設の光熱費や水道代、警備・保守点検費、備品・消耗品費など、維持管理費用は、町が指定管理料として運営事業者へ負担する仕組みでございます。運

営事業者は、収益施設の運営管理とあわせ、指定管理料の削減に取り組んでいただくことになっております。現時点においては、町が負担する費用は確定しておりません。運営事業者において取り組んでいただく内容ですが、道の駅全体の運営管理です。

公募の条件につきましては、9月8日に開催いたしました運営検討委員会での意見を踏まえ、10月上旬には募集要項としてまとめて、全員協議会においてお示ししたいと考えております。

6点目の、圏央道成田まで開通以降125号線の交通量調査及び動向調査を行ったか、その結果はどうだったかについてであります。

圏央道が成田、大栄ジャンクションまで開通したのは平成27年6月になります。県において、開通後調査を行っております。国道125号バイパスの追原交差点付近は、12時間当たり1万263台となっております。開通前の平成26年9月の町調査では1万13台となっており、開通前に比べデータの上では影響はないものと考えております。

7点目の、圏央道全線開通に伴う125号線の観光バスや観光客の通過は減少すると予想されるがどのように考えているかについてであります。

観光バスに特化したデータはございませんが、6点目で答弁させていただいたデータにおける大型車両の交通量の比較では、開通前が1,297台、開通後は1,855台となっており、約43%の増となっております。しかし、1点目、2点目で答弁させていただいたとおり、単純に交通量だけに頼らない、魅力ある運営の展開、地元客やアウトレット利用者の立ち寄りなど、今後運営を担う事業者とともに、阿見町らしい道の駅を目指し事業を進めてまいります。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 議長ね、最初にちょっと阿見町のね、常陸太田と常陸大宮の道の駅のちょっと計画の比較表が、ちょっと調べた——わかったところだけね、あるんですが、これ皆さんに配ってよろしいですか。

○議長（紙井和美君） はい、どうぞ。

〔資料配付〕

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） いろいろ比較表があるんですが、またね、これについて後からまたいろいろと質問したいというふうに思いますが、常陸太田の非開示の部分とかね——建設費とか造成費その他いろいろあるんですが、これも今ちょっとね、私も調査していろいろと調べるところなんで、またね、後から皆さんにいろいろと表にして渡したいというふうに思います。

あと阿見町ではね、今いろいろなところで今度の、何ですか、運営の入札ちゅうか、それに携わるところに、これちょっといろいろと支障があるということで、審査対象ってということで、いろいろ何点かありますのでね、この辺のところはね、10月の4日か何かに説明をいただけれ

ばここら辺入ってくるのかなというふうに思います。

そういう中でちょっと再質問をさせていただきます。

それではですね、まず農業関係とか商業関係の経済効果はどのくらい町のほうでは想定しているのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） ただいま質問に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 金額的に幾らということではちょっと出しておりません。がですね、そのことによってですね、農業に関しては出荷体制とか農産物を売するという形で同業者に一応……。そういう働きをするというようなことを考えております。また商業に関してはですね、特産品——いろんな工業団地等もありますし、メグミルク等も……。業者名はあれですけども。と協働してですね、そういう商品開発もやっていくことによってですね、経済効果が生まれるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あと、今本当にね、特産品とかそういうことがね、一番大事になってくるというふうに思いますのでね。あと今そういう意味で町とですね、産学官連携というのはどのような形で今進行しているのかについて、ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。産学官連携というふうな形で、この道の駅だけではなくてですね、茨城大学ですとか、それから医療大学、それと農業のほうにつきましては東京農業大学のほうと連携しております。つい最近はですね、医療大学、茨城大学農学部、それとJAのほうからですね、ヤーコンとかレンコンを利用しましたパスタ、うどん、それからそばと、そういったものがですね、商品開発というような形で将来の道の駅に向けて、商工観光課の補助事業がありますが、そちらのほうに申請があったところでございます。

そういった形で今どんどんですね、町のほうも道の駅っていうのを今積極的にアナウンスしてる中で、農業、商工業者のほうについてもそこに向けてですね、連携も深めながら今取り組み始めたというのが実情でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） その辺を早くね、いろいろと大事になってくるというふうに思うんでね、いろんなものをやっぱり進めてね、特産品をなるべく多くつくり出してもらいたいなというふうに思いますので、その辺よろしくをお願いします。

それではですね、造成費なんですけど7億2,000万。それで、その中で、何ですか、湧き水対策として3,000万を見込んでるということなんですけど、1年延びたのもその帯水層があって延び

たと理由もあるというふうに思うんですね。そういう中で本当に7億2,000万、本当にこれね、町民の皆さんからいろいろな質問受ける中で、あそこに本当にね、私もこの、何ですか、今比較対象表もあれしておりますが、この7億2,000万というのは飛び抜けた、私はこれ、何だ、造成費でというふうに思っております。

そういう中で、本当にね、あとまたね、これ全体的に敷地面積約2.6ヘクタールということなんですが、上の緑地の部分ていうのは、それまで入っての2.6ですよ。それを除いた場合は幾らぐらいなんですか、ちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい。2.6ヘクタールの中には上の部分のですね、緑地ですか、の部分も入っております。で、それを除いた面積についてはちょっと今データがないんですけども、後で……。今ちょっと調べて……。費用……。造成っていうか、あれですね。湧き水対策には3,000万という形になっておりますし、その部分だけの費用についてはちょっと今試算しておりません。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま18番佐藤幸明君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） まずですね、緑地の部分の面積についてお答えいたします。約3,500平米となっております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうしますとですね、常陸太田とほとんど同じということになってくるといふふうに思いますが、そうすると、このところは今非公開でわかりませんがね、この、全体的にそうすると利用できる部分については2点幾つだ、2.2ちょっとですよ。そうすると、この7億2,000万というこの造成費用っていうのは、これは高額ではないのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一

博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい、お答えいたします。まずですね、今の進捗状況を説明いたしますと、現在ですね、基本設計の段階です。実際にはですね、この後来年度実施設計というふうに入っていきます。で、その実施設計におきましてですね、もっと詳細な条件を精査していかなければならないと思っております。今帯水の問題がありまして、帯水については事前にですね、今年度1年かけてですね、今調査をしておりますけれども、そのほかにですね、調査を——例えば田んぼの部分の調査とかいろいろしなくてはいけないというふうに考えております。そのためにですね、今経験上の単価から今想定してる金額となっております。

あとですね、この表から見ますとですね、造成費という7億2,000万の中にはですね、県の負担金が入っております。先ほど町長の答弁の中にもありましてとおりですね、今125号線はですね、道の駅ということで管理者が——3桁なので県で管理しております。その分がですね、約……。まだ確定ではありませんけれども、大体1億円ぐらいと想定しております。それがこの造成費には入っております。

で、他のところはですね、直接ですね、県がやるということで、その費用が入ってないというような状況です。全体的に高いかどうかというのは、まだ全部上げてみないとわからないということです。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） でも、県の負担金を除いても6億からですよ。そういう場合に、これ、この場所を選定したときに、何ですか、場所の選定とかに携わった方にこういう、何ですか、金額というか造成費は提示したんですか。その検討の中で。伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 済みません、確認なんですけれども、県と相談されたかということですか。

○11番（久保谷充君） いや、県じゃなくて町の検討委員会の方々と。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 一応ですね、4地区の選定がありました。その中でですね、そういう帯水層——水の問題については一部あるんじゃないかというような検討はしたみたいです。ただですね、ほかに大室地区等も検討ありまして、こちらもう必ず地盤改良やらなくちゃいけないんじゃないかということがありましたので、その辺も含めてこういう追原地区、大室地区については何らかの対策が必要だという形で提示したというふうに聞いております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 何ですか、全体的に県負担金を含めた、でも含めなくてもいいんですが、選定したときにその、何ですか、金額の提示はしたんですかということなんです。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。こちらの場所の選定につきましては、平成27年4月に完成しております道の駅基本計画の中で、工事を4地区で評価をいたしてまして、その中では主にですね、前面の交通量、それから地元客の利用というような形で生活圏の圏域の人口ですね、それから商圈人口、それと観光客の利用度数とかって、そういった形プラス防災拠点としての機能の発揮可能性というような、そういった防災リスクですね、そういったことの評価のみで、実際にその場所のですね、造成費とかそういったものについては評価はしておりませんでした。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 場所の選定についてはね、やっぱりそういうことも含めていかないとね、やはりこれ過剰な投資じゃないですけど、やはり私からすればね、これ過剰な金額っていうか、それに想定されるような形だというふうに私は思います。全体的にね、阿見町ではじゃあ、建築費が9億6,000万ね、造成費が7億2,000万、その他何ですか、測量とか含めて1億4,000万とかって、用地買収まで入れて20億以内ってことの総事業費なんですけど、この常陸太田と大宮を比べて、これ高額だというふうには思わないのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。例えば、造成は比較、当然してですね、その中で確かに高い安いはあろうかと思います。ただ、その場所の問題ですね。当然その県南と県北、そういった単価の問題もありますし、また建物全体につきましても、その地域地域での考え方があろうかと思います。で、町のほうとしましては、この場所におきまして、阿見町のそういったポテンシャルの中でですね、考え得る道の駅ということを、その中の上限っていうことで20億を定めた中でやっていこうというふうに決めておりますので、このほか今久保谷議員がお示ししてございます常陸太田と常陸大宮の2カ所と比較してはですね、地域性がありますので、高い安いというのはなかなかちょっと判断はできないかと思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） これね、できないって言うならできないかもわかりませんが、これ常陸大宮なんか5.6ヘクタールですよ、これ。倍以上ですよ、2.5倍。全体的にね。これ体験農場とかいろいろ入ってるというふうに思いますが、そういうことも含め、また建物だって2,700からあるわけですから、1,000平米以上多いわけですよ。そういう中で、これ全体的に同じような施設だというふうにな、これは当然同じような形でね、何も豪華にする必要もないと。

ね、それで町のほうがこの前言ってんのは、小さく産んで大きく育てる、それとまるっきり逆行するじゃないけど、それだけこれ、普通ね、経営者だったらこれこの場所で、本当に私が経営者だったらね、会社やってて、起業やる場合にここで採算取れるのかどうかとか、そういうことの採算ベースとか物すごく考えるわけですよ、これ。

町がやるからそんな話でね、高いというふうに思わないかわからん。ね、私はこれはちょっと高額になってんじゃないかというふうに思ってるわけですよ。だから、この常陸太田……。ね、こっちはこれで20億、これはだってもうはっきり言って土地なんか倍。確かに安いかわからない。ね、常陸太田だってこれ実際には阿見ぐらいな形の、これ向こうの方の議員の一般質問なんか見ると、やはり坪当たり幾らだっけな、1万5,000円ぐらいだかで買収してるわけですから、そしたら安くはないんですよ。ね、そういうことも含め、やはり私はね、これからやっぱり造成費を含め建設費等々含めね、これは下げて、下げるようなやっぱり努力っていうかね、そういうことをやっぱり町のほうはどういうふうに考えていくのかについて、だから伺います。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。おっしゃるとおりですね、なるべく安くというような形で上限を設けまして、その中でやっていこうという形で取り組んでおります。それでですね、こちら久保谷議員の資料につきましては、ほかの2地区につきましては関連事業ですとかそういったものが含まれていないんですね。でも阿見町の道の駅につきましては、全てにおいてオープンにしていこうということで考えております。

で、造成費につきましても、これは考え方としまして本来道路管理者——前面の道路管理者が駐車場とかそういった負担する部分については整備するんですね。ですので、常陸太田、大宮につきましても、当然県管理の3桁の国道ですから県が整備してるかと思えます。で、その辺が入っていないというようなことがありますね。

それと、関連事業としまして、阿見町としましては2カ所の道路のですね、交差点の改良費もこの中に含んでおります。そういったのも含んだ中で、全部で7億2,000万というような額を出しております。でも、ほかの2地区についてはその辺が入ってないんですね。なかなか聞いても教えてくれんで、それは向こうの実情があるでしょうから、ということで。ですから、私が言ってますのは、全てにおいてオープンであれば比較はできますけども、そういった中で——隠されてる部分がある中ということがありますので、その辺は全てにおいて比較はできないということを申し上げてるということでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） この関連事業の話とかいろいろね、それはそうだかもわかりません。

でも、やはりこの数字を見て、やはりね、努力をしていく必要があるんじゃないですかと私は言ってます。この中でもね、例えば利用者数の見込みにしたって阿見町は60万人、国道の何ですか、車の交通量両方足すと1万2,000弱ですか、そして常陸太田なんか1万7,860で36万人で、常陸大宮は1万7,200で50万人。この60万人という集計っていうか、と売り上げ高っていうのはどういうところからこれ出したのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。まず、その60万人の利用者見込み数につきましては、これはもう既に道の駅1,100カ所に迫ろうとしておりますので、国土交通省がですね、そういったデータを持っています。で、前面の交通量に乗じて、その立ち寄り率というのがありまして、それに乗じることによりまして年間のこういった利用者数というのが、それまでの、今までの蓄積されたデータで出てまいります。

で、売上高につきましては、これにつきましてもその施設のですね、客単価っていいですか、そういったものが出ておりまして、大体……。細かくわかれればレストランですとか、その物産ですとか、それからあとは直売とか、そういったことが書いてますけども、そういったデータが出てますんで、その積み上げになってます。あと、その施設のですね、平米当たりの売上高っていうような、そういったことも出ておりますで、そういうものを加味した中で売上高としましては、阿見町として約4億5,000万あたりは見込まれるんだろうというような、そういった数字を出しております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私はね、なぜこういうふうにして質問してるかということ、やはりみんなね、町民の方が何を心配してるかっていうと、場所とその事業費とかそういうところでみんな心配してんですよ。そういうことで、私はやはりね、私も含めやはり……。まあ私もね、そういう形で思ってます、本当に。あの場所で本当にね、今後15年、20年じゃないけどね、ずっとそういう形でこれ成功するようにね、私も願ってますよ。でも、やっていけるのかどうかっていうことを本当にね、あれじゃないですけど、町民の人は本当にね、事業費とこの、何ですか、場所は本当にみんな「あそこで大丈夫なのかよ」という話をしていますよ、これ。町長は聞いてないですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そういう人を私んここに連れてきていただいて、よくよく説明をさせていただきたいと思います。私は皆さん……。これは皆さんで決めた位置であります。私が決めただけじゃなくて、賛成多数の中でその場所が決まったっていうこと。そして、確かに湧き水が出てね、1年おくれた。私はこれはけがの功名だなと。1年おくれたことによって準備

が十分整うっていうね、そういう思いをしております。

金額の大小はいろいろあるでしょう。やっぱりそれぞれの立地の中で金額が決められるわけだから。でも、必ず成功裏におさめるんだっていう。こないだも検討委員会っちゅうか、そういう委員会の委員の皆さんが発言をしていただきましたけど、非常に今が一番いい時期なんだっていうようなね、そういう意見を出してくれた人が大勢いました。本当に今やらなければならぬ。非常に、財源的にも非常に厳しい中で今小学校、道の駅、国体っていうね、非常に町民の皆さんにはいろんな面で御協力をいただかなければならないんですけど、これはやり遂げなければいけないと私は強く感じております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 町長にはね、話は全然聞こえてこないというふうなことです、多分ね、議員の方はあちらこちらでそういう話は、私は聞いてるというふうに思います。

それで、先ほどですね、道の駅の防災拠点なんです、あの傾斜地の部分で、何ですか、地震とかね、大雨とかそういうときに、あそこの崩れるっちゅうかさ、そういう心配はないんですか。

あとまた、工事自体は、あの傾斜地の工事はどういう工事するのかちょっと詳細にお願いします。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。現況は傾斜地になっておりますが、確かに10メートルほどの高低差はございます。ただし、これはですね、デメリットかもしれませんが、ただこれから道の駅に魅力あるものにしていくことではですね、メリットに変わることもありますので、これにつきましてはですね、擁壁等でですね、そういった崩壊のない、逆にこれをですね、売りにするような何か——10メートルの高低差を、これを利用してですね、多くの方に来ていただくというような、そういったことに発想を転換して整備をしていければというふうに考えて、今いろいろアイデアを絞ってるところでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） まあいいアイデアをとって、まあね、いろいろな来てもらえるようないい施策を考えるっていうことですが、その辺は期待しておりますけど。いずれにしてもね、あそこでいろいろなね、これ財政負担を強いられた場合にはこれ、責任っていうのは町長がとるの、それとも執行部、それとも議会なんですか。その辺のところはちょっと、どうなのかちょっとよく私わかんないんで、ちょっとよく説明していただけますか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 済みません、確認させていただきたいと思います。それ責任と

いいですか、もしその売り上げが赤字で転換して民間企業者が撤退とかそういったことになって道の駅が成り立たなくなったというような、そういったことでしょうか。どういった場合に、その責任というようなお話なんでしょうか。その辺もう一度済みませんがお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あのですね、そういうことも含め、やはりね、これは、何ですか、民間業者が撤退したりね、それとも今度は町のね、負担がいろいろな部分で、この維持管理の部分でね、その部分を今度は町のほうが今度は多く負担していくとか。そういうことをやっぱりね、指定管理者がね、そういう形になった場合にどういうこれね、責任になってくんのかなというふうに思ってますが、その辺のところはどうなんですかね。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。こちらの運営につきましては、何度も全協等で御説明してるとおりですね、民活というような形で民間利用者を指定管理者として公募しまして実施していきます。で、公共施設となりますトイレですとか、そのトイレに付随する駐車場につきましては、当然これ公共施設扱いですので、それは維持管理費は町が支払うわけですが、ただ収益施設——レストランとかそういった物販施設とあわせて指定管理者に委託しますので、その中で相殺していただくというようなそういったことになろうかと思います。

です、その辺の条件を含めましてこれから公募していきますので、それで通常はですね、当然町長の答弁にありましたように、15社等民間の事業者にはヒアリング行いまして大変いい回答を得てますので、今その御心配されるような問題はないというふうに私ども考えております。

で、これからその費用——町が支出する費用とですね、それからレストランとかそういった建物は公設ですので行政が作ります。その家賃を見合いのものを相殺した中で、指定管理者がどのような形で出していくかというような、そういったことになろうかと思いますが、最初のうちは当然ゼロ円といいますか、町の支出は持ち出しなしでですね、やっていただくというような、そういった形で進めていきます。

それが公募の条件になろうかと思いますが、ゼロ円でまだ決まってませんが、これからいろいろ選定会等の中で議論していきますけども。そういった中でですね、進めていきますので、それがもし赤字となった場合には、それはそれでですね、民間事業者の契約の中での努力が足らなかったというような、そういった形で判断されようかと思いますが、その期間が過ぎて、その次に今度公募するときになって、それで町のその条件でもし応募者がなくてですね、確かに町が何らかの費用負担が生じるようなことがあればですね、考えることになろうかと思いますが、今の段階ではですね、そういった民間事業者——特に道の駅の経営されてる事業者もおりますので、その中ではこの場所につきましては、大変売上等につきましても心配ないというよ

うな、そういった意見をいただいておりますので、大丈夫であろうというふうに確信して、今整備を進めてるところでございます。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろんな責任のどうのこうのありますけど、私もまだそういうのは調べてないんですけど、第三セクターがだめになったとき、本当町長とかそのときにいた……。まあ10年たって当の本人がいなくなって、じゃ誰が責任とんだって、そういう事例があるんなら教えていただきたい。そういうね、そのときにトップがね、どうの責任とったとか。随分あるだよね。国でも破産だ何だしちゃってんで、誰が責任とったんだなんて誰もわかんないような感じですけど、そういう事例があるんなら、久保谷議員、どういうこういう事例でこういう形になって、こういう形で責任をきちんととった人がいますよって、そういう事例があったらよろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまのは反問権として取り上げます。

11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そのね、事例とかじゃなくて、やはりそういうね、ならないようにね、私言ってますよ、だから。それでね、これほとんどが道の駅ね、8割方赤字だというふうな形の中でやはりね、そういうことにならないように、そして言ってるわけですから、その中でね、じゃあそういう事例があんのったって、それはあるわけないでしょうよ、だって。みんなんだって、それからんだって、みんなね、それぞれの形で責任をとらないでね、やめたり、もう責任の所在なんか当然ね、それはとらないで。例えば、何ですか、長がやめたり何だかんだしてますんで、それはやっぱりね、これ長いスパンの中の話ですから。だからね、3年、5年では結果は出ないと思いますよ、これは。

○議長（紙井和美君） ちょっとお待ちください。

○11番（久保谷充君） だから、そういう中でやはりね、ならないようにね、みんなでいいものをつくり上げていけるように、またそれに町民の人がね、やっぱり場所の問題と本当に何ですか、総事業費の部分ではみんな心配してるので、ね、そうならないようにっていうことで、私はそういうことで今一般質問やってんですよ。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおりね、じゃあ本当に誰が責任とるんだって、それじゃあ責任をとるといふそういう質問にはなんないじゃないですか。そういうことないんだよって話してたんでは。そうでしょう。それで、本当に町民の皆さんが、ね、久保谷充議員のところに10人でも20人も来て、それで久保谷議員が、じゃあ私が皆さんのね、疑問を解くために、町長初め担当課呼ぶから説明してもらいましょうよ、そのぐらいのことどんどんやってくださ

い。ほかの議員さんもそうですよ。本当に疑問があつて、町民の皆さんが疑問があつてね、こういう形で町長とまた担当課、そういうの聞きたい。どんどん言ってください。幾らでも行きますから。

そして、誰もが道の駅をやるのにね、利益を出ないような道の駅にするなんていう、そういう意識は全然ないですよ。私も商売やってたんだから。まず利益の出る、やっぱり道の駅をつくらなければならない。こないだの検討委員会もまず最初にその言葉を出さしていただきました。そのためにはどうするかっていうことを、ここね、やっぱり1年延びたっていうことが本当にいい準備ができるっていうことを先ほども言ってるわけだから。そういうことです。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） まあ私も12月か、また一般質問するかもわかりませんが、やはりね、心配のないようにしていただきたいというふうに思いまして、私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで11番久保谷充君の質問を終わります。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） それでは、引き続いて一般質問を行います。

まず最初にですね、発言の訂正をいたします。去る8月22日に行われた臨時議会、議案第81号、仮称本郷地区新小学校建設工事請負契約について行いました私の質疑の中で、落札契約した松井建設株式会社が、台東区、東京二十三区清掃一部事務組合及び板橋区などで指名停止となっており、その原因事故となったのが静岡県発注の工事ではないかと述べました。議会終了後ですね、総務部長、管財課長及び担当課職員が私のもとを訪れて、原因事故と指摘した静岡県発注の事故による指名停止業者は同名の別会社ではないかと指摘をされました。

再調査の結果ですね、静岡県において死亡事故を起こして指名停止となったのは同名の静岡県駿東郡に所在する松井建設株式会社であったことが判明をいたしました。

なお、仮称本郷地区新小学校建設工事を請け負った東京都中央区の松井建設株式会社の指名停止の原因事故は、報道によれば——これは平成28年3月31日の朝日新聞ですけれども、東京都が発注した警視庁单身寮建設現場で重機旋回中にですね、付近で作業していた男性が重機と鉄柵との間に挟まれて死亡した事故が発生したと。この原因事故で東京都台東区、東京二十三区清掃一部事務組合及び板橋区などで指名停止となっているということでございます。

私の調査不足によってですね、混乱を与えたことについては陳謝したいと思いますが、新小学校建設工事が事故なく安全に行われることを祈念したいと思います。

さて、本題に入ります。第一問ですが、本庁舎LED寄贈に係る寄附受け入れの条例や取り扱いを定める要綱、基準等を整備する必要があると考えるかどうかについて伺います。

平成25年第2回の定例議会で、引退された藤井孝幸議員が庁舎前に設置されている風力及び太陽光発電システムの寄贈LED外灯、及び庁舎内に寄贈導入されたLED電灯について質疑を交わしております。藤井前議員は、寄附する人は何らかの目的があって寄附すると。寄附・寄贈について、しっかりとした基準を設ける必要があるのではないかと質問をいたしました。それに対して町長は「基準は作成していない。寄附の申し出を受けた場合に、その都度内容を検討して、受け入れの可否を決めます」と答弁し、また当時の総務部長は「基準づくりというものはなかなか難しいという感じがします。他の市町村なんかも調べてみたい」という答弁をしています。

そこで具体的に、1、本庁舎LED寄贈受け入れに際しての仲介者の有無、寄贈日、寄贈目的、寄贈者などの詳細な経過について。

2、寄贈されたLED管の価格と工事の負担及び工事費用の金額。

3、寄贈者との写真撮影等寄贈者の営業促進に使用されるような事実はあったか。

4、寄贈者が平成25年ごろ警視庁組織犯罪対策4課による家宅捜索を受けたことは認識しているか。

5、一般的に阿見町に寄贈されたものを寄贈者に返還するという場合があるか。

6、阿見町として寄附受け入れの条例や取り扱いを定める要綱等を整備する必要があると考えるかどうかについて伺います。

なお質問通告では4項目ではですね、平成23年ごろとなっておりましたが、これ私の勘違いでね、平成25年11月ということですので、平成25年ごろの誤りで訂正をいたします。

残余の質問は質問席で行います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、本庁舎LED寄贈に係る寄附受け入れの条例や取り扱いを定める要綱、基準等を整備する必要があると考えるかどうかについて質問にお答えをいたします。

1点目の、本庁舎LED寄贈受け入れに際しての仲介者の有無、寄贈日、寄贈目的、寄贈者など詳細な経過についてであります。

まず仲介者の有無ですが、寄贈に当たり手続の調査を行った業者は、株式会社ワールドエルエスケイであり、当該業者と寄贈申込者である株式会社ワールド・ワイド・エンジニアリング

を含め協議調整を行いました。次に、寄贈日、寄贈目的、寄贈者についてですが、寄贈日は平成23年11月9日であります。寄贈目的は、公共施設でのデモンストレーションであります。寄贈者は、寄贈された時点での所在になりますが、東京都中央区、株式会社ワールド・ワイド・エンジニアリング、代表取締役の長谷川篤志夫氏であります。

2点目の、寄贈されたLED管の価格と工事の負担及び工事費用の金額についてであります。

まずLED管の価格は、寄贈物であるため価格は把握しておりません。次に、工事費の負担についてですが、寄贈者が全て負担されたものであるもので、町の負担はありません。工事費用の金額は、把握しておりません。

3点目の、寄贈者との写真撮影等、寄贈者の営業促進に使用されるような事実はあったかについてであります。

まず、写真撮影等ですが、平成24年2月号の町広報紙及び新聞社数社に掲載されております。次に、寄贈者の営業促進に使用されるような事実はあったかについてですが、そのような事実は把握しておりません。

4点目の、寄贈者が平成25年ごろ警視庁組織犯罪対策4課による家宅捜索を受けたことは認識しているかについてであります。

報道等による情報として、平成25年11月8日に家宅捜索を受けたことを把握しております。

5点目の、一般的に阿見町に寄贈されたものを寄贈者に返還するという場合があるかについてであります。

現在まで、寄贈返還を行った事例はありません。

6点目の、阿見町として寄附受け入れの条例や取り扱いを定める要綱等を整備する必要性があるかどうかについてであります。

町では、阿見町財務規則第210条に事務手続の規定をしておりますが、詳細な要綱等はありません。要綱等の整備につきましては、今後、調査検討してまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。

答弁の中でですね、まず2点、3点ぐらいお聞きしたいんですけども、その株式会社ワールドエルエスケイという会社が調整を行ったということを答弁しております。これ全く初めて聞く会社でございます。藤井議員の質問ときにもですね、この会社名は出ておりませんでした。このワールドエルエスケイという会社ですね、本社の所在地、代表者、阿見町とのかかわり及びワールドエルエスケイとワールド・ワイド・エンジニアリングとの関係について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。まずワールドエルエスケイの所在ですが、これについてはちょっと今そちらは把握しておりません。ただ、ワールドエルエスケイとワールド・ワイド・エンジニアリングの関係については、ワールドエルエスケイについては販売店、で、ワールド・ワイド・エンジニアリングについては製造元という関係になっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9 番海野隆君。

○9 番（海野隆君） 一応ね、答弁書の中にですね、明確に会社名をですね、記して、しかも調整に当たっているということになっておりますので、当然通常はですね、代表者であるとか、それから本社の所在地であるとか、こういうことについては把握をされているものかなと思ったもんですから質問しました。これ、すぐわかりますか。それとも、わからなければ後でまた調査をして、この質問の中で回答してもらえますか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、申しわけございません。その当時ですね、本社というか、ワールドエルエスケイの住所でございますが、東京都中央区日本橋ということになってございます。

○9 番（海野隆君） 代表者は。

○管財課長（飯村弘一君） 代表者につきましては、ここに調整に当たった方が執行役員でして、代表者の名前は……。申しわけございません、ちょっと不明でございます。

○議長（紙井和美君） 9 番海野隆君。

○9 番（海野隆君） まあね、寄贈者との間に立ってね、その調整を行うというのは、何だか阿見町に関係があるのではないかと私は推察をいたしました。例えばね、職員の関係者の誰かにいるとか。ね、それから町民の中で誰か知ってる人がいて、その人が紹介をするとか。通常こういうことを考えられるんですが、そういう経過だったんですか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。特に寄附を受ける窓口、今回この件については管財課だったんですけども、その管財課に来るまでの間で、この方との町との関係ってのは特になかったように……。なかったと聞いております。

○議長（紙井和美君） 9 番海野隆君。

○9 番（海野隆君） そうすると、今の総務部長の答弁ですと、突然、突然ですね、管財課に来て、それでかくかくしかじかでワールド・ワイド・エンジニアリングが寄附したいので、その中間に立ちますと。こういう経過だったというふうに理解していいですか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） ええ、そのとおりです。

○議長（紙井和美君） 9 番海野隆君。

○9 番（海野隆君） 私にはにわかに信じられないような話なんです。

次にいきます。次はね、寄贈物は価格が、寄贈品なので価格は把握していないということになってるようですけれども、その資産計上としてはどういう計上になってるんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。寄附に關しての資産計上はしてございません。

○議長（紙井和美君） 9 番海野隆君。

○9 番（海野隆君） これ一般的に物、庁舎の前にもありますけども、その他いろんな寄附を受けると思いますね。物でね。金額じゃなくて。それも資産計上は一切しないと。町の財産としては計上しないということでもいいんですか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（紙井和美君） 9 番海野隆君。

○9 番（海野隆君） はい、わかりました。

じゃ次ね、平成25年11月にですね、報道等情報として家宅搜索を受けたことを把握したという答弁がありました。当然、これ町長もですね、その事実を知ったと思います。そうしますと通常はですね、これは何か犯罪にかかわる話ですので、把握したのを受けて庁内でどのような対応が行われましたか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。特に対応等はしておりません。

○議長（紙井和美君） 9 番海野隆君。

○9 番（海野隆君） わかりました。

それではですね、後からお話しようと思った再質問について質問したいと思います。警視庁組織犯罪対策第4課がですね、家宅搜索に入ったということですが、この警視庁組織犯罪対策第4課ってのは、何を所管してる部署ですか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。4課につきましては、反社会的組織に関連する事件に關して捜査を行うセクションと認識しております。

○議長（紙井和美君） 9 番海野隆君。

○9番（海野隆君） そのとおりですよ。組織犯罪対策第4課の分掌事務ということで、1は暴力団等の視察内偵及び暴力団等に係る事件情報の収集に関すること、2番は暴力団等に係る犯罪の取り締まりに関すること、3番は群衆犯罪の捜査に関すること。つまり反社会的勢力のことにについて捜査をする、これ部署なんです。そうすると、この組織犯罪対策第4課がね、捜査に入ったということは、反社会的なグループ、この犯罪のために捜査をしたというふうには認識しなかったんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） そういうことになると思います。はい。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） あのですね、これ……。これ後から言おうと思ったんだけど、そういうふうに言われちゃうとね、困りますけども、一般企業でもですね、今反社会的勢力との戦い、これについてはですね、全力を挙げて国として戦っています。ね、ましてやですよ、行政がその先頭に立ってやってるはずなんです。そうすると、この情報を得て、ね、町の中で何の対策も話し合いも行われなかったんですか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。先ほどもお答えしましたが、特に対応等はしておりません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 反社会的勢力との戦いという意味で、阿見町の対応は余りよろしくなかったなと思います。これは率直にね、認めていただきたいと思います。

そちらのほうに行っちゃったんですが、一旦戻してね、戻して、寄贈されたね、直管LED管の照度——いろいろ聞いてみるとね、ちょっと暗いというようなね、話もあるんですね。役場庁舎内、事務をとっていますね。それぞれの事務の部署によって照度は決められていますね。例えば設計をするところとか一般事務をしているところ。これ全般的にこのLED管のね、事務所のここですよ、作業するところ、この照度基準に満ちているのかどうか。どの程度の照度になってるかについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。照度につきましては、日本工業規格——JISと言われるものであったり、労働安全衛生法というもののなかで決められています。それと設計を行う場合には、我々使います設計資料集成というもののなかで大まかな照度の基準がございます。作業面においておおよそ300ルクスということが、どこの書物でも大体書かれている基準でございます。

町の中の、庁舎の中ですね、照度につきましては、寄附をされた照度をちょっと測定してみたところですね、380ルクスから600ルクスくらいということで、おおよそ基準は満たしてるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 前が明るかったのかどうかわかりませんがね、そのところはね。そういう印象を持ってる人もいるということでございます。

今度は寄贈されたね、直管LED、2011年12月に取りかえをしたと思うんですね。で、5年を経過をしようとしているんですけども、これまでそのLED管の球切れなど不具合が生じているのはありますか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。現在までに、今年度に入りましてから1本切れまして、交換してございます。1本です。はい。以外につきましては、今まで不合理はございません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） おおむね寄贈された状態で使って不具合がないということを確認しましたので、ありがとうございます。

次ですけれども、先ほども述べましたけれどもね、私が……。私がといってもね、ネットを——コンピューターを使ってね、いろいろと調査をしたり、そこに出てきたもの後追いをして調べてみたりいろいろするとですね、やっぱりこのワールド・ワイド・エンジニアリング株式会社というのはですね、2012年——平成24年ですかね、24年の当初ぐらいからですね、問題ある企業ではないかということが出てきております。一貫して、循環取引——これは経済上の取引ですけども、循環取引であるとか、それから反社の関係で出ております。

私はこれを見てね、いやちょっとこれ阿見町も反社の勢力を呼び込んだんじゃないかと、こういうね、ちょっと危惧を持ちました。結果的にはですよ、そのときわからなかったんでしょう、わかってれば受け入れないわけだからね。でも結果的に、その反社の勢力のものを呼び込んだんじゃないかなというふうにですね、私は思います。

それでね、先ほど返還した……。これまでに寄附を受け入れたものについて返還をしたということはないんだと。で、今回もですね、こういう情報があっても、特に庁内で話題っていうかな、対応をとるというね、そういうこともしないんだと。こういうことになってるんですけども、これ反社の勢力と、これ疑われたわけですけどもね、疑われた部分のこの寄附——寄贈品LEDの。これは寄贈を返還するというようなことは考慮しなくても大丈夫ですか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 寄贈等を受けたその年——23年度のその時点では明文化はしてないですけども、担当としてはいろいろ調査はしたと思います。その中で特にこの寄附行為については問題ないと判断して受け入れたということで、その後時がたってその寄附を受けた業者が逮捕されたと。後に無罪の判決は受けておりますけども、そういう状態だったということで、寄附を受けた当時、特に問題がなかったということで受けてるということです。善意の寄附ということで、特にこの分についての後々の対応というのは行っておりません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 最終的には詐欺罪でね、捜査を受けて、立件されて、詐欺罪については無罪だということになったんですけども。それでね、私は思うんですけども、例えば寄附受け入れの基準をね、やっぱりしっかりつくる必要があると思います。で、藤井前議員の質問にはね、あんまり……。つぐらないんだという話をしましたけども。

例えばね、いろいろあるですよ。たまたま目にしたところで、香川県の琴平町。これ平成27年3月11日、まあ新しいって言えば新しいですね。告示で寄附採納事務取扱要綱を決めています。その第4条にね、寄附受けるときの留意事項が列記されています。そこにね、つまり反社会的、暴力団、こういうことがありませんよねと、そういうところは受け入れてはいけませんということを書いてあります。

で、私はね、やっぱりね、結果的であれね、結果的であれ、そういう反社会的なものの勢力のね、寄附を受け入れるということについてはよろしくない。少なくとも受け入れの際にね、あなたは反社会的勢力の人ではありませんねというようなね、一筆そこ書けるような、そういうね、寄附申込書の様式をつくって、しっかりとその時点で、少なくとも行政にね、瑕疵はないんだと。こういう体制をつくることは、極めて私は大事だと思うんですよ。で、そう思います。まずその点について何か調査検討してまいりますというようなことでね、いつも調査検討なんだけども、やっていくつもりはありませんか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。今議員のほうから琴平町でしたっけ、の事務取扱要綱の紹介がありましたけども、私どももいろいろ調べました。そういう中で、基本的にその寄附採納の取り扱いという部分——留意事項とも言われてますけども、その部分の条項については、ほとんど変わりはないような状況です。

ただ、その寄附の内容それから金額によっては、内部の委員会に諮って最終的に決定するか、そういったそれぞれの制定してる自治体によって考え方があってと思います。今、議員の言われた反社会的な団体からの寄附について一筆とると——条項、身元を確認をするという意味

での一筆とるということについても含めて、答弁にもありましたけども、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。そのね、公益社団法人なんかもね、非常にその反社……。NPO法人もそうですね。ここに反社の勢力がかかわることについては、国も県もね、非常に神経質になっております。企業でもね、反社会勢力との一切の関係を遮断するような明確な指針を定めるところが多いです。ましてや一部上場企業なんかはね。その指針ではね、どういう指針つくってるかという、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築しなさい。それから警察や暴力追放運動推進センターとの緊密な連携をとりなさい。組織内部ですね、組織内部の法制システムを確立することが大事だと、こういうように述べてます。

先ほど来ね、危機管理について同僚議員がね、2人質問しましたが、まさにこういうね、危機管理の部分だと思いますよ。ぜひね、内部システムを含めて、そういうきちんと目に見える形でやっていただきたいということを申し上げて、第1問は終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時10分いたします。

午後 1時57分休憩

午後 2時10分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はい。それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

2番目は、原子力災害に伴い発生した指定廃棄物の保管の現状及び保管強化策の必要性について伺います。

東京電力の福島第一原発が2011年3月11日に被災してからですね、5年半の歳月が経過しております。先日私も福島県楢葉町にあるですね、日本原子力開発機構の福島研究基盤センターというところがあって、そこに楢葉遠隔技術開発センターという大きな建屋がございまして、そこを視察してまいりましたけれども、なかなか遠隔操作の技術もですね、非常に大変でしてですね、今後この事故を収束するというのは非常に長い期間がかかるのではないかなというふうなことを実感してまいりました。

阿見町も放射能の影響はですね、大きく受けておりまして、町内に降り注いだ放射性物質の対策が当時とられました。その1つは学校や保育園、幼稚園、公民館等の公共施設を洗浄して除染したり、グラウンド等の表土をですね、剥ぎとって地中に埋設するという方法で除染を行

っています。

また、霞クリーンセンターではですね、主に飛灰含まれる8,000ベクレル以上の放射性指定廃棄物を敷地内の倉庫に保管しているということになっております。埋設保管されてからですね、5年以上の歳月が経過しておりますし、放射性物質の濃度は確実に低減していると言っていますけれども、その保管の実態についてどうなっているのかと、町民の皆様から時折尋ねられることがございます。

阿見町における指定廃棄物は一時保管しているですね、14市町村のうち6番目に多い159トンを超える量を保管しております。で、当初はね、阿見町の保管状態は非常に県内でもよかったというふうに評価されていたと思います。多分他市町村からもですね、視察に来ていたのではないかなと思うんですね。シャッターもありましたしね。ただ、あくまでもね、この指定廃棄物については一時保管という位置づけでございますので、あのままの状態が長期的保管に適するかどうか、国の指針に合致するかどうかについては、現在では議論があるところです。

あくまでも最終的にはね、国が整備する施設で処分するという計画だったと思いますね。しかし紆余曲折を経てですね、今年の2月に環境省は県1カ所に整備する方針を転換して、各自治体での分散保管を継続することに決めております。同時にですね、保管強化策として廃棄物をコンクリートの箱や鉄性コンテナに収納したり、コンクリート構造の建屋に移す方法を示しております。

そこで以下の項目について質問をいたします。

1、阿見町の保管する指定廃棄物の放射性廃棄物濃度の現状と推移、及び廃棄物処理方針の推移。

2、指定廃棄物濃度が基準値を下回る時期については、いつごろを予測しているか。

3、国では指定廃棄物が基準値を十分下回った場合に指定を解除し、一般廃棄物として処理できるとしていますが、阿見町の対応について伺います。

4、他市町村では、指定廃棄物の保管強化を目指して専用の保管庫整備が進められております。国との協議等、阿見町の対応について伺いをいたします。

5番、これは確認ですけれども、保管強化のための施設整備の費用負担は、全額国が負担すると考えてよいか。

6番、学校施設等の埋設放射性除去土壌の現状と管理測定、及び今後の対応について。

以上伺いをいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、原子力災害に伴い発生した指定廃棄物の保管の現状及び保管強化策の必要性についての質問にお答えをいたします。

1点目の、阿見町の保管する指定廃棄物の放射性物質濃度の現状と推移、及び廃棄物処理方針の推移についてであります。

現在町で保管している指定廃棄物は、平成23年7月から10月の間に発生した焼却飛灰であり、保管総量は先ほど言われたとおり159.44トンとなっております。放射性物質濃度につきましては、保管当初は1キログラム当たり8,500ベクレルから1万6,200ベクレルの測定数値がありました。その後の濃度につきましては、本年5月に国が県全体を対象とした調査の一環として指定廃棄物について測定作業を行っておりますが、全体の調査は引き続き作業が続けられているところと承知しており、結果の取りまとめを待っているところでございます。

指定廃棄物の処理方針につきましては、当初、国は県内1カ所に長期管理施設を整備する方針でしたが、県及び保管市町の総意を受け、本年2月に従来の方針を転換し、県内の指定廃棄物については、現場保管を継続し段階的に処理する方針に改めました。

2点目の、指定廃棄物濃度が基準値を下回る時期についてはいつごろを予測しているかについてであります。

本年2月の茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議において、国が示した資料では、現在町が保管している指定廃棄物の一部については、既に基準値を下回っている状況であり、平成30年3月には町内全ての指定廃棄物が基準値を下回るとの推測結果が示されています。

3点目の、国では指定廃棄物が基準値を十分下回った場合に指定を解除し、一般廃棄物として処理できるとしているが、阿見町の対応についてであります。

指定廃棄物の指定解除につきましては、指定解除後は法律上は市町村の処理責任のもとで必要な保管・処分を行うこととなるため、今後も他市町村の動向等を注視しながら、慎重に判断していく考えです。

4点目の、他市町村では指定廃棄物の保管強化を目指して専用の保管庫整備が進められている。国との協議等阿見町の対応についてであります。

今後の対応については、測定結果をもとに年度内を目途に国との具体的協議を行う予定となっております。

5点目の、保管強化のための費用負担は全額国が負担すると考えてよいかについてであります。

指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理責任を持つことから国が必要と認めた経費については、国が全額支援する仕組みがあります。

6点目の、学校施設等の埋設放射性除去土壌の現状と管理測定及び今後の対応についてであります。

学校施設等における除染事業で発生した除去土壌の現状については、フレキシブルコンテナ

に入れ、遮水シートで覆って覆土するなど、飛散・流出防止措置を講じた上で埋設保管を行っています。また、保管箇所については定期的に空間放射線量をモニタリングして監視を続けております。モニタリングの結果は、直近で1時間当たり0.046マイクロシーベルトから0.088マイクロシーベルト、平均して0.063マイクロシーベルトで、周辺の空間放射線量と特に変わらない状況となっています。

今後の対応につきましては、国において処分に向けた方針が定まっていない状況であるため、引き続きモニタリングにより定期的に監視し、現場における保管を継続してまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まず答弁の中でですね、指定廃棄物の処理方針についてお答えになりました。現場保管を継続し段階的に処理する方針に改めたとしているわけですがけれども、自治体の保管するのは国が補完するまでの一時保管という認識——当初ね、そもそもの認識ではなかったのかなと思います。だから、あくまでもこの指定廃棄物については、国の責任で処理するということの方針が変わったというふうに理解していいんですか。そしてまた、阿見町として——茨城県内の市町村としては、それを受け入れたというふうに理解していいんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。指定廃棄物に指定されている以上は、管理それから処分に関して国が責任を持つということで変わりはありません。現在まだ指定廃棄物として保管しておりますので、その点は従来と同じであります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうだと思いますね。それで、ただですね、何番で質問してるんだっけ……。3番で十分に下回った場合という話ですね。それで千葉なんかの例もありますけどね。平成25年4月6日にね、14市町会議にですね、平成26年6月末時点での県内自治体の指定廃棄物の、どういうふうに変化するかという推計表がね配付されているはずですよ。それによるとね、保管開始は平成23年3月からですよ。から8年後——阿見町の場合ですよ、8年後には8,000ベクレル以上の放射性廃棄物はなくなるというふうに推計しているんですね。8年後だっていうと31年ですから、今は平成28年ですから3年後ということになるんですね。

答弁ではね、平成30年3月には、どうも全ての廃棄物が8,000ベクレル以下なるという推計結果が出てるようですけども、平成25年の4月6日に配付した資料ではそういうふうになっているというふうに、私が持っている資料ではそういうふうを書いてあるんですけども、今年5月にね、国が調査したと。測定作業をしてですね、どうしようかということだと思っんですけど、この結果の取りまとめはいつごろになるんですか。

年内に協議するって書いてあるんで、年内には、その取りまとめができてね、ということになると思うんです。県内全体の14市町ですね、現在の状況を把握できると思うんですけど、これは大体スケジュール的には何月ごろ取りまとめができて、その後、年度内に協議って言ってますけども、そのスケジュール的なものは確定してますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。測定値の結果ですけれども、まだ公表されていません。で、国のほうとの現段階でのやりとりの中では、年度内に協議をするということで協議をしておりますので、年内には何らかの形で協議ができるというふうには考えているところです。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうですか。決まったら我々に報告してください。

それで、次はね、さっき3番目でね、指定廃棄物が多分今度の調査測定で相当なところまで低減しているという形になるのではないかと思います、一般廃棄物でというような話があるようなんですけども、阿見の場合はね、町外に持ち出さなくてもですね、その廃棄物をですね、最終処分場を持っておりますので——さくらクリーンセンターということになると思いますけれども、ただね、そのさくらクリーンセンターも、そうした放射性廃棄物であったものをですね、入れるというね、地元との協定とかいろいろあると思うんですけども、そういうふうな住民とのね……。

あ、これは、ごめんなさい。国が最終的に処分しないで町が処分するという前提に立てば、住民とのどのような話し合いというかな、そういうことを考えられるのか。それとも、もう町は幾ら、8,000ベクレル幾らになっても国が責任持って処分してよと。こういうふうにするのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あくまでもやっぱり国が処分するという、そういうやっぱり状況をつくっていくことが大事かなと思っております。今、こうなったらこうなるというのではやっぱりひとり歩きしてしまいますから、まず国が処分するという、これはもう14市町の集まりの中でも最後は全て国が処分してくださいよという、そういう意見でまとまってるわけですから、それはやっぱり貫いていかないといけないんだと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうだとすると、つまり今後国がですね、国はなかなか1県に1つできないって言うてるわけですから、で、茨城県内の市町もみんな分散保管にしましょうよということ言ったわけですから、5年たってるわけですね。減衰までに30年という説とね、31年と

いう説があるようですけども、いずれにしてもあと3年とか——2年とか3年はしっかり保管して減衰を待って、しかし減衰したから——8,000ベクレル以下になったからといって、それを、町長がおっしゃるようにね、国の責任だからあくまでも我々一時保管だと、それは国の責任でやりなさいとなると、いつまでもそれを持つということになります。

そうすると、あそこの——シャッターのあるあそこにね、入れておいていいのか。何かコンクリートなり……。30センチでしたっけ、そういったね、これは保管庫っていうのかな、よくわからないんですけども、そういったものをしっかりつくる必要があるのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。今の町長の方針だというと、そういうことになると思いますけどね。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、どうにしろ環境省との話し合いがこの暮れまでにあるわけですから、これはね、やっぱりきちんとした話し合いをしていただくということ。そして、やっぱり国のほうがね、運べる処分場、それを指定していただいて、そこにやっぱり持っていくというのがやっぱり順当な考え方じゃないかなと。町がね、さくらクリーンセンターに持っていくということはやっぱりこれは避けなければいけないという今考えは強く持っております。どういう状況になるか、まだ今から推移を見ないとわかりませんが。そういう考えを持っています。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 町にはというか町長には、ぜひね、やっぱり今の施設ではなくて、本格的……。あれも本格的といえれば本格的かもしれないですね、一時保管場所としては。もうちょっと龍ヶ崎でもそういうふうやってるようなコンクリート、しっかり全額多分国が負担するでしょうから、そういう場所をですね、どこか、あの場内か向こうの場内かなと思いますけど、町の施設の中だと思いますけども、そういう形でやっていただいて、それを貫き通してほしいなと思います。

そういうことをですね、しっかりとやっていただきたいということをお願いというか、お願いをいたしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、3番目のですね、少子化対策としての不妊治療への助成内容——助成額拡大を図るべきではないかの質問に移ります。

私は産婦人科内科のね、事務長を……。何回もこの場で言っていて申しわけないんですけども、38歳から45歳まで約7年、8年かな、やっておりました。その後4年間は顧問としてね、だから大体12年ぐらい産科の事務長としてですね、働いてきました。その産科は不妊治療の専門ク

リニックでしたのでね、不妊に関する知識ていうのかな、患者さんの悩みや喜びまでいろいろとね、お聞きする貴重な体験をしております。

今から思えばもう25年以上も前ですから、当時は不妊治療はね、余り一般的ではなくですね、しかし技術的に相当飛躍的に進歩してきた時代でしたね。しかし、当時保険適用となるのはね、ごく一部で、国県市町村の不妊治療に対する助成制度というのは限られておりました。ほとんどないと言ってもよかったですね。不妊治療する方々はね、その費用負担だけでなく精神的にも非常にづらい立場にあつて、治療を諦めるという現実があるということをね、見てまいりました。

不妊治療に対する助成はですね、これ国かな、平成16年にスタートしていますので、10年目ということになります。これまで助成に取り組む自治体も増加して、助成金額もだんだんと上限の拡大がされてきてですね、さらには所得制限も撤廃してですね、全ての不妊に悩む夫婦に対してね、助成をしている自治体もあります。阿見町は所得制限がありますね。晩婚化、少子化、これ時代の流れですけども、こういうことに対応する取り組みとしてね、やっぱり高く評価できると思います。

そこで阿見町の不妊治療の対策について、以下の質問をいたします。

- 1、不妊症治療の助成実績の推移について。
- 2番、不妊症治療の治療費用の実態について。
- 3、不妊症治療の助成額の拡大について。
- 4、男性不妊症及び不育症への助成制度拡充を図るべきであると思いますが、いかがですか。という質問でございます。お願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、少子化対策としての不妊治療への助成内容、助成額拡大を図るべきではないかについての質問にお答えいたします。

- 1点目の不妊治療の助成実績の推移についてであります。

町では、平成17年度から町の単独事業として県内でもいち早く取り組みを開始いたしました。初年度の申請件数は2件でしたが、徐々に増加し、平成27年度は42件の助成を行いました。事業開始から平成28年7月末まで延申請件数は251件であります。

- 2点目の不妊治療の治療費用の実態についてであります。

不妊治療はその治療内容によって治療費が異なっており、平成27年度に町では申請のあった不妊治療の費用については1回当たり最低額13万1,260円で最高額は92万3,594円でした。

- 3点目の不妊治療の助成額の拡大についてであります。

県では不妊治療費助成事業により保険が適用されない体外受精や、顕微授精の不妊治療を受

けた場合、初回に限り30万円、2回目以降は1回の治療につき15万円を上限に通算6回まで助成を行っております。町では県の不妊治療費助成事業による助成額を差し引いた残りの額に対して助成を行っております。町の不妊治療費助成事業については、助成額の上限を平成27年度までは5万円としておりましたが、平成28年度からは10万に増額いたしました。

なお、この事業の周知については、広報あみ6月号及び町ホームページにおいて町民への情報提供を行っているところです。

4点目の、男性不妊症及び不育症への助成制度拡充を図るべきであるについてであります。

県では、平成28年度から男性不妊治療を受けた場合、1回の治療につき15万円を上限に助成を行っております。町が実施している不妊治療費助成事業は夫婦で受ける不妊治療に対して行われているもので男性の不妊治療費への補助に特化せず、不妊治療費助成事業の助成額を増額することといたしました。これにより、不妊に悩む夫婦の不妊治療の経済的負担の軽減拡大を図ることができると考えております。

また、不育症についてですが、これは妊娠しても流産や死産を繰り返してしまう状態のことをいいます。県内では、平成28年4月現在7市村において不育症治療に対する助成制度が実施されています。今後につきましては、実施している市村の状況を参考に、その必要性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。県もね、市町村も、阿見町もですね、不妊症治療への金銭的負担をよく理解していただいて、段階的にね、助成を拡大してきているということについてはね、高く評価できると思います。しかし費用負担の実態からするとね、なかなか差があるのではないかなと思います。

私が事務長やったころね、よく1年間で不妊治療に使うのはね、新車1台分と言ってました。新車つつつてもね、いろんな新車があるので金額わからないかもしれませんが、大体150万とかね、そんな感じですね。実際にこの補助の対象になっているのはですね、特定……。ごめんなさい、特定不妊治療なんですね。で、特定不妊治療というのは、顕微授精とかですね、体外受精とか非常に高価なもの。当然お金もかかるということなんですけども。そこまで行くにはですね、その前後というかな、特に前の段階で夫婦ともに時間と手間暇と精神的負担と、お金もすごくかかるということになっていて、大変な思いを皆さんされております。したがって、子供が生まれた喜びは非常に大きいし、また結果的に子供を持てなかったということもあるんで、その精神的なケアをすると、そういうことも大事だと思います。

それで、さっき150万で話をしましたけれども、それからするとですね、県が負担して、さらに町が負担をしてもですね、なかなかまだまだ大変だということになっているので。それで

阿見は男性不妊、女性不妊——女性不妊というのかな、に特定しないと言っていますけれども、特定しないっていうことは、要は分けないっていうことになりますので、男性不妊は男性不妊として、やっぱりしっかりと助成制度をつくっていくということは、とても大事だと思います。

それで、時間もありませんので、ぜひね、今後ね、阿見町の助成金額をもっとですね、充実していただきたいと思っております。

それで最後にね、稲敷市に、私は見てみたらね、意外な助成制度があるんですね。それは人工受精に対するね、補助制度があるんですよ。で、県も町も特定不妊治療だけなんですね。でも、入り口は普通ね、人工授精でやるんですね。そうすると、多分最初からそういうふうやっていくので、少し段階を踏みますので、この稲敷市のね、助成は考えても——考慮してもいいかなっていう気持ちにもなりました。ですから、お答えをいただくんですが、そういうことも考慮してですね、少しその助成制度の拡大を図っていただきたいということをちょっと部長のほうから決意をいただいて、この問題を終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。海野議員は本当に現場、実態をよく御存じということで、本当にお子様に恵まれない方の心情をよく御理解されての御質問だと思います。

で、御承知のようにですね、不妊治療高額でございますし、保険適用外のものが多くて治療をされている方にとって、非常に重い経済的負担、それから精神的な負担ということであると思います。やはり出産を希望される方にとって、経済的な負担軽減を図るということは、その希望をかなえられるようにですね、公費を支出していくということは非常に重要であるし、少子化対策にとっても重要な意味を持つてると思っております。

で、昨年の6月議会においても佐藤議員のほうから、やはり不妊治療の増額、それから男性不妊治療の助成ということで御質問いただいております。そのときも町は男女特に特化せず、不妊治療の経済的負担の軽減拡大ということで検討してまいりますという答弁をさせていただいたかと思います。で、今年度——平成28年度から今まで県の補助対象外であった部分について、町は5万円だったものを10万円とさせていただいております。

で、実際に44市町村のうち半数以上——26市町村がですね、助成額が5万円というふうなことでございます。1番高いのが15万5,000円で1市あるんですけども、そういった意味からいくと、阿見は今回10万円に上げさせていただきましたので、低い水準ではないのかなというふうには考えているところでございます。

で、あと男性不妊治療については、今回やった部分も県とか町の補助の対象には含まれます。ただ、県は28年度からさらに加算をするということで15万円の加算、それから初回の県の助成

が通常15万円なんですけれども、やはり一番利用頻度の高いのが1回目でございますので、その1点目に重きを置いて30万円に増額したということでございます。ですから町は、今回5万円を増額させていただいたものについては、当然男性不妊治療に対する部分も含めた形で全体的な底上げを図ってる。特に男性だけじゃなくてという考えで、全体的なボトムアップを図ることによって多くの皆様に経済的負担につながるのではないかとこのように考えまして、今回28年度10万円に引き上げさせていただいたということでございます。

それから、稲敷市の事例については、人工授精についてはですね、ちょっと詳細はつかんでおりませんので、今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はい、ありがとうございます。

それじゃ次の質問に移らしていただいていいですか。

○議長（紙井和美君） はい。

○9番（海野隆君） はい。最後の質問に移らしていただきます。

骨髄ドナーの負担軽減を図り、ドナー登録者の飛躍的拡大を図るべきであると考えてるがどうかについて質問いたします。

骨髄ドナーが登録する骨髄バンクはですね、白血球等の血液難病に苦しむ人たちを救済するため、全員による骨髄提供の仲介を行うために1991年に運営が開始されました。骨髄ドナーとなれる年齢は20歳から54歳までの方々に限られています。で、私も40歳から骨髄ドナー登録をして約15年間ですか、移植希望者とのマッチングを待ってございましたけども、残念ながらですね、私の場合は適合する患者さんはあられませんでした。54歳になりますとですね、自動的に通知が来てですね、終わりますということで通知が来まして、私の登録は終わったんですけども、移植が可能になる確率はね、兄弟姉妹で25%、非血縁者間では数10万から数万分の1と言われているようです。

で、日本全国で数百万人が登録をすれば、誰か1人は適合者がいるということになって、移植希望者の移植の可能性があるということになります。しかし、平成28年7月末現在でね、日本全体では46万人しか登録がないということになっています。

そこで阿見町における骨髄ドナー登録について、以下の質問をいたします。

1、茨城県及び阿見町における骨髄ドナー登録者人数はどの程度か。全国における茨城県の登録者人数の位置はどの程度か。

2、茨城県内の移植希望者数及び全国における位置はどの程度か。

3、骨髄移植におけるドナーの負担はどの程度か。また現行茨城県及び市町村におけるドナ

一負担軽減の助成制度はどのようなものか。

4、阿見町でもドナー助成制度を整備し、骨髄ドナーの負担軽減を図り、ドナー登録者の飛躍的拡大を図るべきであると思いますがどうでしょうか。

ということで答弁をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、骨髄ドナーの負担軽減を図り、ドナー登録者の飛躍的拡大を図るべきであると考えますがどうかについて、質問にお答えいたします。

1点目の、茨城県及び阿見町における骨髄ドナー登録者人数はどの程度か、全国における茨城県の登録者の人数の位置はどの程度かについてであります。

骨髄バンクにドナー登録ができるのは、年齢が18歳以上54歳以下の健康な方で、日本骨髄バンクの平成28年3月末のデータによりますと県の登録者人数は8,286人、町の登録者人数は195人であります。全国的に見ますと、県の登録している人数は47都道府県中18位となっています。

2点目の、茨城県内の移植希望者数及び全国における位置はどの程度かについてであります。

日本骨髄バンクの平成28年3月末のデータによりますと、県内の移植希望者数は42人で、47都道府県中12位となっています。

3点目の、骨髄移植におけるドナーの負担はどの程度か、また現行茨城県及び市町村におけるドナー負担軽減の助成制度はどのようなものか、についてであります。

骨髄提供をする場合、ドナーは事前の健康診断、輸血用血液の採血、当日の骨髄採取、術後入院など、数日間の休業が必要となります。しかし、一部の企業や官公庁を除いて、特別休暇等の休業補償のある職場は少なく、就業における負担があると思われます。

次にドナーの負担軽減の助成制度についてですが、県では、平成28年度からドナー助成制度を行っている市町村に対し補助を始めました。1日2万円で7日間を上限に、その費用の2分1または市町村の助成金の2分の1のいずれか低い額について助成を行っています。県内では、大洗町、鉾田市、取手市、水戸市、茨城町が助成制度を導入しています。制度の内容は、骨髄ドナー休暇制度等の有給休暇の適用がない場合に、骨髄または末梢血管細胞を提供した人に対して、提供に係る通院や入院日数に応じ、1日2万円で7日間を上限として、ドナー本人に支給をするものです。

4点目の、阿見町でもドナー助成制度を整備し、骨髄ドナーの負担軽減を図り、ドナー登録者の飛躍的拡大を図るべきである、どう考えるかについてであります。

骨髄ドナーに対する助成制度を設けることにより、ドナー登録者の拡大方や白血病等血液難病患者の治療機会の拡充につながることから、平成29年度より導入してまいりたいと考えております。拡大をしていきたいと、そう思っております。

○議長（紙井和美君） 9 番海野隆君。

○9 番（海野隆君） 答弁にありましたようにですね、県内では5つの自治体が助成制度を設けております。来年度から町長の強い決断でね、助成制度を導入するという前向きなね、答弁がありました。前向きな答弁というか、答弁がありましたので、高く評価させていただきたいと思います。

ここで一言ね、茨城県の位置とかね、町の位置について申し上げたいと思います。

町民に対してね、この骨髄ドナー登録制度及びその助成制度についての周知をね、しっかりと行うことが大事です。先ほどにも答弁ありましたけども、登録対象年齢人口における登録者数ではね、全国17位とか18位ですけれども、対象年齢の割合ではね、人口1,000人当たり6.55人、全国で32位です。この近隣は非常によくて、全国トップはね、沖縄県。いいですか、茨城県は6.55人なのに沖縄県は34.34人です。ですから何倍ですか、5倍以上ですね。で、2位は栃木県19.48人、3位は福島県18.46人。全国平均8.17人ですから、茨城県はね、相当低い順位ということになります。

翻って阿見町ではね、医療関係者が結構多いということで、195人。対象年齢人口1,000人当たり9.53人になっておりますので、全国平均、茨城県平均よりは高いと。しかし、医療関係者も多いということを考えれば、この割合をね、飛躍的に増やすということにしっかりと担当課は、担当はですね、取り組んでいただきたいなと。当面、今後5年間でね、対象年齢人口1,000人当たり現在では9.53人ですけども15人ぐらいに引き上げると。全国トップ5ぐらいになる感じで、登録者数で300人ぐらいをね、目指すという目標をね、掲げていただきたいと思いますけれども、その決意を含めて部長のほうからね、町長でもいいですけども、部長のほうから御答弁をいただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。平成28年度ですけども、全国で157の市町村でドナーの助成制度を導入しているというふうに承知してございます。骨髄移植を希望される患者さんは毎年2,000人程度いらっしゃるということでございますので、1人でも多くの患者さんをですね、救うためには、1人でも多くのドナー登録が必要であるというふうに考えておりますので、町はやはりきちんとした目標を持って、本当に今言ったように、1人でも多くのドナーを登録して1人でも多くの命を救うように、町民の皆様にご理解をいただきたいように周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○9 番（海野隆君） はい、終わります。

○議長（紙井和美君） これで9 番海野隆君の質問を終わります。

次に、7番野口雅弘君の一般質問を行います。

7番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔7番野口雅弘君登壇〕

○7番（野口雅弘君） 皆さん、こんにちは。最後なんで、長くやろうかとも思ったんですけども、通告に従い、もう通告書のとおり質問させていただきます。

前回の6月議会の永井議員の一般質問において、AEDの公会堂の設置については財団法人自治総合センターのコミュニティー事業補助制度を利用して設置している行政区もあると町長は答弁されており、また、この制度については年1回の区長会議で説明していると町民生活部長が答弁されていました。その答弁を聞いて、何人かの区長さんに聞いてみたところ、年1回の会議の中では、それぞれの事業の概要説明にとどまっているため、個々の事業内容を理解して活用するのは難しいと言われました。

そこで、コミュニティー助成事業をもう少し詳しく説明してもらって、その内容を理解し活用してみたいと言われました。コミュニティー助成事業には一般コミュニティー助成、コミュニティー助成、センター助成、青少年健全育成助成、地域防災組織育成助成がありますが、区長さんの一番知りたいのは一般コミュニティー助成事業についてだと聞きました。

なぜかといいますと、行政区によっては区長さんの任期が1年交代のところがあり、年1回の区長会議での事業の概要説明では、なかなか行政区の事業に反映できない現状があるそうです。そこで詳細な内容を区長さんに限らず、一般町民に対しても説明することにより、1年交代の行政区においても行政区の事業に反映できると思うので、説明をよろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、野口議員のコミュニティー助成事業についての質問にお答えいたします。

コミュニティー助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの事業収入を財源として市町村やコミュニティー組織などの地域コミュニティー活動を支援する助成制度です。一部のメニューを除き補助率が100%と大変有利で利用しやすい事業となっております。この助成を受けるには、市町村から都道府県を経由して自治総合支援センターへ申請する仕組みであり、自治総合センターでは、毎年8月中旬ごろに次年度の事業実施の有無が決定されます。町は、8月下旬ごろに県からの募集案内に関する通知を受けて、町から関係団体等へ紹介しております。

御質問の事業は、自治会や自主防災組織など、地域に密着して活動する団体が対象となりますので、各行政区区長へは、地域自治組織の活動を支援する一般コミュニティー助成事業・コ

コミュニティーセンター助成事業・青少年育成助成事業の3事業、自主防災組織の代表者の方には、地域防災組織育成事業の中の自主防災組織育成助成事業の募集について御案内をしております。

各事業の概要として、一般コミュニティー助成事業は、お祭り用品の整備・修繕・集会施設の備品の整備などコミュニティー活動に直接必要な設備が対象であり、その助成上限額は250万となります。コミュニティーセンター助成事業は、コミュニティー活動に必要な集会施設等の建設または大規模修繕が対象であり、補助率は対象総事業費の5分の3以内、その助成上限額は1,500万円となります。青少年育成助成事業は、親子スポーツ教室や親子体験教室など、青少年の健全育成のために親子で参加するスポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動などのソフト事業が対象であり、その助成上限額は100万となります。地域防災組織育成事業の自主防災組織育成助成事業は、地域の防災等に直接必要となる備品が対象であり、その助成上限額は200万円となります。

一般コミュニティー助成事業の事業実施主体は、市町村または市町村が認めるコミュニティー組織が対象となっておりますことから、町では、行政区の運営を担っている各区長を対象として、毎年4月の区長会議にて行政区活動の手引きを配布し、その中でコミュニティー助成事業の概要についても御説明をしております。この助成事業については、募集案内通知が届いてから申請締め切りまでの期間が短いことから、各行政区内で事前に申請の有無や、申請事業の内容についてお話をしていただき、速やかな申請手続きができるようお願いしているところであります。

申請を予定している団体には、事前相談を受け、必要に応じて県の担当部署に確認しながら申請準備を支援しております。しかしながら、御質問の中にあつたように、区長さんが1年単位で交代する行政区においては、引き継ぎ等が十分に図られていない場合もあり、スムーズな事業申請対応に苦慮されていることも想定されますので、これらも踏まえて、これまで以上に丁寧な御説明をしてまいりたいと考えております。

また、一般町民の皆様へのこの助成事業について周知としては、募集案内通知が届き次第、事業の概要、実施要綱、申込書並びに近年の町での助成を受けて取り組んだ事業紹介もあわせて町ホームページに掲載し、広くお知らせしております。今後も、広く事業の周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） 確かにこの事業は、町長がおっしゃったとおり補助率が100%となる本当に大変有効なものなんですけども……。

質問させていただきます。一般コミュニティー助成事業の、ここ5年間の助成実績はどのく

らいで、幾つぐらいの行政区に助成していますかと。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） お答えいたします。5年ということですので、平成24年から申し上げますと、平成24年が1件、これは福田行政区です。お祭りに関する備品等を整備しております、250万円助成を受けております。次に25年度と26年度なんですけども、行政区からの要望がありませんでした。で、27年度なんですけど、27年度は4件ありました。これは筑見区、中郷東、二区北、若栗北の4件なんですけれども、4件合わせて阿見町として1件というふうな申請の仕方をしまして、4行政区をあわせて250万円の助成を受けております。それから28年度——今年度になりますが、青宿行政区1件でございます。額としましては、110万円。集会施設の備品等の整備ということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 議員、私も議員のときに、最初にこれを見つけて、町のやっぱり区のやっぱりお祭りで太鼓だ何だもらったんですよ。だから、議員各位もやっぱり自分の地域とか、やっぱりよく知っている区とか、そういう人とつながって、やっぱりそういうものをもらってあげたらいいんじゃないかなと思うんですよ。これは、やっぱり地域にとっても非常に使い勝手のいい補助金でありますから、そういう点でも議員各位にもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） 実際その話で、廻戸区にもやっぱり敬老会11日に行ったんですよ。そのときに椅子、今まで座卓だったんですけど、座卓だともう年寄りが座れないっていうんで、テーブルと椅子を今度、まあ今回は間に合わないと思ったんですけども、来年度には申し込めるような、次期区長さんにもうその話はしました。それで、実際今はかすみ公民館から借りてきたと。今回は。そういうのも大変なんで、そういうのをやるということで話が来ました。

それでは、今回29年度ですね、募集締め切りが明日ぐらいだと聞いてるんですが、今のところ募集はあるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい。今年度の申し込み状況ですね。明日までということなんですけども、現在のところ本郷行政区のほう1件の申し込みがあります。

○議長（紙井和美君） 7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） 先ほども説明した行政区活動の手引きっていうの、これ説明してるっていうんですけど、46ページもあるんです。そのたったの1ページなんで、そのぐらいの説明

だと、どうしても大変わかりきらないってのが多いんでしょうね。それで、そこで中に、町長は250万円となりますって書いてありましたけども、これ100万から250万でなってるんですけども、100万というのは、これはどういう……。以下の場合はどういうふうになってしまうのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。この制度に助成事業実施要綱というルールがありまして、その中で100万円未満の場合には申請ができないということになるんですね。ただし、なんですけど、例えば1つの行政区では100万円に満たないとしても、幾つかの行政区が集まれば100万円以上になるというふうなことになるれば、町として申請することが可能になるので、極力そういうふうなやり方ができるように取り組んでおります。

○議長（紙井和美君） 7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） また、町長の答えの中に、お祭り用品の整備・修繕、集会施設の備品の整備となっておりますけども、例えばトイレの洋式化とかいうやつに関しては、この助成は効かないってということですか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。集会施設の備品の修理とか設備の修理っていうのは対象外になってしまうので、この制度が使えないということになります。ただし、町のほうの制度で集会施設の整備に関して、補助の規定がありまして、集会所のトイレの改修等に関してはそれが活用できますので、そちらを活用していただければというふうに思います。

○議長（紙井和美君） 7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） それはどういう洋式……。あれになってるのですかね、公会堂の修理とかは。どういう……。何ていうの、事業の中でどのぐらいの補助率があるのかだけ教えてもらえれば。もし無理ならいいですけど。余計な話なんで。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 資料を持ってきてたんですけど、何かごちゃごちゃになっちゃってあれなんですけど……。修繕費用の場合には2分の1で、100万円を限度に町のほうから補助金を出すことができます。

○議長（紙井和美君） 7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） 最後になりますが、町のホームページのお知らせはいいのですが、今回も9月の広報誌のほうに宝くじのこの助成のやつ載ってましたけども、もう少し早くっていうわけには、聞く8月中旬って、8月の下旬にならないと来ないっていうんでは。

ただ、その前にもうこれ、できればね、このなんかにもう少し詳しくコミュニティーのことも書いてもらえればありがたいと思うのと、それとですね、1年交代の区長さんの場合、次の区長さんが副区長さんとか会計さんというのが多いんですよ。ですから、その人たちにも案内を回していただければありがたいなと。だから、3名分の名前で送ってもらえれば、それだけで3人で見ますから、そうすると次の年には申請に間に合うような形になると思うんでね。そういうふうなことをやってもらえればというのは、これは要望ですので。

以上で質問は終わります。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、ただいまの件は承知いたしました。

で、申しわけありません。先ほどコミュニティー助成の申し込み、明日までって多分言ったらしく、今日までということになっておりますので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○7番（野口雅弘君） ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで7番野口雅弘君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時07分散会

第 3 号

[9 月 15 日]

平成28年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成28年9月15日（第3日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教 育 長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
情報広報課長	遠藤康裕君
国体推進室長	建石智久君
交通防災課長	白石幸也君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	石神和喜君
社会福祉課長	煙川栄君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	大塚康夫君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	朝日良一君
学校給食センター所長	吉田恭久君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君
指導室長	前島清君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成28年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成28年9月15日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成28年第3回定例会

一般質問2日目（平成28年9月15日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 川畑 秀慈	1. 障がい者の人権と障がい者政策について 2. 防災対策について 3. 選挙の投開票について 4. 住吉地区水道の敷設について	町長・教育長 町 長 町 長 町 長
2. 石引 大介	1. 公共交通について	町 長
3. 永井 義一	1. 阿見町での子育て支援について	教 育 長
4. 吉田 憲市	1. 阿見町西部地域内，上本郷中根地域の特に中根地区の開発計画の将来像をどのように考えているのか	町 長
5. 栗原 宜行	1. いきいき茨城ゆめ国体2019の計画，準備は万全か 2. 公園や緑地の整備はどのようなになっているか 3. 阿見町の農業振興について	町 長 町 長 町 長
6. 難波千香子	1. 新しい地域支援事業について 2. 読書意欲を高める取り組みを 3. 食品ロスの削減に向けた取り組みについて	町 長 教 育 長 町長・教育長

午前１０時００分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、議会基本条例第５条第１項第３号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔１２番川畑秀慈君登壇〕

○１２番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。２日目の一般質問の一番初めの質問になります。よろしくお願いいたします。それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、本日の読売新聞のほうへ、例の相模原の殺傷事件の記事が大きく載っております。一番初めの１面、また中ほど、で、一番最後のほうと。その中で中間報告等が取りまとめをされて、事件の概要というのは、まだまだ説明はされてませんが、一応中間報告、詳しく載っております。そういうこともちょっと参考にしながら質問させていただきます。

平成28年７月26日未明、障害者支援施設、神奈川県立津久井やまゆり園、ここにおいて施設に入所支援を利用する知的障害のある方々が襲われ、19名が命を奪われ職員を含む27名が負傷するという未曾有の事件が発生いたしました。被害に遭われた方々に衷心より御冥福をお祈りするとともに、御家族の皆様にはお悔やみを申し上げます。また、けがをされ治療に当たられている方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

さて、この事件の報道を見たときから、なぜこのようなことが起きたのか、ずっと思いをめぐらせてまいりました。遠くの地域で起きた特異な一事件として捉えていくのか、それとも身

近な、また自らの問題としてこれを捉えていくのか、それにより大きく違ってくると思われたのです。

初めに、全国手をつなぐ育成会連合会、声明文を出していますが、その一部を紹介したいと思います。

事件の容疑者は、障害のある人の命や尊厳を否定するような供述をしていると伝えられています。しかし、私たちの子供は、どのような障害があっても一人ひとりの命を大切に、懸命に生きています。そして私たち家族は、その一つ一つの歩みを支え、見守っています。事件で無残にも奪われた一つ一つの命は、そうしたかけがえのない存在でした。犯行に及んだ者は、自らの行為に正面から向き合い、犯した罪の重大さを認識しなければなりません。また、国民の皆様には、今回の事件を機に、障害のある一人ひとりの命の重さに思いをはせてほしいのです。そして、障害のあるなしで特別視されることなくお互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会づくりに向けてともに歩んでいただきますよう心よりお願い申し上げます。

もう1つ、特定非営利活動法人DPI——障害者インターナショナル日本会議、ここも、ここでは抗議声明として出されております。その一部を紹介したいと思います。

現時点での事件の全容は不明であり、その解明は今後を待たなければならないが、報道によると容疑者は深夜に施設に入り、障害者を刃物で次々と襲い、殺傷し、神奈川県警の調べに対し「障害者なんていなくなればいい」という趣旨の供述をしているとも伝えられている。もしこれが事実だとすると、障害者を「あってはならない存在」とする優生思想に基づく行為にほかならず、私たちDPI日本会議はここに強い怒りと深い悲しみを込めて断固として優生思想と闘っていくことを改めて誓う。近年、閉塞感が強まる中、障害者を初めとするマイノリティーに対するヘイトスピーチやヘイトクライムが引き起こされる社会状況の中で、今回の事件が起きたことを看過してはならない。ヘイトスピーチ、ヘイトクライムを許さず、それらが引き起こされる社会状況を変革し、誰もが排除をしたりされたりしないインクルーシブな社会づくりを進めていくことが求められている。障害者分野では、2014年に障害者権利条約が批准され、今年4月からは障害者差別解消法が施行されるなど、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会、インクルーシブな社会づくりを目指した取り組みが進められてきました。私たちは今回の事件にひるむことなく、障害者の命と尊厳が守られ、さまざまな権利が行使できるように、インクルーシブ社会に向けた活動をより一層強める決意である。

このように述べております。

そこで質問をしていきたいと思います。まず、このような事実を踏まえ、阿見町における障害者の権利と人権と障害者施策について質問していきたいと思います。

まず1点目、今述べました神奈川県津久井やまゆり園の事件についてどのようにこの事件を

捉えておられるか。

2点目、事件の起きた施設の現実と障害者施策を含めた町の障害者施策の現実的展開はどのようにしていくのか。

3点目、障害者差別解消法の施行と町における障害者当事者の政策推進・展開はどうしているのか。

4点目、町の教育では優生思想に対してどのように認識をしていますか。

この以上の4点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

先ほども、川畑議員が言われたとおり、今日の本当に1面で、読売新聞の1面で出ておりました。私も読まさせていただきました。また、今、パラリンピックが開催されていて、私も大体4時から5時ぐらいに起きていつも見てるんですけど、やっぱり選手の本当に真剣でね、自分の全ての体、気持ちを使って競技に接しているという、そういうものを見ると、やっぱり目が熱くなるというか、解説者も随分、涙をいつも流しているような感じのね、感動を受けました。

7月26日未明に、神奈川県相模原市の障害者施設、津久井やまゆり園において、入所されていた19名の方々がとうとい命を失い、職員を含めた27名の方々が負傷するという痛ましい事件が起きました。この事件で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げます。また、負傷された皆様の一刻も早い回復をお祈り申し上げます。

それでは、質問の内容に入りたいと思います。

障害者の人権と障害者政策についての質問にお答えいたします。

1点目の、神奈川県立津久井やまゆり園の事件についてどのように捉えていますかについてであります。

重度の障害を持つ方々が入所する施設において、このような悲惨な事件が発生したことは極めて遺憾であります。元職員による障害のある方を標的とした今回の事件は、多くのとうとい命が失われ、また多くの方が負傷するという、これまでにない痛ましい事件であります。

今回の事件によって、自分も被害を受けるのではないかと不安を抱え、心を痛めている障害者の方がいらっしゃるのではないかと危惧しております。障害があるからといって、誰かに傷つけられたりすることは絶対にあってはならないことであります。

また、今回の事件を契機として、障害者への差別や偏見が助長されるようなことがないように、町としては障害を理由とするあらゆる差別の解消に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、事件の起きた施設の現実と障害者施設を含めた町の障害者政策の現実的展開はどのようにしていくのかです。

このような事件が起こるということは予測が困難であり、残念なことです。障害者のある方に対する差別や偏見など、いまだに受け入れられない状況があるというのが現状だと思います。また、事業所等の関係者には、これまで地域の一員として交流をしてきたが、今回の事件により障害者施設への見方、考え方が変わり、迷惑施設だと思われてしまうのではないかと懸念する声もございます。

町は、第6次総合計画及び第3次障害者基本計画において、目指す町の姿として「障害者が住み慣れた地域や家庭で、生きがいある生活を営むまち」を基本理念として掲げております。町の目指す姿が実現できるよう、障害者の人権について、町民の一人ひとりに理解していただけるよう周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

3点目の、障害者差別解消法の施行と町における障害者当事者の政策推進・展開はどうかについてであります。

障害のある方もない方も、住みなれた地域で分け隔てなく日常生活及び社会生活を送ることは大切なことだと考えています。

障害者差別解消法は、国及び地方公共団体等の行政機関と民間事業所に不当な差別的取り扱いの禁止と障害のある方への合理的配慮を求めています。町では今年度、職員対応要領の策定及び障害者差別解消支援協議会を設置し、これに伴い町職員の意識を高め、町民への啓発を進めてまいります。

また、障害のある方及びその家族の高齢化は、町ばかりではなく全国的に進展しており、親亡き後の生活については大きな課題となっております。障害のある方一人ひとりの状況に合わせ、地域で暮らしていけるよう障害福祉サービスの充実等施策の推進を図ってまいりたいと思います。

4点目の、町の教育では優性思想に対してどのように認識をしていますかについて、これと1点目の見解については、教育長から答弁をしていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に、教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 神奈川県立津久井やまゆり園での事件についてどのように捉えていますかについてお答えいたします。

大変痛ましい事件であり、あってはならないことだと思っております。

町の教育では優性思想に対してどのように認識をしていますかについてお答えいたします。

優生思想という表現や発想そのものが、現在学校現場では全くありません。端的に表現すれば、弱者軽視の優生思想と現在の教育は全く逆であります。障害のある子供とその保護者に対して、共生社会の形成に向けた流れとなっております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。今回、この問題を取り上げたんですが、当初は、行政要するに市に対する、またそういう管理に関しての責任は問われない中で、ヘイトクライムやそういうスピーチがなされてきた背景があります。一体責任はどこにあったのかなといったところを考えると、実は今回いろいろと私も、この優生思想に関しては、ちょっと勉強してきました。どこから来たのか、歴史的背景はどの辺なのかというような、それもちょっと後でお話したいと思いますが、そういうことも踏まえて、今、町長のほうから答弁もありました。教育長のほうからは、今、教育の現場ではそういうことは全くない、もうそうあるべきだし、いかにその思想を徹底的に、やっぱり子供たちに教育していただくかということが大事だと思いますが、実際の世の中、社会には、こういう偏見、差別がまだまだ残っている。

再質問で、まず1点目としまして、障害を理由とするあらゆる差別の解消に努めると、今、町長から答弁がありました。そしてまた、障害者の人権について、町民の一人ひとりに理解していただけるよう周知・啓発を図ると、このようにありましたけども、この点については、どこでどのような施策を立案して具体化、実行していかれるのか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず1点目の、障害を理由とするあらゆる差別解消についてでございますけども、本当に今回の事件なんですが、やはり先ほどありましたように、報道によると、容疑者はですね、障害者はいないほうが良いというふうに思ってるということで、やはり障害者を排除するという考え方、これに一番問題があるんじゃないかなというふうに考えております。

それですね、例えば障害者基本法の第4条におきましては「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をおかしてはならない」というふうに述べられてございます。で、町としまして、まず差別解消法、障害者基本法に基づいて、これを具現化する施策として障害者基本法が制定されたわけでございますが、まず、障害を理由とするあらゆる解消をですね、取り組むということで、まずは職員対応要領の策定について、今年度、答弁にもございましたが、進めさせていただきます。障害者差別解消法で、こ

れは努力義務ということになってございますけども、地方公共団体の対応要領につきまして、職員が障害のある方に適切に対応するための事項、これを定めて、法の趣旨を町職員に浸透させて、障害を理由とする差別の解消に積極的に取り組むということで、これは6月の海野議員の一般質問においてもですね、今年度中に策定をしていくということで答弁をさせていただいたところでございます。

これについては、現在、策定を進めておりまして、まず庁内に職員によるワーキングチームを8月に第1回目発足しております。そして、現在ですね、障害者等への、障害者の方それから御家族の方に対するアンケートを実施しております。それとあわせて職員のアンケートも、現在同時進行でやっております。このアンケートが集計できた段階で、今月を予定しておりますけれども、またワーキングチームを開きまして、今度はさらにですね、障害者の団体等との懇談会、これを予定しております。そして、最終的には障害者施策推進協議会、ここで御意見をいただいて作成をしていくということで考えてございます。

こういった職員要領の策定につきましては、障害者権利条約第4条で、障害者にかかわることを決めるときには、障害者とよく相談をして決めることというようなことが定められております。ナッシング・アバウト・アス、ウィズアウト・アス——私たちのことを私たち抜きに決めないでということの考え方、これを大事にしていきたいなというふうに思っております。

それから、町のほうでは、あと、障害者差別解消地域支援協議会の設置ということで、これも障害者差別解消法の支援措置として設置をしていくものでございまして、これも6月の、これは佐藤議員の一般質問で、今年度中に設置をしていくということで答弁をさせていただきました。これも、その設置に向けて現在進めているというところでございます。

それから、周知活動、啓発活動でございますけれども、やはり障害のある方もない人もですね、一人ひとりが、やはりこれは本当に大切な存在でございます。障害のあるないにかかわらず、どんな場合であっても一人の人間として人権が守られなければならない。これは本当に大事なことでございます。そのために啓発活動ということで、解消法においても、差別解消のための支援措置として啓発活動というものが定められております。国それから地方公共団体は障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため必要な啓発を行うものというふうに定められております。

町でも、今まで広報それからイベント等を通じていろいろ啓発を図っておりました。今後も、差別解消法ができたり、県の条例ができたり、それもチラシ等をつくって配布をしたりしておりますが、まだまだ十分に浸透、これで100%ということにはございませんので、さらに継続してですね、障害者の人の人権というものを地域の皆さんに十分に理解していただけるように進

めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。障害者といっても、生まれながらにしてそういう障害を持つ人もいれば、また年を重ねていく中で障害を持つ場合もあります。私の父も今、認知症と機能障害で完全に障害認定というか、要介護状態になっているところで、私も見ておりますが、やはり幾ら障害を持っても、その人の心というのはそのまんま存在していて、やっぱりその人の人権また尊厳をどこまで大事にしてあげられるかっていったところが、これは大事になってくるかと思えます。ですから、周知徹底して図っていくということも継続的に常に学ぶ場を提供し、お互いに学び合いながら、この障害者問題というのは、これから政策も立てていただければと思います。お願いいたします。

それで、もう1点。この障害のある方と家族の高齢化の問題が答弁の中でもありました。現実の問題なんですけども。その方が地域で暮らしていけるような障害福祉サービスの充実と施策の推進を図る。この点に関して、町のほうでは将来的にどのようなことを考えておられるのか、ちょっとお話しいただければと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

やはりお子さんが障害をお持ちの親御さんにとって、やはり自分が高齢化したときに、あるいは自分がいなくなったときにですね、一番心配されているのは、残った子供たちの生活の問題でございます。どういうふうに支援してくれる人がいるのだろうか、あるいは住む場所が、家はどうなってしまうのか、住む場所がどうなのかというのが、一番心配されている問題だというふうに考えてございます。

やはりそういったところの心配、不安をなくしていくというのが、住みよい地域づくりにつながっていくものというふうに考えてございます。国においても、障害のある方が地域で生活を送るための支援を進めているということでございます。その中で、やはり町にはそういった生活の場となるような施設が町の中には現在ございません。ですので、なかなかこれは難しいんですけども、町が単独でそういった施設を設置するということは、なかなか現実的には難しいということもございますので、例えばグループホームですとかで、そういった入所できる施設も身近にあるといいのかなというふうに考えてございますので、今後、民間活力の導入等も検討しながらですね、考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ、町でともに暮らしていける、またそういう施設もぜひ進めていただきたいと思います。

金沢のシェア金沢、あそこは社会福祉法人佛子園というところが運営をしています。もともとスタートは障害者の入所施設からスタート。で、それをもとに、いろんな人がごちゃごちゃっていることで楽しいコミュニティー、地域がつかれるんじゃないかといったところで、シェア金沢をああいう形で組み立ててきたっていうことも言われております。民間の活力といいですか、やはり建物だけではなくて、その中でどうコミュニティーを形成し、その人たちをフォローしていくのかっていいますと、民間も行政も関係なく、人がやっぱり携わっていかなくてはいけないことなので、やはりそういう志の高い、いい運営者、また人と共同してやっていただければと希望いたします。

それでは、ちょっと、せっかくなんで、優生思想に対する歴史的な、ちょっと背景、認識を調べてきたんで、ちょっと述べていきたいと思います。その前に、今回の事件の基本的性格っていうのは、障害者の基本的人権、生存権の否認、ここにあります。基本的人権の思想というのは、全ての者は生まれながらにして平等である、これを出発として日本国憲法の第13条で、これはしたためられております。そしてまた、我が国も国連の障害者の権利条約を2014年に批准をしました。実は、国連で採択されたのは2006年。かなり時間がたってから日本がそれを批准をした。で、批准をすると国内法に転化をして法的な拘束力を持つんで、それまで実は批准できる準備がなかったんです、日本の場合は。障害者に対する差別、いろんな制度設計がまだまだ不十分で、できなくて、日本の国の批准はおくれた。

まあ、それが批准をし、あらゆる障害に基本的人権が具体的に、障害者に基本的人権が具体的に保障されなければならない。そのために合理的な配慮が必要なことを規定し、加盟国の政府の、これは義務としました。

この事件というのは、加害者の証言からして、その根底には優生思想があったと報じられています。優生思想っていうのは、簡単に言うと、人は生まれながらにして優劣の差があり、劣る者はその生存を否定される、この思想です。国家主義と結びついたのがヒトラーの政策。これは極限の形をとった歴史がございます。皆さんもこれは知ってるとおりだと思いますが。

さて、その優生保護法、実は1996年まで日本でも施行されておりました。今、それが変わって母体保護法に変わってますが、これ、実は1930年、昭和5年に日本民族衛生学会が設立されて、その3年後にナチスドイツにおける遺伝病子孫予防法、ドイツの断種法といった法律からスタートしております。戦前はそれが国民優生法となって、遺伝性のある病気にだけ適用された。ところが、戦後、優生保護法が成立していく過程で、それが少し変形をして拡大解釈をされるようになりました。簡単に言いますと、原因は何なのかははっきりしない、遺伝性があるの

かないのかわからないものも、遺伝という言葉が使われて、それは日本人の倫理観であると、これはある論文では言われていますが、これは1つは社会的なそういう判断が含まれていく中で、優生保護法というのがつくられてきた。そこにはどういうものが入っていたかという、精神疾患であるとか、要するに遺伝的な要素が全くないけども、社会的なそういう価値判断でブルーなところ、グレーなところはみんな遺伝性があるといったところで非常に広く適用された法律が戦後ででき上がった。それがずっと続いてきたのが、つい20年前くらいまでである。そうすると、今はうつ病であったり、躁病であったり、また統合失調症であったり、いろんな精神疾患ありますが、そういうものも全部遺伝として捉えられてきた。そうすると、そこにおける戦後の人口を増やさなきゃいけないとか、戦争で多くの若者がとられて死んでいったんで、それはその人たちは身体的にも学力的にも能力があって優秀だった人が多く死んだ。それでは日本の民族これからどうするんだっていったときに、この優秀なそういう子孫を残していかなくてはいけないといったところの思想も盛り込まれて、こういうものができ上がって、つい20年前までやってまいりました。ですから、そういうものが、ある意味で目に見えない中での格差といいますか差別といいますか、そういう価値観が植え続けられてきた中での、今回のこういう事件が起きたと私は認識しております。

もう1つ、これはちょっと違う観点で優生思想をもうちょっと拡大解釈すると、あと1つどういふことが見えるのかなという、自殺者、見てみますと、非常にここ近年は低下をしています。それでも世界では9番目にランクインしている。その中で他殺は非常に減ってきています。昭和25年ピークで、今は非常に少ない。先進国の中でも日本は非常に他殺は少ない。でも、その中で自殺が1990年あたり一気に伸びてる世代がある。その世代はどこかという、15歳から26歳、この若者の世代が一気に増えて、今、先進国の中では断然トップの自殺率です。それに続いているのが、お隣の韓国。その背景には何があるのかという、ある教育学者が言うには、日本の受験制度にその原因があるとも言われている。知らず知らずのうちに、そういう差別化、優生思想の偏見といいますか、そういう中で社会自体が組み込んで、若者たちが自殺をしていく、そういう日本の世情にもなっています。

ぜひ、そういうことのないように。町の教育では、そういうことはないと思いますが、教育委員会におかれましても、そしてまた町の福祉行政においても、こういう差別がない、そしてみんな一人ひとりがどんな状況であっても大事なんだと、ともに生きていく、ともに支え合って助け合いながら生きていくっていうそういう教育であり、地域社会をつくっていただきたいと思います。

それで1点目の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。

2点目は、防災対策について、昨日も複数の議員のほうから、防災に関しては質問がありました。今回、私のほうは、ちょうど1年前の常総市の水害の件がありました。また今年に入りましたら熊本の震災がありましたので、それを踏まえて、ちょっと質問させていただきます。

さて、茨城県のほうでは、今年の第1回の定例会で、災害救援のタスクフォース構想、これをやったらいんじゃないかって話が1つ出て、知事のほうでそれを進めていく答弁がありました。その県のタスクフォース構想について、どのようにまず考えておられるか。

2点目、昨年9月の、1年前の常総市の水害被害の対応に関して、どのように捉えられているか。

3点目として、今年4月に発生した熊本地震について、どのようにこれを捉えているか。

この3点、お聞きしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の茨城県の災害救援タスクフォース構想について、2点目の昨年9月の常総市の水害被害の対応に関してどのように捉えていますか、3点目の今年4月に発生した熊本地震についてどのように捉えていますかについては、関連性がございますので一括して答えさせていただきます。

まず、災害救援タスクフォース構想に関しましては、今年3月の県議会第1回定例会での橋本知事の答弁におきまして、県や市町村などから、罹災証明書の発行や住家——住宅や家の被害認定などの業務に精通した人材を募集して登録し、災害発生時には登録された人を被災市町村に派遣し被災者支援業務を応援する仕組みを整備することや、被災市町村での派遣職員の受け入れ体制について、災害対応勉強会において市町村と連携して検討していくと示されておりますが、現時点におきましては、県担当者からの町への説明等は、まだ行われていない状況であります。

今後、県が主催する災害対応勉強会におきまして、災害救援タスクフォース構想について提示があるかと思しますので、その説明を受けて、今後の対応を図って行きたいと考えております。

また、昨年の9月の常総市の水害被害、そして今年4月の熊本地震のいずれにおきましても、生活再建支援金などの申請に必要な罹災証明の発行がおくれたとされております。罹災証明を発行するためには住宅の損壊程度を判定する必要がありますが、大規模災害の場合、被災住宅は、かなりの数に上り、判定するための調査には、かなりの時間を要します。また、判定を円滑に進めるためには専門的な知識や経験が必要となります。熊本地震では町からの職員派遣は

見合わせましたが、被災した自治体から家屋の被害認定調査に精通する職員の派遣要請がございました。

大規模な災害の場合は、マンパワーが不足し、一自治体だけでの対応には限界がありますので、他自治体等への支援の要請や、受援の準備については、平時より広域的な連携体制の構築が必要であると捉えております。これは広域的な連携ということで、前の常総市長が、やはりそういう反省というか、そういうことは談話で出しておりました。

さらに、常総市の水害におきましては、検証報告書が出されており、課題に対する改善策も提言されておりますので、情報を精査するとともに、現在の町の災害対応体制との照合及び検証を行い、今後発生し得る災害に備え、的確かつ迅速に対処できる災害対策本部組織体制へ改善を図ってまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。それでは、ちょっと再質問に移らせていただきます。

まだ、県のほうから具体的な提示がない状況なんですけど、構想を練ってこれからおいてくると思います。県から災害救援のタスクフォース構想、これを進めていきたいとあったとき、町のほうでは、どのような対応をしていくのか。積極的に参加をしていくのかどうか。その辺、まず1点目、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

今の町長からの答弁にもありまして、災害対応勉強会につきましては、まだ具体的に県のほうから内容が示されていない状況ではございます。ただ、熊本地震、それから昨年の常総市の水害等におきまして、実際に自治体が被災地を支援する方法、それから当町が被災したときに、今度は支援を受ける側、受援する方法、そういった方法を、こういったタスクフォース構想の中で当然前向きに捉えていかなければならないとは思っておりますので、この災害対応勉強会、県が主催するこの勉強会が開催された暁には、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。それで、今、町長の答弁にもあったんですが、常総市の水害、熊本の震災、これに関して詳しく検証したもの、または自ら検証したりはしたことはございますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

昨年の常総市の水害、それから今年の４月に発生した熊本地震、この２つともかなり大きな災害でございました。それを受けまして、被災地ですね、常総市それから熊本市付近、そこでの自治体職員の活動内容について、やはりいろいろ体制は整えていたにもかかわらず、いろいろな不備があったということで報告をいただいております。その地元での検証結果等が、県あるいは国、いろいろな機関から取り出されておまして、その検証結果については、我々で把握はしております。

また、その活動内容について、阿見町においてどのように捉えているのかということに関しましては、一応両災害に関してのいろいろな不備だった状況等を捉えられておまして、そういう細かな項目については、今後、町としてどのように対処しなければならないか、そういったところは、事務レベルで、交通防災課の中では職員同士では捉えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。最後に総括してちょっとお話ししますが、あと受援力これとレジリエンスに関しては、どのように捉えられているか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

受援力ということで、先ほどからちょっとお話をさせていただいている、町が被災したときの各自治体からの支援を受けるところなんですけども、国のほうで、災害時の応援受け入れガイドライン、こういったものが発表されております。平成27年の４月に、こういったガイドラインが発表されております。こういったものを受けまして、実際に自治体のほうでは、神戸市のほうがいち早く、市町村では全国初となる神戸市の災害受援計画、こういったものを独自に策定をしております。

今後ですね、やはり熊本地震でクローズアップされた、この受援ということをですね、非常に大きなことだと捉えまして、町のほうでも、こういったガイドラインですとか、神戸市で定めた受援計画、こういったものを参考にしながら、阿見町でどのような受援計画を図っていくか、今後、勉強会とかを図って、茨城県とも連携をとって進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） レジリエンスに関してはどうでしょうか。あ、なければいいです。日本語に訳すと、抵抗力とか復元力とか耐久力、精神的回復力、そういうあれなんですけど、防災関係のほうで、ちょっと今、出てますので、述べました。

で、もう1点。実際に災害に遭ったときには、情報の伝達が非常に大事になってくるかと思っています。これは、この阿見町にもいろんな方が住んでらっしゃる、いろんな地域がある。1点目は、町民体育館、中央公民館、また図書館のあるあの地域、非常に電波が届きにくい、通信状況が悪い。そういうところがもし災害に遭ったときには、当然そこが何らかの形で地域住民を受け入れたり、いろんなことで使われてくると思うんですが、そういうところの情報の受信・発信、こういうことを考えますと、非常に電波の通じの悪いところは、いざ防災でそういう緊急事態になったときに、非常にこれは致命的だと思うんですね。その点に関して、私、以前、Wi-Fi、そういう受信基地を設けて、その地域の電波状況をよくしたらどうか、これは庁内もそうなんです、その辺のところは、これからどのように考えていかれるか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。情報広報課長遠藤康裕君。

○情報広報課長（遠藤康裕君） はい、ただいま御指摘がありました中央公民館、図書館、町民体育館ですが、中央公民館1階の事務室及びホールにおきましては、受信状況は3キャリアにおいて良好ということが確認されております。ただし、町民体育館及び図書館におきましては、時によって受信できないという状況があります。ただし、この3施設は一体として災害時に運営していきますので、中央公民館事務室及び1階ホールを受信可能なエリアとして設定して、そこから情報を提供していきたいと思っています。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） できれば、公共施設であれば、そういう電波の送受信ができない、また情報の受信・発信ができないところに関しては、今のうちから、これはしっかりと対応を検討して進めていくべきだと、私は提案をしておきたいと思います。

もう1つ、いろんな形でいろんな国の人たちがいろんな言葉を使って、阿見町でも暮らしておられますが、このそういう外国語しか理解できない、また日本語をなかなか理解できない人たちの情報の伝え方っていうのは、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

災害時の情報伝達手段として、皆さんが御存じのように、町のほうでは防災行政無線、これを整備いたしました。主立ったものが、同報系といいまして、屋外の子局から、町の親局から発信する情報を戸外子局で皆様にお知らせするというシステムでございます。こちらにつきましても、放送するたびにいろいろな御意見をいただいているところでございます。聞こえないですとか、ちょっと何を話しているかわからないというような状況ではございますが、全て町内全域に平たく満遍なく100%の町民が聞き取れるという、ちょっとわけじゃない状況ではご

ざいますが、また、川畑議員御指摘の一般町民以外の方々にとどのように伝えていくのかということに関しましては、例えば、町内に外国人等の方がいらっしゃると思います。そういった方にもですね、当然、放送は日本語で行うんですけども、そういった放送内容を避難所等にそういった方々が避難してきた場合に、そういった外国人の方にも、その日本語を通訳できる方々を置いておくことによって、放送内容をその方に理解してもらうというような方法をとっていきたいとは思っておりますので、そのために、国際交流協会の方々ですとか、NPO法人の方々等に、平時から、ちょっとその辺をですね、我々のほうからアナウンスをして、そういったときのために備えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。災害があったとき、今回の常総市にしても熊本にしても、非常に情報の伝達をどう伝えていくか、これが大事になってまいります。ですから、その部分からしましても、ぜひそういう国際交流また外国の住んでる方、要は人のネットワークというのは一番強いかと思いますので、それを柔軟に使っていただきたいと希望いたします。

それで、受援力とレジリエンスの話を、ちょっとここでしたいと思います。

災害に遭ったときの自治体の対応ということで、ちょっと常総市の件を話をしてみますと、6年前に3・11があって、その後に浸水想定マップを、あそこはつくっています。マップをつくった後に、水海道庁舎、そこは浸水マップ、想定マップの、浸水するところにわざわざ建てているんですね。それで、80センチ浸水するというデータが出てたところを60センチ浸水して、町の重要な書類がみんな水浸しになって、今、国会図書館かなんかでドライ、冷凍乾燥かなんかでその書類を全部復元していると、そういう話も聞きましたが、1点は、そういうハザードマップじゃないんですが、そういうものをきちっと活用してなかった。要は、水害が昔あったけど、もうないだろうという想定のもとに、こういう被害に遭ったというのが、今回の常総市の件であります。

それともう1つ、レジリエンス——復元力っていった意味では、業務用というか行政で使っているパソコンがほとんどデスクトップ型の設置型を使っているところが多い。ところが、そういう災害対応、レジリエンス、防災の専門家に言わせると「賢い自治体は」という言い方してましたが、そういうところは、今、ノートを使っている。要するに持ち運びができる。また、そういう無線LAN、またいろんな回線が通じてるところでは、すぐに対応ができて情報のやりとりができる。それに比べて設置型っていうのは、もうそこから動かすことができないんで、水害に遭ったり、いろんな被害に遭ったときに、もうそこでストップしてしまう。常総市にお

いては、例えば庁舎から300メートル離れると、電波は幾らでも通じたんだけど、職員はそこにずっといたんで、3日間何の情報の送受信することができなかったってことが1つ挙げられています。また、現場においてはタブレットを使用しているところがございます。これも臨機応変に使えるといったところでやっております。

あと、災害広報、これに関しては、先ほども言いましたけども、国側からの指針がないんで、各自治体任せ。そういうところで、今の若い人たちっていうのは、国に対して、余りそういう信頼とか希望とか持っていないんで、自分の携帯・スマホでヤフーのほうでみんな見て、災害情報確認している——私も、いますが、本当はこの前の台風9号のときも、県の職員、またつくばの職員、防災の危機管理課のほうなんかでも、2日間寝ないで一生懸命仕事をしていたんですが、もう、この危険水域に達している、達したところがある、また道路も冠水して、もう使えないっていったところあるにもかかわらず、情報はどっからも出てこない。要するに、そういう危機管理課と情報を伝える場所が全く違うんで、そういうことができなかった。ですから、こういうところも1つ、これからは、臨機応変にその場で情報を伝えることはどうしたらいいのかっていうのは、国任せだけではなくて、町の中でも考えていかななくてはいけないのかと、こう感じております。

受援力に関しては、これはちょっとおもしろい話がございます。これは熊本の益城町が1つの例になってますが、1つは、職員の対応能力が全くなくて、いろんなことが起きたという、これはエピソードであります。要するに、徳島県の職員が、各市町村からも集めて、災害の対応に当たったエキスパートを益城町に送り込んだそうです。ところが、そこでその人たちは何をやったかという、オレンジ色のゼッケンをつけたユニフォームを着て、駐車場の整理をやったと。本当は、専門的にもっともっといろんなことをやらしてもらえばいいのに、受援力がないために、適材適所で使うことができなかった。

また、熊本県に各省庁から若手の人材を派遣しているんだけど、全く効果がなくてブラックホールのような。ですから、全くどう使っているのかわからないまま、災害後、経過をしていった。

災害が発生したら、自治体としてやらなきゃいけないのが3つあるというんですね。通常の業務処理、これをやってかなきゃいけない。そしてまた、避難所の開設、物資の調達。3点目として、2次災害をどう防ぐか。で、益城町の場合、これは町長の下は課長になっているんですけど、これが全くできなかった事例がございます。例えば、トレーラーハウスを福祉施設として利用したという報道がなされましたが、実はあれをやるまで1カ月半以上かかってます。結局そこで何が不足してたかっていうと、それは知識。知識がなくて、それができなかった。これを導入すると莫大なお金がかかる。こういうところが頭の中にあって、それで1つ決断が

できなかった。ところが、あそこは激甚災害指定されているんで、間違いなく国からもそういう援助が出る。それも全部確認をして、そして県にも交渉をして、県からも承認をして得たにもかかわらず、そこまでやっても1週間以上かかったんですね。そういうことも現実としてある。

それから、もう1つは、おもしろいのは——おもしろいって言ったらこれは大変なことなんですが、市町村の対口支援ってありますよね。これは全国の市町村からただで支援の職員と公用車と住むところと食料、向こうから持参して応援してくれる、こういうシステムになります。ただ、関西広域だけは少しお金を取るっちゅうんですが、これは頭の中に入ってたのかどうなのか。ところが、この市町村会に職員の派遣を要望すべきだと多くの専門家やいろんな人が、自治体の職員がアドバイスしたにもかかわらず、それもしなかった。で、職員がパンクをして、で6月の3日でしたが、ギブアップ宣言をした。この間どういうことが起きたかっていうと、要するに、職員の人たちは、このとき何を考えたかっていうと、うちの町長は、ある数年、時期がくれば交代になるだろう。ところが自分たちはずっとそこに残らなきゃいけない。要するに、やったこともないことを下手にやって、後で批判をされたり、いろんなことをされると困るっていうんで、そういうことを全部、いろんな提案をはねのけて受け付けなかった。それでギブアップ宣言に至ってしまった。で、最終的には、そういう支援の自治体から職員来てもらって、応援してもらったというところがあるんですが、この受援力、そしてまたレジリエンスっていったところも、やはりふだんからきちんと。で、一番大事なのは情報だと思います。だから、今回のこういう震災、災害が他の市町村で起きたときに、どこまでそれを分析して、自分たちで取り入れるところができるかどうか。実際に自分たちの地域が被災に遭ったときは、そういうことはできないので、そのときは本番になってしまいます。そういうことがないことを祈りはしますが、でも、他のそういう事例から学ぶことはいっぱいできますので、ぜひ、これからも、そういうものがあったら、人ごとと思わずに、我が地域、我が町のことと思って、一回きちんと自分たちで精査をして研究してみるところもしていただきたいと思いますけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

確かに防災を総合的に見ますと、かなり奥が深いものがございます。であるにもかかわらず、いざ当町がかなりの程度の被災をしたときに乗り切れるか、こういったところがポイントになるかと思います。町長の答弁にもありましたとおり、一自治体でかなりの災害があったとき、当然、一自治体だけのパワーでは、恐らく乗り切れないであろうと思います。本来であれば乗り切らなくてはならないんですけども、やはりいろんな、今、議員さんおっしゃいます情報力

ですとか、そういった受援力、そういったものがかなり備わっていないと、一自治体では確かに乗り切れないと思います。そういったところを、今後ですね、議員さんの御質問の総体的なところを、今後検証していきまして、当町、今までには激甚災害等は受けていないんですけども、今後起こり得る首都直下地震、こういったところにも対応できるように、町独自でも防災に関して総合的に情報力の活用等を含めて、今後高めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ、いろんな事例、またいろんなことを身近なこととして捉えて、研究して、やはり防災に強い阿見、地域自体は非常に強い地域なんですけど、それでも何かあったときは、やっぱり皆さんが先陣切ってやらざるを得ないことがありますので、そういうことが戸惑うことのないようにお願いをしたいと思います。

これで、2点目の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい。それでは、3点目の質問に移らさせていただきます。

3点目は、選挙の投開票について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

前々回、第1回の定例会において、期日前投票所、牛久の例を引いて、増やすことによって10ポイント投票率が上がった話をしました。それも踏まえて、ちょっと質問したいと思います。まず、前回、期日前投票所に関しては、今回の参議院選を踏まえて、その結果を見て検討していくという話がありましたので、それを踏まえて聞きたいと思います。

参議院選挙当日の時間帯別の投票率は、1点目、どうなっていますか。

2点目。今年7月に実施された参議院選挙の投票率の結果について、どのように捉えておられるか。

期日前の投票所の増設と、投票日当日の投票時間について、どのように考えておられるか。

この3点お願いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、選挙の投開票についての質問にお答えいたします。

1点目の、参議院選挙当日の時間帯別の投票率はどうなっていますかについてであります。

参議院議員通常選挙の茨城県選挙区選出議員選挙の投票所における時間帯別の投票率について数字を申し上げます。10時現在で9.62%、11時現在で14.26%、14時現在で22.08%、16時現在で26.43%、18時現在で32.01%、19時30分現在で36.21%、20時現在で37.18%となっております。

2点目の、今年7月に実施された参議院議員選挙の投票率の結果についてどのように捉えているのですかについてであります。

投票率は49.62%で、平成25年に行われた同選挙と比較すると1.4ポイント減少しております。今回の選挙では、選挙管理委員会として通常の啓発活動に加え、新たに大学構内及び公共施設内へののぼり旗の設置や、防災無線による投票日当日の投票への呼びかけ、18歳及び19歳に対する選挙啓発冊子の郵送等、啓発活動を実施してまいりましたが、不本意な結果となりました。

今後は、改正公職選挙法の施行により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことから、新有権者の投票立会人や投票事務従事者への登用を検討し、若年層の選挙や政治への関心を高めてもらい取り組みを実施するなど、投票率向上に努めてまいります。

3点目の、期日前の投票所の増設と、投票日当日の投票時間についてどのように考えていますかについてであります。

まず、期日前投票所の増設については、前回、川畑議員からの質問に対し、人員確保の面で課題があり難しいとの回答をしましたが、今後、近隣市町村の状況等を調査研究し、人員確保の課題の解消に努め、期日前投票所の増設を検討してまいりたいと思います。

次に、投票日当日の投票時間については、公職選挙法上、選挙人の投票の便宜のための必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内で繰り上げ、もしくは投票を閉じる時刻を4時間以内の範囲内で繰り上げることができるとされております。

しかし、町は、最近の選挙でも投票率が県内平均を下回っていることや、投票者総数に対する午後6時以降の投票者数の割合を比較すると、いずれの選挙においても増えていることから、現段階では投票時間の変更は考えておりません。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。確かに、今、時間帯別の投票率見ますと、夕方の6時以降から、やっぱり5ポイントあるということは、なかなかこれを短縮するというのは、現実的には難しいなと私も思います。

ただ、期日前投票所の増設に関しては、ぜひ研究をしていただいて、人員確保して、早い時期に、やはり増設をしていただきたい。やっぱり、東京都では、年代別に、投票に行けなかつ

た理由なんかはデータとして残しているんですが、特に若い人がなかなか今、行けない。それは仕事で忙しく、時間的にどうしても、行こうと思っても行けなかった人が多いという現実がありますが、そういう現実の中で、身近に期日前投票所ができ、そこでやってるとなると、やはりそういう時間的に厳しい人も、もう少し足を運んでくれるのかなと、こういう感じもいたします。

また、2点目でありましたが、若い人にいろんな形で、立会人やこの選挙業務にかかわっていただくというようなこともありました。ぜひこれは、早期にできるかと思いますので、すぐできることに関しては、また早期に対応を検討していただきたいと、こう要望しまして、この点の質問は終わります。

続けて、4点目、よろしいですか。

○議長（紙井和美君） はい。

○12番（川畑秀慈君） 4点目、これは水道の布設に関して、ちょっと質問させていただきます。

住吉地域の水道の布設に関して。平成30年に住吉地域の水道が阿見町からの供給に、これは切り替わります——今まで土浦市から切り替わっておりましたが。それによって、現在、住吉地域で布設されてないところがございます。そのされてない場所への水道管の布設、整備を、どのようにこれから計画を立ててしていくのか、それを伺いたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、住吉地区水道の布設についての質問にお答えいたします。

現在、住吉地区は土浦市の水道が供給されております。町の水道管は県道を挟んだ二区北地区までしか布設されていませんので、住吉地区には町の水道が供給できない状況です。そこで、町では、平成29年度に住吉地区への水道供給のための水道管延伸工事及び切り替えの工事を行います。それにより平成30年4月から住吉地区に町水道を供給する予定です。

現在、住吉地区の中で土浦市の水道管が整備されていない区域は、町水道への切り替え後の平成30年度に新設水道管の整備を進め、住吉地区のほぼ全区域に町の水道を供給できるようにいたします。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 1点だけちょっとお尋ねしたいと思います。住吉地区の全域、隅から隅へやるのが全てに伝わるかという、効率よく水道管をこれから布設するといいたしますと、全長でどのくらい水道管を引けば、この住吉のこの水道の供給はできるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。

今、水道管が布設されてない延長、私のところでつかんでいるのは、約380メートルほどとつかんでおります。先ほど町長から答弁があったとおり、30年度中には、ここを全て布設して、住吉地内全域で町の水道を使えるような形にしたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。この水道、水の問題は、非常にこれは深刻でして、ぜひ、この30年度をめどに、なるべく早い時期に、住吉地区で水道がまだ通っていない、要望のあるところに関して、ぜひ整備をしていただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、2番石引大介君の一般質問を行います。

2番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔2番石引大介君登壇〕

○2番（石引大介君） 皆様、改めましておはようございます。石引大介でございます。

まず初めに、さきの町議会議員選挙におきまして、多くの方々から御支援をいただき、この場に立たせていただきますことを心より御礼を申し上げます。また、足元が悪いにもかかわらず、ここ議会へ傍聴へ来ていただきました皆様に、重ねて御礼を申し上げたいと思います。また、このように、町政に関しまして質問をさせていただく機会を得ましたことを、改めて身の引き締まる思いでございます。

私は「阿見町に笑顔を絶やさない」をスローガンに、この道に足を踏み入れました。町民の皆様と膝を交えて対話をし、その御意見をここにお集まりの皆様と共有をし、諸先輩方から御指導のもと、阿見町がよりよい町になるよう、そして、阿見町に笑顔が絶えることがないよう、まだまだ若輩者ではございますが、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

また、この一般質問につきましても、初めてのことでございます。執行部の皆様、諸先輩議員の皆様、お聞き苦しい点もあるかもしれませんが、一生懸命そして元気いっぱい頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従い、質問に移らせていただきます。今回、私は、阿見町の公共交通について質問いたします。

現在、日本では、高齢社会、人口減少社会となり、生活交通の問題は大きな関心事になっています。地方においては、買い物や通院を初めとする生活に必要な施設の立地が希薄となり、

加えて市街地の空洞化が著しく進行した結果、いわゆる買い物難民が増加しているそうです。人口の少ない地域において、商業、医療などの生活利便施設を増やすことは、費用対効果、持続性の両面から見ても難がございます。逆に、生活利便施設の充実している都市圏に居住地を集約する、いわゆるコンパクトシティの考え方もありますが、地方の高齢者の方にとって決断は容易ではないはずです。すなわち、生活圏内に生活利便施設が必ずしもない以上、移動を伴って生活利便施設にアクセスできることが、その地域に住み続けられる条件であると考えます。

運転免許を持たない層の移動手段の確保は、既に1970年代からの課題であったそうです。近年は、高齢者の方の多くも運転免許を保有する時代となり、マイカー保有台数も1世帯当たり複数となっております。マイカーで生活交通のほとんどを賄う時代となっています。

しかし、テレビなどでの報道が多くなりましたが、アクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故など、高齢ドライバーの増加が安全面で大きな問題をはらみ、また年齢だけの問題ではなく、てんかん発作など持病による交通事故など、実際には運転できない、あるいは、もう運転はやめたいと思っている方が少なからず存在するのが現実であります。

ほかにも、高齢者の方、通学・通勤の方など、マイカーによって送迎による移動をしているケースもありますが、送迎には、する人にとっても、またしてもらう人にとっても、さまざまな負担を伴っているのが現状ではないでしょうか。

そのように、マイカー依存社会はかなりの無理の上に成り立っていると考えられ、将来的には公共交通の必要性は高まり、公共交通に対する社会的期待は大きくなっていくと考えます。

そこで、阿見町において町民の方のニーズに沿った公共交通について、どうお考えなのか、次の3点をお伺いいたします。

1つ、地域公共交通総合連携計画の目的と進捗は。

2つ、コミュニティバスの導入は検討されているのか。

3つ、今後、阿見町におけるコミュニティバスの必要性、また利用の可能性をどう考えるか。

以上、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 石引議員の質問にお答えする前に、本当に歯切れのいい、明るい声で質問していただき、そしてまた若い。そういうものが何か私のほうにも、答弁のほうでも元気が出るなという、そういう思いをします。どうか、やはり町を思い、そして町民を思う、そういう思いを、やはりずっと持ち続けて、やはりプラス思考の中でですね、町と一緒に明るく元気にしていきましょう。よろしくお願いいたします。

それでは、公共交通についての質問にお答えします。

1点目の、地域公共交通総合連携計画の目的と進捗についてであります。

地域公共交通総合連携計画は、地域公共交通の課題を解決し、公共交通の活性化及び再生を図ることを目的に、今後の公共交通のあり方と具体的な計画を平成22年3月に定めたもので、以後、必要に応じてデマンドタクシーの運行や荒川沖駅東口への乗り入れ、タクシー車両の増車など、交通環境の構築を図ってまいりました。

2点目の、コミュニティバスの導入は検討されているのかについてであります。

平成21年度に、阿見町コミュニティバス及び企業通勤バスの社会実験を行い、この実験の効果の評価・検討を踏まえ、平成23年2月より乗り合い型のデマンドタクシー「あみまるくん」を運行しているところであります。

デマンドタクシーは、阿見町全域及び荒川沖駅東口を運行エリアとして、ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーの利便性と乗り合いの低料金という、バスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスであり、高齢者や車を持たない方の町内での買い物や通院などの移動手段として、また、交通不便地域を補完する有効な手段として利用促進を図っているところであります。

3点目の、今後、阿見町におけるコミュニティバスの必要性、また、利用の可能性をどう考えるかについてであります。

町内のバス路線は、マイカーの普及や利用者数の減少等の理由から赤字路線の廃止や減便が進み、公共交通不便地域が増える傾向にあることから、既存の公共交通網の活性化及び新規路線バスやコミュニティバスに対する町民の要望も多く、持続可能で新たな移動手段の確保について検討しているところであります。

しかしながら、財政状況が厳しい時代において、多大な財政負担による公共交通の新設や維持を行うことについては、費用対効果を十分に見きわめなければならないと考えております。

町では、新規路線バス、コミュニティバスの導入など、今後も継続して地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進し、地域の実情に即した暮らしやすい交通環境の構築に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） はい。町長、御丁寧な御答弁まことにありがとうございました。阿見町が昔から、何年も前からですね、このようにしっかりと取り組んでいただいていることをお聞かせいただきまして、安心をするとともにですね、協議委員会委員の皆様そして行政の皆様へ、改めて敬意を表させていただきたいと思います。

その中で、何点か御質問をさせていただきたいと思います。まず、先ほどの御答弁の中に「阿見町コミュニティバス及び企業通勤バスの社会実験を行い、この実験の効果の評価・検討

を踏まえ」とございましたが、この内容などについてお聞かせいただければと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君） お答えいたします。

コミュニティバス社会実験、阿見町コミュニティバス及び企業通勤バスの社会実験でございますが、平成21年11月から平成22年1月までの3カ月間において実施をしてございます。内容につきましては、通勤の社会実験を兼ねました阿見町東部工業団地から荒川沖駅のルートと、それと中央公民館からマイアミショッピングセンター、それと本郷ふれあいセンターからマイアミショッピングセンターまでの3ルートを運行しております。

それで、その当時の町民の声と、利用者の声ということでアンケート調査を実施してございます。通勤を兼ねました阿見東部工業団地から荒川沖駅までについては、関連する企業に依頼をしまして50通の回答をいただいております。また、中央公民館・マイアミショッピングセンター間と本郷ふれあいセンターからマイアミショッピングセンターの2ルートにつきましては、乗り込み調査を実施し79のアンケート回収を行っております。

この結果につきましては「バス停が遠い」「近くにバス停が欲しい」また「路線を増やしてほしい」というような声が上がりましたが、バス停が遠い人や時間が合わない人にとっては大変利用しにくいものという分析が行われました。また、バスは乗客の有無にかかわらず定刻どおり運行しなければいけないという状況にありますので、便によっては乗車がほとんどないというような中でも運行をしているような状況でした。

このようにさまざまな調査や社会実験等を踏まえ、阿見町地域公共交通総合連携計画を作成したわけですが、総合的に判断をいたしまして、現在のデマンドタクシーの運行を開始することになってございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございました。先ほどですね、御説明いただきました3カ月間の中に、50通そして79のアンケート、130近い声の中でいろいろな御意見を集約した結果が、先ほどの御答弁にございましたデマンドタクシーを選択されたということで理解をさせていただきました。

では、現在、デマンドタクシーを町内で運行をしていただいているかとは思いますが、そのデマンドタクシーを利用されている方は、現在どれぐらいいらっしゃるのか、また同じように、利用者の方は、どういった御意見など、声が上がっているのか、もしわかれれば御説明をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君） お答えいたします。

現在までの月別の乗車人数推計ということで数字を把握しております。22年度から運行を開始しておりますが、22年度の月平均が424名、23年度が772名、24年度が670名、25年度が862名、26年度が914名、それで昨年度が912名というような状況で、月別の乗降者数が推移してございます。

それで、アンケート調査を平成23年、それと25年に実施してございます。

23年度のアンケート調査では、67%の方が「とても使いやすい」「特に問題はない」というような、満足度の高い回答を得ている反面、「予約がとりづらい」と、あと「荒川沖駅までの乗り入れができない」というような御意見をいただいております。このアンケート調査をもとに、平成24年度にデマンドタクシーを、それまで2台で運行していたものを3台に増便し、さらに荒川沖駅までの乗り入れを可能にした運行とさせていただきました。

その結果、25年度に実施しましたアンケート調査では、使い勝手面ではおおむね良好と評価が得られた、そのような改善が見られ、約75%の方に満足しているという旨の回答を得られております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。先ほどの御説明の中に、やはりですね、どんどんどんどんこういった公共交通を利用されている方が増えていっている実態、そして、現在ですね、デマンドタクシー運行しておりますが、やはり67%、そして75%へと上昇したということですが、メリットも多々あるかもしれませんが、やはり先ほどですが御意見の中に、予約がとりづらいというデメリットも存在するのが現実かと思います。

私もですね、町内で利用されている方に少しお話をお伺いしたところ、やはり予約が重なってしまっ利用したい時間に利用することができなかったという御意見を聞かせていただきまして、今ほどですね、私のほうから御質問させていただいた意見の部分をちょっと聞かせていただきました。

その中で、今度ですね、先ほどの御答弁の中で「コミュニティバスに対する町民の要望も多く、持続可能で新たな移動手段の確保について検討しているところ」という御説明がございましたが、現在、何か具体的に検討されていること、もしくはアイデアなどがございましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（紙井和美君） 都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君） はい、お答えさせていただきます。

現在検討している公共交通としましては、茨城県が事務局となり、県南地域の市町村及び交

通事業者等で構成されております県南地域公共交通確保対策協議会というものを組織し、稲敷、牛久、美浦、阿見、河内、利根、土浦、つくばなど参画をいたしまして、市町村を越え他地域へ移動する傾向も強い傾向にある本地域において、通勤・通学、買い物、地域への生活維持活性化、交流人口の拡大等の目的で公共交通のニーズに沿った移動手段を確保すべく、広域的なバスの実現に向けた協議を行っているところでございます。現在、そのようなことで対策というか検討をしているものがございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。今、御答弁いただきました市町村をまたいでの運行。やはり今現在、阿見町も、今まで土浦駅、荒川沖の2駅が主要駅になっていたと思うんですが、やはりいろいろな道路のインフラの整備が進みまして、私が住んでいる地域などは、最寄りの駅としては、ひたち野うしくを利用させていただくことが多くなってまいりました。なので、やはり近隣している市町村と協議をしていただきまして、ぜひ町民の皆様喜んでいただけるような公共交通の創出を強く望んでおります。

ここです、私が全国のコミュニティバスを運行している市町村の中で、開業以来赤字知らずという事例がございましたので、ちょっと簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。

こちらは、東京都町田市の玉川学園地区を運行するコミュニティバス、愛称「玉ちゃんバス」は、小田急線の玉川学園駅南口を起点に、玉川7丁目、8丁目を巡回する延長2.6キロ、小田急バスが1日36便のミニバスを、約30分おきに運行しているそうです。運賃は、大人が180円、子供が半額の90円。こちらです、市区町村が主体的に計画する一般的なコミュニティバスとは違い「玉ちゃんバス」は、地域住民と市、バス会社の3者が協力をして運行するのが特徴ということでございました。運行に赤字が出た場合、市は補助金の上限を設けており、その金額までは補助をするが、それを超えると路線は打ち切りになってしまうそうです。しかし、開業以来、一度も赤字が出たことがないという事例でございます。

この事例をもとにです、何が言いたいかと申しますと、運行に当たっては、事前に行われた詳細な市場調査と計画策定、市民との合意形成が黒字経営を実現させたということをお述べさせていただきます、御紹介をさせていただきました。

阿見町におきましても、今すぐに全体をカバーしていくということは容易ではないと思っております。ただ、まず人口が多い地区に、この「玉ちゃんバス」を事例にです、コミュニティバスの運行を検討して、市場調査と計画策定、その地域の皆さんと合意形成をした上で、赤字を出さないコミュニティバスを計画してみたいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君）　ありがとうございます。るる議員のほうからいろんな問題点ですとか、御提案をいただいて、我々も、阿見町の現状からして、今現在デマンドタクシーを町が独自にやってる事業として進めています。これまでも、御説明したとおり、モータリゼーションの普及によって、高齢化社会あるいは核家族の進行等によって、なかなか交通弱者に対する公共交通のニーズというのも非常に高まっているというのは十分承知しております。

ただ、どうしてもそういった公共交通が発達したことによって、民間の公共機関のバス、公共交通の部分について利用しなくなってきてしまって、さらにそれが悪循環になって、民間の事業者が撤退してきてしまったというような状況もございます。

今、町田市の事例を御提示していただいたんですが、なかなか阿見町と町田市の状況を比較すると、なかなか難しい部分もあります。そんな中で、町としても、いろいろこれまでも、先ほど課長が説明したとおり、いろんな観点から公共交通について、利便性を確保するためにどうしたらいいかということも検討してきました。

1例としまして、今、アウトレットに運行しているシャトルバスを、雪印が入ってきたというふうなことも含めて、工業団地を経由して荒川沖方面まで、シャトルバスの中で停留所を設けた公共交通はできないのかなとか、いろいろそういうふうな検討をしたんですけれども、断念をせざるを得なかったというふうなことがございます。

それから、土浦市が合併のときに、やはり新治村との公共交通の利便性を確保するために、地域住民との合意の中で、その赤字分については地域住民が補填をするというふうな形で運行したけれども、なかなかそれが、やはり地域住民の負担が重くなってしまって、それも断念せざるを得ないというふうな事例もあったわけです。

で、今、議員が御提案しました、市街地方面のコミュニティバスの運行の検証もどうかというふうな御提案なんですけれども、それも1つだろうというふうには思っております。ただし、コミュニティバスやデマンドタクシーを運行する場合には、住民の公平性ですとか、そういった部分も、やはり検討しなければなりませんので、なかなかそういった特定の、この地域に限ってね、特定の地域だけを、そういう検証だけでいいのかということも、やっぱり検証しなければならないというふうに思います。御提案については、こちらとして、もうちょっと内部で検討させていただきますけれども、それにしてもやはり、そういう地域の実情を勘案して、よりよい公共交通のあり方というものは、これから先もやっぱり模索していかなければならないと思いますので、またいろいろ御提案がありましたら、ぜひしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君）　2番石引大介君。

○2番（石引大介君）　はい、ありがとうございます。こういった公共交通というのは、やは

り難しい問題が多々あるかとは思いますが、やはり人口が集中している都市部だけではなく、私が住んでいるような農村部、人口が少ない農村部においても、公共交通を必要としている方は大勢いらっしゃると思います。そちらに採算性というものを考えると、コミュニティバスっていう導入は、非常に難しい部分かもしれませんが、先ほど私が御提案させていただきました人口が集中している都市部へのコミュニティバスを運行させることによって、現在利用しているデマンドタクシー、こちらを、その農村部のほうへ集中させるなど、それぞれの地域形態に合った適切な車両とサービスを提供する必要があると求められてくると思いますので、ぜひ、前向きな御検討をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 先ほど申し上げましたとおり、なかなか、今、御提案があった、市街地への部分をコミュニティバスでカバーする。で、こちらでデマンドタクシーで、調整区域のほうは、人口がいないほうはデマンドタクシーでカバーするという話なんですけれども、なかなか、その住民の利便性というふうなことからいくと、やはりコミュニティバスも使いたいという人もいますし、デマンドタクシーはドア・ツー・ドアですので、非常に高齢者、交通弱者にとっては、非常に有利な、デマンドタクシーは有利な交通手段になっているというふうな、先ほどのアンケートの結果からもなっておりますので、それは一概には、やはり人口が集中している部分とそうでない地域を分けるというのは、なかなか難しい部分があるのかなというふうには思っております。

ですので、今、こういうふうな形がいいんだというふうなことを御答弁することができませんけれども、そういった部分についても含めてですけれども、どういった形で公共交通を拡大していったほうがいいのかということも、やっぱり検討しなければならないということでございます。

もう1つ、金額的なものを言いますと、他の市町村、龍ヶ崎、牛久市さん、土浦市さんのほうでもコミュニティバスを運行していますけれども、やはり黒字ではなくて赤字の部分で、かなりの財政出動、50%、60%、70%ぐらい。稲敷市さんにおいては、市の負担が91%も出てるというふうな、ほとんど市が負担して運行しているというふうな状況もあります。

それから、運行するバス路線会社も、いろいろと創意工夫をしていることも確かなんですね。で、今、関東鉄道さんとJRさんに、バスについては、この阿見町の区域、阿見坂下までは相互利用券ということで、定期の部分については、関鉄さんもJRさんも使えるというふうな、そういう発想の中で住民サービスというか利用者サービスをしているということと、あとJRさんについてはSuicaを利用したJRバスの運行ということも、今、考えているようですので、そういった民間の方も、いろいろなサービスを模索している部分もございます。ですの

で、今御提案いただいた部分については、なかなか難しい部分も、私はあると思いますけれども、いろんな考え方の中で、阿見町に合った公共交通の発展というか、の部分については、検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。私はですね、ここ阿見町で、子供からお年寄りまで、多くの世代の方が暮らしております、当たり前なんですけど、すいません。また、先日の一般質問でも、井田議員からございました阿見町プラチナタウン基本構想。やはり今までですね、マイカーを余り必要としない都心生活から、アクティブシニアの方々に、マイカー依存の阿見町へ来ていただくためには、しっかりとした足がため、つまり公共交通の充実が必要不可欠だと思っております。同じように、先日の久保谷充議員の一般質問の中にもございました道の駅の答弁にもございましたが、道の駅、第1に地元客、次にアウトレット利用客が望ましいということになりますと、南平台を含め町内に近隣に対するマーケティングリサーチはしたかという内容に御答弁があったかと思えます。その後に、地元客がリピーターとなっていていただくことが経営の安定に結びつくという御答弁もあったと思いますが、やはり町内にお住いの方々が今後展開していく、この道の駅をやはり活用していただくためには、そこに足を運んでいただく公共交通、こちらが必要不可欠だというふうに考えております。また、阿見町は圏央道の開通で、日本国内だけではなく、海外からの観光客も期待されております。観光客に阿見町を周遊してもらうためには公共交通の充実が必要不可欠だと思っております。

また、先、平成27年10月20日、これちょっとコミュニティバスから話は、ずれてしまうんですけども、安倍首相の話の中に、国家戦略特別区域諮問会議の中におきまして、過疎地域などでの観光客の交通手段として、自家用自動車の活用を拡大するというふうに述べられておりまして、また、本年平成28年3月2日の国家戦略特別区域諮問会議では、自家用有償旅客運送制度を観光客向けに拡充する方針が決められ、第190回国会におきまして関連法案が可決成立しております。

つまり、先ほども申し上げましたが、それぞれの地域形態に合った適切な車両、そしてサービスを提供していくことが、日本としても必要であるということであると思えます。なので、交通を単独で考えるのではなく、地域のまちづくり全体とリンクさせ、将来像を検討する。町のにぎわい、活性化にとって大切なことは、そこに人が集まり、歩き回り、滞在して何かをすることだとは思っております。

最後になりますが、阿見町に暮す方、そして阿見町を訪れる方、全ての笑顔のために、未来をしっかりと見据えた公共交通の整備を心からお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、2番石引大介君の質問を終わります。

次に、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） どうも皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一でございます。非常に微妙な時間ですので、しばらくお願いいたします。

今回、2つの質問を出していたのですが、自衛隊の基地を持つ阿見町としての考え方、この質問をですね、できませんでしたので、この質問は次の機会にですね、角度を変えて質問したいと思います。

今回は1つの質問で、まず1つ、阿見町での子育て支援についてです。この間、何回か子育て支援関係の質問をしてまいりましたが、今回は小中学生の就学援助の問題と、高校生以上が対象の奨学金制度の2点についてお伺いいたします。

内閣府の調査によると、今の子供の相対的貧困率は、1990年代の半ばから上昇し、2012年には16.3%までに達しています。また、子供がいる現役世帯の中で、大人が2人以上の世帯と大人が1人の世帯とを比較すると、圧倒的にひとり親の世帯の貧困率が高くなります。貧困の連鎖という言葉があります。先ほど述べたように、シングルマザーやシングルファーザーなど、ひとり親家庭はたくさんあります。しかし、昔に比べ、母子家庭の場合は仕事が少なくなっており、実に7割が生活が苦しいと言っています。また、半数以上が預貯金50万円以下という状態です。約8割が電気やガスをとめられた経験もあります。子供の食事は朝はなく、昼の給食が唯一の栄養源で、夜御飯はコンビニなどの菓子パンが多いという話もあります。親の貧困がストレートに子供の貧困につながります。

私のミニバスケットの教え子、昔の教え子なんですけども、4年生の子供がいました。運動神経のよい子で、バスケットをやりたいと来たのですが、その子の家の母親——母子家庭で、母親はダブルワークで、お姉ちゃんも学校が終わったらアルバイトをして、その4年生の子供が弟の面倒を見なければならない、そういった状態でした。2週間ぐらい練習には参加したのですが、結局は続けることができませんでした。そして、この家のお姉ちゃんのアルバイト代も、やはり生活費の一部になっていたということです。今、何らかの事情で親が離婚し、母子家庭になった、または父子家庭で育ったような子供の相対的貧困率は54.6%、2人に1人が貧困家庭となっております。このような家庭を少しでもなくし、子供たちが元気に保育園や学校に通うためにも、冒頭に述べた制度の改善や実施を求めます。

1点目の、就学援助の問題ですが、これも内閣府の調査では、準要保護児童生徒が右肩上がりで増えて、全国で137万人になり、就学援助率も過去最高の15.64%になっています。今回の

質問は、私が昨年の6月に町の教育委員会に伺ったものと、今年の4月に茨城県の母親連絡会が実施したアンケートをもとにしたものです。

今、阿見町にある小中学校就学支援制度、これについてですけれども、制度を受けている家庭から、このようなものがあればよいのだが、またはこのようなものがよいのだがというような相談がありますか。あるならば、それを町として、どのように解決する考えでしょうか。

県内の他の市町村で実施していて、阿見町では実施していない項目もありますが、今後、これらの項目の拡大を行う考えはありますか。

最後に、その支給時期についてですが、入学準備金の支給時期が7月となっています。早目の申請を出すことにより、支給時期を前倒しにすることはできませんか。

2つ目の、奨学金制度の問題ですが、この制度は、1点目の小中学校での就学支援制度につながるものだと思います。義務教育が終われば、行政はもう何もしないではなく、子育てはまだまだ続きます。今、高校の進学率は全国で97%を超えていますが、ほとんどの家庭では、中学校卒業から高校への入学があり、お金もかかります。そのようなときにこそ、この制度が活きてくるのではないのでしょうか。ぜひとも実施をお願いいたします。

具体的にお伺いしますが、阿見町ではこの制度がありません。まず、県内で実施している自治体は幾つあるかをお答えください。

次に、この制度は給付と貸与——もちろん無利子ですけども、その2つがありますが、将来、この制度を実施するとしたら、どのような形態を考えますか。

2013年にできた生活困窮者自立支援法により、生活困窮者でもある子供に対して、学習の援助を行う事業が開始されました。そして最近では、貧困にあえぐ子供や高齢者を対象とした子供食堂などもできています。今日の茨城新聞の中で、水戸にできた子ども食堂、写真がありましたけども、そういったのができています。小中学校就学支援制度や奨学金制度など、子供たちの将来へ投資することは、次の世代につなげるための私たちの責務ではないのでしょうか。そのことを真剣に考えていただきたく、回答をお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 阿見町での子育て支援についてお答えします。

1点目の、就学援助についてですが、就学援助は学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度となっております。保護者から町で支給している援助費以外での要望や相談は特に聞いておりません。

県内の他の市町村で実施していて阿見町で実施していない項目としましては、PTA会費、

生徒会費，クラブ活動費などがありますが，これらの項目の拡充については，他の市町村の状況を踏まえ検討してまいりたいと考えています。

支給時期についてですが，前年分の収入額で認定を行うので，6月に前年分収入額を確認し，定例教育委員会に諮ってから認定となっております。申請書を早目に提出していただいても，前年の収入額を確認できるのが6月となっておりますので，支給時期の前倒しは難しいと思われます。

2点目の，茨城県内で奨学金制度を実施している市町村は，各市町村のホームページを確認したところ29市町村となっております。奨学金制度を実施している市町村の状況から，奨学金の形態としては貸与型，給付型とあるようですが，どちらについても財政状況は厳しいため，現時点では奨学金制度の実施は考えておりません。

子育てに関する支援については，就学援助制度，第3子以降学校給食費免除制度等を活用し，経済的理由で就学が困難な方のために就学援助に努めてまいります。

○議長（紙井和美君） それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時03分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） それでは，質問させていただきます。まず，ちょっと数字的なことなんですけども，この要保護子供の人数と，準保護子供の人数，それとあと，年間の費用ですね。これは，昨年平成27年度になるかと思うんですけど，これをちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい，お答えします。

両方の人数ですが，平成27年度で，小学校・中学校合わせまして20名。準要保護のほうですね，両方合わせて178名。これに要します支出額ですけれども，全体で1,237万円程度です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） はい。人数的には，合わせれば200名弱というところなんですけども，費用のほうも，今，決算書をちょうどいただいていますので，それにちょっと私のほうもちょっと調べてきたんですけども，そういった形が現状としてあるんですけども，回答の中で，要望とか相談がありますかという回答，こちらのほうで出しているんですけども，それについてもそういうのはありませんということなんですけども，実際，教育委員会のほうからですね，

そういった方々に対してアンケートだとか、そういったような、教育委員会のほうから何かこう、集計をとるようなことはありましたか。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい。教育委員会のほうからですね、利用者に対して直接意見を、アンケートという方法はとっておりません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そのとってないという理由は、何かあるんですか。もし理由があれば、お聞かせください。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい。理由は特にございませんが、何か要望があれば、直接、逆に保護者のほうから、こちらのほうに御意見があるかと思ってまして、あえてそういうことはしておりません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） はい、わかりました。じゃあ、システムの、保護者のほうから教育委員会のほうに、じゃあ、逆に聞きますけども、そういった何か要望があれば、どんどん教育委員会のほうに言ってくださいますようっていうような案内は、保護者のほうに出してますか。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えします。

特にそういった御案内もしてきておりません。例年ですね、この制度の周知はですね、毎年年度初めに行ってますが、その中で保護者の方に理解していただいていると思っております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） なかなかね、保護者の方、教育委員会っていうか、役場の行政のほう、行くのがね、ちょっとやっぱりどうしても敷居が高いっていう部分もあるんじゃないかと、私は思います。私とか、そういったいろんなほかの関係の方だとか、そういったとこに、本当の話が来るっていうのは、そういったところからなんじゃないかなという気もしますので、ですから、もし何か機会があるようでしたら、そういったことも考えるようにお願いします。

それで、回答の中で、ほかの行政区でやっているところの中で、PTA会費ですとか生徒会費、あとクラブ活動費、こういった形が上げられておりますけども、実際、私も昨年、ちょうどたまたま、今回の質問とは、また別な用事で教育委員会のほうに、就学援助の資料いただきたいんですけども、その中で、今言ったところが入っていないわけなんですけども、これに関してですね、ぜひとも検討する、正確に言うと、検討してまいりたいと考えますというね、回答がなされているんで、これはぜひともね、前向きな検討をお願いしたいわけなんですけども、

その中で、通学費に関してなんですけども、これは昨年の6月にもらった部分で、小学校は交付せず、中学校のほうの実費ということで、通学距離が6キロ以上でバス通学をする生徒というような形でここに書かれているわけなんですけども、今回、学校再編の問題で吉原小の問題が出てくるかと思うんですよ。そういったところの子供たちに関しては、どのような……。これはもうはっきり言って、要保護、準要保護とかそういったのは関係なくじゃないかなとは、私は思うんですけども、それ今、どういった考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい。それでは、要保護、準要保護にかかわらずでね、今の学校再編における通学距離の問題なんですけれども、今、吉原小学校が阿見小学校に平成30年に統合再編するということで進めております。その中で統合準備委員会という組織をつくっていただきまして、その中で通学の問題についてもいろいろ御意見をいただいております。通学のバス停留所の問題とか、あと、実際、費用の問題ですね。その中で、地域の保護者の方からはスクールバスを運行することに対して、できれば保護者からの費用負担なしで行っていただきたいという御意見をいただいておりますので、それを一応こちらのほうも受けとめて、町の内部でこれから協議しようということで進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） その親御さんのほうからの話でね、そういった形で要請が来てると。私のほうも、学校再編に関してはね、やっぱり少人数学級でもいいんじゃないかっていう気持ちももちろんありますけれども、具体的に吉原が、もう今そういった感じで、平成30年ということで決まったということだね、じゃあ、そうなったら、じゃあ、その後どうすんのというところが一番地域の親御さんたちの心配の種になるんじゃないかと思って、ちょっとお伺いしました。これはぜひともね、今回の就学援助には関係なく、全児童の通学の安心安全も含めた形でお願いしたいと思うんですけども。

それとあとですね、支給時期についてなんですけども、前年の収入が確定できるのが6月ということで、前倒しが大変だ——大変だっつうんじゃないな、正確に言うと、前倒しが難しいというふうな回答があるわけなんですけども、やはり、仮に小学校から中学校に上がるために、やっぱり3月、4月っていうのは、一番金のかかる時期、これはもう誰しもわかることだと思うんですけども、やはり6年生が1年生になるっていうのは、これはもう必然的に義務教育ですから、1年留年とかいうのは、よっぽどのがない限りは普通ないわけなんですよ。ですから、この6年生から1年生に移る必然をですね、ぜひとも教育委員会のほうも、ちょっと考えていただきたいなと思うんですよ。

方法はいろいろあるんじゃないかと思うんですけども、小学校のときから、そういった援助をね、受けている方の場合には、中学校になったら、援助がもう大丈夫なんだよとなるということは、まずないと思うんですよ。ですから、その辺は、仮にそのタイミングのときだけでも、前年度じゃなくて、一昨年度のとか、そういったような形で対応できないもんかなと思うんですよ。また、先ほどちょっと別な議員の話からでも、事前に先に支給しといて、後で戻してもらうとか、いろんな方法あるかと思うんですよ。画一的に前年度の収入が6月だからできないんですよっていうんじゃないくてですね、もうちょっと行政のほうとしても臨機応変にできないものかと思うんですけども、その辺は考えたことはありますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答えします。

先ほど教育長のほうから答弁があったとおりなんですけども、ほかの市町村で6月支給援助というところも、茨城県内ではあるようです。ただ、ごく少ないということの情報を得てます。ただ、確定しないままですね、援助してしまった後に、後の返還なんてことがあるかもしれませんので、たとえ6年生から中学1年生に上がる子供でさえもですね、場合によっては保護者の方々に御迷惑をかけるということもあるかと思うし、また、教育委員会内部の事務もかなり煩雑になってくると思われますので、申しわけないんですが、今のところは考えてございません、はい。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 実際、今ね、次長がおっしゃったように、6月、7月——ま、7月が圧倒的に多いのかな。6月っていうのは、4つか5つぐらいの行政区だと思うんですよ。はっきり言って、6月、本当はもっと早くのほうがいいんだよなっていうのはね、意識的にあると思うんですけども、今、業務の煩雑の話もありましたけども、あとは、保護者の方に迷惑がかかる。うん。まあ、そうではないと私は思うんですけどね。保護者の方に迷惑がかかるというよりも、保護者の方は、それで後で返還するにしても、それを迷惑とは思わないと思うんですよ。ですから、その辺、これは多分ね、ほかの行政区でも、なかなか厳しい部分だとは思うんですよ。ですからまあ、ほかの行政区で4月とか3月つつうところがあるようだったら、まだ話がね、持ってきてやすいんですけども、実際のところ、その辺が厳しい部分だとは思うんですけども、親の立場っていうのかな、そういったところから考えれば、そういったタイミングで支援していただければ非常に助かるっていうのはね、あると思い……。もちろんこれは教育委員会のほうもね、百も承知だとは思うんですけども、そういった声がね、あるということですね、ぜひとも認識をお願いしたいんですよ。

それで、ちょっと戻るようなんですけども、これちょっとね、先ほど冒頭に述べたやつなんです

けど、これ、茨城県内のね、母親連絡会というところで調べたやつで、ちょっと小さいんでまるっきり見えないと思うんですけども、各行政区でいろんな形で支援してるのがあるんですけども、この中でですね、支援の基準なんですけども、適用基準ですね、正確に言うと、生活保護費との適用基準の比較という項目になるんですけども、これがいろんな行政区で、もちろんばらばらにはなるんですけども、阿見の町は、現在1.2というのが基準になっています。これはここでもらったところでも、その認定基準は、世帯収入が保護基準の1.2倍以下ということでここに書かれているわけなんですけれども、やはり今ですね、生活保護が下がってるっていうか、切り下げられてるっていうのが言い方が正しいんじゃないかと思うんですけども、現状としてそういった状況が今あります。その中で基準が引き下げられるわけですから、今まで1.2というのは、基準がこのラインでの1.2と、このラインでの1.2と考えると、やはりその1.2っていうのは、今どうなのかなと思うんですよ。

本当、今これはね、生活保護とかそういったのがね、しっかりちゃんとちゃんと生活できるように上がっていく分にはいいんですけども、上がらずに下がるというのが現状の中で、この1.2というところをですね、ほかのところでいうと、高いところでは1.5とかいうところも、まあ、あるわけなんですよ。で、これでざっと単純に平均したら1.3というのが茨城県の平均になるわけなんですけれども、この辺のですね、改定というのはね、教育委員会のほうで考えておりますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

近隣市町村でも1.3倍というところもあるようでございますけれども、仮に1.3倍にした場合には、その予算が増額されるということもございます。ただ、現在、大きなプロジェクトが阿見町では動いている最中ございまして、そこに予算を集中しなきゃならないというような状況がございますし、あと、学校再編計画では、バスを出すというような予算も、また増えてくる可能性も考えられます。そのように、極めて予算上の厳しい年度がここ二、三年、三、四年続くと思いますので、増額については、1.3倍ということに対する増額については、大変厳しいのではないかとということで、現在のところは考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 大型プロジェクトがあるから、そういう話が今、次長のほうからありましたけども、この段階で今現在、大型プロジェクトが町にあったとしても、このタイミングで子供たちは今、小学校、中学校で生活しているわけですよ。ですから、その大型プロジェクトがあるからどうのこうのっていうのは、それはね、考え方が違うと思いますよ。民生費って

いうのはね、やはり、まあ増えているとは思いますが、やっぱりそこをどうするのか、町のほうでね。だから、こっちの大きい事業があるから、こっちに金かけられないから、こっちは我慢してくれっていうようなもんじゃなくて、やはりみんなある程度はね、それはもちろんこっちを無視しろとは言いませんけども、ある程度はしっかりそれはバランスをとってやっていくのが行政だと、私は思うんですよ。ですから、今の次長の答弁だと、それは非常に不十分な答弁だと私は思いますよ。ですから、あくまでも教育委員会の教育次長という立場なんですから、ぜひともね、民生費をいかに増やしていくかということを、やっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないかと、私は思うんですよ。

これは質問じゃなくて、今の答弁に対するね、私は苦言を呈したいと思うんですよ。ですから、そういった考え方もね、仮にそのプロジェクトチームをやっているとかいうことじゃないわけですから、やっぱり教育委員会、学校をつくるにしても、もちろんそれは金がかかりますけども、学校をつくるのと、今の子供たちの生活をどうすんだっつのは、別問題だと思うんですよ。ですから、その辺はしっかりちょっと考えていただきたいと思うんですよ。

それで、今ね、お金の問題、話されました。その中でね、奨学金制度の問題の中で、くしくもね、この中の回答の中で「財政状況が厳しいため、現時点では奨学金制度の実施は考えておりません」というような文言が入っていますけれども、奨学金制度の中でですね、これは今回、回答の中で、29市町村が実施しているということが書かれておりますけども、ちょっと私のほうのね、持っていた資料が古いのかどうかかわからないけど、ちょっと私はね、確認できたのが16市町村だったんですよ。今、29ということで、これから13市町村増えているというのが実態だと思うんですけどね。その29市町村は、私自身、まだ見てはいないんですけども、私の手元にある16市町村の中で、ちょっとお話しさせていただきますと、対象区分ですか、これ大学、あと専修学校、あと高校、こういった形でね、3つの対象区分があります。こういった3つの対象区分の中で、奨学金の種類としてもね、これは答弁にもあるとおり、貸与と給付、で、もちろん貸与は無利子がね、あれですけども、そういった2つのやつ。で、貸与のところもあるし、給付のところもあるし、または両方やってるところもあるということで、その金額の範囲もかなりばらばらなんですよ。ちょっと私の手元にあるところで言うと、低いところでは、月額で6,000円。これはもちろん給付になりますけれども、上限としては5万4,000円。これは多分貸与でしょう。そういった形で、区分対象もそうだし、金額の範囲もかなりばらばらなんですよ。その中で、29市町村ある中で、阿見町はまだ残念ながらやられていないと。で、先ほどの財政状況の話がありましたけども、今回のね、今議会の初日の議決された茨城県でのマル福の制度が、今度変わって、ある程度町からの持ち出しという、単独事業の負担が減ったと思うんですよ。その中で、そういった子供たちにかけていたお金をですね、そういった予算

を、今度は子供たちのために使うってことも1つの道理じゃないかと、私は思います。ですから、この財源、おとといの中でね、2分の1としても、平成27年で実績ベースで1,800万、今年の10月から2月までで375万という答弁がありましたけども、そういったものをですね、ぜひともその財源に使うべきじゃないかと思うんですよ。子供の将来、これは冒頭でも述べましたけれども、やはりその将来の貧困というのをね、親の貧困を子供たちに巻き込ませないということは、やはり教育にお金をかけるということも非常に重要なことじゃないかと思うんですよ。はっきり言って、今、高校も出てなければ、なかなか就職口もね、決まらないということもあります。そういった形でですね、その財源がないんだということで一方的にね、言うのではなく、どう財源を捻出してくのかっていうのも、これは行政の腕だと思うんですよ。ですから、その辺でですね、29市町村、私が持っているデータでは16市町村ですから、そこで13市町村が増えた。そこをね、ぜひとも考えていただいて、再度ね、町ではね、そういった形でやっていくのかどうなのか、それをちょっと答弁をお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今回、私がですね、市町村のホームページを調べまして、教育関係の予算じゃないところにも、そういうやっつてるところがありました。だから、なかなか永井議員のほうでお調べになっても、その数が合わなかったと思うんですけれども、で、確かに全体44市町村、県内であるんですけど、29市町村やっつていてということで、かなりの市町村がやられているというのは理解しております。ただ、阿見町におきましては、今回こういう制度がまずないもんですから、その制度設計をまず十分、ほかの市町村でやっつていて状況、貸与、支給、あと対象は高校生、専修学校、大学と、そういったものまで、いろいろ広範囲にまで調べてですね、それと、先ほども何回も申し上げましたが、財源というのは、やはりこれ必要なんですね。一回始まったことをやめるわけにいかないし、かなりのお金が、これ当然かかります、奨学金ですから。で、1人にだけ奨学金を渡すんじゃなくて、かなり的人数の方もこれ想定しなければいけないので、そこら辺も含めて制度設計しなきゃいけないので、これについては、今後、調査研究していく問題だと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね、実際、いろんな施策を新しくやる場合には、やっぱりある程度時間がかかります。今、課長の言われたとおりね、その制度設計をしっかりとやっていかないといけないし、または他市町村の状況、いろんなことを、やっぱり後からやる分に関しては、ほかのところのいいところをしっかりとチョイスしながらね、やってくっていうのが一番い

いかと思うんですよ。ですから、答弁の中で、できませんというよりも、やはり、どういうふうにやったらできるのかなというところを、じっくり考えていただきたいと思うんですよ。ですから、その場でやる、やらないというよりも、やはりその前向きな姿勢をね、いかに出せるかと。ですから、そのことが町民の、私たち議員としては、こういった中の議論を町民にフィードバックさせるわけなんですけども、そういった中で、町民に返すときに、やはり「やらないんだってよ」って言われるのと「いや、時間はかかるけどね、おいおい周りの状況を見て考えていきたい」というようなことを返すのと、やっぱりこれはね、町民の人とたちも、やっぱり違うと思うんですよ。ですから、すっとシャッターをがしゅんとおろして、もう一切問答無用だというんじゃないくて、やはりその対話の中で物事を進めていくというわけですから、ぜひともね、そういった前向きな姿勢を見せていただければと思うんですよ。

ですから、もちろんこちらのほうも予算だ決算だっていうのを見てますから、金がないとかね、そういった問題もあれなんで、今すぐにやれとか、どうこうしろとかいうことは、まあ言いませんけども、ぜひともね、ほかの、やはりたくさん市の町村がやられてるってことはね、やはりそんだけニーズがあるんだってことはね、思うんですよ。

あと、ちょっと私のところの見た資料の中で、備考欄に、入学金補助制度がありますよっていうところが幾つかあるんですよ。ですから、これは奨学金として毎月毎月何年間もっていうんじゃないくて、そのタイミングでの補助制度じゃないかと思うんですよ。ですから、やはりね、先ほども言ったように、就学支援のほうでは、小学校から中学校に上がるタイミング、ここでは高校に上がるタイミングまたは大学に上がるタイミングだとは思いますが、そういった、どうしても日常的に生活していく中で特別お金が出るタイミングってのは、これはあるかと思うので、ぜひともね、その辺をお願いしたいと思うんですよ。

で、あとちょっと話、戻っちゃうんですけども、先ほどの就学援助制度の中で、阿見町では答えてはいるんですけども、ほかの行政区の中でね、国や県への要望はありますかという問いなんですけども、その中で、国庫補助が必要だと考えてるのと、あと年々増加する一方で財政状況は厳しさを増すばかり。これはもう同じだと思うんですけども、準要保護も国や県からの補助金の対象事業となるように検討してくださいとか、そういったやはりね、市町村だけの単位では、なかなかできない部分でも、やはりそういった国とか県の助成金、補助金等々のね、そういった制度にしてくれないかということも、ほかの自治体の職員の方々が答えているということなんで、もちろんね、阿見町も、答えてはいるけど、そういうふうに思っている方が多いとは思いますが、やはりそういったところもね、声もぜひとも聞いていただきたいと思います。

で、今の奨学金制度ですか、その実施している市町村、していない市町村が多いんですけど

も、今、制度設計の話もちらっと出ましたけども、これはもう、すぐやれってのは、なかなか言えないけども、やはり将来的にはぜひともやっていただきたいと思うんですね。

今回、この２点ばかり質問したわけなんですけども、やはり先ほどもちょっとね、教育長ともお話ししたんですけども、やはりこれらの施策っていうのはね、本来国がやらなければならない施策じゃないかと、私は思うんですよ。今、国の中で、いろんな、もちろん国も予算があって、いろんな施策をやってますけども、やはり将来の日本をどうするのかというところが一番大事だと思うんですよ。で、この阿見町においても、将来の阿見町、今の阿見町の子供たち、将来どうすんのかっていうところがね、やっぱり一番大きな問題じゃないかと思うんですよ。ですから、その将来担っていく子供たちに、どうお金をかけられるか。これはもう国も、私はね、御承知のとおり共産党の町議としてやってますけども、共産党のね、国会議員なんかでも、いろいろ話をする機会もありますけども、やはりこういった制度は、やっぱり国にしっかりやってもらうというところでね、あると思うんですけども、やはりその奨学金の問題、この就学援助の問題もね、やはり国が子供たちを、どうこれからね、育てていくのかっていうのは、やっぱり大きな問題だと思います。

いろんな意見があるんですけど、学歴だけで人生が決まらないというのはね、そういうふうには思ってる方もいるとは思いますが、やはりそうではない。せめて本当高校ぐらいは出てないとね、まともな就職にもつけないということがあると思います。冒頭にね、述べましたシングルマザーの人たちがね、教育費も捻出できずにね、やはり子供が低学歴のままになってしまうという実態があると思うんですよ。先ほども言いましたけども、この阿見町に生まれた子供、阿見町に生まれてよかった、阿見町に暮らしてよかったとね、やっぱり子供たちがね、そう思える、そういったね、施策をぜひともね、教育委員会のほうには、施策をぜひともね、やっていただきたいと思います。

今回、この質問だけなんで、以上で質問を終わりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） これで、８番永井義一君の質問を終わります。

次に、１６番吉田憲市君の一般質問を行います。

１６番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔１６番吉田憲市君登壇〕

○１６番（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。私の質問は、直の身近なですね、本当に小さな質問ですので、誠意をもって答えていただきたいと思います。

私は、事前に通告をしておきました次の１点について質問いたします。阿見町西部地域内、上本郷中根地域の特に中根地区の開発計画の将来像をどのように考えているかということでご

ざいます。

私は、平成25年3月定例会において、中根地区の開発計画について質問をしております。その回答として、中根地区のこれまでの経緯の説明があり、中根地区は牛久市北部地区開発と連携をしながら、第4次総合計画において、住宅都市整備公団施工、全体面積330ヘクタールの土地区画整理事業として位置づけられました。平成2年4月、全地権者を対象に開発に関するアンケート調査を行い、市街地整備基本計画において、中根地区の開発を位置づけ、平成7年10月、全地権者を対象に開発エリアを絞り込み、平成8年3月は、町と公団のアンケート調査によって、中根行政地区を中心とする約100ヘクタールの先行着手を決定いたしました。平成9年10月に、公団の事情により、事実上開発は断念をした次第でございます。

その後、中根地区まちづくり懇談会が開催され、地元地権者の協力のもと、町とともに、今後予測される乱開発を抑制し、地域として望ましい開発のあり方を検討するため、このまま会議は継続していきたいとの要望がありました。との経緯説明の後、まずは、荒川本郷地区の整備を早期に推進していくことが先決であり、新たな市街地開発の計画は考えていないとの答弁がありました。

当時から3年6カ月が経過した現在、当地区近隣の牛久側のさま変わりや発展はすばらしいものであります。牛久市北部特定都市区画整理事業、並びに当町中根地区と隣接する牛久市東下根地区特定土地区画整理事業は着実に進み、それに民間開発も加わり、著しい発展を遂げております。たかだか幅員6メートル程度の道を挟んで、牛久側の発展と阿見側の現状には、かなりの格差がございます。阿見町都市計画マスタープランの中でも、上本郷中根地域は、JRひたち野うしく駅から1キロ圏内に位置し、徒歩圏内であり、市街化調整区域であるものの、住宅地などとしての土地利用の具体化が見込まれる地域であり、現状においても開発圧力及びポテンシャルが高く期待できると。これらの状況を踏まえ、将来の市街化区域編入も視野に入れながら、地区計画制度の活用などにより整備を検討してまいりますと記載されております。

当地区住民の大半の方は、乱開発の心配のない、当地域として望ましい開発整備計画を一日も早く期待しております。上本郷中根地区の今後の将来像を鑑みた構想、開発計画をお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町西部地域内、上本郷中根地域の特に中根地区の開発計画の将来像をどのように考えているのかについてお答えいたします。

吉田議員も前段で、25年の9月議会の私の答弁の内容等をちょっとお話をしていただきまし

た。そういう中で、平成25年9月議会でお答えしたとおりであります。

町では、昨年度、これからの新しい阿見町を展望した総合的なまちづくりの方針となる都市計画マスタープランを策定いたしました。このプランの中では、JRひたち野うしく駅から1キロメートル圏内に位置する上本郷地区と中根地区の一部を上本郷中根区域として位置づけ、市街化調整区域であるものの、住宅地などとしての土地利用の具体化が見込まれる地域であることから、将来市街地検討ゾーンとして位置づけております。

しかしながら現在、町では市街化区域である荒川本郷地区を人口増の起点・受け皿として位置づけ、民間活力による未利用地活用を進めているところであり、荒川本郷地区の市街地形成の進捗等を見きわめながら、上本郷中根区域の特性にふさわしい新たな市街地形成や、望ましい開発のあり方を検討していく考えであります。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） ただいまは、本当に簡潔なる御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

数年前になりますけれども、海野議員の中根地区開発に対する質問の答弁では、荒川本郷地区の整備を早期に推進していく観点から、新たな市街地開発の計画は考えておりませんということでした。また、私の平成25年、今、質問書で読みましたけども、25年3月定例会の中のこの質問に対しても、やはり早期に推進していく——荒本がですね、荒本地区の整備を早期に推進していくことが先決であり、新たな市街地開発は考えておりませんということでした。そしてまた今回ですね、同じ質問なんですけども、その答弁では、荒川本郷地区の市街化形成の進捗等を見きわめながら、上本郷中根地域の特性にふさわしい新たな市街地形成や望ましい開発のあり方を検討していく考えでありますと、ま、すばらしい答弁をいただきました。

このような答弁いただけたというのがですね、一步前進と考えていいのかなと、いい方向に考えております。ありがとうございます。

そこで、以上の答弁の内容から、荒本地区の市街地整備の進捗状況と当地区開発との兼ね合い及び関連が非常に強いと思います。そこで、荒本地区は平成13年に、国及び都市整備公団の都合により、当時は本郷第一地区が施工中だったかとは思いますが、土地区画整理事業から撤退した経緯がございます。土地区画整理事業にかわる手法として、平成17年2月に地区計画が決定され、また内容が確定されたので、平成27年7月に土地区画整理事業の廃止がなされ、現在に至っていると思いますが、当時の保留地の状況、それと保留地の処分状況は、現在どうなっているかお聞きいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君） はい。お答えさせていただく前に、1点確認したいんですが、

本郷第一地区の保留地の処分状況。そうですか。はい、わかりました。じゃ、お答えさせていただきます。

まず、荒川本郷地区の進捗状況等について、まずお答えさせていただきます。

おかげさまを持ちまして、荒川本郷地内においては、幹線道路や下水道等のインフラ整備を順調に進めてきております。この結果、都市計画道路荒川沖寺子線や南大通り線等につきましては供用開始に至っております。このような状況を踏まえ、民間活力による宅地整備が進み、開発行為により整備された103区画の宅地分譲が開発されるほか、組合施工による土地区画整理事業でも事業の認可がなされ、本格的に造成工事が開始されるところです。

当該地区は、町の定住促進の重点地域にも指定されていることから、今後はUR都市機構より譲り受けた用地を有効に活用し、民間活力による宅地開発や商業施設の立地誘導を図り、良好な住環境を有する新市街地としてのまちづくりを推進していく考えでございます。

なお、町有地の処分方針につきましては、10月4日に予定されております全員協議会におきまして、地域再生計画に基づくあみプラチナタウン事業とあわせて概要説明を考えております。

それと、その後にごさいました本郷第一地区の土地区画整理事業地内の保留地ということですが、一般保留地については、全て売却が行われております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） その次に質問しようかと思ったんですが、荒本ですね、整備の進捗状況というのを聞こうと思ったんですけど、今、お話ししてもらったんで、全体像としてね、どのくらい、何パーセントぐらいの進捗になってるんですかね、今現在。

○議長（紙井和美君） 都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君） 現在につきまして、全体でどのくらいという試算はしておりませんが、先ほど答弁しましたように、荒川沖寺子線、それと南大通り線、センター大通り線等についての都市計画道路の造成が終わり、供用開始をしている。また、その中に公共下水道の雨水、汚水、こちらの幹線管が埋設されているという状況にあります。また、宅地造成等につきましては、先ほどもお答えしましたように、開発行為により、ウイングタウンという名称の宅地造成が、3.1ヘクタール、103区画を予定した宅地分譲が開発されたほか、荒川本郷第一土地区画整理事業といたしまして、約2.1ヘクタール、79区画を予定する事業認可が得られたところでございます。そのほか、大字では実穀になるんですが、荒川本郷としてくくられた中に、やはり開発行為による2.2ヘクタールの83区画を予定している開発行為の許可申請がなされるなど、宅地造成、民間活力による宅地造成等の申請事業がなされているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 第一地区のですね、保留地は100%譲渡されたと、第一地区は終わったよという話だと思うんです。また、全体的な地区計画の中で、荒本のですね、事業推移もですね、今、3.1ヘクタールのウイングタウンの、今、販売をしているということですよ。そうするとですね、おおよそですね、見当は、素人目に見当してですね、まあ70%ぐらい、60から70%ぐらい完成してるのかなというふうに思うんですが、その辺は、何パーセントって正確ではなくても結構ですから、何割ぐらいがですね、事業として完成してるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君） 申しわけございませんが、その何パーセントというところまで、なかなかざっくりでも出せない数字でございまして、先ほどの3カ所の開発行為等による面積を足しても、全部で7ヘクタールぐらいですか。荒川本郷全体が180足らずの面積がございまして、単純に計算しますと、まだまだ進捗が足りないという状況でございまして。先ほども少し触れさせていただきましたが、URからいただいた土地をですね、今後、宅地開発等を民間活力のもと、誘導していくために、有効に使いたいということで、どのように、形で進めていくかということ、今後、議会のほうにも御相談をさせていただきながら進めたいというように考えておりますので、進捗がちょっと、60から70ほど進んでいるというようには、なかなか考えづらい状況だと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 荒本地区のですね、整備計画が、ある程度行かなければ、新しい開発行為のね、考えが出てこないということなんですが、阿見町都市計画マスタープランの中でもね、やはり上本郷中根地域のことが掲載されているんですよ。ですから、全くやらないということではなくて、その荒本地区のね、整備計画の進捗を見きわめてということなんでね、これ、どのくらいですね、まるっきり100%完成してからだよということはないと思うんで、いつごろですね、どのくらいになったらですね、例えば、どここの路線が開通したらとかね、そちらのほうの上本郷中根地区のですね、開発に関してですね、考えていくと。そのいつごろをですね、予測されるのか、どのようなですね、考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

今、課長からお話がありましたとおり、荒川本郷地区の進捗については、吉田議員は7割ぐらいというふうに話をされましたけども、町のほうでは、そんな、とてもじゃないけど、7割もいっているというふうな認識は全くございません。

本郷中根区域の部分についてですけれども、今の状況で人口が増えないというふうな状況の中で、新たな市街地、市街化調整区域に編入する地域を新たに設ける——阿見町の地域ですね、設けることは、まず不可能というふうに、私どもは認識をしております。ですから、これまでの、海野議員、吉田議員の、その答弁の中で、まずは荒川本郷地区の整備を優先的に、市街化区域の中の178町歩の区域を、ある程度、面整備をした中で、次の段階に入っていかなければならないというふうなことで、答弁をさせていただいたというふうに認識をしております。

ただし、その時期につきましては、今の段階で、町としては、その178ヘクタールは、早目に、町のほうで誘導をして、民間活力を誘導しながらまちづくりを進めていくというのを原則で、今、進めようというふうに考えておりますけれども、そういった中で、今の段階で、じゃ、どのくらいできたら本郷中根区域の部分に入るのかというようなことについては、なかなか言いづらい部分もあります。

今回、都市計画マスタープランに位置づけたというのは、先ほども議員のほうから説明がありました、そのプランの中に、確かにひたち野うしくの区画整理事業については、非常に目をみはる開発がありまして、阿見町との境の中で、非常に都市的な住宅地とそうでない地域に分かれてしまっているというふうなこともあって、ひたち野うしくからも1キロ圏内に入っているということから、将来的には非常に開発のポテンシャルは高いであろうということで、荒川本郷地区がある程度整備された中では、その次のステップ段階にも入ることはできるんじゃないかなというふうな考え方で位置づけをしたほうがいいだろうというふうなことでマスタープランにつけたというふうに、私は認識しております。ですので、いつの時点で、じゃ、そちらに入るかという話になりますと、今の段階で、ちょっとお答えにくいというのが実態でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） このマスタープランができたときには、そのURのね、土地の寄附とか、そういう問題はなかったんですよね。ですから、そういう問題も加味して、これからのですね、将来的に少しずつ計画がおくれていくんだらうというふうに、一般的には見るんですが、そういう考えもあるんですかね。いいですか。その考えでいいですか。じゃ、もう一回言いますね。URから土地をもらったでしょ。その計画、その時点においては、このマスタープランは26年ですから——つくったのね、その時点においては、このマスタープランの中に書いてあることが現状として見てたわけですよ。だから、今後は荒本地区にですね、今度URから

土地をもらったと。それを民間と共同してそれを利用していくんだという形で、また1つその計画の中が増えたわけですね。ですから、その分、またこういうふうにおくれていくのかなということを聞いてるんですが、そういうことはないですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） URからいただいた土地29町歩の部分については、昨年12月に町のほうに移管をしていただきましたので、そういった、そのURの土地も含めた中で、その荒本地区の開発誘導をしていくというふうな考え方に変わりはありません。ですので、都市計画マスタープランの中で、そういった荒川本郷地内が先行してやっていかなければならないというふうなことで、UR土地がもらったということに対しての、同時性といいますか関連性というのは、さほど考えなくてもいいのかなというふうには思っております。ただ、非常に町としては、町の土地になったものですから、それにも必要に活用しながら開発誘導を進めていくというふうなスタンスでございます。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） ここでマスタープランの話が出たのでね、マスタープランの中でですね、2カ所にわたってですね、上本郷中根地域ですね、その町の位置ですね、ひたち野うしくから1キロ圏内にあるという形でですね、2カ所にわたって、このマスタープランですね、将来市街地検討ゾーンの中にもうたってあるしね、またもう1つはですね、「まちの新しい顔づくり——便利で活気あふれる地域」のテーマという中でも、やはり同じ。このテーマを読みますとね、ひたち野東区——牛久市ですね、に接し、ひたち野うしく駅から半径1キロ圏内に位置するんだと。上本郷中根地域については、荒川本郷地区における市街地形成の進捗をにらみ、将来的な市街化区域編入も視野に入れて、地区計画制度の導入を検討してまいりますと書いてあるんですね。マスタープランに書いてあるんだから、そういうふうに進むんだと、こういうふうに私は思いますよ。

それでですね、このようにですね、2カ所にわざわざ掲載されてるということは、いかに上本郷それから中根地区がですね、阿見町にとって重要な位置なんだということのあらわれじゃないかなと、私、思うんですが、それでですね、阿見町はですね、この阿見町において、阿見町ってのは、JRのですね、常磐線上にですね、ひたち野うしくとそれから荒川沖と2つですね、玄関口を持っているというふうに、私は思ってるんですよ。これでこうやって言ってもね、過言じゃないと思います。荒川沖においてはね、今、荒川、この開発が進んでますからね、ひたち野うしくもですね、やはり2つの玄関口、私は持ってると思いますんで、ぜひともですね、こちらのほうもですね、考えていただきたいなと思います。

それで、都市計画審議会が開催されたんですよね。その中でも、都市計画審議会の中でも

すね、やはりこのテーマはですね、出てるんですよ。当地区のことが問われているんですね。それで、その中で、国の方針としては、人口減少化に伴いですね、新たな市街地形成は消極的な考えを持っていると、国のほうはね。しかしですよ、インフラ整備があれだけそろっているわけですよ、要するに牛久地区のね。インフラ整備がそろってる新たな市街地形成をすると。まあ、早く言えば、駅前ですよ。駅前に集中してコンパクトシティの形成は認めてるようなお話もあったんですよ。その辺についてですね、町としてはですね、ひたち野うしくの駅前と——中根地区がですよ、に考えてですね、こういう考えもあるのかどうか、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） コンパクトシティというふうな考え方だと思うんですけども、そういうふうな考え方がとられるかどうかは、今、私も何とも申し上げられないんですけども、先ほどから言いましたとおり、本郷地区、本郷中根区域の部分については、マスタープランの中で、構想の中で位置づけをして、荒川本郷地区が、ある程度の進捗を見た中で、その地区計画制度の導入を規制をかけていって、できることなら市街化区域に編入できればというふうなことは、町として、今のマスタープランの中では持ってるというふうなことでございます。

ただ、かつての市街地整備基本計画の中で位置づけされた330町歩の中根地区の開発というふうなことになりますと、なかなかそれは、もう今の段階では、先ほど私が言いましたように、人口の減少の中で、国や県が新たな市街地を認めるということは、まずないというふうに思っております。ただし、吉田議員が言われるように、荒川沖中根区域については、ひたち野うしくばかりではなく、荒川沖駅からも1キロ圏内に入っている地域でもございますので、そういった部分については、今、荒川本郷地区の未了地がかなりある中で、そういった部分をまず整理していかないと、その次の段階には入れないというふうなことです。ですので、その進捗にあわせて考えて行かなければならないというふうに思います。ですので、町のほうとしても、さっき課長がお話ししましたとおり、荒川本郷地区の開発誘導については、早急にその方針を決めたいというふうに思って、今、作業を進めているところですので、そういった中で、早目に民間誘導を、適切な誘導が図れるよう、町としては努力していきたいなというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） よくお話はわかりました。が、しかしですね、もう何としてもね、上本郷中根地区、あそこ現場行ってですね、見てくださいよ。牛久地区はどんどんどんどん伸びているんですよ。阿見のあそこの地区はですね、駅が見えるんですよ。それでいながら現状

のまま。これ何らかのね、手だてを立ててですよ、あそこの玄関口を一日も早く開発しなければ、乱開発とかいろんな問題が出てくると思いますよ、これから。ですから、これは国の政策でね、国のほうは、まあ消極的、市街地開発は消極的な態度をとってるかもしれませんが、さっき言ったコンパクトシティですか、駅前を開発するということに対してはね、国のほうでは推奨しているわけですから、そういう、ひたち野うしくから半径1キロで500メートル、800メートルぐらいですよ。で、不動産のね、広告でいきますと1分80メートルですから、10分ぐらいなんですよ、歩いて。この地域をですね、みすみす見逃しとくという手は、私はないと思いますよ。そういうことを考えてですね、今後、また、ひとつ研究してもらいたいんですよ。

ただ単にね、開発、開発行為じゃなくて、何かないかということですね、あんだけ近いんですから。誰が見たって分かると思いますよ。牛久はどんどんどんどん高い建物建ってるんですよ。道路も整備されているんですよ。阿見、中根地区へ来るとですね、いやいや本当にね、格差、物すごい格差がありますよ。もう土地の実勢価格も違いますからね、その分しようがないんだと思いますけれども、非常に立地条件ね、いいですよ、あそこは。それでまた、学園の西大通のね、延伸道路にも接してるんですよ、あそこ。ですから、学園にも行ける。で、ひたち野うしくの駅から東京にも行けると。非常にいい立地条件整っている中でね、やはりこれを見過ごしておくということは、私は何か、これからのまちづくりに対してね、消極的だなというような気がしてならないんですよ。何かの方法は、私はあると思いますよ。それ、おまえ何の方法あるんだって、反問権言われても、困りますけどね。ですけども、それはですね、我々議員も、それから執行部も、お互いにですね、考えていって、それであの地区の開発すると。そうしないとね、もったいないですよ、あそこの地域は。どうですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これはまあ、中根地区の広聴会等でも言いますが、いろいろお話は、やりました。今回は、都市計画マスタープランによってね、前回とは違った形で、幾らかでも開発していきたいと。誰が考えても阿見町の宝物であることは確かだけど、今すぐ本当にできるかっていったときに、その手法もね、やっぱりきちんと考えていかなきゃできない。やっぱり今、町が、そこを区画整理事業やるんだなんていう、そういうことは、もうまず無理な話なんでね、どうやって民間を持ってくるかということを考えていかなきゃいけない。誰もわかりますよ。あの場所が阿見町の宝物の1つであるということはね。ただ、だからといってすぐできるかということになると、なかなか難しいんじゃないかなというのが、私たちの見解でありますし、やはり今、荒川本郷地区ね、29ヘクタールURからもらった土地を、どうやって活かして、民間主導の中で、やっぱり宅地造成、人を増やしていくかという、そういうことで、今、一生懸命やってますから、その推移を見ながら、どういう形になったらいいの

か、皆さんと一緒にあって、やはり考えるということが大事なんじゃないでしょうかね。吉田議員の言われたとおり、私もいつも思うけど、宝の持ち腐れにならないようにと思いますけど、ただすぐには手をつけられる状況ではないということだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 最後にですね、町長が、今年の3月13日、日曜日ね、中根地区の春祭り、お呼ばれになって、そこでお話しした内容を聞こうと思ったんですが、今と同じことだと思うんですね。ですから、まあ、私もね、あすやあさつての話ししてるんじゃないくて、町としての方向づけはこういうふうなんだという、その答えがね、聞き出したかっただけなんで、町長がね、お互いに協力してやりましょうという形であれば、私はもう大満足です。

ですから、今後もですね、しっかりとしてね、この地域の開発に対して、お互いにですね、議会もそう、執行部もそう、それから町民の皆さんもそう。お互いにですね、いい策をですね、練って、一日も早くですね、この中根地区のですね、適切したですね、開発行為、これを実現していただきたいなというふうにですね、お願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、16番吉田憲市君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時10分といたします。

午後 1時59分休憩

午後 2時10分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、15番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、いきいき茨城ゆめ国体2019について質問いたします。

今年の夏、8月の5日から8月の21日までの17日間、ブラジルのリオデジャネイロオリンピックが開催されました。また、現在はパラリンピックも9月の7日から12日間の日程で開催されています。オリンピックでは合計41個のメダルを獲得し、パラリンピックでは、今日現在、16個のメダルを獲得しています。完全復活した男子柔道、4連覇を達成した女子レスリング、若い力がぐんぐんと育っている水泳、力を出し切ってみんなで金を勝ち取った男子団体体操、

アジアレコードを更新した男子400メートルリレーなど、たくさんの感動がありました。しかし、私には特別な思いでテレビ観戦をした種目があります。それはバドミントンです。46年前に阿見中学校でつくったバドミントン部が朝日中学校や竹来中学校にも広がり、優秀な選手が今も育っていることにととてもうれしく思っています。また、手前みそですけども、昭和47年度茨城県高等学校バドミントン連盟より、1年間無敗であった選手に贈られる最優秀選手賞をいただきました。こういうこともあってですね、あの大逆転の金メダルを獲得したバドミントンの女子ダブルス、これは自分のことのようにうれしく思っています。

このオリンピック効果もあり、先週まで国体の夏季大会が行われていました。岩手では、前売り券も完売し、当日発売の立見席も早朝から長蛇の列ができるほど盛況だったということが報道されています。スポーツの持っている無限の力を実感しました。

今後は、岩手国体があり、愛媛国体があり、福井国体が終わった後、2019年の茨城国体となります。そして2020年には、東京で2回目のオリンピックが開催されます。このビッグイヤー、このことがですね、茨城県の国体の成功はもとより、阿見町のスポーツの底上げになると、この3年間は絶好の機会と私は捉えています。

そこで、以下6点について質問いたします。

1点目、国民体育大会の意義といきいき茨城ゆめ国体2019の特徴について伺います。

2点目、いきいき茨城ゆめ国体2019において阿見町で開催される競技種目について伺います。

3点目、国体に向けての選手育成策と強化策について伺います。

4点目、阿見町を強力にアピールできるふるさと選手制度について、どのようにお考えでしょうか。

5点目、公開競技とデモンストレーション競技について伺います。また、それらの競技に対する取り組みについてどのように考えていらっしゃいますか。

6点目、広報・啓発活動をどのように考えていますか。その展開方法についても伺います。

以上6点、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、栗原議員の、いきいき茨城ゆめ国体2019の計画、準備は万全かについての質問にお答えいたします。

本当に、ゴルフもいいフォームで、また、それほどバドミントンをやってたって言ったら失礼ですけど、今の体型を見ると隔世の感があるんだな——これは失礼しますけど、本当にスポーツマンなんですよね。もう本当にそれはびっくりします。今後とも、やっぱりスポーツに対

してはですね、いろんな面で御助力をいただければと、そう思います。

それでは、1点目の、国民体育大会の意義と、いきいき茨城ゆめ国体2019の特徴についてであります。

国民体育大会は、我が国最大のスポーツの祭典として広く国民に親しまれており、単なる競技振興や生涯スポーツの普及、スポーツ精神の高揚のみならず、国民の健康増進や体力向上、スポーツを通じた地域づくりの推進と、その目的は多岐にわたり、明るく豊かな国民生活を築く上で大きな役割を果たすものと考えております。

また、いきいき茨城ゆめ国体2019の特徴についてですが、阿見町において国体が開催されることは、まちづくりの将来像である「人と自然が織りなす、輝くまち」の実現に向け、町全体で、おもてなしの心を、霞ヶ浦から全国へ発信する絶好の機会であり、大変意味深いものと考えております。全町一丸となって大会の成功を目指してまいります。

2点目の、いきいき茨城ゆめ国体2019において阿見町で開催される競技種目についてです。

広報あみや町ホームページで町民の皆様にお知らせしてありますとおり、町での開催競技はセーリング競技であります。セーリングとは、セール、つまり「帆」にはらませた風の力だけで進む競技で、出場艇が同時にスタートし、水面に設置された幾つかのブイを決められた順番で回り、ゴール地点に到達した順位を競います。国体のセーリング競技は、ディンギーと呼ばれる競技用の小型ヨットとウインドサーフィンが使用されます。

種別は成人男子、成人女子、高校生男子を対象とした少年男子、高校生女子を対象とした少年女子の4つで、種目は、成人男子が470級とレーザー級と国体ウインドサーフィン級の3種目、成人女子がセーリングスピリッツ級とレーザーラジアル級と国体ウインドサーフィン級の3種目、少年男子と少年女子が420級とレーザーラジアル級のそれぞれ2種目で、全部で10種目でございます。

3点目の、国体に向けての選手育成策について伺いますであります。茨城県では以前から、開催県として天皇杯・皇后杯の獲得を目指し、大会終了後も県スポーツ振興のさらなる発展に寄与するため、競技力向上対策本部を設置し、育成対策を実施しております。

また、従来の競技力向上に加え、小学生から高校生のジュニア層を対象とした、元気いばらき選手育成強化事業を実施し、選手の発掘・育成・強化を中長期的な計画により、総合的に競技力の向上を図っております。今般の茨城新聞の第1面においても内容が書かれております。町及び県連盟で、元気いばらき選手育成強化事業として、ジュニアヨット体験教室と、町長杯ヨット大会を実施しております。

さらに、セーリング以外でも、平成23年度より、各競技のプロ選手やOB等のトップアスリートから子供たちに直接指導していただく、トップアスリートスポーツ教室事業を年間4回程

度開催し、将来に向けてのきっかけづくりを実施しております。

4点目の、阿見町を強力にアピールできるふるさと選手制度についてということですが、成年種別に出場する選手は、居住地を示す現住所のある都道府県、あるいは勤務地のある都道府県、もしくは「ふるさと」の都道府県から参加することができます。「ふるさと」とは、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県となります。

ふるさと選手制度は、どこの県から参加するかを選択ですので、阿見町が表に出ることはありませんが、ふるさと選手制度を活用しなければ他都道府県での出場となる方に対しては、機会があれば、ふるさと選手制度の活用で茨城県からの出場を促したいと考えます。

樋口選手あたり、もしも出ていければと思っております。

5点目の、公開競技とデモンストレーション競技について伺いますということです。また、それらの競技に対する取り組みについてどのように考えていますかについてであります。

国体には正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技の4種類があり、御質問の公開競技につきましては、競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点から、国民体育大会公開競技実施基準により実施されます。選定の基準は、日本体育協会加盟競技団体のうち正式競技以外の競技で、実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上決定されます。

茨城国体では、グラウンドゴルフを含む5種目が、神栖市を初め5市において実施されます。

デモンストレーションスポーツにつきましては、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準により実施されます。選定の基準は、開催地都道府県体育協会加盟団体が実施している競技のうち、開催都道府県の特性を活かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ振興のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育協会の推薦が必要となります。

茨城国体では、ディスクゴルフを含む31競技が、美浦村を初め15市7町1村で開催されます。

これらの競技については、他市町村の運営となることから、町としては直接関与しませんが、全県下において開催されるいきいき茨城ゆめ国体2019の成功に向けて、可能な範囲で情報発信に努めてまいります。

6点目の、広報・啓発活動をどのように考えていますか。その展開方法についてであります。

広報・啓発活動は、町民と町との協働事業でもあり、1点目でもお答えしたとおり、全町一丸となって大会の成功を目指す上で大変重要なものと捉えております。

展開方法については、さわやかフェアや町民運動会といった既存事業の活用、公共施設への横断幕等の設置やヨットの展示、職員や関係者への缶バッジ配布、広報あみへPR記事を掲載するなどの活動をしております。

今後はこれらを継続していくことに加え、町刊行物や封筒等にマスコット等を活用したPR

や、町独自の国体ソングやマスコット、実行委員会ホームページの作成を計画しております。

また、花いっぱい活動等の町民との協働事業も行い、広報・啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、ただいまいただきました御答弁に対し再質問をいたします。

選手育成策と強化策についてでございます。具体的な県のですね、強化・育成策は何でございますか。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先ほど、町長の答弁からもございましたようにですね、茨城県では、平成25年3月にですね、茨城県競技力向上対策基本計画というのを策定してございます。その中におきまして、平成25年から27年までは発掘・育成期ということで、28年から30年までを強化期、そして当該年を完成期、そして大会終了後の32年以降を定着期として、さまざまな取り組みを実施してございます。

たくさんある中でですね、具体的な例を1つ挙げさせていただきますと、各種目におきまして強化校などを指定いたしまして、強化合宿、それから遠征補助、それから対戦相手、強豪校を招聘したり、それから中央競技団体からのコーチの招聘、そして中学校生徒の選抜チームの合宿など、そのようなことを実施しているようでございます。ちなみにですね、例えば水泳でいきますと土浦第二高等学校、それから並木中等教育学校、テニスでいきますと東洋大学付属高等学校、それから霞ヶ浦高校、以下幾つかの高校、中学校が指定をされまして、そのような育成対策を実施されている状況でございます。

そのほか、元気いばらき事業の中ではですね、これは会場地が独自の強化策を実施することによって、既存の事業に県のお力をお借りしまして事業を膨らましている事業でございます。答弁の中にもありましたように、阿見町の場合はセーリング競技でございまして、ヨット教室と、それから町長杯ヨット大会というのを実施してございます。

ちなみに、議員がお得意であられるバドミントンでいきますと、石岡市でジュニア強化合宿、それから小中高の合同練習会と、そういったことを石岡市では取り組まれていると。

以下、たくさん強化策があるんですけども、このような形で計画性を持って、県のほうで強化対策を実施しているということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございました。さらにですね、金額とかですね、そういった全体の金額だとか、あと、例えば全体の競技として強化をするのか、ある程度の種目に絞ってやられているのか。例えば10種目だとか20種目だとか30種目だとか、その辺の部分は、もしおわかりであれば、教えていただきたいと思うのですが。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今年度の予定でいきますと、ボート競技から始まりまして18競技が先ほどのような指定を受けて実施をしているようでございます。年次によって若干違いますが、年次が増えることによって、37競技ですか、そういったことを目指して県のほうでも計画をされているようでございます。

それとあと、費用についてでございますが、県の中での対策としてはですね、元気いばらき選手育成強化事業の補助金交付というのがございまして、先ほどヨット教室を御説明させていただきました。このときに、県のほうから、選手等を派遣していただいたりとか、審判員の派遣をしていただくときにですね、そういった旅費等の支援を、この費用の中から御支援をいただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。それではですね、この強化策の中でですね、教育委員会のほうでは、この選手育成強化策についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。選手育成と強化についてですけども、町のこれまでのですね、教育委員会、まずは学校教育課のほうの取り組みについて御案内しながら、お答え申し上げたいと思います。

阿見町立小中学校大会出場補助金交付要綱というのがございまして、第1条に、この要綱は、阿見町立中学校児童生徒及び引率教諭が関東大会あるいは全国大会の公式大会に参加するために要した費用に対して予算の範囲内で補助金を交付しているということでございます。

心身ともに健康な児童生徒の育成と学校教育の振興を図ることが目的でございまして、大会出場等の実績でございますけども、平成27年度の関東大会以上の出場校はですね、まず阿見中、朝日中、竹来中の順に御案内申し上げますけども、全国中学校選抜剣道大会、これ石川県に行きまして、約53万ぐらい支出をしてございます。それから、第26回関東中学校弓道大会、これは東京都へ行ってございます。第40回関東中学校剣道大会、これも神奈川県。第46回関東中学校バドミントン大会、これについては山梨県に。第45回全国中学校剣道大会、これは秋田

県です。32回全日本少年軟式野球大会、第14回全中学選抜剣道大会、これは長野県で。第16回全日本中学バドミントン選手権大会、これは宮崎県です。合計合わせまして、阿見中学校で約240万ぐらいの費用を、補助金を出してございます。朝日中学校については、第4回全国女子野球選手権大会、これは静岡県でございました。竹来中はですね、第43回関東中学校陸上大会、これは茨城県でございました。それから、第40回関東中学校剣道大会、これは神奈川県で行われました。第26回関東中学生弓道大会、これは東京都ですけども、阿見中と竹来中が合同で出たということです。それから第46回関東中学校体操競技大会、これは神奈川県で行われました。それから、第46回ジュニアオリンピック陸上競技大会、これは神奈川県でございました。総計ですね、約285万ぐらいの補助金を出しているということでございます、以上のように、トップアスリートの卵が育ちつつあるというように考えてございます。

あと、県大会とか、それから県南大会に出場する場合のですね、バスの借上料を計上してございますが、これについては、かなりの費用が出てございまして、27年度決算で約1,500万を支出してございます。

それから、選手育成及び強化のですね、茨城県競技力向上対策本部長からですね、阿見中学校のバドミントンの個人に20万ずつ、弓道個人に5万、剣道個人に約10万円、バドミントン部に10万円、計75万円の5人の強化選手と団体及びコーチが指定されまして、これは県からの補助金をいただいて、それぞれが個人及び部長に補助金が出るということでございます。

それからですね、これは先ほど町長の答弁にもありましたけども、生涯学習事業として、これまでどのようなことをやってきたかということでございますけども、生涯学習のトップアスリート事業というのがございます。これも補助事業なんですけども、少年少女に一流の選手の指導を受けられる場を与えてですね、夢や希望を持っていただくことを目的にしている事業でございます、これにつきましては、27年度の実績でございますが、少年少女バドミントン教室、これは日立情報通信エンジニアリングの皆さんにお願いをして、81名の参加がございました。それから、少年少女ソフトテニス教室、有限会社テニスショップトップ、76名の参加でございます。それから、少年少女剣道教室、これは土浦の剣道連盟で来ていただいて教えていただきました。それから、少年少女野球教室、佐藤企画ゴールデンゴールズ、これは片岡安祐美さん他、約17名の皆さんに教えていただいて、このようなこともしてございます。

で、先ほど、選手強化のことについてなんですけど、今後、国体に向けてどのように町が取り組んでいくかでございますが、このトップアスリート教室事業の中でですね、予算の範囲内です、国体までは取り組んでいきたいなということでございます。

それから、その他としてですね、町スポーツ少年団の補助金に対して、26団体613名に補助金を出してございます。また、町長杯オープンヨットレース、これも開催してございまして、

参加者が33名ございました。それから、国体会場選手強化支援事業として、やはりヨット教室を開きまして、約60名の参加があったということでございます。

それから、NPO法人阿見アスリートクラブという団体がございまして、代表が楠康夫さんでございまして、顧問が駒澤大学の元監督とか、それから東京女子大学の学長とか、アドバイザーにヤクルト陸上部監督とかいう組織でございしますが、2014年には楠康成さんが国際陸上大会で6位になっているとか、それから2014年には小倉梨央さんがジュニアオリンピックで100メートル3位になっているとか、さまざまな取り組みをしているということでございます。

ですから、このように強化対策については、トップアスリートクラブの中の予算の範囲の中でできる限りやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） ただいま、10番平岡博君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。今ですね、詳しい助成策、強化策を教えてくださいました。大体2,300万ぐらいのものをですね、阿見町としてはかけていますよということだと思うんですけども、その大半がですね、ある程度育ってきた部分に対する助成というんですかね、バスの移動であるとか、遠征費用だとかっていう部分なんですけれども、例えば、もっと絞り込んだ部分で、トップアスリートを育成するっていう考え方をもってすれば、トップアスリートの部分も確かに4種目とかありますし、26団体の部分で援助するという話になるんですけども、もっとこう、力を入れた、例えば150万の中でトップアスリートの事業って、今、予算化にされていますけれども、あすからまた始まります決算の部分ではですね、60万とか70万ぐらいを27年度は使われているということになると、80万と70万ぐらいしか、もうこれ以降、ふるい分けるものができないわけですね。

じゃあ、例えばですね、例えば3年間、3年間の部分について、何としても、この、先ほど御案内したとおり、オリンピックから、それぞれの国体があって、茨城国体を迎え、2020年の東京の、またオリンピックがある。このゴールデンタイムの中で、じゃあ、トップアスリートの部分については3年間だけ、ちょっと待って、中止をして、全額、その中学校の部分のですね、強化費に充てるというふうなことは考えられないのでしょうか。

これはなぜかといいますと、今の小学校6年生から中学校3年生までが少年A、B両方に対象者になるわけですね。そこで阿見町からかなりの人数の子たちが行って強化をするわけですけども、その中で3年間は、本当に申しわけないですけども、150万の内々であれば、もう全額、そういう子たちのために使うという方法もあると思うんですよね。今までずっと継続

的にやられていた生涯学習課さんのほうにとっては、非常に断腸の思いだとは思うんですけども、もう150万ぐらいの予算も、もう捻出できないということであれば、そういう方法もあるとは思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、御提案ありがとうございます。学校教育課のほうでは、これだけの予算を補助してございますから、学校教育課の予算の中では対応できないと思うんですけども、いわゆる学校教育の場合には、児童生徒の体力向上というのがあって、教育の一環として行われてますので、トップアスリートだけを教育するというだけにはいきませんので、その辺の整合性が問われますので、できるとすれば、その生涯学習のトップアスリート事業の中だと思っています。で、昨年度27年度、約60万ぐらいの予算でございましたので、あと70万ぐらいはあるという中で、できればやっていきたいと思っています。ただ、生涯学習全体の予算の中で、ほかに何かできるようなことがあれば、また検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） ここはですね、私も議員にさせていただいたときに、PTAのほうで20年やらせていただいて、各学校の実情もわかっていて、かなり予算的に厳しい、保護者についても厳しいという状況があります。今、実際にですね、保護者の方も、自分たちの部分でお金を出し合いながら遠征費、例えば大会であれば、当然、今、次長からいただいた部分で助成をしていただくんですけども、そういった遠征費、大会じゃない遠征費については、当然、保護者の方が、またやられるわけですね、負担されるわけです。そういったことがずっと続いておりまして、それでは大変なので、任意の部分で寄附をいただいてやっているというのも、学校によってはあります。

こういった状況の中で、やっぱり先ほど御案内したとおり、機運としてはスポーツにかなり向いていて、その中からトップアスリートが出ることによって、阿見町がもっと有名になる。これはシティプロモーションの一環だと考えれば、150万を捻出できない。トップアスリート教育はそのまま、事業そのままにして、150万の、この3年間だけの時限で予算が捻出できないというのは、余りにも子供たちにとってですね、私たち親が行政ができる部分として、余りにも少ない、悲しい部分だと思うんですよね。その辺の部分ですね、もう一回御検討いただきながらですね、私たちも一生懸命考えますので、そういった形でですね、何とか少しでも子供たちが阿見町にいてよかったなっていうようなですね、ことをお考えいただきたいと思っています。

続けてもよろしいですか。はい。あと、じゃあ、国体の終了後、育成についてですね、育成・強化なんですけども、今、御案内の中でですね、いただいた部分とすると、どうしても、そのシステムづくり、仕組みづくりがないということで、今の次長の御答弁になったと思うんですね。ですから、2019年については考えていただくというのはもっともなんですけども、それ以降の部分について、システムづくり、仕組みづくりという部分について、どのようにお考えなのか伺いたいのですが。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

いろいろな御提言、いろいろありがとうございます。国体終了後の強化策とか選手育成でございますが、先ほど答弁しましたように、トップアスリート事業や、あるいは生涯学習課の中の予算の範囲の中で、できる限り国体後も実施していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） じゃあ、御検討いただくということで、よろしくお願いします。

続きまして、ふるさと選手制度についての再質問でございます。ふるさと選手制度については、町長の御答弁の中で、一応、ふるさと制度自体の概要については御答弁いただきました。そこでですね、ふるさと選手制度は、もうずっと続いておるんですけども、今までにですね、トップアスリートの選手に対してオファーをした、阿見町からオファーをしたことはございますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

ふるさと選手制度は、そもそも全国のトップアスリート、トップ選手とか国体で入賞するような選手でございますので、これについては県のほうでオファーをしていると思っております。で、町のほうとして、過去に教育委員会としてオファーをしたかについては、ないと思われます。

以上です、はい。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。今、次長が言われたように、多分ないと思います。これはやっぱりどうしても国体という部分がですね、実際に目に見えてこない、なかなかそういう形のアクションは起こしづらいんですけども、例えばですね、先ほど町長からありましたけども、樋口黎選手、オリンピックで銀メダルをとられた樋口選手ですけども、今、日本体育大学の3年生でございます。大阪出身で、この規定からいけばですね、卒業中学

の部分で1つ、それから高校が霞ヶ浦高等学校ですので卒業高校として1つ、それから現在住んでいるということで現住所。これが茨城国体になれば、大学院に行かなければ勤務されて勤務地ということで、4つの部分がですね、候補地として上がるわけです。これをですね、どう捉えるか。あとは、今、岩手国体がありまして、ちょうど議会終了後の翌日がですね、セーリングの少女Aですか、その部分でいくと、インターハイを連覇して、今度国体連覇と、史上初なんですけども、霞ヶ浦高等学校さんのほうで連覇の部分で期待がかかるセーリングの最終日がございます。当然、今3年生ですので、来年は卒業をされると。大学に、上の学校に行かれるのか、企業に進まれるのか、それはわかりませんが、今実際にいるわけですね、阿見町にいるわけです。そういった部分、今、実際にいる。前回、今まではオファーはしてなかった。でも実際にいる方がいて、19年に茨城国体があるんだと。しかもふるさと制度で天皇杯・皇后杯狙いたいんだという県の意向もある。そのような状況の中で、現在トップ選手に対するアプローチはしていच्छいますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今のところ、まだそういうオファーはしてないと思います。ただ、やっぱり県と、やっぱり協議をしながらという話になると思いますし、うちのほうでは、やっぱり霞ヶ浦高等学校が、そういう面ではね、いろんな意味でトップアスリートを輩出してますから、そういう関係で、県との橋渡しとか、霞ヶ浦高等学校の間に入ってどうのこうのとか、また一緒に霞ヶ浦高等学校と県との話し合いを進めるということは、十分町としてはできるんじゃないかなと。今度、何日でした、17日でしたっけ、樋口さんが来るのは。

○議長（紙井和美君） 20日。

○町長（天田富司男君） 20日。20日の日に、4時ぐらいに、樋口黎選手が来ていただけるということですから、ちょっとそこでも話題にしていきたいという、そういう思いをしております。何とかね、やっぱりアスリートをつくりたい。先ほども、いろいろありましたけど、やはり阿見町においても、強化指定された中学生がいる、いるんですよ。

〔「います。はい」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） ええ。そういう人たちに対して、どう助力していくかという。この人たちが、やっぱり阿見町の出身として少年A、Bで国体に出られたら、本当に、非常に阿見町も盛り上がるということで、1人でも多いね、選手を国体に出場させていきたいというのが、私の思いです。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。町長から力強いお言葉いただきましたので、20日の樋口さんの部分ですね、楽しみにしております。

では、続きましてですね、競技の観戦方法についてお伺いいたします。阿見町の中の競技種目であるセーリングにつきましてはですね、競技自体が遠くてですね、なかなか見づらいという部分もありまして、観戦艇を出す大会もあります。また、パブリックビューイング等ですね、近くで見られるような工夫もされております。その辺の部分ですね、観戦方法については、どのようなことをお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおりですね、セーリング競技、私どものほうでいけば、湖岸から大体、そうですね、二、三百メートル先が、ちょうど競技海面になります。そうしますと、護岸のほうから、やはり競技を見るというのは、非常になかなか、まあ、双眼鏡で眺めるということは、当然あるかもしれませんが、で、やはり遊覧船等をですね、お借りをしまして、有料にするかどうかということは、当然考えなければいけないんですけれども、まずもって、阿見町の児童生徒には生の状況を、まず見ていただきたいというふうに考えてございます。そしてまた、一般町民その他の方を公募して、そういったところに現地を見ていただくと、そのような考え方も持ってございます。

そして、会場地内にはですね、まさにそのパブリックビューイングということで、どれぐらいの大きさのテレビを使うかということもあるんですけれども、そのようなしつらいもして、会場のほうにお越しいただいた方に競技の内容はごらんになっていただけるような考え方で、今、準備を進めてございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。観戦方法について、もう1つ質問をさせていただきます。先ほどの、2番目ですね、茨城国体の特徴ということで御説明いただきました。さまざま特徴がございましてですね、岩手国体について、33会場でやられる、1県でやられるので、茨城と大体同じなんですけども、それ以降、愛媛、福井についてはですね、自県開催ではなくて県外開催もあります。これはどういうことかという、馬術だとかですね、セーリングなどという部分で、自分のところに、同県にないということで、ほかの県にお願いをするという格好で県外競技があります。茨城につきましてはですね、44市町村全てのところで何か競技をするということで、まず、開催市町村とすると、過去にないぐらいの規模で各市町村でやるということで、市町村で考えると、その1種目——水戸なんかの場合は何種目もあるんですけども、1種目を集中してできるという、つまり阿見町であれば、レスリングもテニスもセーリングもやれっていうんじゃなくて、セーリングだけに特化できる。それだけに集中し

た予算が組めるということなんですね。それに伴って茨城県全体を、例えば観戦ツアーで行こうと思えば行ける。つまり先ほど言った愛媛だとか福井さんの場合は、馬術を見に行くんだったら静岡まで見に行かなきゃいけないとかっていう格好になりますけど、茨城の部分については、茨城全部のことを1県で賄える。そういったことを考えれば、先ほどのトップアスリート教育の部分とも関連するんですけども、子供たちを、例えば行政バスだとか、貸し切りでもいいんですけども、そういう形で募って、いろんなスポーツを、生のトップアスリートのものを見ていただく。それから、公開競技であるグラウンドゴルフでいけば、お年寄りの方が個々に行くのではなくて、阿見町が募って1カ所でバスで行くような、そういうセーリング以外の観戦ツアーも、当然実施すれば、町民についてはかなり喜ばれるし、子供たちのお役にも立つと思います。こういったセーリング以外の観戦ツアーについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

私どもの会場地でありますセーリング競技以外の公開競技等の——それが正式種目ですね。まず、国体を成功するためにですね、来年、それから30年がリハ大会、そして当該年ということになるわけですが、町の体制もですね、年次、年次ごとに、そのボリュームが増えてまいりますし、当該年につきましては、かなりのマンパワーを投入して運営をしていかなければならないというふうに考えております。ですので、国体推進室としましては、当然いろんな種目の、当然情報提供は努めてまいりますけれども、そのほかの種目の見学ツアーについては、現在考えておりません。当然、茨城県全体としてですね、県の事務局のほうでそういった試案が出てくる可能性はあるとは思いますが、現段階では、推進室のほうでは考えてございません。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。3年ありますので、その中でですね、状況が変わっていくということを期待しております。

では、次の質問でございます。広報啓発活動の部分で、花いっぱい活動ということで御答弁いただきました。具体的にどのようなイメージを持たれていますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

町長の答弁の中にもありましたように、広報PR活動というのが、非常に国体を成功させるためにも重要な要素でございます。その中で、これから取り組みはいろいろ検討はしていくんですけども、各先催県で開催されている例を見ますと、やっぱり花いっぱい運動という、そういう名称でですね、町内沿道をですね、花をたくさん咲かせて、彩りで選手皆さんをお迎えす

ると、そういう考え方で事業が進んでいるようでございます。阿見町としましてもですね、児童生徒、学校のほうのお力をお借りして、そういうふうな、種から苗木を育てていただいて、当該年に沿道とそれから会場を飾っていただくと。そのほか、地区のほうにお願いをして、そういう形で実施していくと。実行委員会組織ができておりますので、この後、具体的に10月から専門委員会という、具体的な推進組織が立ち上がります。その中で、こういったいろいろな広報PR活動が今後展開されてくるものというふうに思います。いずれにしても、国体を実施する上で、大きな彩りをつけてですね、選手の皆さんをお迎えすると、そういう形の具現化・具体化をする1つの手法だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） ありがとうございます。今、国体推進室がですね、3名の精鋭でやられているということでですね、何でもかんでもという形で御無理のほうを申し上げておりますけれども、私たちも頑張って皆さんと一緒にやりますので、何とかですね、考えられる全ての、全てのことを計画に盛り込んで、皆さんも含めてですね、絶対成功させるんだという意思のもとにですね、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

1 問目の質問については、これで終わります。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後3時5分といたします。

午後 2時57分休憩

午後 3時05分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） それではですね、次に、公園や緑地の整備について伺います。

阿見町の第6次総合計画では、快適で住みやすいまちづくりの中で、公園・緑地の整備及び維持管理について、町民が都市緑地や公園をコミュニティ活動やスポーツレクリエーション、避難場所などとして積極的に活用しています。また、町民が主体的に保全や維持管理に参加していますと、目指す町の姿を示しています。

今年の夏もですね、御家族で昆虫採集をされたり、御夫婦で散策をされたり、気心が知れたグループでスポーツをされている方をたくさん拝見しました。多くの方が公園を利用しているんだなあということを実感いたしました。また、先ほどの茨城国体の質問で、花いっぱい活動による国体の広報・啓発活動を推進したいという御答弁があり、公園・緑地の重要性を再認識

しているところがございます。公園・緑地が担う役割、現状について伺い、快適で住みよいまちづくりをさらに進めたいと思います。

そこで、以下4点について伺いいたします。

1点目、阿見町における都市公園について、その種類と設置数を伺います。

2点目、都市公園と緑地の管理状況や利用状況はどのようになっていますでしょうか。

3点目、都市公園や緑地の利活用及び整備について、その考えを伺います。

4点目、公園緑地の里親制度はどのような制度でしょうか。また、里親になっていただける団体は何団体で、その増減についても伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、公園や緑地の整備はどのようになっているかについてです。

1点目の、公園の種類と設置数についてであります。

町内にある公園は、町が計画的に整備した都市公園が21カ所、宅地開発行為等で整備した開発公園が94カ所で、合わせて115カ所の公園があります。

2点目の、管理状況及び利用状況についてであります。

主な管理状況は、総合運動公園や本郷近隣公園等の大規模な公園は、町内の造園業者へ植栽管理を委託しており、小規模な公園は、シルバー人材センターに草刈り業務を委託して管理を行っております。

また、利用状況につきましては、公園の利用者数を把握することは困難であります。公園の規模や場所によって状況は異なります。子供たちの日常的な遊び場や、地域住民のコミュニティ活動の場として盛んに利用されている公園も多くありますが、余り利用されていない公園も幾つかあるのが実情です。

3点目の、公園の利活用及び整備についてであります。

近年、整備を進めている都市公園については、町民参加によるワークショップを活用した整備を実施しており、地域のニーズに合った公園づくりを推進することで利活用の拡充を図っております。

4点目の、公園緑地の里親制度についてであります。

町の管理する公園や緑地の美化・保全を推進し、地域に密着した公園を育むことを目的に、地域の皆さんや企業団体等が里親となって美化活動に取り組んでいただく制度です。町は、里親活動に対する支援として、5万円から20万円までの補助金の交付や、損害保険への加入等を行っています。

公園緑地里親への参加団体数は、前年度に比べて3団体増加し、現在は29団体の参加によって44公園で活動をしていただいております。

この公園緑地里親制度は、町民が主体となって取り組むことから、公園の利活用の促進や良好な環境づくりにつながるため、今後も、さらなる制度の浸透と拡充に努めてまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。それでは、今の御答弁に対し再質問をいたします。

まず、都市公園や緑地の利活用及び整備についてでございます。私のところにもですね、2週間前ぐらいですか、農業委員会さんのほうから、畑の利用状況のアンケートが来まして、使っていないなら税金上げるよみたいな形でですね、今、ヒアリングをされています。この中でですね、休耕地を利用した育苗、それに伴ってできた苗を無償で配布し、公園に植える、で、愛着を持っていただく。で、公園が整備をするところから育てる公園というふうに、町民の方に意識を変えていただくと、こういう循環をですね、できたらいいなというふうに考えております。

そこでですね、国体の花いっぱい活動をするんだということの中で、公園がですね、このような部分で展開の場所として可能でしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

阿見町の公園、先ほど町長が答弁したとおり、21カ所都市公園、それと開発公園が94カ所で、合計115カ所あるんですけれども、公園によって、花壇ができていところとないところがございます。最近、荒川本郷地区でワークショップをしながら地域住民と話し合いをして、その公園をつくったところには、地域の住民の要望に応じて花壇をつくったというようなところもございます。ですので、そういったところ、もし花壇があるのであれば、なおかつ地域住民がそういった部分で管理ができるというようなことであれば、そういった考え方もできるんだろうというふうに思います。

それから、国体の部分につきましては、先ほど建石室長のほうから話をされましたとおり、来られる選手たちのおもてなしで出すとか、そういったことに考え方を整理していきたいというふうな話だったんですけれども、公園を利活用することによって、どういうふうな、国体とリンクできるかっていうふうなところも考えていかなくちゃならないんだろうというふうに思います。先ほど、PR等について、もっと花いっぱいを活用していくというふうなことの中で、阿見町では、それ以外にも、花と緑の美化コンクールというのを、毎年、栗原議員もおわかり

だと思うんですが、学校と地域の公会堂、子供会ですか、が行っている花いっぱい運動、それから125号線バイパスの「花ひらくまち推進委員会」が行っている花いっぱい運動と、そういった活動もしております。ですから、公園ばかりではなくて、そういった部分の中でも、国体のPRと機運の醸成といった観点からは、できるんじゃないかなというふうに思います。

公園ですと、ある程度、どういったところを選定して、やっぱり目立ったところがいいんじゃないかというふうなところもありますので、そういったところで、もしそういったものが可能であれば、取り入れることができるんじゃないかなというふうには思います。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。この発想はですね、阿見町がプラチナタウン構想ではないですけれども、例えば土浦の国体で種目を見に行くときに、常磐線から来るのもあるでしょうし、成田から来ることもあるだろうし、当然、阿見町を通っていく。逆に、美浦さんの場合は、土浦から阿見町を通って美浦に行く。当然、この前の国体のための実行委員会の部分で、大体予想される観戦者の部分でいけば1,500人ぐらいが来られるんじゃないかということだったんですけども、阿見町を見ていただく、国体のために見ていただく人も多いわけですね。1,500人以上の部分があるわけですね。そういったところで阿見町をPRするのに、やっぱり沿道だけではなくて、本当に阿見町っていいんだよというところを、町民と一緒に出していきたい。そういった思いがあってですね、公園での活動はできるんだろうか、休耕地を使ってお金をかけずにですね、そういう花の苗についても育苗できるということの中で、どうだろうというように考えた部分です。

ただ、今、部長から答えていただいたので、そういった中で選定をしながらですね、やって、前向きに考えていただければ、この分については理解はしました。

じゃあ、次の質問ですけれども、同じように利活用の部分なんですけど、ふれあいの森のバーベキュー場のトイレがですね、以前は木造だったんですけども、それが焼失して、現在は簡易トイレが2基だけになっております。バーベキュー横の緑地でもですね、スポーツなどをされている方がいらっしゃる中で「2基だけでは足りないよ」というお申し入れを受けました。そういった中でですね、ふれあいの森の焼失したトイレの再建というか、これの部分については可能でしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 平成20年の11月に焼失したというふうに聞いております。当時、再建をしようというふうなことで、いろいろ設計をしたり見積もりをとったりした中で、非常に公園——失礼しました、あそこは公園ではないんですけれども、トイレを再度、再建しようということで、記憶では1,200万程度かかるということで、非常に高額であるというふう

なことで、再建は断念して、仮設のトイレを設置しようというふうなことになるって今に至っているというような状況です。

今後ですけれども、今の段階でトイレの再建すると、再整備をするという考えは持ってないんですけれども、あくまでも利用者の増加あるいは改善の必要性が出てきたといったときには、やはり検討せざるを得ないのかなというふうには思っております。ただ、今の段階で、住民の方、利用している住民の方から、そういった話も来てないというふうな状況もありますので、その利活用が本当に必要なのかどうか。1つは、西側かな、のほうにはあるんですけれども、そういった声が全くない状況の中では、今のところは、ちょっとそういう計画は持ってないというふうな状況です。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。バーベキューがですね、隣にあるんですけど、私も何回も行きましたけど、バーベキューのほうは、部長が言われたように、なかなか利用されてる方は少ないのかなというふうには思っています。ただ、グラウンドゴルフをされている方がかなり多くなりまして、そういった声が届いておりますので、その辺は調査をしていただけるということなので、調査をしていただくような格好の中でですね、前向きな御答弁いただきましたので、そのようにいきたいと思います。

では、続いて同じ利活用なんですけれども、今申し上げたグラウンドゴルフの部分で、高齢者の方ですね、今言ったふれあいの森と、あと予科練の隣の公園、それと若栗のサッカー場ですね、サッカー場っていうか、サッカー場なんですかね、あそこね、信号のところにある部分ですね。今、芝の養生があるためにですね、野球場のほうに行ってくれということで、野球場のほうに行かれています。前ですね、二、三回前の議会でも、グラウンドゴルフの専用競技場については、建設のあれはないということで御答弁があったというふうに記憶しております。実際に、今、芝の養生があるので、期間限定ですけども、この期間については、今までよりも芝の長いところでプレーをするので、お年寄りの女性の方ですね、「なかなかボールが転がらなくて嫌だわ」っていうような声もいただいています。

そこでですね、さわやかセンターのところに隣接をしている文化会館の建設予定地ですけれども、この活用はですね、可能でございますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

最近、グラウンドゴルフは盛んに行われている競技だと思ってございます。ふれあいの森とか実穀近隣公園とか御利用になってやっていただいているということは把握してございます。

ただ、文化会館用地は、実はですね、全体で2万7,000平米ぐらいあるんですけれども、その

芝生の部分は、その半分ぐらいなんですけども、現在は、まい・あみ・まつりとか、さわやかフェア等の駐車場とか、あるいは県立医療大学の学生の駐車場だとか、それから役場職員が交代で駐車場等使用しているような状況です。グラウンドゴルフは正式には50メートル掛ける50メートルぐらいの広さが必要だということなんですけども、ただ、今現在の文化会館用地をごらんになるとわかるんですけども、かなりでこぼこしているような状況です。それでグラウンドゴルフができるのであれば、そのままです、できるのであれば、御利用になっていただいても構わないんですけども、ただ、さわやかフェアとか、まい・あみ・まつりの後、かなり車が乗り入れて、それじゃできないよ、また整備してよということについては、ちょっとお応えできないのかなと思ってございます。ただ、1年を通して使ってませんので、何か有効利用ということは、やっぱり生涯学習課のほうでも考える必要があるかもしれません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございました。

じゃあ、続けて、公園緑地の里親制度の件ですね、質問させていただきます。阿見町の里親制度はですね、近隣の市町村と比べると、かなり手厚い助成になっています。大体5万円まででoshiまいよってところが多いのと、あと現物買ってきた部分の精算をしてくれということで、それ以上の部分の助成はなくて、阿見町はこの部分でいけばトップの助成になっています、政策になっています。で、今、だんだん増えてきたということなんですけれども、この企業版のですね、里親制度というのはあるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。特には設けておりませんけれども、現行の阿見町公園緑地里親制度要綱と補助要綱の中で、十分に企業の方が町の公共施設である公園を里親で管理したいということになれば、できると。あ、ツムラがやってるということです。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。じゃあ、前例があるということですので、私の前勤めていた会社にもですね、そういう吉報を持ってまいりたいと思います。

そこでまた話が出たんですけども、実際に今、会社の構内の部分については自分のところでやりましょうということなんですけども、歩道の植え込みがですね、なかなか自分たちがやるときとずれてくると。町で整備はされているんですかね、あれは、道路の歩道の植え込みのところの雑草の整備ですね。ああいったところは、実際にずれがあって、お客様が来られたときに、まあ、道路は草ぼうぼう、中は刈ってるみたいな感じで、すごくアンバランスな部分があって、お客様とすれば、自分のところではないところで作業がやってるので、ちょっとアン

バランスな感じで草が伸びてるよってということは御理解はいただいているみたいなんですけども、今、公園の里親制度とですね、それ以外の部分で、例えば道路のですね、里親制度なんていうのはあるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。道路里親制度もございます。これは公園とはまた……。公園は面積で100平米以上の公園であれば対象になるということで、道路の場合にはメートルで制限を加えております。歩道の幅員が6メートルを超える舗装済みの道路で、活動延長が500メートル以上のものとするというふうなことでございます。支援策につきましては、500メートル以上1キロメートル未満であれば3万円、それから、活動延長が1キロメートル以上の里親に対しては5万円というふうなことでございまして、もちろん公道はなかなか里親難しいので、歩道の部分もそれに包含されるというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。では、2問目につきましては、これで終了いたします。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい。では、最後の3問目の質問でございます。農業振興について伺います。

平成27年度の農林水産省が発表した食料・農業・農村白書では、我が国の農業総産出額は、平成13年以降、8兆円台でずっと推移をしていると。農地面積については、近年、緩やかな減少傾向で推移し、平成27年度は449万6,000ヘクタール、荒廃農地については、平成26年度で27万6,000ヘクタールということで、基幹的農業従事者数は減少傾向で推移し、その結果、農業経営体の規模は拡大傾向で進展しているというふうに報告がありました。

またですね、都市住民にとって住みよい魅力的なまちづくりを進める上で、地域内の農業と農地が果たしてほしい期待というのは、都市住民にとっては、新鮮な地場産農産物の供給とかですね、地域景観形成、または保全機能などであり、農業が持つ多様な役割への認識が高まっています。このニーズに応えるために、地方自治体に課せられた課題は、今までの単なるパイプ役から、積極的に農業にかかわる自治体農政への転換が求められていると言われています。こうした中ですね、政府としては、国家戦略特区の中で6つの部門を認定しています。その中で農業の部分も、ひとつ活性化を図るという意味で特区認定をしようということになっています。

そこで、以下5点のですね、質問をさせていただきます。

1点目、阿見町の農業に対する考え方、自治体農政や地域農業振興計画の策定について伺い

ます。

2点目、阿見町の農業の現状について、就農人口や生産額はどのようになっていますでしょうか。

3点目、農業の活性化とコミュニティービジネスなど、農業振興策についてお伺いします。

4点目、国家戦略特区が実施されています。阿見町として申請するお考えはございますか。

5点目、農家の方自身による消費者への産地紹介が実施されています。町としての支援策はございますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町の農業振興についてお答えいたします。

1点目の、阿見町の農業に対する考え方、自治体農政や地域農業振興計画の策定についてであります。

町では、地域農業振興計画としては策定しておりませんが、地域農業のマスタープランとして、人・農地プランを平成24年12月に策定しております。

人・農地プランは、それぞれの集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための設計図であり、具体的な内容としましては、各地域における中心経営体の所在と経営内容、中長期的な農地集約の方向性、地域農業の目指すべき姿等について、地域が話し合いを行い、地域が共通認識のもと、持続可能な力強い農業を実現していくための計画であります。

昨年度は、これらの内容についての話し合いの場として、11月と3月に集落座談会を開催しており、平成27年度末現在で、各地域における中心経営体130名が登録され、農地中間管理事業等を通じて農地の集約化が図られております。

また、国の法律及び県の基本方針に則して、効率的かつ安定的な農業経営の育成に関する指標や目標を定めた、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についても策定されているところであります。

2点目の、阿見町の現状と就農人口や生産額についてであります。

2015年農林業センサスによると、総農家数は865戸、うち販売農家は507戸、主業農家は108戸となります。

一方、農業産出額については、茨城の生産農業所得統計によると、平成18年度時点の金額になりますが、29億2,000万円で、主な内訳としましては、野菜類が15億3,000万円、米が7億7,000万円となっております。

3点目の、農業の活性化とコミュニティービジネスなど、農業振興策についてであります。

関東経済産業局によると、コミュニティービジネスの定義は、地域の課題を地域住民が主体

的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みと捉えています。

町では、地域の話し合いから集落営農組合が組織され、これまでに約5ヘクタールの耕作放棄地を再生し、南高梅の生産・販売に取り組んでいる、株式会社島津梅林があります。

また、君島地区では、8年前から東京都港区の高齢者や子供たちを対象に年4回の農業体験の場を提供しております。主な内容としましては、4月はタケノコ掘り、里芋の植えつけ、5月には田植え、9月には稲刈り、白菜の植えつけ、11月は収穫祭として、餅つき・芋煮を行っており、地域が主体となった都市農村交流が積極的に実践されております。参加者からは、年間を通じてさまざまな農業体験ができ、また都心からバスで1時間程という地理的条件などの理由から大変好評を得ており、毎回、募集定員を超える申し込みがあり、抽選により参加者を決定している状況にあります。

その他、地元企業である井関農機とは、認定農業者連絡会「蕎麦倶楽部」との連携により、町が産地化を進めております常陸秋そばの生産に協力・支援をいただいております、民間企業と農業者が一体となった取り組みが進められているところであります。

4点目の、国家戦略特区に関して、申請する考えはありますかについてであります。

国家戦略特区は、特定の地域や分野を限定して規制緩和や税制上の優遇措置を行うことで、民間の投資や人材を呼び込み、地域経済の活性化を目指す政策であります。農業にかかわる特区につきましては、平成26年に新潟市が大規模農業の改革拠点として、兵庫県養父市が中山間農業改革特区として、それぞれの地域の実情と強みを活かして認定を受けております。

現在のところ、町においては、認定を申請する計画はありません。今後、町としましては、認定農業者等を中心とした県内及び首都圏における販売促進及び販路拡大、さらには、市場からの需要の高い農産物の産地化、それに伴う生産技術や安定生産の向上に向けて、関係機関と一体となって支援することにより、地域農業の活性化を積極的に図ってまいりたいと考えております。

5点目の、農家の方自身による消費者への産地紹介に関する町の支援策についてであります。

町では、町の農業振興を図るため、地域にあった特色ある新たな取り組みを行う、意欲ある農業者団体等に支援しており、特に、町農業の中心的存在である認定農業者連絡会やサンクラブ等の諸活動において積極的に支援しております。

認定農業者連絡会では、生産者のこだわり情報を消費者に伝えるためのホームページの作成や、首都圏販売促進事業の一環として、認定農業者等が中心となり「あみ採れたて野菜市生産組合」を結成し、東京都港区において年3回の農産物等直売会に対して支援をしております。今年度は、新たに7月に港区芝商店会夏祭りの参加や10月8日の港区区民祭りでの直売会への参加を予定しており、町農産物の販路拡充、町のPRを進めているところです。

今後も積極的に農業者の支援を図り、地域農業の活性化に取り組んでまいります。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） 3 問目もですね、御丁寧な御説明、御答弁ありがとうございました。それでは、今の御答弁に対して再質問をいたします。

まず、阿見町の新規就農者数については、そのようになっていますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、お答えいたします。

新規就農者数の数につきましては、国の青年就農給付金制度が運用されました平成24年度以降では、毎年1名程度就農しておりまして、平成27年度末まで5名が新規就農しております。

本年度に関しましては、7月に1名を認定しており、現在、認定に向けての計画書作成に取り組んでいる候補者が1名いるという状況になっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。いろいろ全国的にはですね、就農人口、新しく農業をやられる方が少ないと、ゼロだというところがですね、多い中で、皆さんの御努力によってですね、1人ずつでも増えていくというのは、本当に心強いと思っております。

続きましてですね、阿見町のブランド育成の取り組みについて、どのようになっているか伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、お答えいたします。

阿見町の農産物の特産品につきましては、町ではタケノコ、メロン、大玉スイカ、レンコン、ヤーコンなどを特産品と位置づけまして、観光ガイド等でPRを図っております。特に大玉スイカとレンコンにつきましては、県の銘柄推進産地の認定を受けており、そのほかに、生産量の多いネギ、ナスなどについても銘柄産地の認定を受けられるように、関係機関と考えております。

また、町では、需要の高い里芋、ブロッコリー、常陸秋そばなどについて、県農業改良普及センターの指導を受け、認定農業者などが中心となり各生産組合を組織して産地化に取り組んでおります。特に常陸秋そばに関しましては、品質が高く、うまみ成分としてのたんぱく質が多いということで、需要に即した生産面積を拡大、安定出荷を行いつつ、阿見町におけるブランドの1つとして積極的にPRを図りながら、町の特産品として確立を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6 番栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） はい、どうもありがとうございました。ブランド品についてもですね、進んでいるということで安心をいたしました。

それではですね、先ほどの国家戦略特区の養父市の、今月 9 月 5 日のですね、ニュースが入っておいりましたので、ちょっと御披露したいと思います。

兵庫県養父市の全額出資会社やぶパートナーズが、このほど食用ホオズキとフルーツパブリカの出荷を本格的に始めた。いずれも同市の国家戦略特区への指定を機に栽培が広がった作物で、今後、産地拡大や加工品の販売を目指す。パートナーズは大手総合商社の三井物産と連携し、農家に三井物産が栽培法を紹介し、本格的な取り組みが始まったと。現在25組で、ホオズキが約1,600株、パブリカ約2,300株を育て、特区としての成果が出ているということで、昨年特区認定を受けて、もう結果を出しているというようなことですね、スピード感がある取り組みだということで、これが広がればですね、政府のほうとしても、それぞれの対策の助成の部分も含めてですね、また新たな展開が出るのかなというふうに思っております。

阿見町がですね、総合計画で目指す町の姿、耕作放棄地が解消され、新規就農者、農業後継者などの意欲ある農業の担い手を中心に、活力ある農業が展開されています。この目指す町の姿、これをですね、自治体農政を積極的に推進し、この目標が達成されるよう、私どもも一緒に頑張ってまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、6 番栗原宜行君の質問を終わります。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13 番難波千香子君登壇〕

○13 番（難波千香子君） それでは、最後になりましたけれども、最後までよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、質問させていただきます。まず初めに、新しい地域支援事業についてお尋ねいたします。

2000年4月から、介護の社会化を目指してスタートした介護保険は、2006年には介護区分に、要介護1を要支援1と要支援2に分け、地域の調整機関として地域包括支援センターをスタートさせました。さらに、介護の地域化に向けて、2014年の改正では、医療・介護総合確保推進法により、医療から介護へ、施設から地域へと地域包括ケアシステムの構築として、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させていく方向性が示されましたが、その受け皿の全体が見えていないのが実情でございます。

現在、要支援のサービスの提供を受けている高齢者の方やその御家族だけでなく、サービスを提供している事業所などからも、介護予防・日常生活支援総合事業について、詳細がわからず、現在、提供されている専門的なサービスについて、どのように変わってしまうのか、サービス提供がなくなってしまうのではないかなという不安を感じているお声もお聞きしております。

そこで、お伺いいたします。

1点目、平成26年6月、医療介護総合確保推進法が施行され、予防訪問介護・予防通所介護が給付対象外となり、新たな介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、各自治体が地域支援事業として実施していくことになりましたが、今後は、地域包括ケアシステム構築へ向け、町が中心となり、地域の実情に応じて、町民・事業者・関係団体等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進することになりますが、事業の円滑なスタートに向け、町民への周知と準備状況をお伺いいたします。

2点目、総合事業における生活支援サービスについての阿見町の考え方、方向性、また今後どのような取り組みを進めようとしていらっしゃるのかお伺いいたします。

3点目、住民主体による支援となるサービスBについては、地域における支え合いの状況把握はされているのでしょうか。また、地域におけるニーズにマッチしたサービスの担い手づくりは、どのように推進していくのでしょうか。また、支え合いの体制整備の目標の設定についてお伺いいたします。

4点目、制度改正で言われている地域支援事業の中の生活支援サービスを実施するために必要となる、生活支援コーディネーターの配置について、どのように考えているのでしょうか。新しい地域支援事業は、まさに地域づくりといえますが、保健福祉部だけでなく、関係部署の庁舎内連携の強化についての考え方をお聞きいたします。また、地域の医療と介護を進める上で、地域包括支援センターの果たす役割は大きく、今後ますます重要になってくると思います。人材の確保、機能強化を図る必要があると考えますが、体制強化についてお伺いいたします。

5点目、PDCAサイクルについて、どのように回すのかお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、難波議員の、新しい地域支援事業についてお答えいたします。

平成26年6月に、医療介護総合確保推進法の成立により介護保険制度が大きく変わり、要支援を対象とした予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業へ移行し、改編された介護

予防事業と合わさり、新たに住民互助の考えを取り入れた介護予防・生活支援総合事業となり、全市町村が平成29年4月までに実施することになっております。

それでは、1点目ではありますが、難波議員の質問の内容が非常に長いので、1点目ということで、皆さん、一般質問の用紙を見ていただいて、よろしくお願いします。1点目の質問について、現在、移行に向けた関係機関との協議、実施要綱の整備などを進めており、10月末までには来年度実施のサービス内容を決定すべく進めております。11月中には事業者等への説明を行い、要支援の認定を受けている方には、更新申請の案内にあわせて総合事業の周知を行う予定で進めております。また、全町民に向けた周知に関しては、3月の広報あみ及びホームページで周知したいと考えております。

2点目の質問については、この新たな総合事業の生活支援のうち、訪問介護員による身体介護や生活援助及び通所介護と同様のサービスにつきましては、従来のおりのサービスを提供してまいります。

また、その他、緩和された基準による事業者やボランティアなど、多様な主体による多様なサービスにつきましては、現行で町が提供しているサービスで移行できるものについては、移行を進めていく予定であります。

その他、町にある地域資源を活用しながら新たなサービスを展開したいと考えておりますが、これにつきましては、今年度において介護保険運営協議会、来年度以降については、新たな協議体との協議により進めたいと考えております。

3点目の質問について、この総合事業は住民同士の支え合いが重要となってきます。新たな地域支援事業において、この総合事業を支える仕組みとして、新たに生活支援体制整備事業が設けられました。

この事業は市町村区域を第1層とし、日常生活圏域を第2層として、それぞれにNPO、ボランティア、社会福祉法人等からなる協議体及び生活支援コーディネーターを設置し、担い手である人材の発掘、地域資源の洗い出しなどを行いながら新たなサービスの創出とネットワークの構築、ニーズの把握とマッチングを行うものであります。

町としては、この協議体については地域で支え合い活動を行っている方や、これを支援するNPOや社会福祉法人により協議体を構成したいと考えており、現在第1層の人選を進めており、年度内に人選を終え、来年度当初に第1層協議体の設置を予定しております。また、第2層協議体に関しては、第1層協議体により協議を重ね、第2層協議体を担う人材を選出していきたいと考えております。

地域における支え合い活動については、まだまだ状況の把握について足りていないと考えており、この協議体を通じてより広く把握していきたいと考えております。

4点目の質問につきましては、生活支援コーディネーターの配置については、第1層協議体設置後、協議体委員の中から平成29年度内に選任したいと考えております。第2層に関しては平成30年度以降になる予定です。

この事業は地域の支え合い活動を町全体に広めていくことが必要であり、地域や市民活動団体やそれを支えている機関との連携が重要なものと考えており、連携強化を図ってまいります。地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの中核を担うべき組織であり、組織力の強化を図ることが必要と考えております。

5点目の質問について、この総合事業はもとより、介護保険制度によるサービスについて、介護保険計画に位置づけし、毎年度介護保険運営協議会に報告し、評価及び指摘事項を受けているところであり、それらを受け改善しているところです。

また、この総合事業については、第1層協議体によりサービスの改善と充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変詳しく、ありがとうございました。それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思います。

まずもって、この新しい総合事業が29年4月からの実施ということとなっておりますけれども、現在阿見町の要支援1の認定支援者の、当初平成12年から現在4倍の認定者数となって増え続けている現状でございますけれども、こういった方に対しまして、現在要支援の認定を受けている方が利用している介護予防、また通所介護、また訪問介護、そういったものは、一切4月1日に切り替わるのかどうか。お願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

総合事業でございますけれども、29年4月から実施ということになりますけれども、一斉に切り替わるということではございませんで、要支援の認定の期間が切れたときに移行になるということでございますので、それぞれ要支援の認定有効期間は、通常、新規とか区分変更の場合は6カ月、それ以外の場合ですと、通常原則として12カ月——1年間、認定を受けてから有効期間があるんですけども、そうすると、その有効期間が切れた後、移行になるということになります。例えば認定期間が3月末の場合でございますと、4月1日から移行になりますし、8月末の方であれば、その場合は9月1日から移行するということで、それぞれ人によって、現在の要支援の認定有効期間によって異なってくるということになります。

したがって、利用者の方への周知等は、利用者の方の認定期間にあわせて、一緒に周知をするということになります。また、利用者の方へのお知らせは2カ月前を予定をしていると

いうことでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。そうしましたら、2カ月前に利用者にはお知らせがあるということですね。そうしましたら、引き続き今までの介護予防、また通所予防、訪問介護、そういったサービスはそのまま、受けていた方が従来どおり、またそのまま引き続きそういったサービスが受けられるのかどうか。そのところの手続がいろいろ違うのか。介護保険と総合事務の手続がどのように変わっていくのかなという、その辺のところを御説明願えますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

従来ですね、介護の予防給付、要支援を認定受けた方が受けられるサービスですね、これを受ける場合には、要介護認定により要支援の1か2の認定を受けた方が、介護予防サービス計画により給付を受けるということになります。要は、介護予防の訪問介護ですとか、通所介護——デイサービスですね、これを受けるということになりますけども、この総合事業の生活支援サービスを受ける場合には、まず相談をしていただいたときに、基本チェックリストというのが国のほうで示されております。これによりまして、事業の対象となるかどうかを判定を受けるということが必要となってきます。事業の対象者となった場合には、地域包括支援センターにおいて介護予防のケアマネジメント、これを実施してもらってですね、ケアプランの交付を受けてからサービスの利用を開始するということになります。

なお、介護予防の訪問看護、それから地域密着型の介護予防サービスを受ける場合は、あわせて従来どおりの要介護認定を受けていただくということになります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それからですね、あと答弁では、現行では、町が提供しているサービスが移行できるものについては移行を進めていく予定ですよという答弁がありましたけれども、まだ決定してないかもしれないんですけど、わかっている範囲で教えてくださいょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。まだ現在、協議中ということで、確定はしてないんですけども、現在、社会福祉協議会で行っている生きがい活動支援活動、いわゆるミニデイサービス、こちらについては移行できるんじゃないかということで、現在、社会福祉協議会のほう

と協議をしているということでございます。

ほかにはですね、緩和された基準による生活支援等を考えてございますが、これはまだちょっと検討中ということで、今後いろいろ検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。あとはですね、今、御答弁にもございましたけれども、第1層協議体というのが市町村、町ですね。それと第2層協議体というのが、答弁では、日常生活ゾーン域ですか、その両方とも来年度に設置するのでしょうか。それとも、第2層の日常生活圏はどういった範囲と、またそれぞれの名前、名称、協議体、そういったものが、ちょっとなかなかつかめないんですけれども、またそういった中の人選ですね、協議体の、そういったものも、どういった、4月まであつという間かと思いますので、今わかっている範囲で教えていただけますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。なかなか、制度の改正ということで、新しい言葉で第1層とか第2層とか、なかなかしっくり来ない部分があるのかなと思います。第1層というのは、答弁でも差し上げましたけども、市町村の区域を中心に行う機能ということで、大きく、阿見町であれば、1つの第1層の町を単位としたものが第1層。第2層というのが、日常生活圏域、中学校区等、中学校単位ですね、を想定してございまして、第1層の協議体のもとで、それを補完する機能を行うという協議体でございます。この第1層と第2層に関しましては、必ずしも同時に設置をする必要がございまして、地域の実情に合わせて設置していくということができるといふふうになってございます。

現時点でございますけども、町といたしましては、第1層の協議体を平成29年度、来年度設置をしまして、その中で人材の掘り起こしを行ってまいりまして、平成30年度にですね、第2層のほうは考えてございます。協議体の名称は、まだ決定してございません。これからということになります。

それと、人選につきましては、まだ着手をしたばかりということでございまして、決まっておりますけれども、通常、町が設置する協議体といいますと、いろんな団体の代表者というところ、人選が多いわけですが、この協議体は、趣旨からいまして、住民による支え合いというものが非常に大きなテーマということになってきておりますので、地域で支え合い活動、そういったものを積極的に行っていられっしゃる方、そういった方の参加依頼等も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、地域活動を支えるという組織からの代表という、そういう方もですね、必ずそれは必

要ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後 4 時10分といたします。

午後 4 時 0 0 分休憩

午後 4 時 1 0 分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで本日の会議時間は、阿見町会議規則第 9 条第 2 項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

ただいま、7 番野口雅弘君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

13番難波千香子君。

○13 番（難波千香子君） それでは、引き続きましてよろしくお願いいいたします。

そうしましたら、29年度内、来年ですね、生活支援コーディネーターの配置、また選任を、選んでいく、選任したいという御答弁でしたけれども、このコーディネーターの役割、そしてまたどういったことをやるのか、また資格、また要件、そういったものは何かございますでしょうか。教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

生活支援コーディネーターですけれども、これは高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくということを目的といたしておりまして、地域におきまして生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能、それから主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす地域支えの推進員ということでございます。

国のガイドラインによりますと、役割としまして、今申し上げましたとおり、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、それから関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングというようなことになってございます。

次に、資格要件といたしまして、地域における助け合い、それから生活支援サービス等の提供実績がある方、または中間支援を行う団体等であってですね、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者ということになってございますが、特に必要な資格要件ということはありません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そうしますと、この地域の助け合い、担い合いということで、地域福祉計画というのが、阿見町、もう第2期ですね、入っておりますけれども、その中でも地域福祉コーディネーターを必ず平成30年度まで配置するというふうになっておりますけれども、その平成30年までということは、この地域福祉計画の中の説明性と、この生活支援コーディネーターの関係性、こういった、その辺を御説明願えますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

これもコーディネーターということで、やっぱりいろんな制度で似たようなのがあって、ちょっと混乱してしまうところなんですけども、地域福祉計画、町でつくった地域福祉計画におきまして、地域福祉の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携を初め、地域福祉を推進するに当たりまして、地域福祉の推進コーディネーターの配置を位置づけてございます。

地域福祉のコーディネーターは、地域で解決すべき問題が起こったとき、それから、支え合いを必要としている方に対して必要なことを関係機関や関係者につないで、解決につないでいく、いわゆる地域づくりを進めるキーパーソンの役割を担っていくということでございます。この地域福祉コーディネーターは、町の計画によりまして、今、難波議員がおっしゃられたようにですね、地域での福祉課題の対応それからネットワークの構築のため、各中学校区単位に1名を配置をする予定でございます。

それから、第2層の生活支援コーディネーターの役割とですね、非常に重なることも多いということで、兼任することは、生活支援の第2層のコーディネーターと兼任することは可能でございますけども、その配置等につきましては、協議体の中で協議しながらですね、今後進めてまいりたいと思います。要は、一番阿見町に合った形で、協議をして、いい形に進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。いよいよ、しっかりとまた地域でお年寄りが、しっかり介護そして医療、そういった体制がきめ細かに、ようやくなくなってくるのかなというふうな思いを今、答弁聞いて思っております。いよいよ29年度からということで、またしっかり、私自身も協力できることはしっかりさしていただきたいなという思いであります。大変にありがとうございました。よろしくお願いいたします。

次の質問にいかさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、2項目めの、読書意欲を高める取り組みをお伺いいたします。

それでは、近年活字離れが指摘される中、町民などに読書に親しんでもらう取り組みの1つとして「読書大好き日本一」推進事業、ICT情報通信技術を活用した読書通帳があります。鴻巣市に視察に行った際にいただきました見本を既に教育委員会にお見せしてございますが、この読書通帳は、ICTすなわち情報通信技術を活用して、借りた本の書名などを銀行の貯金通帳のように読書通帳機で記録するというものでございます。読書記録と連動した読書推進活動の取り組みの1つであります。一番最初に取り入れたのは平成22年、下関市立の中央図書館で導入されているわけでございます。

また、実践報告書に調査対象の中学生で導入したところ、学校図書館への来館者が約3倍に増えたという記載があるくらい、効果は大変大きいということでございます。このため、小中学校に無償で通帳を配布している自治体もございます。また、夏休みになれば、図書館に配置された機器の前に列をつくる子供たちの姿が見られるというものでございます。県内では、結城市、北茨城市、来月11月開館予定の土浦市の図書館に導入が決まっております。

各自治体において、図書館利用の推進を図るため、さまざまな取り組みが行われております。阿見町においても、日ごろから図書館中心に、司書、ボランティアの方、そしてまた関係者の方が積極的に町民の読書運動の推進をしていらっしゃると思います。その御努力には敬意を表します。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目、学校教育、社会教育における読書の位置づけは。

2点目、子供の読書活動の実態と推進のための方策として、子供の読書活動の推進のための学校図書館機能強化は。

3点目、阿見町は平成23年4月から図書館、健康づくり課、子ども家庭課、子育て支援センター、ボランティアが協力しながら、絵本を介して赤ちゃんと保護者が言葉を交わすひとときを応援するブックスタート事業が実施されております。平成26年9月にも質問させていただきましたが、その際に、県内外の市町村から情報を収集し、より望ましい読書推進のまちづくりを努めていきたいとの前教育長の御答弁がありました。セカンドブック事業についてでございますが、小学校の入学時に新1年生全員に本をプレゼントする事業であります。サードブック事業というのは、中学校入学のときに新1年生全員に本を手渡す事業。活字離れを防ぐ狙いもありますし、何よりも1冊の本と出会うことがその後の人生に大きく影響するということから、本をプレゼントする事業でございます。子供の創造力や思いやり、豊かな心を育むため、セカンドブック事業と、読書の楽しさを知るきっかけの1つとして読書手帳を導入してはどうか。心の貯金を目に見える形にということで提案させていただきました。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 2点目の、読書意欲を高める取り組みをについてお答えをします。

学校教育・社会教育における読書の位置づけについてですが、読書は心の栄養と言われるとおり、心を豊かにします。教育委員会としても、読書は児童生徒の成長において大変有意義なものと捉えています。

学校においては、読書推進活動を全ての学校で取り組んでいます。また、社会教育においても重要な教育と位置づけ、町立図書館を中心に、さまざまな趣向を凝らして読書意欲が高まる取り組みを行っています。

次に、子供の読書活動の実態と、推進のための方策として子供の読書活動の推進のための学校図書館機能強化はについてお答えいたします。

まず、子供の読書活動の実態ですが、よく取り組んでいると捉えています。実態の1例ですが、茨城県では、県の事業に「みんなにすすめたい一冊の本」推進事業があります。この事業等を活用して、各校で読書活動を推進しています。君原小学校では、この事業で県1位となっています。

次に、推進のための方策として子供の読書活動の推進のための学校図書館機能強化についてお答えします。

現在、各校に学校図書館司書を1名ずつ配置するとともに、小中学校図書館司書会議を開催することにより、タイムリーな本の紹介や図書室の環境の充実を図っています。

最後に、小学校に入学する児童に本を贈るセカンドブック、中学校入学時に生徒に本を贈るサードブックの事業が各地域でも取り組み始めております。子供の創造力や思いやり、豊かな心を育むため、セカンドブック事業と、子供の読書離れを防ぎ、読書の楽しさを知るきっかけの1つとして読書通帳を作製し、配布してはどうかについてお答えします。

先ほどお答えしたとおり、既に各学校で読書活動推進活動を行っており、今後も続けていく予定ですので、児童生徒の読書離れを防ぎ、読書の楽しさを感じる機会を設けられると考えています。現在、新1年生への図書館案内や、小中学校へのお勧め本の紹介の配布を継続的に行っています。この取り組みが、セカンドブック、サードブック事業で本の配布と同等以上の効果があるものと考えています。

読書通帳につきましては、同等の効果が期待できるものとして、各学校で読書カードを作製しています。このカードにより、小学校で300冊、中学校で150冊読んだ児童生徒を県に申請して表彰するなど、読書意欲を高める取り組みを既に実施しております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。それではですね、君原小学校が県の事業1位ということで、その事業内容、またほかの学校の順位はいかがだったんでしょうか。お教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。

正確な順位は出ていませんが、君原小学校は、全員が100%読んでいるということで1位というふうに表記させていただきました。県の教育長賞をもらっております。

どこの学校でも、読書は活発に行われていまして、年間で50冊、小学校で読んだ割合は62.4%、中学校のほうでは、部活動等、体育のほうもありますので、茨城県の「みんなにすすめたい一冊の本」推進事業では、表彰対象が年間30冊以上ということになってますが、こちらについては17.8%の生徒が達成しております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。それではですね、学校図書館機能強化ということで、こういった会議は、学校図書館司書が大変にいち早く阿見町は全小中学校に配置させていただいていることに大変感謝しておる一人でございますけれども、次期本郷新小学校の図書館がまたできるということで、こういった、また工夫、また設計、そして機能強化、こういった予定でいるのかお教えてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。（仮称）本郷地区新小学校の図書室の計画の概要について申し上げます。

本図書室は、小学校全体から見ると中央棟の北側の1階に配置されてございます。全ての教室から行きやすい場所に配置されております。図書室の面積なんですけども、約190平米ということでありまして、普通教室の約3倍分の広さを持っております。また、本の蔵書数の増加に対応できるような書庫も整備しております。蔵書については、文科省の基準で、24クラスの場合には約1万2,000冊という基準がございます。それから、図書室の内部計画でございますけども、本図書室には40人分のデスクスペースがございます。また、6人分のカウンター席、低学年の読み聞かせに対応した読み聞かせコーナーを整備する予定でございます。また、図書室の隣にはパソコン教室も整備しまして、この2つの間の壁には可動式の間仕切りを予定しております。必要に応じて、パソコン教室と図書室を行き来しながら調べもの等の学習等にも対応できる構成となっております。で、パソコン教室と図書室を開放すると約5クラス

分ぐらいになるんですけども、２クラスが同時に使用することも可能な広さのスペースということになってます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。かなりの思い切った図書館設定になっているのかなと思います。感謝申し上げます。

そうしましたら、ほかの学校とは敷地的には２倍ということになりますでしょうか。すいません。今、ほかの小学校にある学校より、イメージ的には２倍ということによろしいんでしょうか。パソコン教室も入れると３倍。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

すいません、この場でほかの小学校の図書室の大きさ、全部が把握しているわけじゃございませんので、まあ、今までの学校よりは少し広いなということです、はい。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。またこれからいろいろ御要望とかそういうものは、まだ取り入れていただけるんでしょうか。レイアウトとか。これからまた一緒に、はい。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答えします。

既にもう実施設計が完了してございますし、あるいは中の備品等の設計等も入ってる、設計に入ってございますので、既にもう配置計画はできております、はい。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。またしっかりと経過を見ながら、活かしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、読書手帳なんですけれども、既に小学校ではあるということで、１枚のＡ４の、私もいただきました。Ａ４の紙をカチャカチャとやって、こう積み上げるというものでございました。うちの子供もやってたのと、今、思っておりますけれども、読書手帳には、辞書タイプ、お薬手帳、貯金通帳タイプ、手書きの川口市立図書館の読書ノート、また鴻巣市の読書手帳もお渡ししてございますけれども、感想をお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） 読書手帳のことでよろしいんですね。

○13番（難波千香子君） はい。

○教育次長（大野利明君） はい。この取り組みについては、結城市とか土浦市とか、それか

ら御紹介にあずかりました鴻巣市とかいうことで聞いてございますけれども、いかんせん、初期投資にかなりお金がかかるということは聞いてございます。何回も申し上げて、申しわけありませんが、現在のところ財政的に非常に厳しい状態でございますので、現時点では難しいのかなと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それではですね、以前にですね、中央図書館でも導入しようというのはお伺いしております。確かに費用が、その当時は大変高かったと。で、導入できなかったということもお聞きしております。費用は、今、10分の1ぐらいのミニシステムというものもございますので、ぜひ研究していただいて、そういったことにも目をつぶらずに、そういったところにしっかりと研究する、そういう姿勢をぜひお願い申し上げたいと思います。

それでですね、結城市は、常陽銀行結城支店から寄贈されたものでございます。また、鴻巣市におきましても、館長、生涯学習課長、課長補佐、来ておられました。そして親子の方にもお話聞きましたけれども、250冊の、通帳ですね、まるで、そういったものに記帳できるという、そういうものでございますけれども、皆さん、来るのが楽しい、そういったサービスもやって、考えるぐらいはしていくべきで、私はあると思います。大変に来館者も増えたということでございます。

次に、セカンドブックの陳列棚の前では、夏休みには親子で本を手にとって、本当にほほ笑ましい姿でございました。また、その手帳を親御さんが子供に、大きくなったときに財産として贈るんだというお話も、そこで聞くことができました。

阿見町におきまして、完璧な読書の推進をされているような御答弁でございますけれども、さらに、阿見町でも本を読む児童と読まない児童、その差がある。そして、高学年に行くほど著明にあらわれている。中学校に入ると、もっとあらわれるという現実があるんですね。それを完璧だというような答弁は、私は、かなり私の認識とは違うという思いでございます。

それでですね、セカンドブックの贈呈に関しましても、答弁がちょっと認識が違います。本をたくさん読めばいい、そうではありません。私が言いたい今回の質問はですね、これだけ世の中が貧困、母子家庭、そういった中で、上の表面ではない、その下の奥深い、そういった方の子供に対しても手を差し伸べるということが、今回の私の質問でございます。それを酌み取っていただきたいと思います。

それでですね、子供の、いただいた方、もうこれも20万ですね。ま、金額ではありませんけれども、そういった親子の宝物、子供の一緒になって選ぶ、ともにその思い出をつくる。私はそういうことを言いたくて、今回は質問させていただいたのであります。100冊、200冊、そう

いう意味で質問させていただいたのではございません。また、そういう意味で、シャットアウトするのではなく、いいものはしっかりと研究していく。やはりそういうことは大切ではないのかなと、非常に今回は思いましたので、改めて、またともに、私も読み聞かせを20年以上やっておりますけれども、ともにまた、いい阿見町の子供たちの笑顔を見れる、そういったものをつくり上げてまいりたいと思います。答弁は結構です。

次の質問に行かせていただきます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、最後の質問に行かさせていただきます。

食品ロスの削減に向けた取り組みについてお伺いいたします。

現在、世界では、発展途上国などで食糧不足、餓死が深刻な問題となっております。世界で9人に1人が栄養不足に陥っており、特に発展途上国では、5歳になる前に命を落とす子供が年間500万人に上ると言われております。加えて、国連では、2050年までに世界人口が97億人に達するとしており、食糧不足はより深刻な状況になると予測されております。日本でも年間に1,700万トンの食料廃棄物が発生しており、約4割がまだ食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスは、年間632万トンで、これは国連が食糧難の国々に援助している総数の約2倍に当たる量です。腐ってしまいやむを得ず廃棄された食料とは異なり、まさしくもったいないと言えます。その半分は事業者の流通や販売の中で起き、半分は家庭での食べ残しで起こります。

食品ロスについては、国の第3次循環型社会形成推進基本計画でも、取り組むべき課題の1つに位置づけられております。当町においても、町民、事業者、行政の3者が、それぞれの立場からできることを実践していく必要があります。そこで3点お伺いいたします。

1点目、阿見町における食品ロスの実態、これまで講じてきた削減対策について。家庭、外食産業、小中学校別、保育園での食品ロス量、削減への取り組みは。

2点目、長野県松本市で展開されている飲食店から出る食品ロスの約6割はお客様の食べ残しであることから、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ30・10運動等の、食べ残しを減らす食べ切り運動の導入及び家庭での削減方法の周知、啓発についてはどうか。

3点目、生活困窮者へ無償提供するフードバンクなどの利用状況、今後の取り組み、フードバンク支援活動に対する見解についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、食品ロスの削減に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

1点目の、町における食品ロスの実態、これまで講じてきた削減対策についてであります。

町内の家庭や外食産業の食品ロスの実態は把握しておりませんが、国の推計では、日本全体の食品ロスは、先ほど難波議員が言われたとおり632万トンで、内訳は家庭が302万トン、事業者が330万トンとなっております。国の推計結果をもとに町内の食品ロスを推計すると、町全体の食品ロスは203万トンで、内訳は家庭が112万トン、事業者が91万トンとなっております。

国では、この状況を踏まえ、食品ロスを削減するため、啓発用チラシを作製し、広報・啓発をしています。町の取り組みとしては、庁舎内に国の啓発用チラシを掲示するとともに、出前講座を実施し、周知を図っているところであります。

小中学校別、保育所での食品ロス量、削減への取り組みについては、教育長から答弁をさせていただきます。

2点目の、食べ切り運動の導入及び家庭での削減方法の周知、啓発であります。

30・10運動については、食べ残しを減らすために、一部の自治体で実施されております。町としましては、生ごみ処理機の補助やEM菌の普及活動を支援する等、生ごみの削減に取り組んでおります。今後は、食べ切り運動の導入に限らず、町民の食べ残しを減らす意識の高揚を図るため、国の啓発用チラシや広報誌、町ホームページ等により周知してまいります。

3点目の、生活困窮者へ無償提供するフードバンクなどの利用状況、今後の取り組み、フードバンク支援活動に対する見解についてであります。

フードバンクでは、企業や農業関係者などから、まだ食べられるにもかかわらず、規格外、包装ミスなどのさまざまな理由で廃棄されてしまう食品を引き取り、これらの食品を必要としている福祉施設や生活困窮者等に届けています。このように、フードバンクは、生活に困窮している方に食料を支援することで、食の安全保障を確保するとともに、食品ロス削減による環境負荷の軽減を図り、また、食べ物を大切にする文化を生み出すなど、非常に重要な活動だと考えております。

現在、町では生活困窮者への食糧等の物資提供については、社会福祉協議会で実施している生活支援物資支給事業により対応しており、現在、フードバンク実施法人等の活用はしていませんが、今後、町社会福祉協議会とも協議しながら、フードバンクの活用に向け、検討してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 次に、教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 小中学校別、保育所での食品ロス量、削減への取り組みはについてお答えします。

給食の残食量は、給食を提供している小中学校と公立保育所を合わせて、平成26年度は4万9,408キログラム、平成27年度においては4万3,770キログラムで、前年と比べ5,638キログラ

ムの減少となっています。

取り組みにつきましては、栄養教諭による食に関する授業や給食時間帯における学校訪問を行っており、食べることの大切さや栄養面について伝えています。献立内容についても、広範囲にわたる食品や料理を選んで、毎日の献立に変化を持たせ、嫌いなものでも食べられるよう調理法を工夫しています。また、日本の伝統的な行事や食事文化を伝えるために、行事食や郷土食を盛り込んでいるところです。

給食は、児童生徒に喜ばれるよう心がけていますが、嗜好のみに迎合せず、バランスのとれた食事内容であるよう努めています。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、大変に御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問させていただきたいと思います。

まずもって、生ごみ削減ということで、阿見町では生ごみ処理容器——コンポスト、電動式生ごみ処理機で、そういったもので購入費補助金の交付が始まって、もう10年以上になるかと思えますけれども、それだけ前から助成があるにも関わらず、認知不足が否めません。そしてまた、隣接の自治体と、私も比較はさせていただきたいんですけれども、今後、助成を増額し、家庭から排出される生ごみの自家処理の推進を周知し、また新たに啓発はできないものでしょうか。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） は、お答えいたします。

私どものほうで把握している資料でいきますと、平成4年からやっているというようなことになってまして、ここ数年の補助の状況ですと、年間二十数件で、27年でいきますと、27件の申請で36基に対して補助をしていると。で、全国的な統計のデータから見ますと、使用している世帯というのが2%くらいだというような数字が出てるですけれども、ここ10年くらいの補助の件数から推測しますと、要は10年くらいは、1回購入すると10年くらいは使っているのではないかということで、過去10年間に申請があった件数の世帯は、今も使っているだろうという推測のもとになんですけど、それで計算しますと、1.6%くらいの——阿見町の場合ですね、数字が出るんですけど、全国の数字が2%だとすると、それよりはちょっと低くなっていますが、大体似たような線かなと。で、その数字というのは決して高い数字ではないと思います。

いろいろ要因はあるかとは思いますが、ごみの減量という視点からいけば有効な方法であるとは思っていますので、引き続き補助の制度は継続して、さらに、今、議員さん御指摘の啓発についても進めていきたい、取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変に啓発していくことが大切かなと思います。そして、調べさせていただいたんですけれども、県でもやっておりますけれども、電動式ごみ処理機が阿見町は1世帯1基ということで、上限が2。ほぼ44市町村大体2分の1は補助をしておりますけれども、どうして阿見町だけ3分の1なのかなという、そこがとても、ちょっと不思議でしょうがないんですけれども。で、あとは土浦市などもコンポスター、EMボカシですね、みんなEMボカシ等もコンポストと一緒に助成金をそろえて1基4,000円まで補助というような形で、手厚く、牛久なども4分の3までコンポスト、EMボカシを入れて上限1万円まで。まあ、阿見町は3,000円でございますけれども、龍ヶ崎なども、そういった3年で2基までとか、段ボールのコンポストセットもあると。毎年いろんな、そういうものに2,000円とかのわずかなものでありますけれども、そういったことを取り組んでおりますね。そういったEMボカシ、段ボールコンポスト、あと、最近JAでも取り組んでおりますけれども、もみ殻くん炭及び腐葉土の、そういったものも、今ですね、そういった助成をつけながら、200円、500円で安いものでございますけれども、そういうので少しでもということで各自治体は取り組んでおりますので、もう少し各自治体を調べていただいて、今後、ここで御返事できないかもしれないと思いますけれども、検討の余地はあるのかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） よく調査研究さしてもらいたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでですね、次に、阿見町では庁舎内に国の啓発用チラシを掲示して周知を図っているということでもありますけれども、御答弁ありましたけれども、どれだけの方が見ていただけるのかなと思いましたね。それで、どこに、まず、掲示してあるのかお聞きしたいと思います。

それで、国では、事業者と家庭双方における食品ロスの削減を目指して、2013年の10月から食品ロス削減国民運動のロゴマーク「ろすのん」というのを使用するなど、国民運動を展開しておりますが、こういったことも町民の皆さんにどれだけ周知されているのでしょうか。その辺の取り組みもお聞きいたしたいと思います。

また、横浜市ですね、小さく盛るメニュー、そしてハーフサイズの導入ですね——あんまり食べませんよっていう、あと、持ち帰りの希望者への対応、持ち帰り用の袋——ドギーバッグの活用、また、食べ残し削減に向けたポスターや呼びかけの啓発活動に協力する飲食店を食べ切り協力店として登録し、ステッカーをそのお店に掲示して、協力店を市のホームページに掲

載しているというものでございます。このような取り組みは、食品ロス削減に、阿見町にあっても大変有効であると思いますが、いかがでしょうか。まずもって、商工会そしてまた消費者団体、そしてまた関係団体を通して、そういった商品関係事業者に協力を求める、そういった運動・活動、そういった取り組みをしていただけないか、お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。消費者庁から出ております「今日から実践！食品ロス削減」こういったパンフレット。これは宴会編と家庭編になっております。これは消費者庁のほうから来ておりまして、町でつくっているものではないんですけれども、それを各戸に、なかなか配布をするということができないものですから、今は商工観光課の前のロビーのところに置いて啓発をするというふうなことでとどめております。

我々、消費行政を携わる部分について、食品ロスにかかわる部分が余り、今回、難波議員から御指摘をいただいた中で、ある程度そういった認識も押さえてきたというふうなところもございまして、余り積極的な取り組みはなかったようにも思います。ただ、町長が答弁したように、町の消費生活センターの方の出前講座の中で、賞味期限とか消費期限の違い、なかなか町民にとって、そういった消費期限・賞味期限というのは、なかなか、よく見ればわかるんですけれども、それを認識して、食品を取り扱うというふうな認識が薄れている部分があるので、そういった部分については、啓発をしてきたというふうなことでございます。

ですので、今後、いろいろこういったものも参考にしまして、また、先ほど、長野県松本市の30・10運動、こういった部分も、ちょうど宴会編の中で消費者庁の中でも同じことを書いてあるんですね。宴会が始まって30分までは味わいタイム、それと食べ切りタイムで、お開き前の10分は、もう一度料理を味わうというふうな、そういう啓発的な部分もありますので、町内の企業ですとか商工会の中でも、そういった部分の啓発はできるんじゃないかなというふうには思いますし、先ほど答弁の中にもありましたとおり、広報紙ですとかホームページの中でも、そういった食品ロスの、なるべく削減しようという取り組みは、これから必要になってくると思いますし、先ほど言われました、町の消費生活推進員さんもいらっしゃいますので、そういう人たちにも御協力をいただくというふうなこともしていく必要があるんだろうというふうに思っております。

2点目の、横浜市の食べ切り、バッグですか、ロスの持ち帰りバッグですとか、協力店の登録をして、ホームページ等で、その協力店をお願いするというふうな取り組みにつきましては、いろいろ後で、いろいろちょっと勉強させていただいて、いろいろ消費生活センターの方ですとか、消費生活推進員の方ですとか、商工会の人、そういった人たちの意見も聞きながら、どういうふうにやっていったらいいのかなということは、ちょっと考えていきたいなと。ただ、

それが阿見町に合うかどうかも含めてですけれども、少し勉強させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 実は、こういったドギーバッグというのは、結構、女性の間では、お店によっては、必ず出してくれますね。もうセッティングしてあって、カップで袋でいいですよって、もうかなり進んでいるお店は阿見町でもやっていただいております。そういった意味でも、さらに広がると、これはかなり底辺では、食品ロスは皆さんにもっと勉強していただきたいなというような、そういう下地は阿見町はできているかと思いますので、もっと周知とかしていくと、もっと減っていくのかなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それですね、あと、家庭における食品在庫の、在庫ですね、適切な管理や食材の有効活用の取り組みを初め、先ほどの飲食店の食べ切り運動、また持ち帰り運動なども、しっかりまた進めたいなと思っております。

町ではですね、次の質問なんですけれども、小口融資、生活困窮者に貸し付け、また食料等の物資提供を社協で実施していると思いますけれども、現在の支給数と、こういった物資を提供しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

町の社会福祉協議会のほうでは、生活支援物資の支給事業ということで実施をしております。実際に、例えば生活保護を申請をされたけれども、ある程度、支給決定までには時間を要しますので、その間どうしても生活に困窮してしまうというような場合にですね、生活物資の支給としましては、善意銀行等で委託いただきましたお米の払い出し、それから食品、主に缶詰ですとか、あるいはレトルト食品、即席のみそ汁、ふりかけとかですね、そういったもの、それから缶に入ったパンとか、こういったものを必要に応じて、地区の民生委員さんがですね、相談をしていただいて、必要と判断をした場合にですね、物資の支給を行うという事業を行っております。

件数といいますか利用者でございますけれども、ここ数年のところでいきますと、平成25年度が利用された方が17名、平成26年度25名、平成27年度が20名、平成28年度が9名、これ累計でございますので、同じ人が数回利用されている場合も含まれていると思いますけれども、以上のような状況になってございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そうしますと、フードバンクの活動は、社協と協議しながら検討

していくという御答弁でございましたけれども、今後、いつまでに、どこと連携して、どう取り組んでいかれるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。フードバンクなんですけども、全国のフードバンクは農林水産省のホームページなんかでも紹介をされております。それによりますと、茨城県におきましては、NPO法人フードバンク茨城というところがございます。一回聞くと忘れないといえますか、略をするとFBIだそうでございますので、印象には、なかなかすぐ残るんではないかなと思います。このNPOの活動でございますけども、今、議員おっしゃられたように、廃棄食品を減らして、同時に食の確保に困っている人を支援するというですね、もったいない、それをありがたいに変える活動ということを基本理念として活動をしているNPO法人でございます。

この活動の中で、生活困窮者を支援する団体などに、食べられるのに捨てられてしまう食品を届ける。そのために、家庭に眠っている食品を集める活動を、これフードドライブと言うんですけども、そういった活動を行ってございます。この活動の中で、食品を、家庭に眠っている食品を回収するのに、食品回収箱、「きずなボックス」と呼んでるそうでございますけども、これを、近隣自治体におきましては、社会福祉協議会に設置をされてるケースが多いということでございます。今後ですね、町の社協とも協議をしながら、なるべく早い時期に、このフードバンク茨城NPOのほうと、協定を恐らく結ぶようになるのではないかなと思いますけども、できれば今年度中ぐらいにですね、そういった協定のほうが進められればいいのかなというふうに思っておりまして、社会福祉協議会のほうともですね、協議を進めてまいりたいと思っております。

こういうボックスができれば、身近な地域で多くの方がですね、気軽に食のセーフティーネットを支える活動に参加できるというきっかけにもつながっていくと思いますので、そういったことを、なるべく早い時期にですね、推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。県内44市町村中30以上が、もう提携しているということで、ちょっと遅しという感もありますけれども、よろしく願いいたします。

それですね、貧困対策ということで、そういった提携いたしました後のお話ですけども、阿見町では、先ほども御質問ありましたけれども、要保護児童、また準要保護の児童生徒に子供の学習支援を、今、行っておりますけれども、そういった、阿見町で県とNPOの、龍ヶ崎

のNPO法人との提携で、今、やっておりますけれども、そういったの行ったときに、お菓子が出てたり、ちょっとおなかですいて来てるという状況を聞き及んでおりますので、そういったところにも利用できるのかどうか、お願いいたします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。今、御指摘の学習支援事業でございますけれども、これは生活困窮者自立支援法に基づきまして、福祉事務所設置自治体が行う任意の事業ということになります。阿見町は福祉事務所、市でなっていないんでね、福祉事務所設置はしておりませんので、この事業自体は県が主体となって実施をしているというところでございます。県がですね、龍ヶ崎のNGO法人ですかね、に委託をして実施をしているということでございますので、町が直接実施しているわけではないんですけども、こういった情報の提供なんかも県のほうに提供をして、もしそういうので活用できるのであれば、有効にですね、活用していただければと思いますので、町のほうからも県のほうにですね、情報提供のほうしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 阿見町は夏になるとスイカ、そしてまたメロン、そういったものが結構ありますので、そういったものなんかも協力できる面では、あげられるような状況になれば、子供たちも喜ぶのかなと思いますので、また協議して、ぜひお願いいたします。

それですとね、阿見町では災害備蓄食品の賞味期限を超えた有効活用の取り組みと、そしてまた、今後、未利用備蓄食品の有効活用の観点から、フードバンク等への寄附等の検討は、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。町の防災備蓄品の賞味期限を迎えるものに対する対応ということでお答えします。

確かに、本庁舎それから各避難所に防災備蓄品、食料のほうが備わっております。各それぞれ種類がありますが、およそ3年それから5年といったスパンで賞味期限を迎えるものが多かろうと思います。賞味期限をほぼ迎える品物に対しては、その期限が切れる前にですね、その年の町の防災訓練、そういったところで訓練に期限を迎える食物を出していて、そこで消化しているというところでございます。

で、もちろん賞味期限が切れたものについては、外部には提供できませんので、そういったものについては、職員の中で、先月も台風の待機等の勤務がありましたので、そういったところで消化しているというところでございます。

ですので、賞味期限を超えてしまった備蓄食料について、それを廃棄しているという経過は、今のところございません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、わかりました。ありがとうございました。また、そういった、今後フードバンクとの、そういったものができた場合には、そういったことも考えられるんでしょうか。その辺をお願いいたします。今は、全部ないということですが、今後は考えられますか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 要するに、今から半年後に賞味期限を迎えると。それであるならば、どのぐらい半年後に、もしも防災訓練があったとき、どのぐらい使うのかと。その余った分は、2カ月前にフードバンクにやったらどうでしょうかという、そういう話なんですよ。実際にはね。だから、そういう面では、やはり無駄にすることのないような状況を町はつくっていくということが大事なんで、それぞれやっぱり商品管理が、これは何月の何日までもつのかということ、やっぱりきちんと把握して、フードバンクとの、やっぱり関係をきちんとしていくということをやっていききたい、そう思います。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございました。破棄のないように、また、ぜひ緻密にフードバンクのほうとも、ぜひお願いできればと思います。よろしく願い申し上げます。

それですね、あと、給食のことなんですけど、残渣が50トン近く。それで昨年より5,638キロ減少したということですが、残菜率を教えてくださいと、またその再利用を何か考えていらっしゃるのか、またクリーンセンターにそのまま持ち込まれるわけですが、町の生ごみの量、またその変化ですね、まあ減ったということでもありますけど、町の生ごみの量はどうなっているのか。また、今後そういったことも含めてどのように考えていらっしゃるのか含めて御答弁をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

先ほど教育長から答弁さしていただきました中で、小中学校合わせたですね、残食の量が4万9,408キログラムでございますけども、すいません、率については把握してございません。今、計算すればいいんですけども。それから、これが26年度ですね、で、27年度が4万3,770ということでございます。率については、すいません、把握してございません。

で、今後のですね、考え方なんですけども、学校給食そのものはですね、ただ単に学校で食

べる昼食ということじゃなくてですね、教育活動の一環で位置づけられておりまして、栄養バランスのとれた食事を提供すること、成長期に当たる子供たちの心身の健康を増進し、体位の向上を図る、食に関する指導の生きた食材等によりつくっているということでございます。

ちなみに、学校のほうではですね、残食、残飯を減らす活動もしてございます。各小学校の取り組みを紹介しますと、栄養教諭による食に関する授業を行ったり、それから「ぺろりん賞」とか、あるいは半分ぐらい食べた児童には「がんばったで賞」とか、あるいは完食シールとか、給食員による残食量の調査等々をやっております。

また、給食の残食を減らすために、献立の工夫もしてございます。例えば、お月見の献立をしたり、それから七夕の献立をしたり、それから郷土食、日本の各地域の郷土色、あるいは世界の郷土色なんかも取り入れて、飽きのこないようなものにして残食を減らしていくというような取り組みをしてございます。

それから、今年度から栄養教諭が1名から2名になりましたので、子供たちとコミュニケーションをとりながらですね、メニューの改善をしていったり、あるいは食材の調達とか、つくる人たちの苦勞とか、あとは願いとか、そういうことも指導等をしてございます。

それから、残渣の利用については、新しい給食センターになりましたので、ある程度機能が整っているということでございますので、環境への影響とか、あるいは経費の削減等々がある場合には考えていきたいなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい。それでは、ただいま御質問の町の生ごみの量の廃棄量の推移でございます。

生ごみそのもの、可燃物の生ごみそのものは、通常、分別させずに可燃ごみとして処理いたしておりますので、手元に、可燃物の状況でございますが、平成27年度、前年度が総量で1万7,268トンでございました。対しまして、ちょうど10年前の平成17年の数字でございますが、1万7,734トンということで、ほぼ横ばいでございます。

一方ですね、霞クリーンセンターにおきまして、ごみ質の分析調査というものを年に4回、春夏秋冬、四半期ごとに実施しております。これは実際に集積に出されたごみを分析して、どのような内容物かということを実際に調査した資料でございます。それに基づきますと、3年間、平成25年より昨年度まで3年間の平均いたしますと、年間1,433トンということで、町民1人当たり生ごみが、可燃ごみが30.2キロ出ているという推計結果が出ております。これをもとにですね、平成19年の資料でございますが、農水省が裁量しているデータでございますが、京都市さんが詳細な調査を行っております。その結果をもとにしますと、議員御質問の食品ロ

スですね、食品ロスは、全体の22.2%という推計が出ておりますので、それをもとに推計いたしますと、町民1人当たり、当町におきましては年間6.7キロの食品ロスが出ているという推測が行っております。

町といたしましては、実際、一般家庭ごみですね、1人当たり1日当たり905グラムということで、これは県内44市町村中2番目に多い数字でございます。このようなことから、町といたしましても、ごみのさらなる減量化について取り組みをしてまいりたいと考えております。具体的には、事務局といたしまして、極端な例でございますが、北九州市が1枚当たり、ごみの袋ですね、袋を45円という、大変極端な例でございますが、値上げしたところ、あの100万都市でごみの量が翌年度から20%下がったという劇的な効果があるという事例もあります。何度も言いますが、極端な例でございますが、このような面も鑑みまして、今後も調査検討を進めながら削減に取り組みたいと思います。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。それで、さまざまな御努力されているわけでございますけれども、学校のほうに戻りますけれども、本当に栄養教諭に、また大変な御努力に敬意を表するものでございます。

牛久市では、お隣でバイオタウン構想ということで、EMですね、小学校で堆肥化、また中学校では生ごみ、コンポストと生ごみの電動の処理機とか、まあ、コンポストですね、それで堆肥化しているという。それを花や花壇に利用しているという、そういう体験も入れて、取り入れてということなんですけれども、給食センターの残渣処理、そういったことで学校別にはやってませんけれども、そういった何か阿見町でもやっている学校がございますでしょうか。教えてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい。申しわけございません。今の段階で調査しておりませんので、申しわけございません、はい。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、わかりました。ぜひ、そういった、教育として実際に体験、花壇とかありますので、そういった、隣でやってますので、そういったこともできるのではないかなと思いますので、研究していただきたいなと思います。もしかしたらやってるかもしれませんね、はい。

それでは、この間、給食センターの残渣廃棄物を見てまいりました。残飯と、あと残菜ですね、きれいに分かれて、割りばしと分類されておりましたけれども、まあ、とにかく、先ほど

の量のように、量が、本当にもったいない限りでございました。で、お聞きしたいんですけれども、こういった食品残渣、何かまた新たに、先ほど、前向きに検討はしなくてはという思いの御答弁いただきましたけれども、その中で、エコフィードって、この間、再利用のそういうお話も、私、聞いた1人なんですけれども、そういったことに認識がありましたら、御答弁をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答えします。

エコフィードでございますが、意味は環境に優しいとか節約するとかということで認識してございます。先ほど申し上げましたように、新給食センターになってから設備も大分整備されてきておりますし、残飯とそれ以外の残食についても、水分を抜いたりとかいうこともやってございます。で、そのような業者、以前、そういうように、何か利用できないかということ、たしか何年か前にやったことがあるんですけども、残渣の状況とか処分加工業者との利用活用の違いから断念した経緯がございます。ただ、今、大分変わってまいりましたので、改めて調査研究を行って、先ほど申し上げましたように、環境の配慮や経費の削減ができるのであれば、取り組んでいきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ぜひ、県にはエコフィード茨城協議会の方、そういった会がございますね。またそういった方からも直接お話を聞く機会がございましたけれども、かなりエコフィードを全県の中でやっているということでございますので、県の研究所入って、また県、また行政もその中に入っているということです。そういった中に阿見町も乗りおくれることなく、またお話を聞いて、取り入れられるものであれば、ぜひ前向きに考えていただけると、本当にありがたい、食品ロスの1つの手段になるかな、削減になるかなと思います。

それですね、その手法もいろいろあるということで、いろいろ乳酸菌のペーハーを下げ、飼料の保存性をこうかする、本当に1回聞いただけではわかんないようなお話でしたけれども、ぜひまたそういった勉強会、ぜひ研究していく、そういうのは価値が非常にあるかなと思いますので、その中でまた検討していただいて、阿見にあった、またやって、費用対効果というところかなり厳しいものがありますけれども、環境教育、そういった給食の中で、それで子供たちのそういうものを目で見ると、そういうのも非常に大切かなと思います。その辺も兼ねて、しっかりとまた精査しながらやっていただければいいのかなと思いますので、今後の課題ということで、ぜひよろしくをお願いいたします。大変にありがとうございました。

以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、13番難波千香子君の質問を終わります。

休会の件

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月16日から10月3日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 5時21分散会

第 4 号

〔 10 月 4 日 〕

平成28年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成28年10月4日（第4日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教 育 長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
管財課長	飯村弘一君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
道路公園課長	大塚康夫君
上下水道課長	坪田博君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成28年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成28年10月4日 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第82号 | 阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第84号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| | 議案第85号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第86号 | 阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について |
| | 議案第87号 | 阿見町立公民館条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第88号 | 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号） |
| | 議案第89号 | 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第90号 | 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第91号 | 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第92号 | 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第93号 | 平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第94号 | 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第95号 | 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第96号 | 平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第97号 | 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第98号 | 平成27年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第99号 | 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

- 議案第 1 0 0 号 平成 2 7 年度阿見町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 1 0 1 号 国交都再第 5 － 1 号西郷地内排水路整備工事請負契約について
- 議案第 1 0 2 号 国補下第 1 － 1 号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
- 議案第 1 0 3 号 町道第 4 1 0 5 号線大室地内道路改良工事請負契約について
- 議案第 1 0 4 号 大室地内堤脚水路改修工事請負契約について
- 日程第 6 請願第 3 号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 7 請願第 4 号 茨城県及び県内関係自治体に、「日本原電に対して東海第二原発の運転期間 2 0 年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願
- 日程第 8 意見書案第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第 9 意見書案第 2 号 東海第二原発の 2 0 年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書（案）
- 日程第 10 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前１０時００分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

議案第８２号 阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定
について

○議長（紙井和美君） 日程第１，議案第82号，阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る９月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君。

○１８番（佐藤幸明君） 動議。

○議長（紙井和美君） ただいま動議が発令されました。

18番佐藤幸明君。

○１８番（佐藤幸明君） 動議を提出します。

決算特別委員会で議論になりました、水道事務所に設置されました追尾型太陽光発電システムについて執行部から説明がございましたが、残念ながら納得できる内容ではなく、我々議員が町民にも説明できません。

議会のチェック機能の役割を果たすべく、地方自治法第100条の規定に基づく委員会の設置を求める動議を提出いたします。

○議長（紙井和美君） ただいま、18番佐藤幸明君から動議が発令されました。動議については、会議規則第16条の規定により、１名以上の賛成者が必要であります。賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 賛成と呼ぶ者がおりますので、この動議は所定の賛成者があり、成立いたしました。

18番佐藤幸明君の動議を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに

議題とすることについて採決いたします。ごめんなさい、ちょっとお待ちください。

しばらくお待ちください。

それでは、この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立少数であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題としないことに決しました。

しばらくお待ちください。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、10時20分といたします。

午前10時05分休憩

午前10時31分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの動議について、説明させていただきます。

動議は賛成者があり、動議は成立をいたしました。その後、直ちに日程追加することを先ほどお諮りしましたが、賛成少数で直ちに日程に追加することは否決されましたので、この動議は審議できませんが、本日予定されている議事日程が終了した後、再度、日程に追加することをここでお諮りしたいと思います。

再度、日程に追加することに賛成の諸君は……。最後に日程にさせていただきます。

失礼いたしました。議事が全部終了した後、日程を追加することを再度お諮りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 先ほど議長はですね、その追加の日程についてですね、賛否をとったんですけれども、その効力についてはいかがなんでしょうか。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで、恐れ入りますが、暫時休憩とさせていただきます。

午前10時35分休憩

午前11時23分再開

○議長（紙井和美君） それでは、議会を再開いたします。

ただいま協議した結果、本日予定されている議事日程が終了した後、動議の提案理由を申し上げていただいて、その後、日程に追加することをそのときにお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） それでは、そのようにさせていただきます。

執行部の皆様、本当にお待たせして申しわけありませんでした。本当に済みません。

それでは、日程第1，議案第82号……。

○16番（吉田憲市君） 議長，動議。

○議長（紙井和美君） 吉田議員。

○16番（吉田憲市君） 私は、道の駅整備に関する特別委員会の設置について、阿見町議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいま、16番吉田憲市君から動議が発令されました。道の駅整備に関する特別委員会の設置についての動議が出されました。

動議については、会議規則第16条の規定により1名以上の賛成者が必要であります。賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） それでは、動議が通りましたので、提出者から……。済みません。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

それでは、先ほどの動議と同じように、本日予定されている議事日程が終了した後、日程に追加することをお諮りします。そのときに、議案の説明をしていただきますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） それでは、そのようにさせていただきます。

○9番（海野隆君） 議長，動議を提出します。

○議長（紙井和美君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 私のほうから、プラチナタウン整備に関する特別委員会の設置について、上記案を阿見町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

○議長（紙井和美君） ただいま、9番海野隆君から動議が提出されました。

動議については、会議規則第16条の規定により1名以上の賛成者が必要とありますが、賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） この動議は、所定の賛成者がありますので成立いたしました。

それも先ほどの動議と同様に、本日予定されている議事日程が終了した後、議案の内容を説明していただいて、日程に追加することをお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） では、そのようにさせていただきます。

それでは、日程第1，議案第82号，阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。おはようございますの予定がこんにちはになってしまいました。

それでは、総務常任委員会からの御報告を申し上げます。

命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案についての審査の経過と結果を報告いたします。会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成28年9月23日午前10時に開会し、午前11時52分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長初めほか19名、議会事務局から2名の出席をいただきました。

議案第82号，阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、個別の条例に入る前に条例そのものについてお伺いいたします。今回の阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定ということになっておりますが、先日、全協で説明があり、目的らしいもの、通則条例みたいな形になるとお伺いしました。本来、指定管理者制度そのものに対する町の基本的な方針と、先日、全協で説明された説明書がありますが、これだと考えているのでしょうかという質疑に対し、先日、全協のほうで説明した資料の中でそういった方針をうたっていると思うのですが、そういったものに基づいて、今回、行うような状況でございますという答弁がありました。

次に、個別条例をお伺いします。第2条で公募が適さないと認められる場合、これはどういう場合か、どういう施設を想定しているのか、また、指定期間を規定する必要はないのかの質疑に対し、公募については、ケース・バイ・ケースで、その状況を見て判断ということもあるかと思います。例えば、前々から委託を受けていて、それを指定管理者を導入することによって引き続き継続してやっていただいたほうが効率的、効果的だろうというような場合、地域の住民とか地域住民の団体とかグループによる管理が効果的と考える場合、あるいは高度の専門性を要する場合、利用者等の関係性の維持が重要であるという等の理由によりまして、将来に

わたってその担い手が存在しなくなることも見込まれる場合、そういったものが一応この中に入ってくるのかなと思います。

期間につきましては、これは個々の——今回、道の駅のほうもありますけれども、そういった中で公募します。公募要綱の中で、指定期間をうたっていくような形になるかと思いますがとの答弁がありました。

次に、第7条の問題なのですが、専門的な意見を聞くことが必要であると認めたときは、選考委員会をすることもできる、第6条の解釈ではこれもできる、しなくてもいいということなのですが、専門的な意見を聞くことが必要であると、するしかないというのは、どこで決めるのですかという質疑に対し、各設置管理条例、施設の担当する所管課で町内部で協議していくとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第82号、阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決議に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第84号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
--------	---------------------------

議案第85号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
--------	--

議案第86号	阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について
--------	--------------------------

議案第87号	阿見町立公民館条例の一部改正について
--------	--------------------

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、議案第84号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第85号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第86号、阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について、議案第87号、阿見町立公民館条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第84号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたが、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論もなく、質疑、討論ともなく、議案第84号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第85号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項についてを報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、一般職6級と副町長と相当する職、支給額も費用弁償も変わらないようなんですが、この違いは何ですかという質疑に対し、これは旅費の関係ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第85号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第86号、阿見町男女共同参画センター条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、引っ越しの時期及びスケジュールについての質疑がありました。その回答として、基本的には、年末年始の期間を利用して実施したいと計画しております。中央公民館と開催日を同じくするので、1月4日から移転先で業務開始を予定、計画しておりますとの答弁がありました。

さらに、引っ越し作業に伴う経費はどの程度を想定しているのか、人員配置は変わらないのかの質疑に対し、今回、補正予算の167万8,000円をセンターのほうで計上しております。その中で、引っ越し作業に関するものは19万3,000円ほどと計上しております。職員体制について

は、現在のとおりの職員体制を考えておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第86号、阿見町男女共同参画センター条例の一部改正については全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月23日午後1時56分に開会し、午後2時38分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名全員で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第84号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第84号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第85号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第85号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第87号、阿見町立公民館条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、談話室の広さと収容人数、談話室が使えなくなってしまうことの対応はとの質疑に対して、まず、談話室の面積は48平米で定員が15名です。代替えのほうの措置は、2階に学習室Aと学習室Bがあり、学習室Aが20名、学習室のBが24名の定員数となっております。この学習室の利用状況は談話室よりかなり低いため、こちらに案内することを考えていますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第87号、阿見町立公民館条例の一部改正については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第84号から議案第87号までの4件についての委員長報告は、原案どおり可決であります。

本案4件については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第87号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第88号 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第89号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第92号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、議案第88号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第89号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第90号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第92号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長吉田憲一君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 先ほどに引き続きまして、議案第88号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会所管事項についての御報告を申し

上げます。

質疑を許しましたところ、9ページ、文書管理法制事務費で弁護士委託料12万3,000円を計上されているが、弁護士委託料の内容について教えてくださいとの質疑がありました。その回答として、今、裁判をやっており、それが結審したのですが、上告手続があつたので中間金が発生しました。その分の10万円と交通費の実費弁償分ですとの答弁がありました。

次に、裁判関係にこれまでかかった費用は、高裁に上告却下もしくは勝訴した場合に、このかかった費用というのは全部返却されるのかとの質疑に対し、裁判にかかった費用は着手金が税込み21万6,000円で、今度、東京高裁で裁判ですので、10万円の中間金が発生しております。勝った場合の報酬、費用については返ってきませんとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第88号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、先ほどに引き続きまして、御報告申し上げます。

議案第88号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、児童館施設維持管理費の工事請負で、上水道工事が64万8,000円あります。この工事の内容とはとの質疑に対して、小学校区児童館の給水工事の請負代になります。上下水道課で、JA茨城かすみの阿見支店から阿見中のプールに向かう道路の配水管布設工事を実施することに伴い、学校区児童館への配水管の取り出し工事を改めて行うこととなったため、取り出し部分から既存の配水管への接続工事を行うものと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、教育費の時間外勤務手当が229万2,000円とありますが、何人に対してどのような事業で時間外が発生したのかとの質疑に対して、11人という職員数ですが、この中で教育次長と学校教育課長を引くと時間外手当が発生するのは9人になります。学校教育課のほうで、今、学校再編と新小学校の建設について説明会、会議等を開いております。その時間が平日の夜に30回程度開いています。これからも同等の回数を開く予定があると思います。学校再編と小学校については、どちらも時間が決まった大事なことなので、職員全員で取り組んでいるため、時間外が発生しているという状況ですと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、平成28年

度阿見町一般会計補正予算（第2号），うち民生教育常任委員会所管事項については全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第89号，平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第89号，平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第92号，平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第92号，平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に，産業建設常任委員会委員長倉持松雄君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは，命によりまして，産業建設常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，平成28年9月26日午前10時に開会し，午前10時21分まで，時間的には非常に短かったのですが，この上なき慎重審議を行いました。出席委員は全委員で6名，議案説明のため執行部より天田町長を初め8名，事務局から2名の出席をいただきました。なお，傍聴者は5名でした。

まず初めに，議案第88号，平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち，産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，農業振興費の中に補助金として産地改革チャレンジ事業補助金というのがあるが，どういうものなのかとの質疑があり，執行部からは，この補助金は，今年度新設された茨城県の補助金で，ブランド化や6次産業化による付加価値の向上に対し，革新的な取り組みへのチャレンジを支援するものです。阿見町では2つの事業主体が申請しており，1つ目は阿見町認定農業者連絡会による農産物のブランドの確立の取り組みで，生産者の情報発信やPR，販路開拓，都内との直売交流，農業体験など幅広い活動を行っています。今後，さらに活動を拡充するためには，ホームページのリニューアルやロゴの作成，販売促進用のポスターなどの作成を行うものです。事業費は222万5,000円です。こ

の事業は、営利を主たる目的としないので、全額町負担となります。

2つ目は、認定農業者稲作クラブのお米を活かした米菓——せんべいの商品化の取り組みです。事業費は80万5,000円で、2分の1県補助ですので、町負担は40万2,000円となります。また、ヤーコンを使用した漬物商品化ということで、NPO日本ヤーコン協会ほか、ハスの実、ハチドリ、楽農人などの事業者が頑張っています。その他、新商品開発に伴う過去の事業としては、平成20年に予科練の街クッキーを筆頭に、湯苺のスイーツ、阿見グリーンメロンやヤーコンドレッシングなど、開発した商品は11種類以上あります。しかし、販売促進に至ってはいない状況です。今後、道の駅が実現化されるので、観光物産品としても、この商品を普及促進を図っていききたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、荒川本郷地区まちづくり事業の土地利用検討業務委託料について、どのような内容なのか説明をお願いしますとの質問があり、執行部からは、UR都市再生機構が荒川本郷地区内に所有していた土地を中心に、地区内の土地所有者とまちづくりについての勉強会をするということで毎年計上していましたが、今年度は町がURから地区内の土地を譲り受けたので、その土地を活用しながらまちづくりの方針づくりをするため、地区内の土地所有者に対し意向調査をするための不足分として追加計上した金額22万7,000円ということだそうですとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なく、討論を終結。採決に入り、議案第88号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第90号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ、公共下水道整備事業の工事内容の説明をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、国の補正予算で補助金がさらに上乗せされるということで手を挙げたもので、場所は荒川本郷地内で、下水道工事をやったところがかかなりひどくなっているのです、その部分の舗装の補修、舗装の復旧と、同じく荒川本郷地内の下水道の管渠工事ですとの答弁がありました。

その他、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第91号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、農業集落排水の経営戦略策定業務委託料はどのような内容なのかとの質疑があり、高資本に係る交付税というのがあり、料金が低い、かつ経営的なきちんとした計画ができていて、これ以上料金を上げるのは難しいだろうという部分に関して地

方交付税が交付され、年間約400万から700万ぐらいというところですが、この経営戦略を策定していないと交付税の対象にならないということで、今年度、経営戦略を策定して、来年度交付税をもらうために、今回、補正をしています。経営戦略の中身は、財政計画と経営戦略プランの策定の2つが主な柱となっていますとの答弁がありました。

次に、この経営戦略策定は前からあったのですかととの質疑があり、執行部からは、前からこの制度はあったが、有収水量の見方を間違えていたため前年度までは対象となっていなかったが、今回、見直しをかけて対象となるようにするため、今回策定するということです。この有収水量というのは、漏水のことです。

その他、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第88号から議案第92号までの5件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案5件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第92号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第93号 平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 95 号 平成 27 年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 96 号 平成 27 年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 97 号 平成 27 年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 98 号 平成 27 年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 99 号 平成 27 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 100 号 平成 27 年度阿見町水道事業会計決算の認定について

○議長（紙井和美君） それでは、日程第 4，議案第93号，平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について，議案第94号，平成27年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第95号，平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第96号，平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第97号，平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第98号，平成27年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第99号，平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について，議案第100号，平成27年度阿見町水道事業会計決算の認定について，以上 8 件を一括議題といたします。

本案については、去る 9 月13日の本会議において決算特別委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長佐藤幸明君，登壇願います。

〔決算特別委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○決算特別委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、命によりまして、決算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月16日、20日、21日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第93号，平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件あり，賛成多数により，原案を認定することに決しました。

続きまして、議案第94号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第95号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第96号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第97号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第98号、平成27年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第99号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第100号、平成27年度阿見町水道事業会計決算の認定については、反対討論が2件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、反対者から。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私は、議案第93号、平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定、議案第94号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第98号、平成27年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第99号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第100号、平成27年度阿見町水道事業会計決算の認定、この5点について反対討論を行います。

3日間、決算特別委員会での質疑応答の中で、マイナンバー制度の問題や零戦格納庫の問題など、私たち国民、町民の税金が不要不急なところに使われて、本当に必要とされている生活困窮者などの弱者に使われていないことがわかります。

マイナンバー制度では、多額の費用をかけた割には、トラブル等々で交付することができな

かった事例もありました。このマイナンバー制度ですが、予算に対しても私はこれを反対しましたが、これも不要不急の事柄ではないでしょうか。

零戦格納庫に関しても、大きな問題があります。これは、26年と27年の2カ年にかけて行った事業ですが、トータルで4,675万5,360円費用がかかっています。入館者数が26年度で5万8,850人、27年で6万1,313人と。2,463人増ですけども、27年の予算のときにですね、1万人増を目指すと言っていましたわけで、結果的には目標の4分の1というふうになりました。費用対効果を考えても、これではだめだと思います。

また、今回の決算ではありませんけども、給食センターの外灯の問題など、まだまだ不要な出費も考えられます。そういったことを申し上げまして、この一般会計決算認定には反対します。

続きまして、国保の問題ですけども、国保税が払えない人がいる。また、生活費を切り詰めてまでも、苦勞して頑張って支払っている人がたくさんいます。一般会計の中で、あれだけの無駄遣いをしている中、この税金の使い方、これは大きな問題ではないでしょうか。

国保税や介護保険料、これを下げることは十分可能です。また、後期高齢者医療制度についても、75歳以上を別の医療制度にさせること自体、私は反対しております。

最後に、水道会計ですけども、普及率や給水人口は増えているものの、総配水量は減少しています。決算委員会の中で、年間総配水量が前年度より25万2,304立方メートル減少したとあります。この減少は、大口の使用者が減ったからだということですが、それだけではないと思います。大口の使用水量は17万6,904立方メートルの減で、残りの7万5,400立方メートル、これは今まで使用していた水量の減です。つまり普及率や給水人口が増えても、水道料金の高さで節水をしてる人が多くいることを示しています。このことは、各世帯の使用水量が減少していることでもあり、その背景には、水道料金の問題、これがあるかと思います。

また、話が出た追尾式のソーラーパネル、これでも現状では費用対効果が逆転しています。これも不要不急の事柄です。このようなことから、水道会計に対しても反対をいたします。

以上5点、議案に反対いたしますが、どの項目でも必要ところに必要な税金が回っていないことが示されています。税金の使い方の見直しが必要ではないでしょうか。

以上で反対討論を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 賛成討論はなくていいんですね。大丈夫ですね。反対討論でいいんですか。

○議長（紙井和美君） どうぞ。

○９番（海野隆君） 賛成討論はないようですから。

私はですね、議案第93号、平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定及び議案第100号、平成27年度阿見町水道事業会計決算の認定について反対をいたします。

理由ですけれども、議案第93号、平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入については非常に努力の跡があるということで、委員会でも高く評価をさせていただきました。歳出についても、多くの予算については住民の福祉向上に役に立っているというふうに判断をいたしました。とりわけて、私がこの決算を認定しないという理由を申し上げます。

それは、平成27年の決算年度を通じて、給食センターの一体型ソーラー外灯ですね。これの維持管理について、どうも明確に説明がなかったと。決算年度を通じて故障の修理を行ってようすけれども、その故障の修理が直らないというようなこともございます。

したがって、私は、とりわけて給食センターに導入された一体型ソーラー外灯、この部分について認定をいたしません。反対します。

それから、議案第100号、水道事業会計決算の認定ですが、先ほど永井議員もお話しになっておりましたけれども、この水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システム、この太陽光発電システムについては、説明では、当初から、導入当初、平成26年度に導入されているわけですけれども、その当初から、導入当初からどうも不具合が発生していると。そして、その決算年度を通じて不具合の補修に努めたけれども、結局、補修をすることはできなかったと。これは、年度ではありませんけれども、さきの台風9号によって、その不具合が原因と思われることによって、風圧に耐え切れずに太陽光のパネルが損壊してしまうと、こういう状況になっていると。

これは、直接決算年度ではございませんけれども、ということで、この水道事業の認定については、反対をいたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第93号から議案第100号までの8件についての委員長報告は、原案認定であります。

本案8件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、順次採決をいたします。

初めに、議案第93号を採決いたします。

本案について、委員長報告は原案認定であります。

議案第93号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第93号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第94号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第94号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第94号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第95号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第95号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第96号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第96号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第97号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第97号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第98号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第98号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第98号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第99号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第99号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第99号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第100号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第100号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第100号は、原案どおり認定することに決しました。

議案第101号 国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について

議案第102号 国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について

議案第103号 町道第4105号線大室地内道路改良工事請負契約について

議案第104号 大室地内堤脚水路改修工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第101号、国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について、議案第102号、国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について、議案第103号、町道第4105号線大室地内道路改良工事請負契約について、議案第104号、大室地内堤脚水路改修工事請負契約について、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第101号、国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、阿見町がやっている取りおりについて説明をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、同種の工事で重複して指名されているもの、または重複して参加の希望がある者に対して、1本の工事をとった場合は次の工事には参加できないということになっていますとの答弁がありました。

次に、水道であれば、水道だけの同種工事についてということですかとの質疑があり、執行部からは、そのとおりですとの答弁がありました。

次に、取りおりの目的の説明をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、何本か出すということは、工期の短縮などの目的があり、同じ業者がとるなら、はなから分ける必要がなかったんだろう、分けないで1本で出せば安くできたんじゃないかということにもなりかねないので、あくまでも受注機会の拡大ということで、工事を分けて、より多くの業者が受注できるようにしていますとの答弁がありました。

次に、仕事を公平にするためにも、なぜ今回の4議案について取りおりの形にしなかったのかとの質疑があり、執行部からは、工種が違うので取りおりにないとの答弁がありました。

次に、特定建設事業とそうでないものはどういう形で分けているのかとの質疑があり、執行

部からは、下請に出す額が4,000万円以上の可能性があるものについては、特定建設業の許可がないと下請に出せないということで、工事費で6,000万あたりを目安に、それより大きいものについては特定建設事業の資格を持っている者、それより少ない者については一般建設業の許可を持っている者ということで条件をつけていますとの答弁がありました。

次に、下請に4,000万円以上出す、出さないというのはどこで判断するのですかと質疑があり、執行部からは、工事が大きくなればなるほど、例えば、何十億という工事で4,000万の下請も出さないということは考えられないので、工事の大きさに6,000万から7,000万ぐらいを目安に、それより大きいものについては特定建設業、それより小さいものについては一般建設業ということで条件を絞っていますとの答弁がありました。

その他、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第101号、国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第102号、国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について。これから以下のことは、3件同じ条件なので、まとめて御報告いたします。

それから、議案第102号、国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備請負についての契約に関しましては……。

ちょっと間違えました。失礼しました。訂正いたします。

議案第103号、町道第4105線大室地内道路改良工事請負契約について、それから、議案第104号、大室地内堤脚水路改修工事請負契約について、以上3件につきましては、同じ条件で採決いたしましたので、まとめて発表いたします。

この3件につきましては、質疑なく、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。以上、3件同じでございます。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の意見を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第101号から議案第104号までの4件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案4件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号から議案第104号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

請願第3号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願について、御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明があり、その後、質疑を許しましたところ、外国からつながる子供たちへの支援とはどういう意味かとの質疑に対して、外国からつながる子供というのは、お父さん、お母さんが技能教育のために外国から日本に来ていて、その子供たちが日本の学校に通っている。要するに、外国から来た方の子供たちのことを指しているとの答弁がございました。

次に、質疑を許しましたところ、毎年、この時期、同じような請願が出ています。去年は藤平議員、その前は柴原議員が請願紹介議員になっていました。今回の請願の中身と、昨年以前の中身が少し違います。昨年までは、小学校1年生、2年生の35人以下の学級、これを3年生以上に拡充というのがありました。今回は、その文言がないのですが、その件に関してはクリアされたのかどうかとの質疑に対して、1年生における35人学級は、茨城県も含め全国で20件ぐらいあると聞いています。また、茨城県においては、予算を計上し、2年生まで35人以下にしています。3年生以降についても要望は出していますが、平成17年に国庫負担金が2分の1から3分の1に減らされてきました。これをさらに減らす流れがあるということでは教育の充実が図れないため、請願を出した次第ですと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、教育予算の拡充はやっていただきたいと思いますが、教職員定数の改善に関しては、都市部を除いて地方のほうは少子化が大きな問題になっています。教職員の定数改善の詳しい説明をお願いしたいとの質疑に対して、児童数は減っていますが、

学習の障害を持った方、自閉症の方、そういう方の割合が年々増加しています。さまざまなことで先生の時間がとられたりして、教育の現場としては忙しくなっているというのが現実なようです。実際に、次の学習指導要領では、小学校5年生、6年生から英語の教科が入ってきたり、プログラミングの学習が推進されたりと、学習内容が増えていく傾向にあり、多様化してくるため、それに対応するには教員数の定数改善が必要だと考えますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、この件名に関しては、教育予算の拡充というふうに書いてありますが、趣旨のほうは、子供たちの豊かな学びを保障していくために教職員定数改善が不可欠。次に、国庫負担による裏づけされた定数改善計画の策定が必要というふうに書いてありますが、件名だと予算、趣旨だと定数になっています。何を求めているの請願なのかとの質疑に対して、基本的には、この請願事項が要点になります。確かに、趣旨ではわかりにくいところがあると思いますが、この請願事項に、1つ目が教職員定数改善の推進、2番目が義務教育費国庫負担制度を堅持する、3番目が震災の予算措置ということで、この3点を請願としておりますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願は、全委員が賛成し、採択いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第3号についての委員長報告は、採択であります。

本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

請願第4号	茨城県及び県内関係自治体に、「日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願
-------	--

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、請願第4号、茨城県及び県内関係自治体に、「日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、請願第4号、茨城県及び県内関係自治体に、「日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願についての審査の結果について、御報告を申し上げます。

最初に、紹介議員による請願の内容の説明を求めました。説明が終わりましたので、次に質疑を許しましたところ、活発な質疑がございまして、全委員、本当に全委員5名がですね、細かい高度な質問が活発に展開されました。その結果、全委員が、時期は別として原発廃炉であることは一致しているようでした。

質疑を終結し、紹介議員がここで退席をいたしました。次に討論を許しましたところ、賛成討論が1件ありました。反対討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。請願第4号、茨城県及び県内関係自治体に、「日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願は、全委員が賛成し、原案どおり採択をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 私も内容については賛成です。意見書案を知事に提出するのは賛成なんですけれども、この提出先が知事を除いて15首長さん。阿見町はこの中に入っていないんで、傍聴者が発言するというような形じゃないかと思うんですけど、それを私は申し伝えておきます。そのほかは賛成です。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第4号についての委員長報告は、採択であります。

本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、意見書案第1号、教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

12番川畑秀慈君、登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） それでは、意見書案第1号、教育予算の拡充を求める意見書（案）、これ、朗読をして説明にかえさせていただきます。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

平成28年10月4日。

提出者、阿見町議会議員、川畑秀慈。賛成者、永井義一及び柴原成一、栗原宜行、高野好央、石引大介。

提案理由。別紙意見書（案）のとおり。

意見書の提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

教育予算の拡充を求める意見書（案）。

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっており、教職員の多忙化が大きな社会問題となっている。また、いじめ・不登校などの課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。

学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している中、子供たちの豊かな学びを保障していくためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要不可欠である。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が

続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要である。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。また、東日本大震災の災害から、教育復興のためには政府としての人的・物的な援助や財政的な支援が必要であり、継続的な予算措置をしていくべきである。

したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させるため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記。１，子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。２，教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。３，東日本大震災等における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月4日。茨城県阿見町議会。

以上です。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字を削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字を削除願います。

意見書案第2号 東海第二原発の20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書（案）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、意見書案第2号、東海第二原発の20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

16番吉田憲市君、登壇願います。

〔16番吉田憲市君登壇〕

○16番（吉田憲市君） それでは、意見書案第2号、意見書（案）は、意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東海第二原発の20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書（案）。

福島第一原発事故に際し発せられた緊急事態宣言は、今なおそのまま続いている。溶け落ちた核燃料の状態を初め、原子炉格納容器内の状況が、手応えが正確に調査できない状況の中、事故の原因についてもいまだ確定的な結論が出ていない。

事故を最初に起こしたのは、運転期間40年になる老朽原発の1号機である。核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律——改正原子炉等規制法によれば、原子力規制委員会の許可を得て20年以内の1回に限り、運転延長ができるという規定があるが、原発の運転期間は、使用前検査に合格した日から起算して40年と定められている。

東海第二原発は、1978年11月28日に営業運転を開始してから38年が経過しようとしている。2011年3月11日の東日本大震災では、敷地地盤が水平に1.2メートル、垂直に0.2メートルの地殻変動が生じ、被災もしている。この原発にさらに過酷事故が起きた場合、半径30キロメートル以内、UPZ圏に居住する約100万人の県民に深刻な被害を生ずる可能性にとどまらず、阿見町にも大きな影響があると予測される。

阿見町議会は、平成24年3月8日、東海第二原発の廃炉を求める請願を全会一致で採択し、東海第二原発の廃炉を求める決議を行った。この決議では、東海第二原発は運転開始から34年も経過した老朽原発であり、老朽化に伴う事故やトラブルの危険が現実味を帯びている。政府は、原発の運転期間を原則40年とし、40年を超えている福井の日本原子力発電敦賀1号機と関

西電力美浜1号機の運転再開は困難との認識を示したことから、老朽原発の危険性は明らかであるとしている。

しかるに、日本原子力発電株式会社は、東海第二原発の20年延長を申請しようとしている。そこで、茨城県知事並びに原子力所在地域首長懇談会——座長東海村長、東海第二原発発電所安全対策首長会議——座長は水戸市長の関係自治体の首長に対し、日本原電に対して当該申請をしないよう働きかけることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月4日。茨城県阿見町議会。

提出先、茨城県知事、東海村長、水戸市長、日立市長、常陸太田市長、高萩市長、大洗町長、笠間市長、ひたちなか市長、常陸大宮市長、那珂市長、鉾田市長、小美玉市長、茨城町長、城里町長、大子町長。

以上です。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字を削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字

の削除をお願いします。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

地方自治法第100条の規定による事務の調査をなすための特別委員会を設置する動議

道の駅整備に関する特別委員会の設置についての動議

プラチナタウン整備に関する特別委員会の設置についての動議

○議長（紙井和美君） それでは、本日、開会後に成立しました3件の動議について、順次、動議提案の理由の説明をお願いいたします。

まず、地方自治法第100条の規定による事務の調査をなすための特別委員会を設置する動議について、提案の理由の説明をお願いします。自席において説明をお願いいたします。

18番佐藤幸明君。

○18番（佐藤幸明君） 地方自治法第100条の規定による事務の調査をなすための特別委員会を設置する動議の提案理由を説明します。

水道事務所における追尾型太陽光発電システムについて、さきの決算委員会において、町長が指導し職員に指示し、導入したことは明らかになった。水道事務所における追尾型太陽光発電システムは、議会への説明責任を果たさず導入されている。導入直後から太陽を追尾しないことを議会からたびたび指摘されている。

決算委員会では、担当した上下水道課長から、そもそも竣工検査直後から不具合が発生しており、保険にも加入できない事態だったことが明らかになった。さらに、その後もたびたび修理するものの、不具合が解消せず今日に至ってること、また、台風9号時には、風速20メートルではパネルが水平になり、風圧を減殺するという仕様だったにもかかわらず水平にならず、

風圧の直撃を受けてパネルが落下、損壊するという事態になったとの説明があった。

その後、追尾型太陽光発電システムは、全機が取り外されて発電もしていない。製造した業者は既に倒産しているという説明もあった。製品補償、保険加入、メンテナンス契約について明確な説明はなく、導入から損壊に至る全ての過程が不透明である。

地方公営企業会計である水道事業会計制度は、官庁会計ではなく企業会計に移行することになった。水道事業会計は、事業運営に必要な経費のほとんどを水道事業の収入で賄う独立採算制で運営されている。したがって、企業の財政状態や経営成績によって、より公正な、透明な運営が求められていることは言うまでもない。

本議会は、議会の責任を果たすために、特に不透明な水道事務所における追尾型太陽光発電システムについて、地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うため特別委員会を設置し、客観的なデータ及び事実関係の確認を行う。それにより、行政に対する信頼の回復を図る目的で設置したい。

議員各位の御賛同をお願いします。

○議長（紙井和美君） 提案の理由の説明は終わりました。

それでは、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立少数であります。

よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題としないことに決しました。

次に、道の駅整備に関する特別委員会の設置についての動議について、提案の理由の説明をお願いいたします。

16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） それでは、道の駅整備に関する特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

道の駅は、整備予定場所の予期せぬ湧水等により、整備時期が予定より1年間遅延し、本来の国民体育大会開催時に合わせることができなかった。また、道の駅成功に直結する阿見町独自の特産物や土産品の開発が進まないなど、現状に多くの課題が残っております。

総事業費20億円を投じる大きな事業であり、責任ある議決と事業成功のため、議会には適正な判断が求められていると思います。

よって、地方自治法第110条及び阿見町議会委員会条例第4条の規定により特別委員会を設置、提案するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（紙井和美君） 提案理由の説明は終わりました。

それでは、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立少数であります。

よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題としないことに決しました。

次に、プラチナタウン整備に関する特別委員会の設置についての動議について、提案の理由の説明をお願いいたします。

9 番海野隆君。

○9 番（海野隆君） それでは、プラチナタウン整備に関する特別委員会の設置について、議案の提案理由を御説明いたします。

阿見町プラチナタウン基本構想は、地域再生計画として国の認証を受け、都市部の健全な高齢者の移住に伴う土地利用促進と雇用促進が期待されております。一方、高齢者の増加による福祉や医療の問題も懸念されております。プラチナタウン構想は、地方創生の総合戦略に位置づけられており、今後の阿見町の将来を左右する重要な事業であります。

よって、地方自治法第110条及び阿見町議会委員会条例第4条の規定により特別委員会設置を提案するものであります。

○議長（紙井和美君） 提案の理由の説明が終わりました。

それでは、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立少数であります。

よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題としないことに決しました。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、これで本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもって、平成28年第3回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 吉 田 憲 市

署 名 員 倉 持 松 雄

参 考 資 料

平成28年第3回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第82号	阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
	議案第84号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	議案第85号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	議案第86号	阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について
	議案第88号	平成28年度阿見町一般会計補正予算(第2号) 内 総務常任委員会所管事項
	請願第4号	茨城県及び県内関係自治体に、「日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書」を提出するよう求める請願
民 生 教 育 常 任 委 員 会	議案第84号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第85号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第87号	阿見町立公民館条例の一部改正について
	議案第88号	平成28年度阿見町一般会計補正予算(第2号) 内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第89号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第92号 請願第3号	平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第2号) 教育予算の拡充を求める請願
産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第88号	平成28年度阿見町一般会計補正予算(第2号) 内 産業建設常任委員会所管事項

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第90号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第91号	平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第101号	国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について
	議案第102号	国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
	議案第103号 議案第104号	町道第4105号線大室地内道路改良工事請負契約について 大室地内堤脚水路改修工事請負契約について
決算特別委員会	議案第93号	平成27年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第94号	平成27年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第95号	平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第96号	平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第97号	平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第98号	平成27年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第99号	平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第100号	平成27年度阿見町水道事業会計決算の認定について

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成28年6月～平成28年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	7月4日	第2委員会室	・平成28年第2回臨時会会期日程等について ・その他
	8月17日	第2委員会室	・平成28年第3回臨時会会期日程等について ・その他
	9月6日	第2委員会室	・平成28年第3回定例会会期日程等について ・その他
議 会 報 告 運 営 委 員 会	7月4日	第2委員会室	・議会報告会の今後の運営等について ・その他
	8月2日	小美玉市	・第2回小美玉市議会報告会傍聴 ・その他
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	7月7日	第2委員会室	・議会だより第149号の発行について ・その他
	7月21日	第2委員会室	・議会だより第149号の発行について ・その他
全 員 協 議 会	7月11日	全員協議会室	・道の駅整備に関する基本設計について

全 員 協 議 会	7 月 11 日	全員協議会室	・ 本郷地区新小学校建設事業の進捗状況について ・ 平成29年度町行政施策及び予算要望について ・ その他
	8 月 1 日	全員協議会室	・ 平成29年度町行政施策及び予算要望について ・ その他
	9 月 6 日	全員協議会室	・ 阿見町公共施設等総合管理計画の策定進捗状況について ・ 阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について ・ 道の駅に関する指定管理予定者の募集のフローについて ・ 空家等対策計画策定について ・ 阿見町男女共同参画センターの移転について ・ 民間保育所整備について ・ 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について ・ 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・ 阿見町立学校再編事業及び本郷地区新小学校建設事業の進捗状況について ・ その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月3日	第2回全員協議会 ・ 広域連合長提出議案の概略説明について ・ 平成28年第2回広域連合議会定例会開会までの日程等について		川畑秀慈
	8月18日	第2回定例会 ・ 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） ・ 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ・ 訴えの提起について ・ 訴えの提起について ・ 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） ・ 専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任） ・ 平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案承認 原案承認 小沼均氏 （水戸市） 原案認定	川畑秀慈

茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月18日	後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		川畑秀慈
稲敷地方広域市町村圏事務組合	8月5日	第2回臨時会 ・高規格救急自動車の取得について ・救助工作車の取得について	原案可決 原案可決	佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博

請 願 文 書 表

平成28年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
3	平成 28 年 9 月 5 日	1. 件 名 教育予算の拡充を求める請願 2. 主 旨 日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害のある子どもたちへの合理的配慮、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちのゆたかな学びを保障していくためには、教職員定数改善が不可欠です。 第7次教職員定数改善計画の10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。そのため、本県を含むいくつかの自治体においては、独自財源による定数措置を行い対応しています。しかしながら、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 また、東日本大震災以降、学校施設の被害や子どもたちの心のケアの問題、子どもたち、教職員の負担増など教育関係の影響がいまだに残っており、政府として人的・物的な援助や財政的な支援をすべきと考えます。 こうした観点から、2017年度政府の予算編成において教育予算の拡充が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書提出を請願いたします。 (請願事項) 1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。 3. 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。	茨城県教育組合 茨城県水戸市笠原町吉田978番地他128名 茨城教育会館2F	井田 真一	

請 願 文 書 表

平成28年第 3 回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
4	平成 28 年 9 月 5 日	1. 件 名 茨城県及び県内関係自治体に『日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書』を提出するよう求める請願 2. 主 旨 福島第一原発事故に際し発せられた緊急事態宣言は今なおそのまま続いています。溶け落ちた核燃料の状態をはじめ原子炉、格納容器内の状態が正確に調査できない現状の中で、事故の原因についても未だ確定的な結論が出ていません。事故を最初に起こしたのは運転期間40年になる老朽原発の1号機でした。 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(改正原子炉等規制法)によれば、原子力規制委員会の許可を得て20年以内の一回限りの運転延長ができるという規定はありますが、原発の運転期間は「(使用前)検査に合格した日から起算して四十年」と定められています。 東海第二原発は、1978年11月28日に営業運転を開始してから38年が経過しようとしています。2011年3月11日の東日本大震災では、敷地地盤が水平に1.2m、垂直に0.2mの地殻変動が生じ、被災した原発です。この原発に、さらに過酷事故が起きた場合、半径30キロメートル内(U P Z 圏)に居住する約百万人の県民に深刻な被害が生じる可能性があります。阿見町にも大きな影響があると予測されます。 阿見町議会は、2012年(平成24年)3月8日、「東海第二原発の廃炉を求める請願」を全会一致で採択しました。 しかるに、日本原子力発電株式会社(以下、日本原電と称す)は、東海第二原発再稼働及び20年運転延長を申請しようとしています。そこで、阿見町議会から、茨城県知事並びに原子力所在地域首長懇談会(座長東海村長)、東海第二発電所安全対策首長会議(座長水戸市長)の関係自治体の首長に対し、日本原電に対して当該申請をしないよう働きかけることを求める意見書を提出するよう請願致します。 (請願事項) 地方自治法99条の規定に基づき、関係行政庁(茨城県知事、並びに原子力所在地域首長懇談会(座長東海村長)、東	茨石 城引 県美 稲都 敷里 郡阿 見町 飯倉 40	久保 谷 充	

4		海第二発電所安全対策首長会議（座長水戸市長）の関係自治体の首長）が、日本原電に対して東海第2原発の20年延長申請をしないよう働きかけることを求める意見書を提出するよう地方自治法第124条の規定により請願します。			
---	--	---	--	--	--